2444

昭和六年四月

朝鮮軍司令部

道知事会議提出事項

朝鮮軍司令部

391.2

M4-43

391.2

朝鮮軍司令部ヲシテ

道知事會議提出事項

昭和八年四月十二日

朝鮮軍司令部

道知事會議提出事項

朝鮮軍司令部

一、現役兵ヲ出セル家庭ノ經濟的負擔輕減ニ關スル件

現役兵ヲ出セル家庭中ニハ貧困者相當ニ多ク入退營時ノ餞別、答禮、土産物ノ費用竝壯丁入營ノ爲生スル收入減等ニ依ル負擔增加ニ苦ミアル狀況ナリ

故ニ現役兵ノ入退營時ノ送迎ハ簡素ヲ旨トシ精神的ニ行ヒ之カ關禮ノ爲本人竝家庭ヲシテ經濟的ニ苦メサル樣一般民衆ニ普及徹底セシムル樣配慮相煩度

尙本件ハ貧困者ノミナラス資產家ノ家庭ニ於テモ充分考慮スルニ非レハ到底實現シ得サルニ付此點特ニ配慮ヲ望ム

現役兵ヲ出セル家庭ノ經濟的負擔狀況別紙調査表ノ如シ

現役兵ヲ出セル家庭ノ經濟的負擔調査表

第二十師團　第十九師團

調査事項 / 師團別 / 隊別	摘要
歩七三	一、入營者ノ被服費
歩七四 歩七五	二、親戚知人ニ對スル餞別費
歩七六 騎二七	三、其他雜件
砲二五 工一九	
歩七八 歩九 騎二八 砲二六 工二。	
龍兵	

入營兵準備費	現役中ノ便宜（額）但シ父兄ヨリ送金	本人現役服務ノ爲家庭ニ於ケル收入減少額又ハ之カタメ傭入使用狀況	除隊ノ爲ノ雜費	備考
58 39 円	1 20 円	378 10 円	51 44 円	一、本調査ハ一名ニ對スル一年分又ハ一ケ月分ノ統計又ハ見込額トス
73 71	1 27	245 77	36 33	
77 37	0	137 35	75 12	
35 97	47	330 44	43 33	
40 50	53	365 22	39 45	
56 43	48	464 77	45 07	
275 00	1 62	740 00	22 00	
48 40	456	258 60	38 15	
63 53	305	349 80	65 89	
84 00	2 10	276 00	20 00	
77 73	1 07	357 00	51 82	
63 00	70	360 00	30 00	
97 74	0	446 28	60 00	

俸給ハ毎旬若干貯金ヲ行ヒアルモ鄕里ヨリ送金ヲ受ケタルモノ

本人ノ入營ニ依ル收入減額ヲ主トシ之ニ傭人使用者若干アリ

一、除隊服ノ準備費
二、土產物購入費
三、其他雜件

一、管理管轄國有財産ニ關スル件

保管依託並地方諸機關ニ使用承認中ノ當軍保管國有財産ハ關係當局ノ配慮ニ依リ其維持保存概ネ良況ナルハ深ク感謝スル所ナリ

然レトモ從來軍用地ニ無斷建造物ヲ築設セラレタル爲之カ處置ニ窮シタル事例アルヲ以テ將來如斯事ナキ樣監督指導セラレ度

尙當用地中境界不明瞭ナル部分又ハ前項建物ニシテ甚シク衰損シ存置ノ價値ナシト認メラレタルモノ等アラハ隨時其狀況ヲ通報セラレ度

一、朝鮮出身將校生徒志願者奬勵ノ件

近來朝鮮出身將校生徒殆ト絶無トナリタルモ將來有爲ナル朝鮮出身將校ノ活躍ニ俟ツモノ益々多カルヘキニ鑑ミ優秀ナル候補者ノ應募スル如ク鋭力セラレンコトヲ望ム

一、警察官兵事主任官ノ兵事事務講習會開催ノ件

近來鮮內居住在鄕軍人數ハ著シク增加シ其ノ移動モ亦頻繁トナリ警察官兵

事務主任者ノ業務ヲ簡素化セムヲ以テ適宜ノ時機ニ於テ開催シ
協力シ兵事事務主任者ノ講習等ヲ開催シ事務遂行ノ円滑ヲ期セラルル様
配慮アリ度

二、徴兵検査並簡閲点呼等ニ関シ以下参列セラレ度件

徴兵検査並簡閲点呼ニ際シ、府尹、郡守、邑面長等ノ参列ヲ見ルハ壮
丁並参會者ニ対シ精神上良好ナル影響ヲ與フル所大ナリト思考セラルルヲ
以テ各テ参列相成様希望ス

六、学校教練ノ向上ニ關スル件

1、聯合野外教練ノ実施ニ就テ

中等学校以上ノ聯合野外教練ヲ地方長官統裁ノ下ニ実施セラルルハ其
効果至大ナリト思考セラルルヲ以テ将来此種教練ヲ可成多ク実施セラ
レンコトヲ希望ス

2、教練教師ノ充實ニ就テ

中等学校中ニハ生徒数及学級数ニ対シ教練教師者少ナク甚タシキハ単
ニ配属将校ニノミ委シアル所アルモ斯クテハ其目的ヲ達成シ得サルニ
付適ニ所要ノ教練教師ヲ採用セシムル様配慮相煩度

3、教練ノ為ノ設備ニ就テ

校内ニ射撃ニ關スル綜合教育上重要ナル課目ナルヲ以テ室除所在
地ニシテ其射撃場ヲ利用シ得ルモノノ外学校ニ於テ簡易ナル狭窄射撃
場ヲ設備セラレムコトヲ望ム又銃器弾薬ノ格納設備ハ治安維持上ニモ
関聯スルヲ以テ不備ナカラシムル様配慮セラレ度シ

4、配属将校ノ他校兼務ニ就テ

配属将校カ他校ヲ兼務シテ教練上ノ参考ニ供スルハ緊要ナルヲ以テ必
校ニ旅費配當ヲ除ニ於テノ之ヲ考慮シ且為シ得レハ之ヲ一部分合理スルカ
如キ方法ヲ講セラレ度シ

七、青年訓練所ニ關スル件

1、指導員ノ技術向上ニ就テ

青年訓練ノ成果ハ指導員ノ技能ニ俟ツ所大ナルヲ以テ其部ニ於テハ勤

務演習召集時、現役兵ノ除隊前或ハ在鄉軍人會ノ會合ノ際等ニ於テモ主事、指導員等ノ爲研究會或ハ講習會等ヲ開催シ其技能向上ヲ圖ラレ度然ルトキハ聯合部ニ於テモ出來得ル限リ協力援助ヲ爲スヘシ

2、青年訓練所入所者ノ增加及出席皆勤ニ就テ

朝鮮ニ於ケル青年訓練所數及入所者數ハ近來著シク增加ノ傾向ニアリト雖內地ノ夫ニ比スレハ未タ大ナル懸隔ヲ有シ且其出席率モ亦不良ナルヲ以テ勵精ヲ得ル毎ニ入所者ノ增加竝出席率ノ向上ニ對シ配慮相煩度

既中鮮人ノ入所增加ヲ圖ルコトハ鮮人青年ノ資質向上ノ爲等閑視スヘカラサルコトト思料ス

尙都市青年ノ動向ハ直ニ地方青年ニ影響スル所大ナルヲ以テ都市青年特ニ官公署ノ屬僚人ヲシテ率先入所セシメ以テ全鮮ニ範ヲ示サシムル如ク指導セラレンコトヲ望ム

3、青年訓練所費ノ地方負擔ニ就テ

青年訓練ハ兵役上ノ特典ニモ關係スルノ要アルト將來本訓練ハ獨リ內地人ノミナラス廣ク朝鮮人ニモ普及スルコト緊要ナルモ現在ノ如ク國庫補助ノミヲ以テシテハ其ノ增設ハ到底企及スル能ハサル情況ニ在リ本訓練ハ其趣旨目的ニ鑑ルモ地方費ヲ以テ其ノ一部ヲ負擔スルコトモ考慮シ得ヘキ一條件ナリト思考セラルルニ付當局ニ於テ可然御研究相煩度シ

4、青年訓練ノ奬勵ニ就テ

總督府及道當局カ青年訓練ニ關心ヲ持チ之ヲ奬勵セラルルコトハ本訓練ノ成果ヲ擧クルニ最モ有效ナルヲ以テ查閱其他訓練大會等機會ヲ設ケテ努メテ之ヲ視察奬勵スル外青年訓練所ニ對スル功勞者及生徒中優良ナルヘキモノノ表彰等ノ方法ヲ講セラレ度シ

5、在鄉軍人會ニ關スル件

1、在鄉軍人會ヲ利用スル點デ

在鄉軍人會ノ事業經營等ニ關シテハ漸テ同情ト後援トヲ學ブノ必要ヲ認ムルモノアリ

健全ナル發達ヲ遂ケツツアルハ感謝ニ堪ヘサル所ナルモ在鄉軍人會ハ動モスレハ單ニ軍部關係ノ團體ナルカ如ク誤解セラレ易ク眞ニ地方公益團體トシテノ利用スル上ニ於テ遺憾ノ點無シトセサルヲ以テ特ニ配慮ヲ望ム

2、官公吏ノ職ニアル在鄉軍人ニ對シテハ蓋タ迷惑ナル事トハ思ハレサルモ其勤務時間中ニ在鄉軍人會ノ諸會合ヲ催サルル場合ニハ昭和三年九月警第八四一號ヲ以テ政務總監ヨリ各道知事宛ノ通牒ニモアルカ如ク進ンテノ出席セシムル樣便宜ヲ供與セラレ度シ

3、在鄉軍人會ノ補助ニ就テ

在鄉軍人會ノ補助ニ關シテハ總督府豫算ニ於テノ計上セラルル如ク配慮セラレツツアルモ尙地方費ニ於テモノ補助スル如ク研究ヲ望ム

內地各府縣ニ於テハ國庫補助ニ加フルニ府縣及町村費ヲ以テ國庫補助額ニ對スル額ノ補助ヲ爲シツツアリ

朝鮮ニ於テハ地方費トシテハ內鮮人ノ關係ニ就キ特ニ考慮ヲ要スルモノアリト雖一面ニ於テハ在鄉軍人トシテノ使命ハ內地ニ比シ一層重大ナルモノアルコトニ想ヒ致シ將ニ高配ヲ煩ハシ度シ

4、國防經費ニ關スル件

國防思想ヲ普及シ時局ニ對スル正當ナル認識ヲ得セシメ以テ非常時ニ處スル國民ノ覺醒ト結束トヲ助長スル目的ヲ以テ舊態ノ各地ニ設立セラレ殊ニ從來此種問題ニ殆ト無關心ナル朝鮮人カ率ロ積極的ニ內地人ト協力シ其ノ目的ヲ達成セムトシツツアルハ內鮮融和上ニモ貢獻スルコト大ニシテ慶ニ悅ヘキ現象ナリ然レトモ其ノ發展ト事業ノ實績ヲ擧クルト否トハ地方ノ現狀ニ鑑ミ當道ノ指導援助其ノ宜シキヲ得ルヤ否ヤニ存スルヲ以テ地方當局ニ於テモ充分ナル援助ヲ與ヘ地方ノ情況ニ應シテノ實施指導ノ勞ヲ採ル如ク指導ヲ望ム

一〇、兵制六十周年記念事業ニ関スル件

昨年同記念事業ニ関シテハ種々配慮ヲ煩ハシ特ニ在郷軍人所在不明者竝ニ兵役金未済所在不明者ノ調査ニ際スル地方官憲ノ異常ナル活動ニ対シテハ深ク感謝スル所ナリ

一一、演習等ノ際ニ於ケル接待ニ関スル件

軍隊ノ行進、演習等ノ際ニ於ケル地方官民ノ熱誠ナル歓待ニ対シテハ感激ニ堪ヘザル所ナルモ往々ニシテ将校下士官等ノ招宴其他物質的方面ニ於ケル官民ノ負担ヲ大ナラシムルガ如キハ其ノ本旨ニアラサルヲ以テ精神的方面ニ重キヲ置キ待遇スル様指導ヲ望ム又演習計畫等トノ関係モアルヲ以テ接待ノ方法等ニ関シテハ予メ当該部隊ト連絡セシメラルレハ幸甚ナリ

一二、防空演習ニ就テ

来ル六月中旬京城ヲ中心トスル防空演習ヲ実施シ軍部ト一般官民トノ協同ニ関シ一般官民ノ防空要領等ヲ実地ニ研究シ以テ全鮮的防空ノ参考ニ資シ度シ

本演習ニ関シテモ有形無形上各位ノ多大ナル御協力ヲ煩シ度

一三、軍人後援及国防献金品ニ就テ

出征皇軍ヲ最関敬礼シテ後顧ノ憂無カラシメ且死傷者ニ対スル慰藉ニ遺憾ナキカラシムルコト等ニ関シテハ地方當局ノ指導ト国民ノ熱誠トニ依リ既往ノ比ニアラス更ニ見ル可キ成績ヲ挙ケツツアル外国防ノ為ノ献金品ノ如キモ渺カラサル額ニ上リツツアルハ洵ニ感激ニ堪ヘサル処ニシテ此間ニ於ケル各位ノ特別ナル御尽力ニ対シ深厚ナル謝意ヲ表ス

献納国防金品ニ関シテハ其ノ額ノ多寡ヲ問ハス国民敬意ノ迸トシテ現ハレルモノヲ顕彰セシメ其ノ希望ヲ充足セシムルコトニ特段努力シツツアリ

尚此種ノ事業ニ関聯シ中央ニ於テモ帝国在人後援会ノ振興策ニ就キ計畫セラレツツアルヲ以テ是ニ何分ノ援助ニ預ルコトトナルヘシ

尚内地ニ於テハ東京及大阪ヲ中心トスル国防婦人会ナルモノヲ組織シ非常時ニ於ケル婦人ノ国防的活動ヲ企図シツツアリ朝鮮婦人ノ参加ヲモ懇切シ

ツツアルカ如キモ各種導入關係ト之ニ關聯スル研究ノ要アルヘシ

一、總督府當部間ノ關係ニ關スル件

青年訓練、學校教練、在鄉軍人會及召集事務ニ關シ先ツ總督府當部間ニ於テ別紙ノ如ク打合ヲ行ヘリ其ノ內容中ニハ軍ニ關聯セル事項モアルモ研究ノ上之カ實現ヲ期スル樣高配ヲ煩ハシ度

M4-44

M4-47

1611 3 320
536

542

米穀対策関係諸法令

（未定稿）

農林省・農林局

昭和十年一月

12.
611.31

米穀對策關係法令

一、米穀管理法制定（又ハ米穀統制法中改正ノ件）〔法律〕
二、仝　施行令制定（又ハ施行令中改正ノ件）〔勅令〕
三、仝　施行規則制定（又ハ施行規則中改正ノ件）〔府省令〕
四、米穀管理組合法制定ノ件〔法律〕
五、米穀管理組合法ヲ臺灣ニ施行スルノ件〔勅令〕
六、朝鮮米穀管理組合令制定ノ件〔制令〕
七、米穀管理組合法又ハ朝鮮米穀管理組合令ニ關スル施行細則制定ノ件〔府省令〕
八、米穀貯藏奬勵規則制定ノ件〔府省令〕

九、米穀統制法第十條及第十一條（生産費調査ニ關スル件）ヲ朝鮮及臺湾ニ施行スル件　〔勅令〕

十、同施行令中改正ノ件　〔勅令〕

法律第　號

米穀管理法案（又ハ米穀統制法中改正ノ件）

第一條　政府ハ内地、朝鮮及台湾ヲ通ジ米穀ノ供給數量著シク過剰ナリト認ムルトキハ内地、朝鮮及台湾ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀ノ數量ヲ統制スルコトヲ得

政府ハ前項ノ米穀ノ統制ヲ図ル爲必要アリト認ムルトキハ米穀管理組合法又ハ朝鮮米穀管理組合令ニ依リ米穀生産者、米作地所有者其ノ他米作地關係者又ハ其ノ組織ス

一〇、一、二四
（未定稿）

ル団体ニ対シ米穀ノ数量ノ統制ニ関シ必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル米穀ノ統制数量ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀豫想収穫高及十一月一日ノ米穀現在高合計額ヨリ米穀消費見込高及翌年度ノ持越高ヲ控除シタル数量ヲ限度トス

第二條　政府ハ第一條ノ統制ヲ為スモ米穀ノ供給数量著シク過剰ニシテ米價ガ米穀統制法第二條ノ最低價格ヲ下ラントスル虞アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定数量ヲ限リ内地、朝鮮及台湾ヲ通ジ米穀ノ移動ニ付統制ヲ命ズルコトヲ得

政府ハ前項ノ米穀ノ統制ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ米穀管理組合法又ハ朝鮮米穀管理組合令ニ依リ第一條ノ統制ニ従ハシメラルヽ者若ハ其ノ組織スル団体又ハ米穀取扱業者若ハ其ノ組織スル団体ニ対シ米穀ノ数量ノ統制ニ関シ必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得

第三條　第一條及第二條ノ規定ニ依ル米穀ノ統制ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀管理委員会ニ諮問シテ之ヲ

定ム

前項ノ米穀管理委員会ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　政府ハ第一條及第二條ノ規定ニ依リ統制ヲ為シタル米穀ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ賣渡ノ申込ニ應シ買入ヲ為ス

前項ノ規定ニ依ル内地米ノ買入價格ハ米穀統制法第二條ノ最低價格トス

第一條ノ規定ニ依リ統制ヲ為シタル朝鮮米又ハ台湾米ノ買入價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮又ハ台湾ニ於ケル米穀生産費及物價其ノ他ノ経済事情ヲ參酌シテ定メタル價格トス

第二條ノ規定ニ依リ統制ヲ為シタル朝鮮米又ハ台湾米ノ買入價格ハ一定價格以内ニ於テ時價ニ準據シテ定メタル價格トス

第五條　前條ノ規定ニ依ル米穀ノ買入ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別会計ニ属セシム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

勅令第　號

米穀管理法施行令（又ハ米穀統制法施行令中改正ノ件）

第一條　米穀管理法第一條ノ規定ニ依リ内地、朝鮮及台湾ニ於テ統制セシムベキ米穀ノ數量ハ、當該米穀年度ニ於ケル米穀豫想收穫高及十一月一日ノ米穀現在高ノ合計額ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ算出シタル國米穀消費見込高及翌年度ニ繰越ス數量ヲ控除シタル數量ヲ超エザル範圍内ニ於テ政府ノ所有米穀現在高其ノ他ノ米穀事情ヲ參酌シテ農林大

一〇、一、二四
（未定稿）

臣及拓務大臣之ヲ定ム
但シ台湾ニ於テハ台湾総督之ヲ定ム
前項ノ規定ニ依ル内地又ハ朝鮮及台湾ニ対スル割當ハ米穀事情ニ著シキ変動アル場合ヲ除クノ外内地三五、朝鮮及台湾六五ノ割合ヲ標準トシテ農林大臣及拓務大臣之ヲ定ム其ノ変更セムトスルトキ亦同ジ

第二條　米穀管理法第二條ノ規定ニ依リ内地、朝鮮及台湾ニ於テ統制セシムベキ米穀ノ数量ハ當該米穀年度米穀實收高ヨリ前條第一項ノ米穀豫想收穫高ヲ控除シタル数量ノ以内ニ於テ米穀ノ管外移出狀況其ノ他ノ米穀事情ヲ參酌シテ農林大臣及拓務大臣之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依ル内地又ハ朝鮮及台湾ニ対スル割當ハ命令ノ定ムル所ニ依リ内地、朝鮮及台湾ニ於ケル米穀現在高、米穀ノ管外移出見込高其ノ他ノ米穀事情ヲ參酌シテ農林大臣及拓務大臣之ヲ定ム　其ノ変更セントスルトキ亦同ジ

第三條　第一條及第二條ノ規定ニ依ル米穀ノ統制数量及割當ニ付テハ米穀管理委員会ニ諮問シテ之ヲ定ム

米穀管理法第一條及第二條ノ規定ニ依ル米穀ノ統制ハ内

地ニ在リテハ農林大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、台湾ニ在リテハ台湾總督之ヲ行フ

（以下條ヲ追フ）

第四條　米穀管理法第五條ノ規定ニ依ル米穀ノ買入ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團体又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團体ヲ経テ之ヲ行フ

第五條　米穀管理法第四條第二項ノ規定ニ依ル朝鮮米又ハ台湾米ノ買入價格ハ朝鮮米又ハ台湾米ノ生産費ヲ參酌シ米穀統制法第二條ニ定ムル最低價格決定ノ例ニ依リ農林大臣、拓務大臣ノ協議シテ之ヲ定ム

米穀管理法第四條第三項ノ規定ニ依ル朝鮮米又ハ台湾米ノ買入價格ハ内地ニ在リテハ米穀統制法施行令第二條ノ標準最低價格、内地米トノ格差ヲ參酌シ朝鮮又ハ台湾ニ在リテハ米穀統制法施行令第二條ノ標準最低價格、内地米トノ格差、運賃、諸掛等ヲ參酌シ時價ニ準據シテ農林大臣、拓務大臣ノ協議シテ之ヲ定ム

附　則

本令ハ米穀管理法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

制令第　　號

朝鮮米穀管理組合令

第一條　米穀管理組合ハ米穀統制組合及米穀商統制組合ノ二種トス

第二條　米穀管理組合ハ法人トシ米穀ノ數量ノ統制ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　米穀管理組合ノ名稱中ニハ其ノ種類ニ從ヒ米穀統制組合又ハ米穀商統制組合ナル文字ヲ用フベシ

一〇、一、二五
（未定稿）

米穀管理組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ前項ニ揭グル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第四條　米穀統制組合ノ地區ハ府郡島又ハ邑面ノ區域ニ依ル但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條　米穀統制組合ハ命令ヲ以テ規定シタル者ヲ除クノ外其ノ地區内ノ米作地ヲ所有スル者及其ノ地區ニ於ケル米穀生産者其ノ他朝鮮總督ノ指定シタル米作地關係者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條　米穀統制組合ヲ設立セントスルトキハ朝鮮總督ニ於テ組合區域ヲ指定シ組合員タル資格ヲ有スル者及關係地ノ府尹、郡守、島司又ハ邑面長ノ内ヨリ創立委員ヲ命ズベシ

第七條　創立委員ハ組合規約案ヲ調製シ組合員タル資格ヲ有スル者ノ總會議ニ付スベシ組合員タル資格ヲ有スル者百人以上アルトキハ便宜總代人ヲ選バシメ其ノ集會ヲ以テ總會議ニ充ツルコトヲ得

第八條　創立委員ハ組合規約ノ議決ヲ經タルトキハ朝鮮總督ニ其ノ認可ヲ請フベシ

第九條　米穀統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ總會議若ハ總代人會成立セズ又ハ其ノ議決スベキ事件ヲ議決セズ又ハ議決スルモ其ノ議決公益ニ害アリト認ムルトキハ朝鮮總督ニ於テ其ノ議決スベキ事件ヲ処分スルコトヲ得

第十條　米穀統制組合ハ組合規約ノ認可又ハ前條第一項ニ依ル組合規約ノ設定ニ依リ成立ス

第十一條　米穀統制組合成立シタルトキハ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員トス但シ特別ノ事情ニ依リ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條　米穀統制組合ニ總代会ヲ置ク

總代会ハ組合長、評議員及總代タルヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事情アル組合ニ於テハ組合員ノ總会又ハ評議会ヲ以テ總代会ニ代フルコトヲ得

第十三條　總代員ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ之ヲ選擧ス

第十四條　組合ニ関スル重要ナル事項ハ總代会ノ議決ヲ経

ベシ

總代会ノ議決スベキ事項ハ朝鮮總督之ヲ指定ス

第十五條　米穀統制組合ニ組合長及評議員ヲ置ク

組合長ハ道知事之ヲ命ジ無給トス但シ組合規約ノ定ムル所ニ依リ有給トナスコトヲ得

朝鮮總督必要ト認ムル場合ニ於テハ府尹、郡守、島司又ハ邑面長シテ組合長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第十六條　組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ担當ス

第十七條　評議員ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ限リ組合員ニ非ザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

評議員ハ無給トス

米穀統制組合ハ評議員ノ選任ニ付道知事ノ認可ヲ受クベシ

第十八條　評議員ハ組合長ノ諮問ニ応シ又ハ組合ノ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

組合長ハ規約ノ定ムル所ニ依リ評議員シテ組合ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第十九條　組合長及評議員ノ外有給又ハ無給ノ吏員ヲ置クコトヲ得

第二十條　本令ニ定ムルモノノ外組合役員及吏員ノ組織、任免、職務権限、給與、服務紀律、懲戒、賠償責任、身元保証及事務引継ニ関スル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十一條　本令ニ定ムルモノノ外總代会、總代及組合員ノ總会又ハ評議会ニ関スル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十二條　總代会ヲ開クコト能ハザルトキ又ハ總代会ノ議決スベキ事項ヲ議決セザルトキハ組合長ハ道知事ノ指揮ヲ請ヒ議決事件ヲ処理スルコトヲ得　但シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テハ之ヲ専決処理シ道知事ニ報告スベシ

前項但書ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ總代会ニ於テ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十三條　米穀ノ數量ノ統制ヲ図ル為必要アルトキハ米穀統制組合ハ組合員ノ所有米穀ノ処分ニ関シ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ノ処分數量ヲ標準トシテ數量ヲ定メ之ガ統制ヲ行フコトヲ得

第二十四條　米穀統制組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ前條ノ

規定ニ依ル統制米穀ノ一部ニ付組合員ニ対シ一年ヲ超エザル期間内ニ於テ期間ヲ定メ米穀ノ保有義務ヲ課スルコトヲ得

組合員ハ前項ノ保有数量ヲ除クノ外統制米穀ヲ政府ニ対シ米穀管理法第四條ノ規定ニ依リ米穀ノ賣渡ノ申込ヲ為スコトヲ得

第二十五條　米穀統制組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ対シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ジ又ハ其ノ従員若ハ吏員ヲシテ

況、現在高其ノ他ヲ調査セシムルコトヲ得

第二十六條　米穀統制組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ対シ経費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徴収スルコトヲ得

米穀統制組合ノ経費又ハ過怠金ヲ滞納スル者アル場合ニ於テ組合長ノ請ボアルトキハ府邑面ハ國税ノ例ニ依リ之ヲ処分スル場合ニ於テ米穀統制組合ハ其ノ徴収金額ノ百分ノ四以内ヲ其ノ府邑面ニ交付スベシ

前項ニ規定スル徴収金ノ先取特権ノ順位ハ府邑面ノ徴収金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ國税ノ例ニ依ル

経費ノ令賦又ハ追徴金ノ徴収ニ関シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

第二十七條　米穀統制組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ使用料及手数料ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ使用料及手数料ノ徴収ニ関シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十八條　米数ノ数量ヲ統制スル為必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ハ米穀統制組合ニ対シ必要ナル施設ヲ命スルコトヲ得

第二十九條　米穀ノ数量ヲ統制スル為必要アルトキハ朝鮮總督ハ米穀統制組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ対シ其ノ組合ノ統制ニ従フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十條　朝鮮總督ハ米穀統制組合ニ対シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第三十一條　米穀統制組合ハ第一次ニ於テ府尹、郡守又ハ島司第二次ニ於テ道知事第三次ニ於テ朝鮮總督之ヲ監督

ス但シ府尹、郡守又ハ島司組合長ノ職務ヲ行フ場合ハ第一次ニ於テ道知事、第二次ニ於テ朝鮮總督ヲ監督ス

第三十二條　監督官廳ハ米穀統制組合ノ監督上必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得

上級監督官廳ハ米穀統制組合ノ監督ニ関シ下級監督官廳ノ為シタル命令又ハ処分ヲ停止シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

第三十三條　道知事ハ監督上必要アリト認ムルトキハ組合長又ハ評議員ヲ解任スルコトヲ得

第三十四條　米穀統制組合其ノ執行ス可キ事務ニ付テ第一次ノ監督官廳ハルトキハ組合ノ費用ヲ以テ第一次ノ監督官廳ニ代リ之ヲ執行スルコトヲ得

第三十五條　本令ニ依ル朝鮮總督又ハ道知事ノ職権ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ一部ヲ下級監督官廳ニ行ハルルコトヲ得

第三十六條　本令ニ規定スルモノノ外米穀統制組合ノ管理、財務、監督、分合、解散、清算及登記ニ関シ統制組合ニ関シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ

第三十七條　米穀統制組合ハ米穀ノ統制ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ米穀統制組合ニ対シ規約ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ為スコトヲ得

道ハ前項ノ規定ニ依ル特別融通ヲ為スニ因リ米穀統制組合聯合会ガ損失ヲ受ケタルトキハ之ニ対シ其ノ特別融通ノ總額ノ十分ノ二以内ノ金額（損失補償金）ノ補償ヲ為シタルトキハ之ニ対シ其ノ損失補償ノ半額ニ相當スル

第三十八條　米穀統制組合聯合会ハ第二十三條ノ規定ニ依リ米穀ノ統制ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ米穀統制組合ニ対シ規約ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ為スコトヲ得

道ハ前項ノ規定ニ依ル特別融通ヲ為スニ因リ米穀統制組合聯合会ガ損失ヲ受ケタルトキハ之ニ対シ其ノ特別融通ノ總額ノ十分ノ二以内ノ金額（損失補償金）ノ補償ヲ為シタルトキハ之ニ対シ其ノ損失補償ノ半額ニ相當スル

第三十七條　米穀統制組合ハ米穀ノ統制ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ米穀統制組合ニ対シ規約ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ為スコトヲ得

道ハ前項ノ規定ニ依ル特別融通ヲ為スニ因リ米穀統制組合聯合会ガ損失ヲ受ケタルトキハ之ニ対シ其ノ特別融通ノ總額ノ十分ノ二以内ノ金額（損失補償金）ノ補償ヲ為シタルトキハ之ニ対シ其ノ損失補償ノ半額ニ相當スル

朝鮮總督ハ前條ノ損失補償ノ契約ニ基キ道ガ損失補償ヲ為シタルトキハ之ニ対シ其ノ損失補償ノ半額ニ相當スル

第三十八條　米穀統制組合聯合会ハ第二十三條ノ規定ニ依リ米穀ノ統制ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ米穀統制組合ニ対シ規約ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ為スコトヲ得

道ハ前項ノ規定ニ依ル特別融通ヲ為スニ因リ米穀統制組合聯合会ガ損失ヲ受ケタルトキハ之ニ対シ其ノ特別融通ノ總額ノ十分ノ二以内ノ金額（損失補償金）ノ補償ヲ為シタルトキハ之ニ対シ其ノ損失補償ノ半額ニ相當スル

朝鮮總督ハ前條ノ損失補償ノ契約ニ基キ道ガ損失補償ヲ為シタルトキハ之ニ対シ其ノ損失補償ノ半額ニ相當スル

全額ヲ補給スルノ契約ヲ為スコトヲ得但シ補給金ノ総額ハ五百万円ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三十九條　米穀統制組合聯合会及朝鮮米穀統制組合聯合会ニ関シテハ米穀統制組合ニ関スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項ニ付テハ朝鮮總督ハ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

本令ニ定ムルモノノ外米穀統制組合聯合会及朝鮮米穀統制組合聯合会ニ関シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第四十條　米穀商統制組合ノ地區ハ朝鮮總督ノ指定スル區域ニ依ル

第四十一條　米穀商統制組合ハ命令ヲ以テ規定シタル者ヲ除ク外其ノ地區内ノ米穀取扱業者ヲ以テ之ヲ組織ス

第四十二條　第六條乃至第三十六條ノ規定ハ米穀商統制組合ニ之ヲ準用ス

第四十三條　米穀取扱業者ノ組織スル朝鮮重要物産同業組合令ニ依ル同業組合ハ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケ米穀商統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十四條　第三條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ二百円以下ノ科料ニ処ス

非法事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ場合ノ科料ニ之ヲ準用ス

第四十五條　第二十九條ノ規定（第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依ル朝鮮總督ノ命令ニ違反シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

米穀管理組合員及組合員タル資格者ハ其ノ代理人、戸主家族、同居人、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ関シ前項ノ命令ニ違反シタルノ故ヲ以テ其ノ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十六條　前條ノ処罰ハ米穀管理組合員又ハ組合員タル資格者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ営業ニ関シ成年者ト全一能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十七條　米穀管理組合ノ証票ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ証票ヲ偽造若ハ変造シタル者又ハ偽造

若ハ変造ノ証票ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第四十八條　米穀管理組合ノ役員又ハ吏員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ収受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相當ノ行為ヲ為サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ場合ニ於テ収受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十九條　前條第一項ニ掲ゲタル者ニ対シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減軽又ハ免除スルコトヲ得

附　則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

極秘

米穀自治管理法案

第一條　本法ハ內地、朝鮮及臺灣ヲ通ズル過剩米穀ヲ統制スル爲米穀ノ自治管理ヲ行ハシムルコトヲ目的トス

第二條　內地、朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル米穀生產者、土地ニ付權利ヲ有スル者ニシテ米穀ヲ小作料トシテ受クルモノ及勅令ヲ以テ指定スル者ハ米穀ノ自治管理ヲ行フ目的ヲ以テ米穀統制組合ヲ設立スルコトヲ得

第三條　米穀統制組合ハ法人トス

第四條　米穀統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一　組合ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ組合員ニ對シ割當ツルコト

二　組合ニ於テ統制スベキ米穀ヲ貯藏スルコト

三　前號ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付組合員ニ資金ヲ融通スルコト

一月三十九日

611.31

12

(注釈)
1頁

四　第四十六條又ハ第五十三條ノ規定ニ依リ米穀ノ賣渡ヲ爲スコト

五　第四十五條ノ規定（第五十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依リ解除シタル米穀ヲ委託ヲ受ケ販賣又ハ保管スルコト

六　前各號ノ外米穀ノ自治管理ニ附帶シ必要ナル行爲ヲ爲スコト

第五條　市場ニ於ケル米穀統制組合ノ地區ハ市町村ノ區域ニ依ル特別ノ事由アルトキハ米穀統制組合ノ地區ハ前項ノ區域ニ依ラザルコトヲ得

市町村ノ廣量分合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外第一項ノ區域ニ增減アリタルトキハ其ノ區域ヲ地區トスル米穀統制組合ノ地區モ亦之ニ應ジテ增減アリタルモノトス

第六條　米穀統制組合ノ名稱中ニハ米穀統制組合ナル文字ヲ用フベシ

本法ニ依リ設立シタル米穀統制組合ニ非ザレバ其ノ名稱中ニ米穀統制組合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七條　米穀統制組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區內ノ第二條ニ揭グル者ヲ以テ其ノ組合員トス

第八條　米穀統制組合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區內ノ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

米穀統制組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時成立ス

第九條　米穀統制組合成立シタルトキハ其ノ地區內ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組合員トス

第十條　政府ハ必要アリト認ムルトキハ區域ヲ指定シ組合員タル資格ヲ

有スル者ニ對シ米穀統制組合ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル設立ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條　米穀統制組合ニ總代會ヲ置ク

總代會ハ組合長、副組合長及總代ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二條　米穀統制組合ノ組合員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ總代ヲ選擧スベシ

第十三條　左ニ揭グル事項ハ總代會ノ議決ヲ經ベシ

一　收支豫算

二　經費ノ分賦收入方法

三　事業報告及收支決算

四　借入金

五　基本財産ノ造成、管理及處分

六　定款ノ變更

七　役員ノ解任

八　第三十六條ニ於テ準用スル第八條ノ同意

九　第四十一條第三項（第五十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ議會

前項第一號、第二號、第四號、第六號及第七號ニ揭グル事項ノ決議ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十四條　總代會ハ組合長之ヲ招集ス

總代ハ其ノ總數ノ三分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總代會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

組合長正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後十四日以内ニ總代會ヲ招集セザルトキハ請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ招集スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依リ總代會ヲ招集スルコト能ハザルトキハ行政官廳ハ總代ヲ指定シテ總代會ヲ招集セシムルコトヲ得

第十五條　總代會ノ議事ハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十六條　定款ノ變更ハ總代會ニ於テ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

定款ノ變更ガ地區ノ增減ニ關スルトキハ前項ノ規定ニ依ル議決ノ外新ニ編入セラレ又ハ削除セラルベキ區域內ノ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十七條　總代會ニ關スル事項ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條　米穀統制組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組合長　一人

副組合長　一人

評議員　數人

役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合長及副組合長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルヲ妨ゲズ

前項但書ノ規定ニ依ル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十九條　役員ノ選任ハ命令ノ定ムル所ニ依リ總代會ニ於テ之ヲ行フ

組合長及副組合長ハ其ノ任期ノ滿了シタルトキト雖モ後任ノ組合長又ハ副組合長ノ中一人就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

第二十條　組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ總理ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

副組合長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合長ノ職務ノ一部ヲ分掌スルコトヲ得

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ竝ニ組合ノ業務執行及財產ノ狀況ヲ監査ス

第二十一條　組合長ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ行政官廳ハ總代ヲ指定シテ組合長ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十二條　總代會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總代會ヲ招集スルノ暇ナキトキハ組合長之ヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ組合長ハ次ノ總代會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十三條　米穀統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ分賦シ及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得

米穀統制組合ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ其ノ組合員ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ米穀統制組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

市町村ガ前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以內ニ其ノ處分ニ着手セズ又ハ九十日以內ニ之ヲ結了セザルトキハ組合長ハ行政官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ處分スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第百十一條第一項

及第四項ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル徴收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴收金ニ次ギ其ノ時效ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル

經費ノ分賦又ハ過怠金ノ徴收ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立、訴訟及行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第二十四條　米穀統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ使用料及手數料ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ使用料及手數料ノ徴收ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十五條　行政官廳ハ米穀統制組合ニ對シ組合ノ事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合ノ業務執行又ハ財產ノ狀況ヲ檢査シ、定款、收支豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

法令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ決議、選擧若ハ當選ヲ取消シ、役員ヲ解任シ、若ハ總代ノ改選ヲ命ジ又組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條　行政官廳ハ米穀統制組合ノ決議若ハ選擧又ハ役員ノ行爲ガ

第二十七條　米穀統制組合ノ解散又ハ分合ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條　命令ノ定ムル所ニ依リ米穀ヲ取扱フ販賣組合（以下米穀販賣組合ト稱ス）ノ設置アル市町村ニ於テハ米穀統制組合ノ事業ハ米穀販賣組合ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ米穀販賣組合ノ設置ナキ市町村ニ於

テハ組合ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十九條　米穀統制組合ノ事業ヲ行フ米穀販賣組合ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ組合員ニ非ズシテ其ノ區域内ニ於テ米穀統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ第四條ニ掲グル事業ニ付組合ノ行フ統制ニ從ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ米穀販賣組合ハ統制ニ從フ者ニ對シ第四條ニ掲グル事業ヲ行フコトヲ得

第三十條　米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ハ組合相互ノ聯絡ヲ圖リ米穀ノ自治管理ヲ行フ目的ヲ以テ地方米穀統制組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

地方米穀統制組合聯合會及其ノ事業ヲ行フ團體ハ聯合會相互ノ聯絡ヲ圖リ米穀ノ自治管理ヲ行フ目的ヲ以テ中央米穀統制組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

第三十一條　地方米穀統制組合聯合會及中央米穀統制組合聯合會ハ法人トス

第三十二條　地方米穀統制組合聯合會ノ地區ハ内地ニ在リテハ道府縣、朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳ノ區域ニ依リ、中央米穀統制組合聯合會ノ地區ハ各内地、朝鮮又ハ臺灣ノ區域ニ依ル

第三十三條　地方米穀統制組合聯合會及中央米穀統制組合聯合會ニ總會ヲ置ク

總會ハ會長、副會長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十四條　地方米穀統制組合聯合會ノ議員ハ米穀統制組合ノ組合長ヲ

以テ之ニ充ツ

中央米穀統制組合聯合會ノ議員ハ地方米穀統制組合聯合會ノ會長ヲ以テ之ニ充ツ

第三十五條　地方米穀統制組合聯合會及中央米穀統制組合聯合會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一人

副會長　一人又ハ二人

評議員　數人

役員ハ議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルヲ妨ゲズ

前項但書ノ規定ニ依ル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十六條　第四條、第六條、第八條乃至第十條、第十三條乃至第十七條、第十九條乃至第二十二條、第二十三條第一項及第二十四條乃至第二十七條ノ規定ハ地方米穀統制組合聯合會及中央米穀統制組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第三十七條　命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣ヲ區域トスル米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會（以下道府縣米穀販賣組合聯合會ト稱ス、ハ地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ、內地ヲ區域トスル米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會（以下全國米穀販賣組合聯合會ト稱ス）ハ內地ヲ區域トスル中央米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ道府縣米穀販賣組合聯合會ヲシテ地方

米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ、全國米穀販賣組合聯合會ヲシテ內地ヲ區域トスル中央米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行ハシムルコトヲ得

第三十八條　地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ地區內ニ於ケル米穀統制組合及所屬組合ニ非ズシテ米穀統制組合ノ事業ヲ行フ團體ヲシテ第三十六條ニ於テ準用スル第四條ニ揭グル事業ニ付聯合會ノ行フ統制ニ從ハシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ統制ニ從フ團體ニ對シ第三十六條ニ於テ準用スル第四條ノ事業ヲ行フコトヲ得

前二項ノ規定ハ中央米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フ全國米穀販賣組合聯合會ニ付之ヲ準用ス

第三十九條　政府ハ每年內地、朝鮮及臺灣ヲ通ジ米穀需給推算ヲ行ヒ米穀ノ供給過剩ナリト認ムルトキハ其ノ過剩數量ノ範圍內ニ於テ定ムル一定數量ノ米穀ヲ內地、朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムルコトヲ得

前項ノ米穀需給推算ノ方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ一定數量ノ內地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當ノ割合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ內地、朝鮮及臺灣ノ米穀管外移出數量ノ增加趨勢ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第四十條　前條第一項ノ米穀需給推算及前條第三項ノ割當ノ割合ニ付テハ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム

米穀自治管理委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條　政府ハ中央米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ全國米穀販賣組合聯合會ニ對シ第三十九條ノ規定ニ依リ定マリタル數量ノ米

穀ニ付統制ヲ命ズ

中央米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ全國米穀販賣組合聯合會

前項ノ規定ニ依リ米穀ノ統制ヲ命ゼラレタルトキハ其ノ統制ヲ命ゼラレタル數量ヲ其ノ所屬地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ニ對シ割當テ、地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ道府縣米穀販賣組合聯合會ハ其ノ割當テラレタル數量ヲ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルコトヲ要ス

米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ割當テラレタル數量ヲ組合員、會員又ハ第二十九條ノ規定ニ依リ統制ニ從フ者ニ對シ割當ツルコトヲ要ス

前二項ノ割當ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條　中央米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ全國米穀販賣組合聯合會、地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體前條ノ規定ニ依ル割當ヲ爲サザル場合ニ於テハ行政官廳ハ之ニ代リ割當ヲ爲スコトヲ得

第四十三條　米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ第四十六條第一項ノ場合ヲ除クノ外割當テラレタル數量ノ米穀ヲ貯藏スルコトヲ要ス

第四十四條　米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ組合員又ハ會員ハ第四十一條第三項又ハ第四十二條ノ規定ニ依リ割當テラレタル數量ノ米穀ヲ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ寄託スルコトヲ要ス第二十九條ノ規定ニ依リ統制ニ從フ者亦同ジ

第四十五條　米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ハ勅令ノ定ムル所ニノ

依リ許可ヲ受ケタルトキニ非ザレバ第四十三條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付其ノ貯藏ノ義務ヲ免スコトヲ得ズ

第四十六條　政府ハ米穀統制組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ガ貯藏スベキ米穀中貯藏能力其ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀生産費、物價其ノ他ノ法ノ申込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ內地ニ在リテハ米穀統制法第二條ノ最低價格、朝鮮ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀取扱業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀商統制組合ヲ設立スルコトヲ得

又ハ臺灣ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀商統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第四十七條　命令ヲ以テ指定スル地ニ於ケル米穀取扱業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ米穀商統制組合ヲ設立スルコトヲ得

第四十八條　米穀商統制組合ハ法人トス

第四十九條　第四條、第六條及第八條乃至第二十七條ノ規定ハ米穀商統制組合ニ之ヲ準用ス

第五十條　米穀取扱業者ノ組織スル重要物產同業組合法ニ依ル同業組合又ハ商業組合ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀商統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十一條　政府ハ第三十九條ノ統制ヲ爲スモ米穀ノ供給過剩ニシテ米價ガ米穀統制法第二條ノ最低價格ヲ下ラントスル虞アリト認ムルトキハ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ一定數量ヲ限リ內地、朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀ノ移動ニ付統制ヲ命ズルコトヲ得

第五十二條　前條ノ場合ニ於テハ政府ハ內地、朝鮮及臺灣ニ於ケル中央

米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ
其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ前條ノ一定數量ヲ割當テ其ノ米穀ニ付統制
ヲ命ズ

第四十一條第二項乃至第四十二條及第四十五條ノ規定ハ前
項ノ規定ニ依リ統制ヲ命ゼラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十三條　政府ハ米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統
制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ガ前條ノ規定ニ依リ貯藏スベキ米穀中
貯藏能力其ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムルモノニ付賣渡ノ申
込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ內地米ニ在リテハ米穀統制法第二條ノ最低價格、朝
鮮米又ハ臺灣米ニ在リテハ命令ノ定ムル一定價格以內ニ於テ時價ニ準
據シテ定メタル價格トス

第五十四條　米穀統制組合聯合會、中央米穀統制組合聯合會、地方米穀統制組
合聯合會、米穀販賣組合又ハ米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ米穀統制法第二條ノ最低價格及最高價格ノ範圍內ノ價格
ヲ以テスルニ非ザレバ米穀ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ農業倉庫業者及聯
合農業倉庫業者ニ付亦同ジ

第五十五條　米穀ヲ取扱フ販賣組合聯合會ハ定款ノ定ムル機關ノ議ヲ經
テ其ノ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ對シ米穀ノ販賣ヲ統制スル爲平均賣
ノ實行其ノ他必要ナル指令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ統制ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設
クルコトヲ得

第五十六條　第六條第二項ノ規定（第三十六條又ハ第四十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十七條　第十條ノ規定（第三十六條又ハ第四十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十八條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第五十九條　地方米穀統制組合聯合會若ハ道府縣米穀販賣組合聯合會又ハ中央米穀統制組合聯合會若ハ全國米穀販賣組合聯合會第四十一條第二項ノ規定（第五十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタルトキハ其ノ業務ヲ執行スル役員ヲ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十條　米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體第四十一條第三項、第四十三條若ハ第四十五條ノ規定ニ違反シタルトキハ其ノ事業ヲ行フ團體第五十二條第二項ニ於テ準用スル第四十一條第三項、第四十三條若ハ第四十五條ノ規定ニ違反シタルトキハ其ノ業務ヲ執行スル役員ヲ一年以下ノ懲役若ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十一條　第四十四條ノ規定（第五十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタル者ハ寄託ヲ爲サザル米穀ノ價額ノ二倍ニ相當スル罰金ニ處ス

營業者未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ前項ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

雇業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ第四十四條ノ規定（第五十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ第四十四條ノ規定（第五十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

第六十二條　米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體、地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體、中央米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體及米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ役員ニシテ本法ニ依ル職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處シ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第六十三條　前條第一項ニ揭グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六十四條　朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル米穀統制組合、地方米穀統制組合聯合會、中央米穀統制組合聯合會及米穀商統制組合ノ役員、評決機關、財務及監督並ニ米穀統制組合ノ地區ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ別段ノ

定ヲ為スコトヲ得

第六十五條　第四十六條及第五十三條ノ規定ニ依ル米穀ノ買入ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

秘

12
611.31

法律第　號

米穀自治管理法（又ハ米穀統制法中改正ノ件）

第一條　政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年内地、朝鮮及臺灣ヲ通ジ米穀需給ノ均衡ヲ圖リ且ツ米價ノ安定ヲ期スル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ生産費ヲ標準トシ其ノ年ノ生産費ノ内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀ノ生産費ヲ内地、朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムルコトヲ得

政府ハ前項ノ統制ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ米穀生産者、米作地所有者其ノ他米作經營者ノ組織スル團体ニ前項ノ統制ヲ爲サシムル爲ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第二條　政府ハ前條ノ統制ヲ爲スニ米穀ノ供給者シク需要ニシテ米價

一〇、一、二九
（未定稿）

ガ米穀統制法第二條ノ最低價格ヲ下ラントスル虞アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定數量ヲ限リ内地、朝鮮及臺湾ヲ通ジ米穀ノ移動ニ付統制ヲ命ズルコトヲ得

穀商ハ前項ノ統制ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ前條第二項ノ團体又ハ米穀取扱業者ノ組織スル團体ニ對シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第五條　第一條第一項又ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ統制セシムベキ一定數量ノ米穀ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ内地、朝鮮及臺湾ニ之ヲ割當ツルモノトス

第四條　第一條第一項ノ米穀需給推算及前條ノ割當ニ付テハ米穀自治管理委員會ノ諮詢シテ之ヲ定ム

前項ノ米穀自治管理委員會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　政府ハ第一條第一項又ハ第二條第一項ノ規定ニ依リ統制セシメタル米穀中貯藏能力其ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムルモノ及當該米穀年度ヲ超ユルモ銷引續キ統制ヲ解除セザルモノニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ買渡ノ申込ニ應ジ買入ヲ爲ス

第六條　前條ノ規定ニ依ル内地米ノ買入價格ハ米穀統制法第二條ノ最低價格トス

第一條ノ規定ニ依リ統制セシメタル朝鮮米又ハ臺湾米ノ買入價格ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮又ハ臺湾ニ於ケル米穀生産費及物價其ノ

他ノ便益事情ヲ參酌シテ定メタル價格トス

第二條ノ規定ニ依リ統制セシメタル朝鮮米又ハ臺灣米ノ買入價格ハ勅令ノ定ムル一定價格以内ニ於テ時價ニ準據シテ定メタル價格トス

第七條　前條ノ規定ニ依ル米穀ノ買入ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀

繰給調節特別會計ニ屬セシム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

參照

611.31

勅令第　　號

米穀自治管理法施行令案（又ハ米穀統制法施行令中改正ノ件）

一〇、一、二八、
（未定稿）

第一條　米穀自治管理法第一條第一項ノ規定ニ依リ統制セシムベキ米穀ノ一定數量ハ内地、朝鮮及臺灣ヲ通ジ米穀後期此穂高（裏作ノ第一期作ニ付テハ推定額）及十一月一日ノ米穀現在高ノ合計額ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ算出シタル米穀消費見込高及翌年度ヘノ持越高竝ニ政府所有米穀現在高ヲ控除シタル數量ノ以内ニ於テ米穀審議會ノ參劃シテ農林大臣及拓務大臣之ヲ定ム

第二條　米穀自治管理法第二條第一項ノ規定ニ依リ内地、朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムベキ米穀ノ一定數量ハ米穀實收高（審議ノ第

一期作ニ付テハ推定額）ヨリ第一條ノ米穀繰越收穫高ヲ控除シタル數量ノ以内ニ於テ米穀ノ管外移出狀況其ノ他ノ米穀需情ヲ參酌シテ農林大臣及拓務大臣之ヲ定ム

第三條　米穀自治管理法第三條ノ規定ニ依ル内地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當ハ左ノ區分ニ依リ農林大臣及拓務大臣之ヲ定ム

一　米穀自治管理法第一條第一項ノ場合ニ在リテハ命令ノ定ムルシキ變動アルヲ除クノ外内地三五、朝鮮及臺灣六五ノ割合ヲ標準トスルコト

二　米穀自治管理法第二條第一項ノ場合ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀現在高及米穀ノ管外移出見込高ヲ基準トシ其ノ他ノ米穀需情ヲ參酌スルコト

米穀自治管理法第一條第一項又ハ第二條ノ規定ニ依リ統制セシメタル米穀ヲ解除セントスル場合ニ於ケル内地、朝鮮及臺灣ニ對スル割當ハ前項ノ例ニ依ル

第四條　米穀自治管理法第一條第一項及第二條第一項ノ規定ニ依ル米穀統制命令ハ内地ニ任リテハ農林大臣、朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督之ヲ發ス

第五條　米穀自治管理法第五條ノ規定ニ依ル米穀ノ買入ハ米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團体又ハ米穀商組合又ハ其ノ事業ヲ行フ團体ヲシテ之ヲ行フ

第六條　米穀自治管理法第六條第二項ノ規定ニ依ル朝鮮米又ハ臺灣

米ノ買入價格ハ米穀統制法第二條ニ定ムル最低價格決定ノ例ニ準ジ農林大臣拓務大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

米穀自治管理法第六條第三項ノ規定ニ依ル朝鮮米ノ買入價格ハ內地ニ在リテハ米穀統制法施行令第二條ノ標準最低價格及內地米トノ格差ヲ、朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ米穀統制法施行令第二條ノ標準最低價格內地米トノ格差運賃諸掛等ヲ參酌シテ定メタル價格ノ範圍內ニ於テ時價ニ準據シテ農林大臣拓務大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

附　則

本令ハ米穀自治管理法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

M4-48

369.32
73k02

平成20年12月

漁業生産事業研究会報告（案）

共10枚
369.37
73/2/82

第三條　本會ノ事務所ハ東京都日本橋區本石町一丁目六番地ニ置ク

第四條　各地會ヘ必要ニ應ジ臨時、一時的ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

第五條　本會ニ左記ノ社ヲ設クルコトヲ得

第六條　本會ノ事務ヲ分チ東京支部ヲ置ク

第七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第五十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第六十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第七十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第八十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第九十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百二十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百三十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百四十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百五十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百六十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百七十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百八十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第百九十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百二十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百三十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百四十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百五十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百六十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百七十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百八十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第二百九十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百二十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百三十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百四十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百五十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百六十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百七十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百八十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第三百九十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百二十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百三十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百四十九條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十一條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十二條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十三條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十四條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十五條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十六條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十七條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十八條　本會ノ事務ヲ分チ左記ノ會ヲ設ク

第四百五十九條　本會

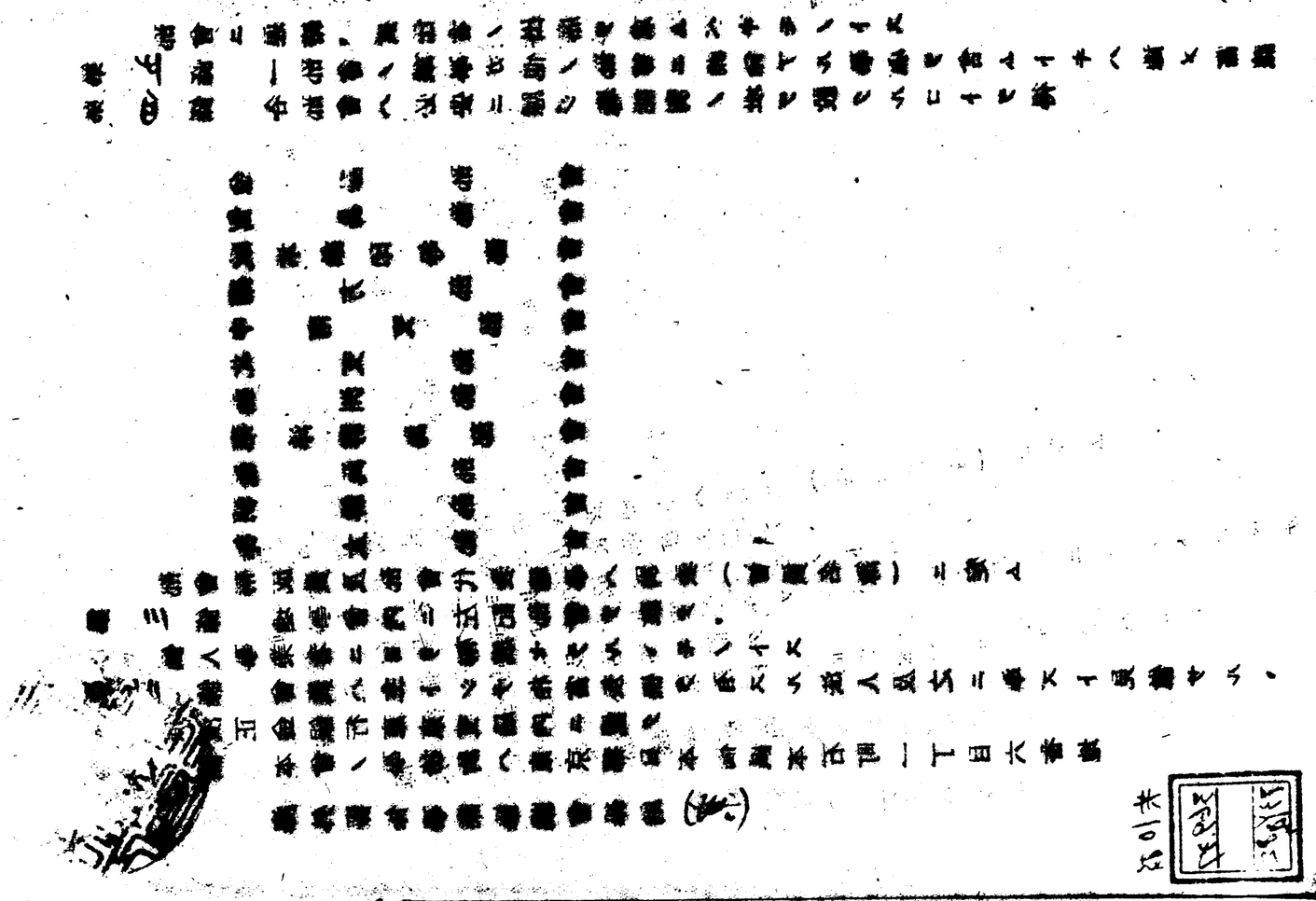

第六　ヤコブ様トスフ

海外關係事業協議會會則（案）

第一章　總則

第一條　本會ハ海外關係事業協議會ト稱ス

第二條　本會ハ海外關係事業ノ統制並ニ財產ノ保全、海外ト本邦トノ經濟關係遮斷ニ對應シ左ニ揭グル事項ヲ達成スルコトヲ以テ目的トス

一、關係者和互間ノ聯繫協力ヲ圖リ在外財產ノ全面的調査研究ヲナシ併セテ事業又ハ財產等ニ對スル適正ナル指導ヲ爲スコト

二、關係者ト官廳トノ連絡ヲ緊密ニシ今後ニ於ケル事業又ハ財產ノ處分又ハ引渡等ノ場合官廳ニ對シ積極的ナル協力及適切ナル助言ヲナスコト

三、政府ノ在外財產ノ調査實施ニ關シテハ積極的ニ協力支援シ之カ完全ヲ期スルコト

四、其他關係者共通ノ問題ニ付不斷ニ研究シ適切ナル指導ヲ期スルコト

第三條　本會ハ事務所ヲ東京都ニ置キ必要ニ應ジ適當ノ場所ニ支部ヲ設クルコトヲ得

第二章　會員

第一條　本會ハ海外事業經營者、在外財產所有者及海外經濟關係ヲ有スルヲ以テ組織ス

第二條　本會ニ加入セントスル者ハ左百圓以上ノ外郵月會費十錢ヲ納入セシムルノ外郵月會費十錢ヲ納入セシムル個人ニ在リテハ金五拾圓ヲ納

聯絡協力

東京都

大綱イヌ合併置場ニ關スル件

[illegible]

四人ニ至リテハ金正會員ヲ以テ組織スル代議員會ニ於テ選舉スルモノトス

第二條　各地方ニ於ケル代議員會ハ其地方ニ於ケル會員ノ數ニ應シ左ノ割合ヲ以テ代議員ヲ選舉スルモノトス

會員　百名以下ノ地方ニ於テハ金五圓ヲ納付セシム

第一條　本會ハ會員ノ加入及其ノ所屬地方代議員會ノ決定ヘ理事會ノ議決ニヨルモノトス

第三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四條　會員ハ左ノ義務ヲ負フ

一、規約ヲ遵守スルコト

二、總會ニ出席シ又ハ代議員ヲ選舉スルコト

三、本會ハ必要ニ應シ會員ニ對シ金圓ヲ賦課スルコトアルトキハ會員ハ其ノ賦課ニ應スルコト

四、其ノ所屬地方代議員會ニ於テ決定シタル事項ニ付テハ本會ノ決定ヘ理事會ノ議決ニヨルモノトス

第五條　會員ハ左ノ權利ヲ有ス

一、總會ニ出席シ又ハ代議員ヲ選舉スルコト

二、本會ノ役員ヲ選舉スルコト

三、本會ノ事業ニ關シ意見ヲ述ベ又ハ建議スルコト

四、其ノ所屬地方代議員會ニ於テ決定シタル事項ニ付テハ本會ノ決定ヘ理事會ノ議決ニヨルモノトス

第六條　會員ハ左ノ義務ヲ負フ

一、規約ヲ遵守スルコト

二、總會ニ出席シ又ハ代議員ヲ選舉スルコト

三、本會ハ必要ニ應シ會員ニ對シ金圓ヲ賦課スルコトアルトキハ會員ハ其ノ賦課ニ應スルコト

四、其ノ所屬地方代議員會ニ於テ決定シタル事項ニ付テハ本會ノ決定ヘ理事會ノ議決ニヨルモノトス

第七條　會員ハ左ノ權利ヲ有ス

一、總會ニ出席シ又ハ代議員ヲ選舉スルコト

二、本會ノ役員ヲ選舉スルコト

三、本會ノ事業ニ關シ意見ヲ述ベ又ハ建議スルコト

四、其ノ所屬地方代議員會ニ於テ決定シタル事項ニ付テハ本會ノ決定ヘ理事會ノ議決ニヨルモノトス

第八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第五十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第六十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第七十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第八十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第九十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百二十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百三十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百四十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百五十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百六十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百七十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百八十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第百九十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百二十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百三十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百四十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百五十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百六十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百七十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百八十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第二百九十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百二十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百三十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百四十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百五十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百六十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百七十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百八十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第三百九十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百二十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百三十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百四十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百五十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百六十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百七十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十二條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十三條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十四條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十五條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十六條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十七條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十八條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百八十九條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百九十條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第四百九十一條　會員ハ本會ノ事業ニ協力スルモノトス

第

第十九條　理事ハ會長ヲ輔ケ會務ヲ處理ス　理事ハ會長ノ命ニ依リ會務ヲ分掌ス　會長ニ故障アルトキハ理事ノ一人ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシム

第二十條　理事ハ本會ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權利ヲ有ス　但シ定款ヲ以テ理事ノ權限ニ制限ヲ加フルコトヲ得　前項ノ制限ハ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第二十一條　理事ハ本會ノ目的ノ範圍内ニ於テ本會ヲ代表ス　本會ト理事トノ利益相反スル事項ニ關シテハ理事ハ代表權ヲ有セス　此ノ場合ニ於テハ監事又ハ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第二十二條　本會ハ理事ノ不法行爲ニ因リ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第二十三條　理事ハ本會ノ業務ニ關シ本會ヲ代表シテ訴訟ヲ爲シ又ハ訴訟ニ關シ裁判上ノ和解ヲ爲シ又ハ仲裁ヲ爲スコトヲ得

第二十四條　理事ハ本會ノ業務ニ關シ本會ヲ代表シテ訴訟ヲ爲シ又ハ訴訟ニ關シ裁判上ノ和解ヲ爲シ又ハ仲裁ヲ爲スコトヲ得

第二十五條　理事ハ本會ノ業務ニ關シ本會ヲ代表シテ訴訟ヲ爲シ又ハ訴訟ニ關シ裁判上ノ和解ヲ爲シ又ハ仲裁ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　理事ハ本會ノ業務ニ關シ本會ヲ代表シテ訴訟ヲ爲シ又ハ訴訟ニ關シ裁判上ノ和解ヲ爲シ又ハ仲裁ヲ爲スコトヲ得

第二十七條　會長及理事ノ任期ハ二年トス　但シ再任ヲ妨ケス

第二十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第五十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第六十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第七十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第八十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第九十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百二十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百三十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百四十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百五十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百六十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百七十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百八十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第百九十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百二十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百三十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百四十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百五十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百六十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百七十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百八十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第二百九十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百二十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百三十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百四十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百五十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百六十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百七十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百八十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第三百九十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百二十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百三十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百四十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百五十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十一條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十二條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十三條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十四條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十五條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十六條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十七條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十八條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百六十九條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百七十條　會長及理事ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

第四百七十

ハ理事ニ非ザル者ノ出席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ聴クコトヲ得

第十條　部會代表理事ハ當該部會ノ經費トナリ經理ヲ監査ス
部會ノ招集決議ノ方法ハ總會ノ夫レニ準ズルモノトス

第十一條　本則ニ明文ナキ事項ハ會長ノ定ムル所ニ依ル

第五章　會計

第一條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月卅一日ニ終ル

第二條　會長ノ指名スル監事一名ハ本會ノ經理ヲ監査ス

第六章　會員

第一條　會員ニシテ本會ノ仲間ヲ汚シ又ハ本會ノ業務遂行ニ著シク支障ヲ來サシメタル行爲アリタルトキハ地事會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス

第七章　解散

第一條　本會ハ左ノ事由ニ依リ解散ス
一、本會ノ目的ガ消滅シタルトキ
二、地事會ガ解散ヲ決議シタルトキ

第八章　雑則

第一條　本會則ニ關スル細目ハ別ニ細則ヲ以テ之ヲ定ム

中北支那 ○
南洋 ○
南洋群島 ○
東洋拓殖 ○
日本太平洋山東 ○
南洋拓殖 ○
南洋群島 ○
南洋拓殖 ○
南洋群島 ○
南洋拓殖 ○
南洋群島

昭和　年　月　日　第　號

| 業務 | | |

昭和　年　月　日　第　號

		∨朝石	∨鉄日	○	○							
				乙								
			∨日鋼	○	○							
				甲								
			∨鋼管									
			∨電業	○	○							
				甲								
			∨物産	□	□							
				□								
			商事	□	□							
				□								
			∨朝鉄(鉄道)									
			∨二十強(金属)	○	○							
				乙								
			∨大東(鉄道)	○	○							
				乙								
			東洋(紡績)	○	○							

海外関係事業助成会ノ件ニ付朝鮮事業者会ヨリ
要事務打ノ一端合社ヘ会ノ賛否電話ニテ通知相成度旨
照会有之候処要話不通ノ為メ備便送ニテ左記ノ如
御通知申上候

記

一、朝鮮部会ヘ入会ス
二、甲級

昭和二十年十二月十五日

日鉄鉱業株式会社
総務部 総務課

朝鮮総督府東京事務所
村松殿

日鐵鑛業株式會社

日本標準規格 B5

M4-49

会社整理と応急措置法関係法令集

昭和21年9月現在

日本銀行

369.37
320.9
73Y2.66

山口文書
99

會社經理應急措置法關係法令集

昭和二十一年九月現在

朝鮮事業者會

日本銀行

369 37
320 9
73Ya 66

索引

特別經理會社 …… 二
特別經理會社ノ手續 …… 〃
特別經理會社ノ範圍 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ施行 …… 四
特別經理會社ニ關スル命令ノ效力 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ大原則 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ決算的 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ特例 …… 五
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用除外 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用指定 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用除外指定 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用指定ニ關スル異議申立 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用指定ノ取消 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用指定ノ效果 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用指定ノ效力 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用指定ノ時期 …… 六
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用指定ノ效力 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用指定ノ效果 …… 〃
特別經理會社ニ關スル命令ノ適用指定ノ時期 …… 〃

告示

○大蔵省告示第六十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第六十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第六十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第六十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第六十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第六十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第六十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第六十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第六十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第七十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第八十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第九十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百二十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百三十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百四十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百五十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十一

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十二

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十三

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十四

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十五

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十六

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十七

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十八

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百六十九

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年三月二十六日

大蔵大臣　馬場鍈一

○大蔵省告示第百七十

会計法第二十九条ノ二ノ規定ニ依リ昭和十二年度ニ於ケル国庫金ノ出納ニ関スル事務ヲ日本銀行ニ委託スル件ヲ定メ昭和十二年四月一日

社。但し、主務大臣の指定する會社及び戰時補償令等の交付を受けた金融又は會社の債權者の同意を得て、その債權を超える價額を以て財産の評價をしたものについては、この限りでない。

（註1）

（除外申請會社）

（關3）

金及び退職手當法により積み立てた退職手當積立金及び準備積立金納稅施設法により積立てた納稅積立金を除く。

一　前號に該當するものを除くの外、資本減少により生じた差益金の積立金額

二　第一號に該當するものを除くの外、政府の命により積み立てた金額

三　第一號に該當するものを除くの外、合併又は資本減少によつて生じた差益金の積立金額のうちで積み立てた金額

四　第一號に該當するものを除くの外、前面以上の價格を以て、株式を發行した場合において、その額面を超える金額のうちで積み立てた金額

五　保險事故の發生のときの財産目錄に記載した當該保險契約の目的の價額を超える金額

（關5）

揭げる事項を記載しなければならない。

一　北海道帝國株式會社

二　日本郵船株式會社

三　東京電燈株式會社

四　日本電氣株式會社

五　日本電信電話株式會社

六　日本電氣株式會社

七　日本電信電話株式會社

八　日本電氣株式會社

九　日本電信電話株式會社

十　日本電氣株式會社

十一　前號の財産目錄に記載した財産の指定時における價額

（註）

一　北海道帝國株式會社

二　日本郵船株式會社

三　東京電燈株式會社

四　日本電氣株式會社

五　日本電信電話株式會社

六　日本電氣株式會社

七　日本電信電話株式會社

八　日本電氣株式會社

九　日本電信電話株式會社

十　日本電氣株式會社

十一　日本郵船株式會社

○大藏省告示第六八一號

（昭和二一、九、一一）

會社經理應急措置法第一條第一項第一號の規定に依り左の會社を指定する

株式會社　三井本社

（東京都日本橋區室町二ノ一ノ一）

株式會社　三井本社

（東京都日本橋區室町二ノ一ノ一）

〔關1〕

○金融機關經理應急措置法

（昭和二一、六、一五）

第二十七條　此の法律において金融機關とは、銀行、信託會社、保險會社、無盡會社、戰時金融金庫、日本勸業銀行、日本興業銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫、日本貯蓄銀行、外資金庫、農林中央金庫、產業組合中央金庫、國民貯蓄組合中央金庫、生命保險中央會、損害保險中央會、地方農業會及び市街地信用組合を除く。）が當該財産目錄に記載した價額を超える場合において、その超過額の合計額を超えるその超過額の合計額を超えず、且つ債務超過又は支拂不能に陷る慮のない會社であつて、主務大臣の認可を受けたものを除く。

額を超えることができない。）

〔關2〕

○昭和二十年大藏、外務、內務、司法省令第一號

（昭和二〇、一〇、二六）

（別表に掲ぐる銀行其の他の機關（以下指定機關と稱す）は其の本邦に於ける本店、支店その他營業所及び代理店の業務を行うことを得ず、指定機關は本邦内に指定する場合の外其の業務を再開することを得ず

（別表）

（戰時金融金庫、株式會社朝鮮銀行、株式會社臺灣銀行、南方開發金庫、株式會社興業銀行、株式會社日本勸業銀行、株式會社第百銀行、株式會社第一銀行、株式會社第三銀行、株式會社第四銀行、株式會社第五銀行、株式會社第六銀行、株式會社第七十七銀行、株式會社第八十四銀行、株式會社第十五銀行、株式會社第十八銀行、株式會社第十九銀行、株式會社第二十二銀行、株式會社第二十三銀行、株式會社第二十四銀行、株式會社第二十五銀行、株式會社第二十六銀行、株式會社第二十七銀行、株式會社第二十八銀行、株式會社第二十九銀行、株式會社第三十銀行、株式會社第三十一銀行、株式會社第三十二銀行、株式會社第三十三銀行、株式會社第三十四銀行、株式會社第三十五銀行、株式會社第三十六銀行、株式會社第三十七銀行、株式會社第三十八銀行、株式會社第三十九銀行、株式會社第四十銀行、株式會社第四十一銀行、株式會社第四十二銀行、株式會社第四十三銀行、株式會社第四十四銀行、株式會社第四十五銀行、株式會社第四十六銀行、株式會社第四十七銀行、株式會社第四十八銀行、株式會社第四十九銀行、株式會社第五十銀行、株式會社第五十一銀行、株式會社第五十二銀行、株式會社第五十三銀行、株式會社第五十四銀行、株式會社第五十五銀行、株式會社第五十六銀行、株式會社第五十七銀行、株式會社第五十八銀行、株式會社第五十九銀行、株式會社第六十銀行、株式會社第六十一銀行、株式會社第六十二銀行、株式會社第六十三銀行、株式會社第六十四銀行、株式會社第六十五銀行、株式會社第六十六銀行、株式會社第六十七銀行、株式會社第六十八銀行、株式會社第六十九銀行、株式會社第七十銀行、株式會社第七十一銀行、株式會社第七十二銀行、株式會社第七十三銀行、株式會社第七十四銀行、株式會社第七十五銀行、株式會社第七十六銀行、株式會社第七十七銀行、株式會社第七十八銀行、株式會社第七十九銀行、株式會社第八十銀行、株式會社第八十一銀行、株式會社第八十二銀行、株式會社第八十三銀行、株式會社第八十四銀行、株式會社第八十五銀行、株式會社第八十六銀行、株式會社第八十七銀行、株式會社第八十八銀行、株式會社第八十九銀行、株式會社第九十銀行、株式會社第九十一銀行、株式會社第九十二銀行、株式會社第九十三銀行、株式會社第九十四銀行、株式會社第九十五銀行、株式會社第九十六銀行、株式會社第九十七銀行、株式會社第九十八銀行、株式會社第九十九銀行、株式會社第百銀行、株式會社第百一銀行、株式會社第百二銀行、株式會社第百三銀行、株式會社第百四銀行、株式會社第百五銀行、株式會社第百六銀行、株式會社第百七銀行、株式會社第百八銀行、株式會社第百九銀行、株式會社第百十銀行、株式會社第百十一銀行、株式會社第百十二銀行、株式會社第百十三銀行、株式會社第百十四銀行、株式會社第百十五銀行、株式會社第百十六銀行、株式會社第百十七銀行、株式會社第百十八銀行、株式會社第百十九銀行、株式會社第百二十銀行、株式會社第百二十一銀行、株式會社第百二十二銀行、株式會社第百二十三銀行、株式會社第百二十四銀行、株式會社第百二十五銀行、株式會社第百二十六銀行、株式會社第百二十七銀行、株式會社第百二十八銀行、株式會社第百二十九銀行、株式會社第百三十銀行、株式會社第百三十一銀行、株式會社第百三十二銀行、株式會社第百三十三銀行、株式會社第百三十四銀行、株式會社第百三十五銀行、株式會社第百三十六銀行、株式會社第百三十七銀行、株式會社第百三十八銀行、株式會社第百三十九銀行、株式會社第百四十銀行、株式會社第百四十一銀行、株式會社第百四十二銀行、株式會社第百四十三銀行、株式會社第百四十四銀行、株式會社第百四十五銀行、株式會社第百四十六銀行、株式會社第百四十七銀行、株式會社第百四十八銀行、株式會社第百四十九銀行、株式會社第百五十銀行、株式會社第百五十一銀行、株式會社第百五十二銀行、株式會社第百五十三銀行、株式會社第百五十四銀行、株式會社第百五十五銀行、株式會社第百五十六銀行、株式會社第百五十七銀行、株式會社第百五十八銀行、株式會社第百五十九銀行、株式會社第百六十銀行、株式會社第百六十一銀行、株式會社第百六十二銀行、株式會社第百六十三銀行、株式會社第百六十四銀行、株式會社第百六十五銀行、株式會社第百六十六銀行、株式會社第百六十七銀行、株式會社第百六十八銀行、株式會社第百六十九銀行、株式會社第百七十銀行、株式會社第百七十一銀行、株式會社第百七十二銀行、株式會社第百七十三銀行、株式會社第百七十四銀行、株式會社第百七十五銀行、株式會社第百七十六銀行、株式會社第百七十七銀行、株式會社第百七十八銀行、株式會社第百七十九銀行、株式會社第百八十銀行、株式會社第百八十一銀行、株式會社第百八十二銀行、株式會社第百八十三銀行、株式會社第百八十四銀行、株式會社第百八十五銀行、株式會社第百八十六銀行、株式會社第百八十七銀行、株式會社第百八十八銀行、株式會社第百八十九銀行、株式會社第百九十銀行、株式會社第百九十一銀行、株式會社第百九十二銀行、株式會社第百九十三銀行、株式會社第百九十四銀行、株式會社第百九十五銀行、株式會社第百九十六銀行、株式會社第百九十七銀行、株式會社第百九十八銀行、株式會社第百九十九銀行、株式會社第二百銀行、株式會社第二百一銀行、株式會社第二百二銀行、株式會社第二百三銀行、株式會社第二百四銀行、株式會社第二百五銀行、株式會社第二百六銀行、株式會社第二百七銀行、株式會社第二百八銀行、株式會社第二百九銀行、株式會社第二百十銀行、株式會社第二百十一銀行、株式會社第二百十二銀行、株式會社第二百十三銀行、株式會社第二百十四銀行、株式會社第二百十五銀行、株式會社第二百十六銀行、株式會社第二百十七銀行、株式會社第二百十八銀行、株式會社第二百十九銀行、株式會社第二百二十銀行、株式會社第二百二十一銀行、株式會社第二百二十二銀行、株式會社第二百二十三銀行、株式會社第二百二十四銀行、株式會社第二百二十五銀行、株式會社第二百二十六銀行、株式會社第二百二十七銀行、株式會社第二百二十八銀行、株式會社第二百二十九銀行、株式會社第二百三十銀行、株式會社第二百三十一銀行、株式會社第二百三十二銀行、株式會社第二百三十三銀行、株式會社第二百三十四銀行、株式會社第二百三十五銀行、株式會社第二百三十六銀行、株式會社第二百三十七銀行、株式會社第二百三十八銀行、株式會社第二百三十九銀行、株式會社第二百四十銀行、株式會社第二百四十一銀行、株式會社第二百四十二銀行、株式會社第二百四十三銀行、株式會社第二百四十四銀行、株式會社第二百四十五銀行、株式會社第二百四十六銀行、株式會社第二百四十七銀行、株式會社第二百四十八銀行、株式會社第二百四十九銀行、株式會社第二百五十銀行、株式會社第二百五十一銀行、株式會社第二百五十二銀行、株式會社第二百五十三銀行、株式會社第二百五十四銀行、株式會社第二百五十五銀行、株式會社第二百五十六銀行、株式會社第二百五十七銀行、株式會社第二百五十八銀行、株式會社第二百五十九銀行、株式會社第二百六十銀行、株式會社第二百六十一銀行、株式會社第二百六十二銀行、株式會社第二百六十三銀行、株式會社第二百六十四銀行、株式會社第二百六十五銀行、株式會社第二百六十六銀行、株式會社第二百六十七銀行、株式會社第二百六十八銀行、株式會社第二百六十九銀行、株式會社第二百七十銀行、株式會社第二百七十一銀行、株式會社第二百七十二銀行、株式會社第二百七十三銀行、株式會社第二百七十四銀行、株式會社第二百七十五銀行、株式會社第二百七十六銀行、株式會社第二百七十七銀行、株式會社第二百七十八銀行、株式會社第二百七十九銀行、株式會社第二百八十銀行、株式會社第二百八十一銀行、株式會社第二百八十二銀行、株式會社第二百八十三銀行、株式會社第二百八十四銀行、株式會社第二百八十五銀行、株式會社第二百八十六銀行、株式會社第二百八十七銀行、株式會社第二百八十八銀行、株式會社第二百八十九銀行、株式會社第二百九十銀行、株式會社第二百九十一銀行、株式會社第二百九十二銀行、株式會社第二百九十三銀行、株式會社第二百九十四銀行、株式會社第二百九十五銀行、株式會社第二百九十六銀行、株式會社第二百九十七銀行、株式會社第二百九十八銀行、株式會社第二百九十九銀行、株式會社第三百銀行、株式會社第三百一銀行、株式會社第三百二銀行、株式會社第三百三銀行、株式會社第三百四銀行、株式會社第三百五銀行、株式會社第三百六銀行、株式會社第三百七銀行、株式會社第三百八銀行、株式會社第三百九銀行、株式會社第三百十銀行、株式會社第三百十一銀行、株式會社第三百十二銀行、株式會社第三百十三銀行、株式會社第三百十四銀行、株式會社第三百十五銀行、株式會社第三百十六銀行、株式會社第三百十七銀行、株式會社第三百十八銀行、株式會社第三百十九銀行、株式會社第三百二十銀行、株式會社第三百二十一銀行、株式會社第三百二十二銀行、株式會社第三百二十三銀行、株式會社第三百二十四銀行、株式會社第三百二十五銀行、株式會社第三百二十六銀行、株式會社第三百二十七銀行、株式會社第三百二十八銀行、株式會社第三百二十九銀行、株式會社第三百三十銀行、株式會社第三百三十一銀行、株式會社第三百三十二銀行、株式會社第三百三十三銀行、株式會社第三百三十四銀行、株式會社第三百三十五銀行、株式會社第三百三十六銀行、株式會社第三百三十七銀行、株式會社第三百三十八銀行、株式會社第三百三十九銀行、株式會社第三百四十銀行、株式會社第三百四十一銀行、株式會社第三百四十二銀行、株式會社第三百四十三銀行、株式會社第三百四十四銀行、株式會社第三百四十五銀行、株式會社第三百四十六銀行、株式會社第三百四十七銀行、株式會社第三百四十八銀行、株式會社第三百四十九銀行、株式會社第三百五十銀行、株式會社第三百五十一銀行、株式會社第三百五十二銀行、株式會社第三百五十三銀行、株式會社第三百五十四銀行、株式會社第三百五十五銀行、株式會社第三百五十六銀行、株式會社第三百五十七銀行、株式會社第三百五十八銀行、株式會社第三百五十九銀行、株式會社第三百六十銀行、株式會社第三百六十一銀行、株式會社第三百六十二銀行、株式會社第三百六十三銀行、株式會社第三百六十四銀行、株式會社第三百六十五銀行、株式會社第三百六十六銀行、株式會社第三百六十七銀行、株式會社第三百六十八銀行、株式會社第三百六十九銀行、株式會社第三百七十銀行、株式會社第三百七十一銀行、株式會社第三百七十二銀行、株式會社第三百七十三銀行、株式會社第三百七十四銀行、株式會社第三百七十五銀行、株式會社第三百七十六銀行、株式會社第三百七十七銀行、株式會社第三百七十八銀行、株式會社第三百七十九銀行、株式會社第三百八十銀行、株式會社第三百八十一銀行、株式會社第三百八十二銀行、株式會社第三百八十三銀行、株式會社第三百八十四銀行、株式會社第三百八十五銀行、株式會社第三百八十六銀行、株式會社第三百八十七銀行、株式會社第三百八十八銀行、株式會社第三百八十九銀行、株式會社第三百九十銀行、株式會社第三百九十一銀行、株式會社第三百九十二銀行、株式會社第三百九十三銀行、株式會社第三百九十四銀行、株式會社第三百九十五銀行、株式會社第三百九十六銀行、株式會社第三百九十七銀行、株式會社第三百九十八銀行、株式會社第三百九十九銀行、株式會社第四百銀行、株式會社第四百一銀行、株式會社第四百二銀行、株式會社第四百三銀行、株式會社第四百四銀行、株式會社第四百五銀行、株式會社第四百六銀行、株式會社第四百七銀行、株式會社第四百八銀行、株式會社第四百九銀行、株式會社第四百十銀行、株式會社第四百十一銀行、株式會社第四百十二銀行、株式會社第四百十三銀行、株式會社第四百十四銀行、株式會社第四百十五銀行、株式會社第四百十六銀行、株式會社第四百十七銀行、株式會社第四百十八銀行、株式會社第四百十九銀行、株式會社第四百二十銀行、株式會社第四百二十一銀行、株式會社第四百二十二銀行、株式會社第四百二十三銀行、株式會社第四百二十四銀行、株式會社第四百二十五銀行、株式會社第四百二十六銀行、株式會社第四百二十七銀行、株式會社第四百二十八銀行、株式會社第四百二十九銀行、株式會社第四百三十銀行、株式會社第四百三十一銀行、株式會社第四百三十二銀行、株式會社第四百三十三銀行、株式會社第四百三十四銀行、株式會社第四百三十五銀行、株式會社第四百三十六銀行、株式會社第四百三十七銀行、株式會社第四百三十八銀行、株式會社第四百三十九銀行、株式會社第四百四十銀行、株式會社第四百四十一銀行、株式會社第四百四十二銀行、株式會社第四百四十三銀行、株式會社第四百四十四銀行、株式會社第四百四十五銀行、株式會社第四百四十六銀行、株式會社第四百四十七銀行、株式會社第四百四十八銀行、株式會社第四百四十九銀行、株式會社第四百五十銀行、株式會社第四百五十一銀行、株式會社第四百五十二銀行、株式會社第四百五十三銀行、株式會社第四百五十四銀行、株式會社第四百五十五銀行、株式會社第四百五十六銀行、株式會社第四百五十七銀行、株式會社第四百五十八銀行、株式會社第四百五十九銀行、株式會社第四百六十銀行、株式會社第四百六十一銀行、株式會社第四百六十二銀行、株式會社第四百六十三銀行、株式會社第四百六十四銀行、株式會社第四百六十五銀行、株式會社第四百六十六銀行、株式會社第四百六十七銀行、株式會社第四百六十八銀行、株式會社第四百六十九銀行、株式會社第四百七十銀行、株式會社第四百七十一銀行、株式會社第四百七十二銀行、株式會社第四百七十三銀行、株式會社第四百七十四銀行、株式會社第四百七十五銀行、株式會社第四百七十六銀行、株式會社第四百七十七銀行、株式會社第四百七十八銀行、株式會社第四百七十九銀行、株式會社第四百八十銀行、株式會社第四百八十一銀行、株式會社第四百八十二銀行、株式會社第四百八十三銀行、株式會社第四百八十四銀行、株式會社第四百八十五銀行、株式會社第四百八十六銀行、株式會社第四百八十七銀行、株式會社第四百八十八銀行、株式會社第四百八十九銀行、株式會社第四百九十銀行、株式會社第四百九十一銀行、株式會社第四百九十二銀行、株式會社第四百九十三銀行、株式會社第四百九十四銀行、株式會社第四百九十五銀行、株式會社第四百九十六銀行、株式會社第四百九十七銀行、株式會社第四百九十八銀行、株式會社第四百九十九銀行、株式會社第五百銀行、株式會社第五百一銀行、株式會社第五百二銀行、株式會社第五百三銀行、株式會社第五百四銀行、株式會社第五百五銀行、株式會社第五百六銀行、株式會社第五百七銀行、株式會社第五百八銀行、株式會社第五百九銀行、株式會社第五百十銀行、株式會社第五百十一銀行、株式會社第五百十二銀行、株式會社第五百十三銀行、株式會社第五百十四銀行、株式會社第五百十五銀行、株式會社第五百十六銀行、株式會社第五百十七銀行、株式會社第五百十八銀行、株式會社第五百十九銀行、株式會社第五百二十銀行、株式會社第五百二十一銀行、株式會社第五百二十二銀行、株式會社第五百二十三銀行、株式會社第五百二十四銀行、株式會社第五百二十五銀行、株式會社第五百二十六銀行、株式會社第五百二十七銀行、株式會社第五百二十八銀行、株式會社第五百二十九銀行、株式會社第五百三十銀行、株式會社第五百三十一銀行、株式會社第五百三十二銀行、株式會社第五百三十三銀行、株式會社第五百三十四銀行、株式會社第五百三十五銀行、株式會社第五百三十六銀行、株式會社第五百三十七銀行、株式會社第五百三十八銀行、株式會社第五百三十九銀行、株式會社第五百四十銀行、株式會社第五百四十一銀行、株式會社第五百四十二銀行、株式會社第五百四十三銀行、株式會社第五百四十四銀行、株式會社第五百四十五銀行、株式會社第五百四十六銀行、株式會社第五百四十七銀行、株式會社第五百四十八銀行、株式會社第五百四十九銀行、株式會社第五百五十銀行、株式會社第五百五十一銀行、株式會社第五百五十二銀行、株式會社第五百五十三銀行、株式會社第五百五十四銀行、株式會社第五百五十五銀行、株式會社第五百五十六銀行、株式會社第五百五十七銀行、株式會社第五百五十八銀行、株式會社第五百五十九銀行、株式會社第五百六十銀行、株式會社第五百六十一銀行、株式會社第五百六十二銀行、株式會社第五百六十三銀行、株式會社第五百六十四銀行、株式會社第五百六十五銀行、株式會社第五百六十六銀行、株式會社第五百六十七銀行、株式會社第五百六十八銀行、株式會社第五百六十九銀行、株式會社第五百七十銀行、株式會社第五百七十一銀行、株式會社第五百七十二銀行、株式會社第五百七十三銀行、株式會社第五百七十四銀行、株式會社第五百七十五銀行、株式會社第五百七十六銀行、株式會社第五百七十七銀行、株式會社第五百七十八銀行、株式會社第五百七十九銀行、株式會社第五百八十銀行、株式會社第五百八十一銀行、株式會社第五百八十二銀行、株式會社第五百八十三銀行、株式會社第五百八十四銀行、株式會社第五百八十五銀行、株式會社第五百八十六銀行、株式會社第五百八十七銀行、株式會社第五百八十八銀行、株式會社第五百八十九銀行、株式會社第五百九十銀行、株式會社第五百九十一銀行、株式會社第五百九十二銀行、株式會社第五百九十三銀行、株式會社第五百九十四銀行、株式會社第五百九十五銀行、株式會社第五百九十六銀行、株式會社第五百九十七銀行、株式會社第五百九十八銀行、株式會社第五百九十九銀行、株式會社第六百銀行、株式會社第六百一銀行、株式會社第六百二銀行、株式會社第六百三銀行、株式會社第六百四銀行、株式會社第六百五銀行、株式會社第六百六銀行、株式會社第六百七銀行、株式會社第六百八銀行、株式會社第六百九銀行、株式會社第六百十銀行、株式會社第六百十一銀行、株式會社第六百十二銀行、株式會社第六百十三銀行、株式會社第六百十四銀行、株式會社第六百十五銀行、株式會社第六百十六銀行、株式會社第六百十七銀行、株式會社第六百十八銀行、株式會社第六百十九銀行、株式會社第六百二十銀行、株式會社第六百二十一銀行、株式會社第六百二十二銀行、株式會社第六百二十三銀行、株式會社第六百二十四銀行、株式會社第六百二十五銀行、株式會社第六百二十六銀行、株式會社第六百二十七銀行、株式會社第六百二十八銀行、株式會社第六百二十九銀行、株式會社第六百三十銀行、株式會社第六百三十一銀行、株式會社第六百三十二銀行、株式會社第六百三十三銀行、株式會社第六百三十四銀行、株式會社第六百三十五銀行、株式會社第六百三十六銀行、株式會社第六百三十七銀行、株式會社第六百三十八銀行、株式會社第六百三十九銀行、株式會社第六百四十銀行、株式會社第六百四十一銀行、株式會社第六百四十二銀行、株式會社第六百四十三銀行、株式會社第六百四十四銀行、株式會社第六百四十五銀行、株式會社第六百四十六銀行、株式會社第六百四十七銀行、株式會社第六百四十八銀行、株式會社第六百四十九銀行、株式會社第六百五十銀行、株式會社第六百五十一銀行、株式會社第六百五十二銀行、株式會社第六百五十三銀行、株式會社第六百五十四銀行、株式會社第六百五十五銀行、株式會社第六百五十六銀行、株式會社第六百五十七銀行、株式會社第六百五十八銀行、株式會社第六百五十九銀行、株式會社第六百六十銀行、株式會社第六百六十一銀行、株式會社第六百六十二銀行、株式會社第六百六十三銀行、株式會社第六百六十四銀行、株式會社第六百六十五銀行、株式會社第六百六十六銀行、株式會社第六百六十七銀行、株式會社第六百六十八銀行、株式會社第六百六十九銀行、株式會社第六百七十銀行、株式會社第六百七十一銀行、株式會社第六百七十二銀行、株式會社第六百七十三銀行、株式會社第六百七十四銀行、株式會社第六百七十五銀行、株式會社第六百七十六銀行、株式會社第六百七十七銀行、株式會社第六百七十八銀行、株式會社第六百七十九銀行、株式會社第六百八十銀行、株式會社第六百八十一銀行、株式會社第六百八十二銀行、株式會社第六百八十三銀行、株式會社第六百八十四銀行、株式會社第六百八十五銀行、株式會社第六百八十六銀行、株式會社第六百八十七銀行、株式會社第六百八十八銀行、株式會社第六百八十九銀行、株式會社第六百九十銀行、株式會社第六百九十一銀行、株式會社第六百九十二銀行、株式會社第六百九十三銀行、株式會社第六百九十四銀行、株式會社第六百九十五銀行、株式會社第六百九十六銀行、株式會社第六百九十七銀行、株式會社第六百九十八銀行、株式會社第六百九十九銀行、株式會社第七百銀行、株式會社第七百一銀行、株式會社第七百二銀行、株式會社第七百三銀行、株式會社第七百四銀行、株式會社第七百五銀行、株式會社第七百六銀行、株式會社第七百七銀行、株式會社第七百八銀行、株式會社第七百九銀行、株式會社第七百十銀行、株式會社第七百十一銀行、株式會社第七百十二銀行、株式會社第七百十三銀行、株式會社第七百十四銀行、株式會社第七百十五銀行、株式會社第七百十六銀行、株式會社第七百十七銀行、株式會社第七百十八銀行、株式會社第七百十九銀行、株式會社第七百二十銀行、株式會社第七百二十一銀行、株式會社第七百二十二銀行、株式會社第七百二十三銀行、株式會社第七百二十四銀行、株式會社第七百二十五銀行、株式會社第七百二十六銀行、株式會社第七百二十七銀行、株式會社第七百二十八銀行、株式會社第七百二十九銀行、株式會社第七百三十銀行、株式會社第七百三十一銀行、株式會社第七百三十二銀行、株式會社第七百三十三銀行、株式會社第七百三十四銀行、株式會社第七百三十五銀行、株式會社第七百三十六銀行、株式會社第七百三十七銀行、株式會社第七百三十八銀行、株式會社第七百三十九銀行、株式會社第七百四十銀行、株式會社第七百四十一銀行、株式會社第七百四十二銀行、株式會社第七百四十三銀行、株式會社第七百四十四銀行、株式會社第七百四十五銀行、株式會社第七百四十六銀行、株式會社第七百四十七銀行、株式會社第七百四十八銀行、株式會社第七百四十九銀行、株式會社第七百五十銀行、株式會社第七百五十一銀行、株式會社第七百五十二銀行、株式會社第七百五十三銀行、株式會社第七百五十四銀行、株式會社第七百五十五銀行、株式會社第七百五十六銀行、株式會社第七百五十七銀行、株式會社第七百五十八銀行、株式會社第七百五十九銀行、株式會社第七百六十銀行、株式會社第七百六十一銀行、株式會社第七百六十二銀行、株式會社第七百六十三銀行、株式會社第七百六十四銀行、株式會社第七百六十五銀行、株式會社第七百六十六銀行、株式會社第七百六十七銀行、株式會社第七百六十八銀行、株式會社第七百六十九銀行、株式會社第七百七十銀行、株式會社第七百七十一銀行、株式會社第七百七十二銀行、株式會社第七百七十三銀行、株式會社第七百七十四銀行、株式會社第七百七十五銀行、株式會社第七百七十六銀行、株式會社第七百七十七銀行、株式會社第七百七十八銀行、株式會社第七百七十九銀行、株式會社第七百八十銀行、株式會社第七百八十一銀行、株式會社第七百八十二銀行、株式會社第七百八十三銀行、株式會社第七百八十四銀行、株式會社第七百八十五銀行、株式會社第七百八十六銀行、株式會社第七百八十七銀行、株式會社第七百八十八銀行、株式會社第七百八十九銀行、株式會社第七百九十銀行、株式會社第七百九十一銀行、株式會社第七百九十二銀行、株式會社第七百九十三銀行、株式會社第七百九十四銀行、株式會社第七百九十五銀行、株式會社第七百九十六銀行、株式會社第七百九十七銀行、株式會社第七百九十八銀行、株式會社第七百九十九銀行、株式會社第八百銀行、株式會社第八百一銀行、株式會社第八百二銀行、株式會社第八百三銀行、株式會社第八百四銀行、株式會社第八百五銀行、株式會社第八百六銀行、株式會社第八百七銀行、株式會社第八百八銀行、株式會社第八百九銀行、株式會社第八百十銀行、株式會社第八百十一銀行、株式會社第八百十二銀行、株式會社第八百十三銀行、株式會社第八百十四銀行、株式會社第八百十五銀行、株式會社第八百十六銀行、株式會社第八百十七銀行、株式會社第八百十八銀行、株式會社第八百十九銀行、株式會社第八百二十銀行、株式會社第八百二十一銀行、株式會社第八百二十二銀行、株式會社第八百二十三銀行、株式會社第八百二十四銀行、株式會社第八百二十五銀行、株式會社第八百二十六銀行、株式會社第八百二十七銀行、株式會社第八百二十八銀行、株式會社第八百二十九銀行、株式會社第八百三十銀行、株式會社第八百三十一銀行、株式會社第八百三十二銀行、株式會社第八百三十三銀行、株式會社第八百三十四銀行、株式會社第八百三十五銀行、株式會社第八百三十六銀行、株式會社第八百三十七銀行、株式會社第八百三十八銀行、株式會社第八百三十九銀行、株式會社第八百四十銀行、株式會社第八百四十一銀行、株式會社第八百四十二銀行、株式會社第八百四十三銀行、株式會社第八百四十四銀行、株式會社第八百四十五銀行、株式會社第八百四十六銀行、株式會社第八百四十七銀行、株式會社第八百四十八銀行、株式會社第八百四十九銀行、株式會社第八百五十銀行、株式會社第八百五十一銀行、株式會社第八百五十二銀行、株式會社第八百五十三銀行、株式會社第八百五十四銀行、株式會社第八百五十五銀行、株式會社第八百五十六銀行、株式會社第八百五十七銀行、株式會社第八百五十八銀行、株式會社第八百五十九銀行、株式會社第八百六十銀行、株式會社第八百六十一銀行、株式會社第八百六十二銀行、株式會社第八百六十三銀行、株式會社第八百六十四銀行、株式會社第八百六十五銀行、株式會社第八百六十六銀行、株式會社第八百六十七銀行、株式會社第八百六十八銀行、株式會社第八百六十九銀行、株式會社第八百七十銀行、株式會社第八百七十一銀行、株式會社第八百七十二銀行、株式會社第八百七十三銀行、株式會社第八百七十四銀行、株式會社第八百七十五銀行、株式會社第八百七十六銀行、株式會社第八百七十七銀行、株式會社第八百七十八銀行、株式會社第八百七十九銀行、株式會社第八百八十銀行、株式會社第八百八十一銀行、株式會社第八百八十二銀行、株式會社第八百八十三銀行、株式會社第八百八十四銀行、株式會社第八百八十五銀行、株式會社第八百八十六銀行、株式會社第八百八十七銀行、株式會社第八百八十八銀行、株式會社第八百八十九銀行、株式會社第八百九十銀行、株式會社第八百九十一銀行、株式會社第八百九十二銀行、株式會社第八百九十三銀行、株式會社第八百九十四銀行、株式會社第八百九十五銀行、株式會社第八百九十六銀行、株式會社第八百九十七銀行、株式會社第八百九十八銀行、株式會社第八百九十九銀行、株式會社第九百銀行、株式會社第九百一銀行、株式會社第九百二銀行、株式會社第九百三銀行、株式會社第九百四銀行、株式會社第九百五銀行、株式會社第九百六銀行、株式會社第九百七銀行、株式會社第九百八銀行、株式會社第九百九銀行、株式會社第九百十銀行、株式會社第九百十一銀行、株式會社第九百十二銀行、株式會社第九百十三銀行、株式會社第九百十四銀行、株式會社第九百十五銀行、株式會社第九百十六銀行、株式會社第九百十七銀行、株式會社第九百十八銀行、株式會社第九百十九銀行、株式會社第九百二十銀行、株式會社第九百二十一銀行、株式會社第九百二十二銀行、株式會社第九百二十三銀行、株式會社第九百二十四銀行、株式會社第九百二十五銀行、株式會社第九百二十六銀行、株式會社第九百二十七銀行、株式會社第九百二十八銀行、株式會社第九百二十九銀行、株式會社第九百三十銀行、株式會社第九百三十一銀行、株式會社第九百三十二銀行、株式會社第九百三十三銀行、株式會社第九百三十四銀行、株式會社第九百三十五銀行、株式會社第九百三十六銀行、株式會社第九百三十七銀行、株式會社第九百三十八銀行、株式會社第九百三十九銀行、株式會社第九百四十銀行、株式會社第九百四十一銀行、株式會社第九百四十二銀行、株式會社第九百四十三銀行、株式會社第九百四十四銀行、株式會社第九百四十五銀行、株式會社第九百四十六銀行、株式會社第九百四十七銀行、株式會社第九百四十八銀行、株式會社第九百四十九銀行、株式會社第九百五十銀行、株式會社第九百五十一銀行、株式會社第九百五十二銀行、株式會社第九百五十三銀行、株式會社第九百五十四銀行、株式會社第九百五十五銀行、株式會社第九百五十六銀行、株式會社第九百五十七銀行、株式會社第九百五十八銀行、株式會社第九百五十九銀行、株式會社第九百六十銀行、株式會社第九百六十一銀行、株式會社第九百六十二銀行、株式會社第九百六十三銀行、株式會社第九百六十四銀行、株式會社第九百六十五銀行、株式會社第九百六十六銀行、株式會社第九百六十七銀行、株式會社第九百六十八銀行、株式會社第九百六十九銀行、株式會社第九百七十銀行、株式會社第九百七十一銀行、株式會社第九百七十二銀行、株式會社第九百七十三銀行、株式會社第九百七十四銀行、株式會社第九百七十五銀行、株式會社第九百七十六銀行、株式會社第九百七十七銀行、株式會社第九百七十八銀行、株式會社第九百七十九銀行、株式會社第九百八十銀行、株式會社第九百八十一銀行、株式會社第九百八十二銀行、株式會社第九百八十三銀行、株式會社第九百八十四銀行、株式會社第九百八十五銀行、株式會社第九百八十六銀行、株式會社第九百八十七銀行、株式會社第九百八十八銀行、株式會社第九百八十九銀行、株式會社第九百九十銀行、株式會社第九百九十一銀行、株式會社第九百九十二銀行、株式會社第九百九十三銀行、株式會社第九百九十四銀行、株式會社第九百九十五銀行、株式會社第九百九十六銀行、株式會社第九百九十七銀行、株式會社第九百九十八銀行、株式會社第九百九十九銀行、株式會社第千銀行、株式會社第千一銀行、株式會社第千二銀行、株式會社第千三銀行、株式會社第千四銀行、株式會社第千五銀行、株式會社第千六銀行、株式會社第千七銀行、株式會社第千八銀行、株式會社第千九銀行、株式會社第千十銀行、株式會社第千十一銀行、株式會社第千十二銀行、株式會社第千十三銀行、株式會社第千十四銀行、株式會社第千十五銀行、株式會社第千十六銀行、株式會社第千十七銀行、株式會社第千十八銀行、株式會社第千十九銀行、株式會社第千二十銀行、株式會社第千二十一銀行、株式會社第千二十二銀行、株式會社第千二十三銀行、株式會社第千二十四銀行、株式會社第千二十五銀行、株式會社第千二十六銀行、株式會社第千二十七銀行、株式會社第千二十八銀行、株式會社第千二十九銀行、株式會社第千三十銀行、株式會社第千三十一銀行、株式會社第千三十二銀行、株式會社第千三十三銀行、株式會社第千三十四銀行、株式會社第千三十五銀行、株式會社第千三十六銀行、株式會社第千三十七銀行、株式會社第千三十八銀行、株式會社第千三十九銀行、株式會社第千四十銀行、株式會社第千四十一銀行、株式會社第千四十二銀行、株式會社第千四十三銀行、株式會社第千四十四銀行、株式會社第千四十五銀行、株式會社第千四十六銀行、株式會社第千四十七銀行、株式會社第千四十八銀行、株式會社第千四十九銀行、株式會社第千五十銀行、株式會社第千五十一銀行、株式會社第千五十二銀行、株式會社第千五十三銀行、株式會社第千五十四銀行、株式會社第千五十五銀行、株式會社第千五十六銀行、株式會社第千五十七銀行、株式會社第千五十八銀行、株式會社第千五十九銀行、株式會社第千六十銀行、株式會社第千六十一銀行、株式會社第千六十二銀行、株式會社第千六十三銀行、株式會社第千六十四銀行、株式會社第千六十五銀行、株式會社第千六十六銀行、株式會社第千六十七銀行、株式會社第千六十八銀行、株式會社第千六十九銀行、株式會社第千七十銀行、株式會社第千七十一銀行、株式會社第千七十二銀行、株式會社第千七十三銀行、株式會社第千七十四銀行、株式會社第千七十五銀行、株式會社第千七十六銀行、株式會社第千七十七銀行、株式會社第千七十八銀行、株式會社第千七十九銀行、株式會社第千八十銀行、株式會社第千八十一銀行、株式會社第千八十二銀行、株式會社第千八十三銀行、株式會社第千八十四銀行、株式會社第千八十五銀行、株式會社第千八十六銀行、株式會社第千八十七銀行、株式會社第千八十八銀行、株式會社第千八十九銀行、株式會社第千九十銀行、株式會社第千九十一銀行、株式會社第千九十二銀行、株式會社第千九十三銀行、株式會社第千九十四銀行、株式會社第千九十五銀行、株式會社第千九十六銀行、株式會社第千九十七銀行、株式會社第千九十八銀行、株式會社第千九十九銀行、株式會社第千百銀行、株式會社第千百一銀行、株式會社第千百二銀行、株式會社第千百三銀行、株式會社第千百四銀行、株式會社第千百五銀行、株式會社第千百六銀行、株式會社第千百七銀行、株式會社第千百八銀行、株式會社第千百九銀行、株式會社第千百十銀行、株式會社第千百十一銀行、株式會社第千百十二銀行、株式會社第千百十三銀行、株式會社第千百十四銀行、株式會社

法

令

則

告

（指定申請会社）

二　左の各號の一に該當する會社でもつて、主務大臣の指定を受けたもの

イ　戰時補償等の交付を受け、若しくは其の交付を受ける權利を有し、又は在外資産を有する會社であつて指定時において資本金二十萬圓未滿のもの

ロ　この法律施行後、債權の取立が著しく困難となつたことその他の事由により、會社の資産の價額が減少したため、債務超過又は支拂不能に陷るの虞のある會社

ハ　その所有する株式、出資證券又は社債の價額が、この法律施行後、著しく下落し、又はこれを處分することが困難となつたため、債務超過又は支拂不能に陷るの虞のある會社

（除外、指定、非該當會社の手續）

前項第一號但書の規定によつて、主務大臣の認可を受けようとする會社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

第二項第二號の指定を受けようとする會社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならない。

特別の事由があると認められる場合においては、主務大臣は前二項の期間經過後にされた申請についても、認可又は指定をすることができる。

（非該當會社）

主務大臣は、第一項第一號但書の指定若しくは認可又は同項第二號の指定をしたときは、直ちにその旨を告示する。

資本金二十萬圓以上の會社であつて、戰時補償金等の交付を受けたことがなく、若しくは其の交付を受ける權利を有せず、又は在外資産を有しないものはこの法律施行の日から三週間以内に、特別經理會社でない旨を主務大臣に屆け出るとともに、その旨を告示しなければならない。

第二條　法第一條第三項の指定をしようとする會社は、左に掲げる事項を記載した指定申請書を「日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號

二　會社の資本金額及び拂込金額

三　會社の營む主な事業

四　法第一條第二號の認定によつて、指定を受けようとする事由

五　法第一條第三項の規定により申請する場合には、期間經過後に申請しようとする事由

六　その他參考となるべき事項

前條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三條　法第一條第六項の屆出をしようとする會社は、左に掲げる事項を記載した屆書を「日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號

二　資本金額及び拂込金額

三　會社の營む主な事業

四　會社が法第一條第六項に規定する會社に該當する旨の說明

五　その他參考となるべき事項

前項の屆書には左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　定款並びに最終の貸借對照表、財産目錄及び損益計算書

二　最近における資産及び負債に關する試算表

三　所有有價證券の明細書

（註1）

第一條第一項第一號但書に該當する會社が、同條第二項の規定による認可の申請をしない場合には、當該會社に對し、指定時において拂込株金額若しくは拂込出資金額の十分の一以上に當る債權を有する者、指定時において出資金額又は資本金の十分の一以上に當る株式を有する株主は、同項の期間經過後二十日以内に、會社に對して、同項の申請をすべき旨を請求することができる。

第一項の規定は、前條第一項第一號イ乃至ハに該當する會社が、同條第三項の規定による認可の申請をしない場合に、これを準用する。

前二項の請求があつた場合には、會社は、直ちに前條第一項又は第一項の規定に準じ、認可又は指定の申請をしなければならない。

第一條第一項第一號但書の指定若しくは認可又は同項第二號の指定を受けたときには、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

（指定申請会社の經過的事項）

第一條第六項の會社は、この法律施行の日から、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、特別經理會社でない旨の登記をしなければならない。

第四條　指定時以前の原因に基いて生じた第一條第一項第二號の指定を受けた會社に對する債權について、指定時から同號の指定のあるまでにされた辨濟その他債權を消滅させる行爲（免除を除く。）は、これを無效とする。但し、第十四條第一項但書に規定する債權については、この限りでない。

前項の規定は第三者の權利を害することができない。

第五條　特別經理會社は、遲滯なく、指定時現在における財産目錄、貸借對照表、動産、不動産、債權其の他の財産及び債務に關する明細書並びに指定時を含む事業年度開始の日から指定時に至るまでの損益計算書を作成しなければならない。

第六條　特別經理會社に特別管理人を置く。

（註2）

打切決算は法第十六條第四項の規定によつて、事業年度となるから商法の規定を準用して總會に附議しなければならない。

（指定時における打切決算）

（註1）

法第二條中の「十分の一以上に當る債權を有する者」とは、一人で十分の一以上に當る債權を有する場合に限るのではなく、各數者が合計して十分の一以上になる場合をも含む。この場合には、その數者の共同において、會社に對して申請方を請求することができる。

（參考事項）

法令

則告示

第七條　前項經理會社には、指定時において、新勘定及び舊勘定を設ける。

前項經理會社の第五條の財産目錄に記載された動産、不動産、有價證券その他の財産（以下會社財産といふ。）は、命令の定めるところにより、會社の目的たる現に行つてゐる事業の遂行に必要なものを指定時において新勘定に所屬せしめた會社財産以外の會社財産を、指定時において、舊勘定に所屬せしめる。

前項の規定によつて新勘定に所屬せしめる會社財産の範圍は、命令の定める所により特別管理人が、これを決定する。

【調1】

第二條　次の各號に掲げる會社財産は、前條第一項の規定にかかはらず、舊勘定のみを設ける。

一　前條第四項の規定は、前項の規定において、新勘定を設ける必要が生じた場合に、これを準用する。

二　國債及び地方債を除くの外、手形、小切手、株券、出資證券、債券及び社債券

三　法第一條第一項に規定する特別經理會社及び昭和二十年外務省令第一號第一條に規定する指定機關

四　法第一條第一項に規定する指定機關に對する債權。但し、特別經理會社に對する法第十四條第一項但書に規定するものを除く。

五　未拂込株金（未だ拂込期の至らない財産を目的とするものを含む。）の請求權

六　昭和二十一年運輸省令第三十一號第一條に規定する指定施設

【調2】

第三條　法第七條第六項の規定によつて、舊勘定のみを設けた特別經理會社（清算又は破産の手續中の會社を除く。）は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第四條　法第七條第五項の規定によつて、舊勘定のみを設けた特別經理會社（清算又は破産の手續中の會社を除く。）の第一號及び第二號の新勘定に關せしめられたものを除くの外、金融機關に對する預金其の他の債權

第五條　令第五條第二項の規定によつて、特別管理人の承認を受ける期間の延長を申請しようとする特別經理會社は、左に掲げる事項を記載した承認申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に申請しなければならない。

一　會社の住所及び商號

二　會社の資本金額及び拂込資本金額

三　期間延長を申請しようとする事由

四　その他參考となるべき事項

關係條文

參考事項

〔調1〕

○運輸省令第三二號（昭和二一、八、三〇）

船舶に關する法律第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く造船關係の工場、事業等の管理について、次のやうに制定する。

第一條　運輸大臣の指定する造船關係の工場、事業等（以下指定施設といふ）を、經營又は權限に基き占有する者（以下經營者等といふ）は、これを良好な狀態で管理しなければならない。

前項の指定施設に屬する機械、器具その他の設備はこれを滅失し、毀損し、又は移動することが出來ない。但し左の各號の一にあたる場合に移動することは、この限りではない。

一、第四條の命令又は處分による場合。

二、特別の必要により海運局長の許可を受けた場合。

〔調2〕

○有價證券引受業法

第一條　本法に於て、有價證券とは、有價證券の引受業又は募集の取扱を營む營業を謂ふ。但し銀行信託會社、有價證券割賦販賣業者及び戰時金融金庫の發むものは此の限りに在らず。

前項の有價證券の種類は、勅令を以て之を定む。

○有價證券業取締法

第一條　本法に於て有價證券業とは取引所に依らざる有價證券の賣買又は其の媒介を營む營業を謂ふ。但し銀行信託會社、有價證券割賦販賣業者及び戰時金融金庫の營むものは此の限りに在らず。

前項の有價證券の種類は、勅令を以て之を定む。

註釋

〔註1〕

第二封鎖預金は舊勘定に計上しなければならないが、現金、第一封鎖預金は特別管理人の承認に基き新勘定、舊勘定何れに編入、且分離しても第支へ無い。

〔註2〕

新勘定に移した財産を舊勘定に報告へることは出來ない。

新勘定に所屬せしめる會社財産の範圍を決定したときには、決定の内容を示すべき文書を作成しこれを會社に交付しなければならない。

第四條　法第七條第六項の規定によつて特別經理會社が新勘定を設けた場合には、新勘定に所屬せしめられる會社財産は、新勘定を設けた日において、新勘定に所屬せしめられたものとする。

第五條　特別經理會社は、特別管理人から第三條に規定する文書の交付を受けた日から三週間以内に、法第八條第一項の明細書を作成し、特別管理人の承認を受けなければならない。

特別の事由があるときには、主務大臣は、特別經理會社の申請により、前項の期間を延長することができる。

在外資産については、舊勘定の會社財産の明細書中に、在外資産として其の金額を一括掲記することができる。

特別經理會社は、法第八條第二項の規定によつて公認人の認證を受けた舊勘定に所屬する會社財産の明細書の正本を本店に、備へ置き營業時間内は何時にても利害關係人の閲覽に供さなければならない。

新舊勘定の處置及び繰り

第八條　特別經理會社は、前條第三項の決定に基いて、新勘定開始の日毎に、會社財產の明細書を作成し、命令の定めるところにより、特別管理人の承認を受けなければならない。

特別管理人の承認を受けた舊勘定に所屬する會社財產の明細書は、特別管理人の承認を受けた日から二箇月以内に、公證人の認證を受けなければならない。

特別の事由があるときには、主務大臣は、前項の期間を延長することができる。

第一項の認證を受けなければ、その效力を生じない。

第一項の規定によつて、新勘定に所屬する會社財產の舊勘定から新勘定への繰り替へられた會社財產について、前四項の規定を準用する。

特別經理會社は、舊勘定に所屬する會社財產であつて、登記又は登錄のあるものについては、舊勘定に所屬することを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定の適用を受けない特別經理會社の財產であつて、新勘定又は舊勘定のいづれに屬するか明でないものは、新勘定に所屬するものと推定する。

第七項の規定は、舊勘定のみを設ける會社に對しては、これを適用しない。

新舊勘定の經理關係

第九條　第七條第一項の規定によつて、會社財產を新勘定及び舊勘定に區分經理した場合においては、舊勘定の貸借對照表の資產の部に、新勘定に命令の定めるところにより計上した金額に相當する金額を計上するものとする。

前項の規定は、第七條第七項の場合に、これを準用する。

第十條　特別經理會社は、毎月末における新勘定の貸借對照表の資產の部の未整理支拂勘定に計上した金額に命令の定める率を乘じて得た金額と同じ金額を、翌月の初めに新勘定から舊勘定に繰り入れなければならない。

前項の途中において、新勘定の資產の部に無償の資產の部の未整理支拂勘定に計上した金額に增加又は減少のあつた場合においては、前月末における未整理支拂勘定に計上した金額に對して、前項の規定を適用して計算した金額に、未整理支拂勘定に增加又は減少のあつた日の翌日からその月の末日迄の日數を以て、當該增加額又は減少額につき前項の金額を計算し、之を加算又は控除したものを以て前項に規定する繰入金額とする。

第七條　法第十條第一項の規定による率は千分の四とする。

（關1）

第六條　公證人法中商法第百六十七條の規定による定款の認證に關する規定（公證人法第六十二條ノ二を除く。）は、法第八條第二項の認證に、これを準用する。

則

第六條　法第八條第三項の規定によつて、公證人の認證を受けようとする特別經理會社は、左に掲げる事項を記載した申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號

二　會社の資本金額及び拂込資本金額

三　期間の延長を申請しようとする事由

四　その他參考となるべき事項

告示

關係條文

（關1）

商法

第百六十七條　定款は公證人の認證を受けるに非ざれば其の効力を有せず。

公證人法

第一條　公證人は當事者其の他の關係人の委託により法律行爲其の他私權に關する事實に付公正證書を作成し、私署證書に認證を與へ、並商法第百六十七條及び其の準用規定に依り定款に認證を與ふるの權限を有す。

第六十二條の二　商法第百六十七條及其の準用規定に依る定款の認證の事務は會社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の所屬公證人之を取扱ふ。

註釋

〔註1〕

特別管理人の承認を受くべき明細書は複雜財產のみでよい。

參考事項

法	令	備考
特別經理會社の經理の大要	第十一條　特別經理會社は、指定時後の事由に基いて生じた收入及び支出を、新勘定の收入及び支出として、經理しなければならない。 特別經理會社は、指定時以前の事由に基いて生じた收入及び支出を、舊勘定の收入及び支出として、經理しなければならない。 指定時後に退職した者に對する退職金その他指定時の前後に渉る事項に係る收入及び支出に關しては、前二項の規定にかかはらず、命令により特別の定をなすことができる。	
新舊勘定の保證債權に關する事項	第十二條　指定時以前の原因に基いて生じた特別經理會社に對する債權（以下舊債權といふ。）で先取特權、質權又は抵當權で擔保されて、新勘定に所屬する會社財産の上に存するものは、命令により定める場合を除く外、當該會社財産を新勘定に所屬せしめる旨において、當該會社財産を新勘定に所屬せしめた日に、當該會社財産につき消滅する。 新勘定に所屬する會社財産が、鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬してゐる場合には、命令により定める場合を除くの外、當該會社財産を新勘定に所屬せしめる旨において、當該會社財産を新勘定に所屬せしめた日において、當該財團から除かれ、當該財團に屬さないことになつたものとする。 特別經理會社の新勘定併びに舊勘定の財産の管理	第八條　特別經理會社は、指定時の前後に渉る債權關係を調整し、且つ、特別經理會社の經理の大要を明にするため、指定時における特別經理會社の財産の狀況を明にする貸借對照表を作成しなければならない。 前項の貸借對照表は、特別經理會社の設立の登記をした日から二箇月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。 特別經理會社は、前項の貸借對照表を提出したときは、遲滯なく、これを公告しなければならない。
新債權に關する事項	第十三條　指定時後の原因に基いて生じた特別經理會社に對する債權（舊勘定に所屬する財産の管理のために生じた債權を除く。以下新債權といふ。）については、舊勘定に所屬する財産に對して、強制執行、假差押又は假處分をすることができない。	
特別經理會社の新勘定併びに舊勘定の財産の管理	第九條　特別經理會社の新勘定併びに舊勘定の財産の管理は、命令の定めるところにより、同項の債權を有する者が、當該會社からその債權の辨濟を受けることができる金額を供託しなければならない。 前項の債權を有する者は前項の供託金に對して、先取特權、質權又は抵當權を有する者として、その權利を行ふことができる。	
特別經理會社の新勘定の收入及び支出	第七條　特別經理會社は、指定時後の事由に基いて生じた收入及び支出を、新勘定の收入及び支出として、經理しなければならない。 特別經理會社は、指定時以前の事由に基いて生じた收入及び支出を、舊勘定の收入及び支出として、經理しなければならない。 指定時後に退職した者に對する退職金その他指定時の前後に渉る事項に係る收入及び支出に關しては、前二項の規定にかかはらず、命令により特別の定をなすことができる。	

第九條左に掲げる債權は、法第十四條第一項の舊債權に含まれるものとす。

一　前條第一項の規定によつて、舊勘定で負擔する退職金（同條第三項の規定による命令により、舊勘定の負擔と定められる場合においては、その退職金を含む。）の債權

二　法第十四條第一項の舊債權の利息及び同項但書の舊債權の指定時期の不履行による損害賠償、違約金等の請求權

三　特別經理會社に對して、その有する株式（新勘定に所屬するものを除く。）につき、指定時後株金の拂込の催告のあつたときには、その株金の拂込請求權

四　特別經理會社の指定時以前の決算期における利益又は利息として配當される利益又は利息の配當請求權

五　指定時以前に損出された特別經理會社を支拂人とする爲替手形又は小切手であつて、指定時以前に引受又は支拂のための呈示のなかつたものの所持人の特別經理會社に對する權利

法第十四條第一項但書第一號の租公課に準ずる債權は、左に掲げるものとする。

一　罰金、科料、刑事訴訟費用、追徵金及び過料

二　滯納處分の例により徴收し得るもの

第十條　法第十四條第一項但書第二號の定期的給與は、左に掲げるものをいふ。

一　給料及び賞與その他定期に支給する手當及び賞與

第十一條　法第十四條第一項但書第三號の規定による臨時に支給する賞與は、左に掲げるものとする。

一　臨時に支給する賞與

二　法第十四條第一項但書第三號及び第四號の規定により辨濟をすることができる金額（退職金に關するものを除く。）の限度は、一人につき一萬五千圓とする。

第十二條　法第十四條第一項但書第四號の規定により辨濟を受ける退職金の金額の限度は、命令で定める。

第十三條　法第十四條第一項但書第六號の債權は、左に掲げるものとする。

一　金融機關經理應急措置法（昭和二十一年勅令第百號）第十六條但書の規定による封鎖預金等（以下同じ。）を以て辨濟される金融機關の有する貸付金の債權。但し、金融機關に對する封鎖預金等を以て辨濟される部分を限度とする。

二　第九條第一項第一號の債權。但し、命令で定める金額を限度とする。

三　病又は死亡に因る勞務上の債權

四　指定時以前に特別經理會社の締結した雙務契約であつて、特別經理會社及びその相手方の雙方が、指定時後の原因に基いて生じたもの。

第十四條　法第十四條第三項但書の規定による財產の管理のために生じた債權については、新勘定から辨濟をすることができる。

2　前項の規定により辨濟をすることについて、主務大臣の承認を受けようとする特別經理會社は、左に掲げる事項を記載した承認申請書を日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號

二　會社の資本金額及び拂込資本金額

三　新勘定から辨濟しようとする債權の金額及びその內容

四　新勘定から辨濟しなければならない事由

五　その他參考となるべき事項

3　前項の承認申請書には、左に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一　舊勘定に所屬する財產の管理のために必要な經費の毎月の所要見込金額

二　舊勘定の收入及び支出の見込

金融機關經理應急措置法施行規則

昭和二十一年勅令第百號

第一條　金融機關は舊勘定に所屬する財產の管理又は舊勘定に屬する債務の辨濟をすることができない。但し命令の定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（昭和二一、二、一七）

〔關2〕

○大藏省告示第二十九號

（昭和二一、二、一七）

金融緊急措置令施行規則第十五條の規定に依りビルブローカー、左の通指定す。

土田短資株式會社、植松短資株式會社、本莊短資商店、八木短資商店、柳田短資株式會社、早川短資株式會社、山根短資株式會社、保益短資株式會社、第一短資株式會社、松本短資合資會社、三富短資株式會社——（各住所略）

註釋

（註1）

未拂配當金は千圓未滿のものと雖も辨濟は出來ない。（通常の業務に關せざるものとする。）

（第十五條　特別經理會社について、破產の宣告をすることはできない。

特別經理會社の解散、合併、組織變更又は資本（出資金を含む。）の增加若しくは減少に際する總社員の同意、株主總會の決議、又は社債總會の決議は、その効力を生じない。但し、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合においては、この限りでない。

特別經理會社に對し、既にされた强制執行、假差押若しくは假處分又は擔保權の實行は、その會社が特別經理會社である間、これを中止する。但し、その財產が新勘定に所屬することとなつたときには、これらの手續は、この法律の適用の限度において、その効力を失う。

第八條　法第十五條第一項但書の規定により、解散の承認を受けようとするときは、會社は左に掲げる事項を經營報告書に記載し、別に左に掲げる事項を記載した書面を添附して、連名で、本店、支店その他の事務所を管轄する大藏大臣に提出しなければならない。

一　資本金額の減少を必要とする事由

二　會社の資本金額及び增減

三　會社の住所及び商號

四　解散に伴う會社財產の處分の方法

五　解散後の會社財產の分配の方法

第九條　法第十五條第二項の規定により、合併の承認を受けようとするときは、合併の當事會社は、左に掲げる事項を記載した書面を連名で、本店その他の事務所を管轄する大藏大臣に提出しなければならない。

一　合併の時期

二　合併の條件

三　合併に因り設立する會社又は資本金額及び增加する資本金額

四　合併に因り設立する會社又は增加する資本金額の全部又は一部を出資する會社の商號、住所及び營業の種類

五　合併に因り設立する會社の定款又は合併に因り增加する資本金額の全部又は一部を出資する會社の定款に最終の貸借對照表及び損益計算書に記載した最近の財產目錄

六　合併後存續する會社又は合併に因り設立する會社の負擔すべき社債の償還の方法

七　合併後存續する會社又は合併に因り設立する會社の負擔すべき社債の償還の方法

第十條　法第十五條第二項の規定により、合併の承認を受けようとするときは、會社は、前條第一項各號に掲げる事項を記載した書面を添附して、連名で、本店その他の事務所を管轄する大藏大臣に提出しなければならない。

◎會社經理應急措置法關係法令集正誤表

訂正箇所	誤	正
二頁　法第一條ノ一、第一項	「財に載い額二に會八五い相の社格財產」	「貸借對照表に記載した指定時を以て終了する事業年度の利益金額」
二頁　施行令第一條	條文追加	第一條ノ二、算以て條ノ四三二一五て終ノ二、指合額會れて了、定併而社たす時又以財控る法は上產除事第一條以表のの一表第一條て本圍葬な年條紹減格償け度第了少を組れの一すに以には利項るよつてよな益條一事つ條つら金一表で式でな額事年生を生いの爪度じ發じ行た分た差し益の送益た金入金場税に相當する差益金額
二頁　施行規則第一條	除第一條第三項第十一號削	
五頁　法第四條第一項	「第二條第一項第二號」	「第一條第一項第二號」
六頁　施行令第二條第一項	「指定時から」	「指定時からこの法律施行の日前まで又は」
六頁　施行令第二條第一項	條文追加	七は譲者お、戰特者務殊者務で時等金あ特等識別入場指渡經濟合法第理た會價金額も四又が若又一條第五一項乃至第三項（同法第十一條ノ二第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）

〇會社經理應急措置法關係法令集正誤表

頁	正箇所	誤	正
一頁	昭和二十年大藏、外務、內務、司法省令第一號	（以上二十九）	〔追加〕十六 株式會社臺灣商工銀行、株式會社華南銀行、日滿商事株式會社、滿洲製鐵株式會社、密山炭鑛株式會社、滿洲鐵山株式會社、滿洲輕金屬株式會社、安東輕金屬株式會社、龍烟炭鑛株式會社、マグネシウム株式會社、鶴岡炭礦株式會社、阜新炭礦株式會社、滿洲輕金屬株式會社、滿洲飛行機製造株式會社、西安炭礦株式會社、滿洲映畫協會 〔以上四十四〕 〔削除〕一 日佛銀行
二頁	二段目末尾	「その旨を告示」	「その旨を公告」
二頁	施行令第九條第一項第二號	「指定時期の不履行」	「指定時後の不履行」
三頁	施行令第十三條第四號	「舊勘定に所屬せしめた」	「新勘定に所屬せしめた」
三頁	第五號	「所有する場合に」	「所持する場合に」
七頁	施行令第十五條第二項	「代表者」	「代表者（主務大臣の指定する法人においては業務を執行する役員）」
七頁	第三項	「受託會社について」	「受託會社のうちから、これらの方法によらずに社債を發行してゐる場合には、商法第三百二十九條の規定による社債權者の代表者のうちから」
七頁	第四項	「舊債權者のない特別經理會社及び」	「舊債權者及び社債權者のない特別經理會社、特別管理人に選任された舊債權者及び前項の規定により特別管理人に選任された者が就任せず、又は就任する意志がないものとみなされた爲、特別管理人となるべき者のなくなつた特別經理會社並びに」
七頁	第五項	「舊債權者のうち」	「舊債權者及び前項に規定する者のうち」
七頁	第七項	「業務を執行する役員又は舊債權者が一人のときには」	「業務を執行する役員が一人のとき、舊債權者が一人若しくは、舊債權者から特別管理人に選任された者が就任せず、若しくは就任する意志がないものとみなされたため、特別管理人となるべき舊債權者が一人のとき（社債を發行してゐる場合を除くには、又は舊債權者がなくなつて受託會社若しくは社債權者のみのときには」
七頁	第八項	（但書追加）「その清算人のうちから二人」	「但し、監査役員のある場合にはその監査役員全員を特別管理人とする。」「その清算人のうちから二人及び當該會社の社債權者のうちから二人」
二十一頁	施行令第二十條第一項	（但書追加）	「但し、整理、清算、破算手續又は和議手續中の特別經理會社の特別管理人の報酬については、破算管財人の報酬に關する破算法の規定を準用する。」
二十五頁	施行令	（條文追加）	第二十三條の二　法第一條第一項第一號但書の認可を受けた會社はその認可を受けた日において、舊勘定を廢止する。但し、舊勘定の全部又は一部を設けた會社については、この限りでない。 前項の場合においては法第十六條第四項の規定によつて變更された事業年度は變更されなかつたものとする。 第二十三條の四　特別經理會社は定款の定めにかゝわらず、指定時から指定時を含む事業年度につき、定款に定められた定時總會の召集の時期まで、又は法第十六條第四項の規定によつて指定時に終了した事業年度の定時總會を召集することができる。
二十七頁	施行令附則㈣	（全文訂正）	「この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し、第二條、第八條、第九條、第十五條及び第二十三條の二乃至第二十四條の改正規定は、昭和二十一年八月十五日から、これを適用する。 二　前項但書の規定は、この勅令施行前に特別經理會社のなした決濟の効果を妨げない。 特別經理會社が、この勅令施行の日までに、招集した臨時總會において、法第十六條第四項の規定によつて指定時に終了した事業年度の旧法第二百八十一條乃至第二百八十三條に揭げる書類について、司法第二百八十一條乃至第二百八十三條に揭げる書類について、承認を受けたときには、その臨時總會は第二十三條の四の規定によつて招集する定時總會とみなす。」
二十七頁	總索引		

備考　本法令集は九月末現在に於けるものなるも、施行令中傍線箇所、右記施行令修正追加分を含む　は昭和二十一年十月十九日公布の勅令第四八四號を挿入せるものなり。

一二頁　施行令第九條	條文追加	六、戰時補償特別措置法による特別經理會社に關せられる戰時補償特別稅 七、戰時補償特別措置法第四十一條第一項乃至第三項又は第 五十三條の規定により納稅義務者、收得稅法人金 殊預金等に關する權利又は戰時補償請求權の 社に求償する權利 八、その他主務大臣の指定するもの
二六頁　法第三十八條	削除	
二七頁　法第三十九條	第一項ノ次ニ追加	「この法律のうち必要な規定は、命令の定めるところによつて、命令の定める日以後命令の定る損失に因り債務超過又は支拂不能に陷る虞のある會社その他の者に對し、これを準用することができる。」
第二項	「前項において」 「前項の特別經理會社以外の者」 「前項の規定」	「前二項において」 「第一項の特別經理會社以外のもの又は前項の會社その他のもの」 「前二項の規定」

大藏
厚生省令第一號

會社經理應急措置法施行令第八條第三項、第十二條第二項及び第十三條第二號の規定による命令を次のやうに定める。

昭和二十一年十月二十八日

大藏大臣　石橋湛山
厚生大臣　河合良成

第一條　會社經理應急措置法施行令（以下單に令といふ）第八條第二項の期間經過後退職する者（指定時後において就職した者を除く。以下同じ。）の退職金（厚生年金保險法附則第十條及び第十一條の規定により支給する退職手當を含む。以下同じ。）は、令第八條第二項の期間を經過した日（以下特定日といふ。）を基準として特定日前後の勤續期間の割合で按分し、特定日迄の勤續期間に相當する金額は、これを舊勘定の負擔として經理する。

第二條　令第十二條第二項の規定による金額の限度は、一人につき一萬五千圓とする。

第三條　令第十三條第二號の規定による金額が一人につき一萬五千圓を超ゆるときは一萬五千圓とする。但しその金額が一人において當該特別經理會社が退職金給與規定を有しない場合には、指定時前三指定時現在において、當該特別經理會社が退職金給與規定を有しない場合には、指定時前三一箇月間の一箇月平均月收額（賞與その他の臨時的給與を除く。以下同じ。）に勤續期間一年につき一箇月平均月收額の二分の一に相當する金額を加へた金額、但しその金額が本人五百圓、扶養家族一人につき百圓の割合で計算した金額。

二　前項の勤續期間の計算については、一月未滿の端數はこれを一月とすることができる。

第四條　第三條第一項第一號の扶養家族とは、左に揭げる者であつて主として退職する者の收入により生計を維持するものをいふ。

一　配遇者（屆出がなくても事實上婚姻關係と同樣の事情にある者を含む）

二　滿六十歲以上の直系尊屬であつて本人と同一戶籍內にある者

三　滿十八歲未滿の直系卑屬及び弟妹であつて本人と同一戶籍內にある者

四　不具廢疾者であつて本人と同一戶籍內にある者

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する

第十章　附則

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の事業年度は、第一期を　年　月　日から　年　月　日までとし、第二期を　年　月　日から　年　月　日までとする。

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の取締役は、次のとおりとする。

取締役　　

取締役　　

取締役　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の代表取締役は、次のとおりとする。

代表取締役　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の監査役は、次のとおりとする。

監査役　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の会計参与は、次のとおりとする。

会計参与　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の会計監査人は、次のとおりとする。

会計監査人　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の本店の所在場所は、次のとおりとする。

本店の所在場所　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の発行可能株式総数は、次のとおりとする。

発行可能株式総数　　株

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の発行する株式の内容は、次のとおりとする。

一　株式の譲渡制限に関する事項

二　株式の譲渡制限に関する事項

三　株式の譲渡制限に関する事項

四　株式の譲渡制限に関する事項

五　株式の譲渡制限に関する事項

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の株主名簿管理人は、次のとおりとする。

株主名簿管理人　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の事業年度は、第一期を　年　月　日から　年　月　日までとし、第二期を　年　月　日から　年　月　日までとする。

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の取締役は、次のとおりとする。

取締役　　

取締役　　

取締役　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の代表取締役は、次のとおりとする。

代表取締役　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の監査役は、次のとおりとする。

監査役　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の会計参与は、次のとおりとする。

会計参与　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の会計監査人は、次のとおりとする。

会計監査人　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の本店の所在場所は、次のとおりとする。

本店の所在場所　　

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の発行可能株式総数は、次のとおりとする。

発行可能株式総数　　株

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の発行する株式の内容は、次のとおりとする。

一　株式の譲渡制限に関する事項

二　株式の譲渡制限に関する事項

三　株式の譲渡制限に関する事項

四　株式の譲渡制限に関する事項

五　株式の譲渡制限に関する事項

第　条　この定款の施行に際して設立する株式会社の最初の株主名簿管理人は、次のとおりとする。

株主名簿管理人　　

特別經理會社は、會社更生法の定めるところに從い、更生計畫の定めるところにより、財產目錄、貸借對照表及び損益計算書を作成しなければならない。

前項の財產目錄、貸借對照表及び損益計算書に關する規定は、前項に掲げる書類に、これを準用する。

更生計畫において生じた各事業年度の利益金額及び損失金額は、更生計畫において次の事業年度に繰り越さなければならない。

他の法令又は定款の定にかかはらず、特別經理會社の指定時を含む事業年度は、指定時に終了するものとし、これに續く期間は、次期の事業年度に屬するものとする。

指定時に終了する事業年度において生じた利益は、他の法令又は定款の定にかかはらず、これを積み立てなければならない。

（管理人の準用規定）

第十七條　特別經理會社は、命令で定める場合を除くの外、更生計畫認可の決定後その他會計監査人の業務を行する役員のうちから二人、及び會計監査人の職權を有する者（法人である場合においては、その代表者）のうちから二人の特別管理人を選任しなければならない。

前項の特別管理人の選任につき、時期、方法その他必要な事項は、命令の定めるところによる。

（選任）

第十五條　特別經理會社は、指定時（法第一條第一項第二號の指定を受けた會社については、その指定の日）後二週間以內に會社の業務を執行する役員中から互選によつて二人及び舊會社に對し指定時現在において債權（社債及び法第十四條第一項但書の債權を除く。）を有する政府以外の者（以下舊債權者といふ。）であつて、當該會社の業務を執行する役員でない者のうちで、當該債權の額の最も多額な者から順次二人の特別管理人を選任しなければならない。但し、債權者が昭和二十年內務省令第一號第一條に規定する指定機關（以下指定機關といふ。）である場合においては、特別經理會社は、主務大臣の承認を受けて同項の規定によつて次の順位を有する舊債權者を選任することができる。

前項の場合において、次の順位を有する舊債權者のない場合においては、第五項の規定を準用する。

第一項及び第八項の規定により、特別管理人となるべき舊債權者が昭和二十年內務省令第一號第一條に規定する指定機關（以下指定機關といふ。）である場合においては、主務大臣の承認を受けて、舊債權者のうちから特別管理人を選任することができる。

（第三百三條）　社債の募集が完了したるときは取締役は遲滯なく各社員に付其の全額又は第一回の拂込を爲さしむることを要す。

註　釋

（註1）　代表者とは商法上の代表權を有する者に限る　債權者の中には株主は含まれない。

「會社の業務を執行する役員」中には常任監査役は含まれない。

（關1）

（届出）

一、

いは二週間以內に、特別管理人の住所及び氏名並びに當該管理人の職務の執行を停止した旨の登記をしなければならない。

前項の登記については、第六十七條の規定は、これを準用する。

特別經理會社は、特別管理人の選任があつたときから二週間以內に、前二項の登記をしなければならない事項を、主務大臣に届け出なければならない。

（關2）

前項の規定は、前項の規定により特別管理人となるべき舊債權者が法人である場合においては、當該法人の指名する代表者を以て、舊債權者として、これを適用する。この場合において、債權の額は、當該法人の債權の額とする。

特別經理會社が、擔保附社債信託法による社債を發行してゐる場合及び商法第三百四條により社債募集の委託をしてゐる場合には、第一項の舊債權者のうちから選任する特別管理人中一人は、これを當該社債に關する　託會社について選任しなければならない。前二項の規定は、これを準用する。

指定時現在において、舊債權者のない特別經理會社及び主務大臣の指定する特別經理會社は、法第十七條第　項の規定にかかはらず、舊債權者のうちから特別管理人を選任することを要しない。

特別管理人となるべき舊債權者が一人のときは、法第十七條第一項の規定にかかはらず、業務を執行する役員及び舊債權者のうちから選任する特別管理人は、夫々一人とする。

資本金百萬圓未滿の特別經理會社は、法第十七條第一項の規定にかかはらず、選任すべき特別管理人を、當該會社の業務を執行する役員のうちから一人及び當該會社の舊債權者のうちから一人とすることができる。

破算手續中の特別經理會社は、第一項の規定によつて特別管理人となるべき舊債權者のみを特別管理人として選任する。

清算中の特別經理會社は、その清算人のうちから二人の特別管理人を選任しなければならない。

第一項乃至第六項の規定は、前項の場合にこれを準

（關1）

〔商　法〕

第六十四條第一項に揭げる事項中に變更を生じたるときは本店の所在地に於ては二週間、支店の所在地に於ては三週間內に變更の登記を爲すことを要す

（第六十四條第一項）　合名會社の定款の設立の登記に在りては左の事項を登記することを要す。

一、前條第一號乃至第三號に揭ぐる事項

二、支店

三、存續期間又は解散の事由を定めたるときはその時期

（關2）

〔商　法〕

四、社員の出資の目的、財產を目的とする出資に付ては其の價格及び履行を爲したる部分

五、社員にして會社を代表せざる者ありたるときは、會社を代表すべき者の氏名

六、數人の社員が共同し又は社員が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其の規定。

（第六十三條）　合名會社の定款には左の事項を記載し各社員之に署名することを要す。

一、目的

二、商號

三、社員の氏名及住所

四、本店及び支店の所在地

五、社員の出資の目的及其の價格又は評價の基準

六、社員の責任に關する定を爲すときは其の定

（第六十四條）　合名會社の定款には、前條に揭げたる事項の外、左の事項を記載し又は記錄することを要す。

一、社員の氏名及住所

二、社員の出資の目的及其の價格又は評價の基準

三、社員の責任に關する定を爲すときは其の定

四、社員の加入に關する定を爲すときは其の定

五、社員の退社に關する定を爲すときは其の定

六、社員の死亡に關する定を爲すときは其の定

七、社員の除名に關する定を爲すときは其の定

八、社員の持分の譲渡に關する定を爲すときは其の定

（第六十五條）　社員の加入、退社又は除名に因り定款の變更を生じたるときは、變更を生じたる事項を登記することを要す。

（第六十六條）　社員の死亡に因り定款の變更を生じたるときは、相續人が其の相續に因り社員の地位を承繼したる事項を登記することを要す。

（第六十七條）　第六十四條第一項又は前二條の規定に依る登記は、變更を生じたる日より二週間內に之を爲すことを要す。

（第六十八條）　第六十四條第一項又は前三條の規定に依る登記を爲すまでは、變更を生じたる事項は之を以て善意の第三者に對抗することを得ず。但し第三者が正當の事由に因り其の變更を知らざりしことを證したるときは此の限に在らず。

（第六十九條）　第六十四條第一項又は前三條の規定に依る登記を爲すまでは、變更を生じたる事項は之を以て善意の第三者に對抗することを得ず。但し第三者が正當の事由に因り其の變更を知らざりしことを證したるときは此の限に在らず。

（第三百四條）　社債募集の委託を受けたる會社は、自己の名を以て會社の爲に第三百一條第一項及前條に定める行爲を爲すことを得。

（第三百一條第二項）　社債申込證は取締役之を作り、之に左の事項を記載することを要す。

一、會社の商號

二、社債の總額

三、各社債の金額

四、社債の利率

五、社債償還の方法及期限

六、利息支拂の方法及期限

七、數回に分ちて社債の拂込を爲さしむるときは其の拂込の金額及時期

八、社債發行の價額又は其の最低價額

九、債權を記名式又は無記名式に限りたるときは其の旨

十、會社の資本金及拂込みたる株金の總額

十一、最終の貸借對照表に會社に現存する純財產額

十二、舊社債の償還の爲第二百九十七條第一項及第二項の制限を超えて社債を募集するときは其の旨

十三、前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額

十四、社債募集の委託を受けたる會社あるときは其の商號

十五、社債の應募額が總額に滿せざる場合に於て前號の會社が其の殘額を引受くべきことを約したるときは其の旨

法令

第十六條　特別經理會社は、前條第一項及び第八項の規定により特別管理人として選任さるべき舊債權者が著しく不適當である・認める場合においては、同項の規定によつて次の順位を有する舊債權者を選任することができる。この場合において、次の順位の舊債權者がないときは、前條第五項の規定を準用する。

前項の場合において、特別管理人に選任されなかつた先順位の舊債權者が不服であるときは、主務大臣に對して異議の申立をすることができる。

舊債權者の異議の申立のある場合においては、主務大臣は、特別管理人の選任について、適當と認める措置を講ずることができる。

第十七條　特別經理會社は、主務大臣の認可を受けたときには、法第十七條第一項の規定にかかはらず、特別管理人を增員し又は當該會社の總株を執行する役員若しくは舊債權者でない者を特別管理人として選任することができる。

特別管理人又は特別經理會社に對し指定時において、拂込株金額の十分の一以上に當る債權を有する者、出資金額が資本金の十分の一以上に當る社員若しくは資本金十分の一以上に當る株式を有する株主は、會社に對し文書を以て前項の認可申請をするべき旨を請求することができる。

前項の請求があつた場合には、會社は直ちに命令の定めるところによつて、認可の申請をしなければならない。

主務大臣が前項の申請を認可した場合には、特別經理會社は、當該認可に基いて特別管理人を選任しなければならない。

主務大臣は、必要があると認めるときには、職權を以て特別管理人を選任することができる。

第十八條　特別管理人又は前條第二項に規定する舊債權者、社員若しくは株主が、特別管理人の選任に對して不服がある場合又は特別管理人のうち著しく不適當と認める者がある合おいては、主務大臣に異議の申立をすることができる。

第十六條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

則

告

示

第十三條　令第十六條第二項の規定によつて、特別管理人の選任につき異議を申し立てようとする者は、左に掲げる事項を記載した異議申立書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　特別管理人の關する會社の住所及び名稱

二　特別管理人の關する會社の資本金額及び拂込資本金額

三　異議申立者の住所及び氏名、商號又は名稱

四　指定時において異議申立者の會社に對して有する債權の金額

五　異議申立の要旨

六　その他參考となるべき事項

第十四條　令第十七條第一項の規定によつて、特別管理人の選任につき、認可を受けようとする特別經理會社は、左に掲げる事項を記載した認可申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號

二　會社の資本金額及び拂込資本金額

三　現在の特別管理人全員の住所、氏名、職業に關する履歷及び會社との關係

四　特別管理人を增員し、又は、會社の業務を執行する役員又は債權者でない者を特別管理人に選任しようとする事由

五　選任しようとする特別管理人の氏名、住所、職業に關する履歷及び會社との關係

六　令第十七條第三項の規定によつて、特別管理人、會社の株主、社員又は債權者の請求に基いて申請するものである場合には、前項各號に掲げる事項の外、左の事項

一　請求者の住所及び氏名

二　請求者が會社の株主又は社員である場合には指定時において請求者の有する株式の額面金額又は出資金額

三　請求者が會社の債權者である場合には、指定時において請求者の會社に對して有する債權の金額

四　請求者が令第十七條第三項の規定によつて會社に提出した文書の謄本

第十五條　令第十七條第五項の規定によつて、主務大臣が特別管理人を選任したときには、その旨を特別經會社に通知すると共に、選任を證する書面を當該特別管理人に交付しなければならない。

第一項の規定によつて選任された特別管理人が、正當な事由によりその任務を辭さうとするときには、事由を附してその旨を主務大臣に申し立てなければならない。

第一項の規定によつて選任せられる特別管理人の報酬は、主務大臣がこれを定める。

第十六條　令第十八條第一項の規定によつて、特別管理人について、異議を申し立てようとする者は、左に掲げる事項を記載した異議申立書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　特別管理人の關する會社の住所及び名稱

二　特別管理人の關する會社の資本金額及び拂込資本金額

三　異議申立者の住所及び氏名、商號又は名稱、特別管理人である場合には、その會社との關係

四　異議の申立者が會社の株主又は社員である場合には、指定時において請求者の有する株式の額面金額又は出資金額

五　異議申立者が會社の債權者である場合には、指定時において有する債權の金額

六　異議申立の要旨

七　その他參考となるべき事項

變更事項	參考事項

法	令	則	告示
	第十九條　特別經理會社は、特別管理人に選任しようとするには、遲滯なくその旨を特別管理人に選任しようとする者に通知しなければならない。 前項の通知を受けた者は、前項の通知を受けた日から二週間以内に、特別經理會社に就任するか否かの意思を通知しなければならない。 前項の期間内に、同項の者から意思の通知がないときには、就任する意思がないものとみなす。		
	（代理人の選任） 特別管理人は、その職務を行ふについて、代理人を選任することができる。この場合においては、當該特別管理人は代理人の住所及び氏名を特別經理會社に對して通知しなければならない。		
	（辭任） 特別管理人は、病氣その他正當なる事由によりその職務を遂行することができないときには、その任務を辭することができる。この場合においては、遲滯なくその旨を特別經理會社に對して通知しなければならない。		
	（補充） 前項の規定によつて特別管理人がその任務を辭したとき、特別管理人が死亡したとき、法第二十條の規定によつて解任せられたとき又は特別管理人に選任せられる資格を失つたときには、特別經理會社は第十五條乃至第十七條の規定によつて、缺員となつた特別管理人を補充しなければならない。同條の規定によつては補充のできない場合においては、特別經理會社の申出により、主務大臣は、適當と認める措置を講ずることができる。		
	第十七條　令第十九條第六項の規定によつて、特別管理人の選任につき申出をしようとする會社は、左に掲げる事項を記載した特別管理人選任申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。 一　會社の住所及び商號 二　會社の資本金額及び拂込資本金額 三　現在の特別管理人全員の住所、氏名及び會社との關係 四　特別管理人の缺員となつた事由 五　特別管理人の補充のできない事由 六　その他參考となるべき事項		
	第十八條　法第十七條第五項の屆出をしようとする特別經理會社は、同條同項に規定する屆出事項を記載した書面を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。		

關係條文	參考事項
〔關1〕 ○破產法 第百六十四條　破產管財人は善良なる管理者の注意を以て其の職務を行ふことを要す。 破產管財人が前項の注意を怠りたるときは其の破產管財人は利害關係人に對し連帶して損害賠償の責に任ず。	

第十八條　特別管理人は、主務大臣の監督に屬する。

第十九條　特別管理人は、主務大臣の監督に屬し、その職務に關し必要な命令を受ける。

第二十條　特別經理會社の業務を執行する役員以外の者から選任された特別管理人の報酬は、特別管理人に選任された會社の業務を執行する役員の平均報酬の範圍内において、特別經理會社と協議してこれを決定する。協議が調はないときには、主務大臣が、これを決定する。

特別經理會社の役員中から選任された特別管理人は、特別管理人としての報酬を受けることができない。

特別管理人の職務執行の爲に要した費用については、その費額を支拂ふ。

第一項の報酬及び前項の費用は、これを會社の負擔とする。

破產法第百六十四條の規定は、特別管理人に、これを準用する。

〔關1〕

第二十一條　特別經理會社は、令第二十條第一項の規定によつて、主務大臣の裁定を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した裁定申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號
二　會社の資本金額及び拂込資本金額
三　當該特別管理人の住所及び氏名及び會社との關係
四　特別管理人たる會社の業務を執行する役員の報酬金額
五　當該事項に關する特別管理人と特別經理會社との協議の經過及びその結果
六　當該事項に關する特別管理人と特別經理會社との意見の重要な相違點
七　その他參考となるべき事項

特別管理人が、第七十五条の規定による会社財産の決定、第十四条第二項及び第三項の規定による承認、第二十一条第一項の規定による管理についての決定、第二十二条第一項の規定による處分に対する承認及び第二十三条第二項の規定による同意をするときには、その過半数を以て、これを決する。但し、可否の意見が同数の場合には、特別管理人の申請により、主務大臣がこれを裁定する。

（解任）

第二十条　主務大臣は、特別管理人が法令又は主務大臣の命令に違反したとき、公益を害する行爲をしたとき、又は特別管理人を不適當と認めるときには、これを解任することができる。

（役員の監督）

第二十一条　特別經理會社の業務を執行する役員は、監督定に所屬する財産の處分、保全その他の管理について、特別管理人の決定するところに從はなければならない。

特別管理人は、監督定に所屬する財産の處分、保全その他の管理について、特別經理會社の業務を執行する役員を監督する。

（會社財産の讓渡等の承認）

第二十二條　特別經理會社は、會社財産及び指定時後取得した舊勅定に所屬する財産を讓渡し、貸與し又は質權若しくは抵當權の目的としようとするときは、命令で定める場合を除くの外、特別管理人の選任されてゐる場合には主務大臣）の承認を受けなければならない。

第二十一條　特別經理會社は、左に掲げる場合においては、法第二十二條の規定により特別管理人の承認を受けることを要しない。

一　法第十四條第一項但書に掲げる債務を辨濟するため必要な限度において財産を處分するとき

二　金融機關より預金の拂戻を受けるとき

三　土地、建物（土地及び建物の賣買を會社の目的とする場合を除く。）その他の事業設備以外の法第七條第二項に規定する會社財産については、特別經理會社が、事業の常務の執行上必要な範圍において時價を下らない對價を以て處分するとき。

第二十條　特別經理會社の特別管理人は法第十九條の規定によつて、主務大臣の裁定によつて、左に掲げる事項を記載した裁定申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及商號

二　會社の資本金額及び拂込資本金額

三　特別管理人全員の住所、氏名及び會社との關係

四　主務大臣の裁定を受けようとする事項の大要

五　管理人の討議に關する特別管理人の經過及びその結果

六　管理事項に關する特別管理人の意見及びその重要な相違點

七　其の他參考となるべき事項

第二十一條　法第二十二條第一項の規定によつて、財産の處分につき主務大臣の承認を受けようとする特別經理會社は、左に掲げる事項を記載した承認申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を經て、主務大臣に提出しなければならない。

一　會社の住所及び商號

二　會社の資本金額及び拂込資本金額

前項の規定は、第十四條第四項第三号の規定の適用を妨げない。

第一項の規定によつて特別管理人の承認を受けないで、會社財産及び指定時後取得した舊勅定に所屬する財産を處分した場合においては、その處分は、これを無効とする。但し、その處分の無効は、これを以て善意の第三者に對抗することができない。

（株式（持分）の讓渡の制限）（註一）

第二十三條　特別經理會社の株式を讓渡しようとする者は、當該會社に對して、承認を求めなければならない。

（關一）

前項の場合において、會社が承認しようとするときには、特別管理人の同意を得なければならない。商法第七十三條（同法第百四十七條において準用する場合を含む。）若しくは第百五十四條又は有限會社法第十九條第一項の規定によつて、持分の讓渡につき承諾しようとするとき又は承諾の決議をしようとするときも同樣である。

第一項の規定による承諾を受けずに行はれた株式の讓渡は、會社に對して、その効力を生じない。

參考事項

關係條文

（關一）

○商法（合名會社に關する規定）

第七十三條　社員は他の社員の承諾あるに非ざれば其の持分の全部又は一部を他人に讓渡することを得ず。

第百四十七條（合資會社に關する規定）　第百五十四條（合資會社に關する規定）　有限責任社員は無限責任社員全員の承諾あるときは其の持分の全部又は一部を他人に讓渡することを得持分の讓渡に伴ひ定款の變更を生ずるときと雖も亦同じ。

○有限會社法

第十九條第一項　社員は第四十八條に定むる社員總會の決議あるときに限り其の持分の全部又は一部を他人に讓渡することを得。但し定款を以て讓渡の制限を加重することを妨げず。

（第四十七條）　定款の變更には社員總會の決議あることを要す。

（第四十八條）　前條の決議は總社員の半數以上にして總社員の議決權の四分の三以上を有する者の同意を以てこれを爲す。

定款に別段の定めなき限り各社員は之を總社員の數に、其の行使することを得ざる議決權は之を議決權の數に算入せず。

註釋

（註一）

相續による名義書換は同條に含まれないから、相續の場合の名義書換は會社の承認を受ける必要はない。

法

第三十七條　この法律のうち戰時補償金等及び在外資産の範圍については、命令でこれを定める。

第三十八條　特別經理會社が、特別經理會社となつたときから、三箇月以内に、法令の定める企業に關する整備計畫を主務大臣に提出しない場合その他法令の定める事由に該當する場合においては、當該會社に對して、この法律の適用は解除される。

前項の規定による解除に關し、新勅定　び舊勅定の併合その他これに伴ふ必要な事項は、命令でこれを定める。

令

第二十四條　法及びこの勅令において戰時補償金等といふのは、昭和二十年八月十五日以前において發生した人又は法人の損害、又は同日以前における、務の運營、制限若しくは禁止又は施設の生産、修理、供給、移轉、制限若しくは禁止に基き、政府又は政府に準ずる機關（政府の行ふ施策に協力することを目的として設立せられ且つその者の業務による損失を政府において、補償、するもの及び舊戰時特殊損害保險法第二條の規定により指定を受けた保險會社をいふ。）に對する補償金を請求する權利その他の債權であつて、命令で定めるもの以外のものをいふ。

第二十五條　法及びこの勅令において在外資産といふのは左に掲げるものをいふ。

一　外國（大藏大臣の指定する地域を含む。以下同じ。）にある動産、不動産（これらのものに關する權利、

二　外國にある鑛業權、漁業權（これらに準ずる權利を含む。）並びにこれらの權利に關する權利

三　外國居住者又は外國事業所若しくは營業所の預金又は信用、貸金、其の他の債權（銀行預金、取引によつて、外國を履行地とするもの

四　外國にある事業、鑛業又はこれらのものに對する出資

五　外國居住者により發行せられ又はその者の債務となるべき有價證券

六　外國の著作權、特許權、實用新案權、意匠權又は商標權並びにこれらのものに關する權利

七　日本銀行券、貨幣、政府の發行する紙幣、臨時補助通貨及びB勘圖表示通貨以外の通貨を有する會社

八　外國に本社を有する會社の本邦にある事業所又は營業所に對する債權

九　本邦にある者の有する七に掲げる通貨を以て表示する債權

十　その他前各號に準ずるもので大藏大臣の指定するもの

則

告示

○大藏省告示第六百五十四號

（昭和二一、八、一五）

會社經理應急措置法施行令第二十五條第一號の規定によつて、外國に有むべき地域を次のやうに指定する。

一　朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及び樺太

二　千島列島

三　小笠原諸島及び硫黄列島

四　竹島

五　北緯二十度以南の南西諸島

六　大東島、沖の鳥島、酉島島及び中の島島

○大藏省告示第六百五十九號

會社經理應急措置法施行令第二十五條第十號により、左に掲げる會社等に對する債權を在外財産とする。

一、南方開發金庫

二、東洋拓殖株式會社

三、北支那開發株式會社

第三十八條　特別經理會社が、特別經理會社となつたときから、三箇月以内に、法令の定める企業に關する整備計畫を主務大臣に提出しない場合その他法令の定める事由に該當する場合においては、當該會社に對して、この法律の適用は解除される。

前項の規定による解除に關し、新勅定　び舊勅定の併合その他これに伴ふ必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十九條　この法律のうち必要な事項は、命令の定めるところによつて、特別經理會社以外のものに對し、これを準用することができる。

第二十八條乃至第三十六條の規定は、前項において準用する場合に、これを適用する。但し、同條中會社又は特別經理會社とあるのは、前項の特別經理會社以外のものとし、同條に掲げる條項は、前項の規定によつて準用される場合の條項を含むものとする。

第四十條　この法律に定めるもの外、登記その他に關し必要な事項は命令の定めるところによる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

主務大臣の意見

第二十六條　法第十七條第三項及び第四項の規定は、第十六條第一項第十一條第一項及び第五項並びに第十九條第六項の規定により特別管理人を選任したとき、又は第十九條第四項の規定により代理人を選任したとき、若しくはその代理人の代理權の消滅したときに、これを準用する。

第二十七條　法及びこの勅令において主務大臣といふのは、第二項の事務を除くの外當該會社の主な事業の所管大臣及び大藏大臣をいふ。

法及びこの勅令において、主務大臣といふのは、厚生大臣の所管する勤勞に關する事項については、前項の規定による大臣及び厚生大臣をいふ。

附則

この勅令は、法施行の日からこれを施行する。

この勅令は、公布の日からこれを施行する。但し、第二條、第九條、第二十三條の二及び第二十四條の改正規定は昭和二十一年八月十五日からこれを適用する。

前項但書の規定は、この勅令施行の前に特別經理會社のなした辨償その他債權を消滅させる行爲の效果を妨げない。

第二十二條　この省令によつて主務大臣に提出する申請書その他の書類は、主務大臣連名宛に、主務大臣の數に一を加へた數に相當する通數を作成しなければならない。

第二十三條　前條第二項に規定する會社の提出する申請書その他の書類には、「制限會社」と朱書しなければならない。

第二十四條　法第二十五條第三項の規定による證票は別表の樣式による。

附則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

申請書の提出に關する事項（提出部數）〔關1〕

（別表）

樣式（用紙の大きさは日本標準規格B列八番によるものとする）

（表面）

第　號

官氏名

會社經理應急措置法に基く檢査證

省印

昭和　年　月　日交付

省

（裏面）

會社經理應急措置法第二十五條　主務大臣は、必要があると認めるときには、特別經理會社に對して、報告又は必要な命令をすることができる。

主務大臣は、この法律の施行に關し、必要があると認めるときには、業務及び財産の狀況に關して帳簿書類その他の物件をさせ、又は當該官吏に檢査させることができる。

主務大臣は、前項の規定によつて、當該官吏に檢査させるときには、命令の定めるところにより、その身分を示す證票を携帶させなければならない。

會社經理應急措置法第三十二條　第二十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は一萬圓以下の罰金に處する。同項による檢査を拒み、妨げ又は忌避した者も同樣である。

關係條文

（關1）

○勅令第六五七號

（昭和二〇、一一、二二）

（勅令第一四三號を以て改正）（昭和二一、三、一五）

第　條　大藏大臣の指定する

（この勅令を以て新たに加える）

第　條　この法律のうち必要な事項は、命令の定めるところによつて、特別經理會社以外のものに對し、これを準用することができる。

第二十八條乃至第三十六條の規定は、前項において準用する場合に、これを適用する。但し、同條中會社又は特別經理會社とあるのは、前項の特別經理會社以外のものとし、同條に掲げる條項は、前項の規定によつて準用される場合の條項を含むものとする。

第四十條　この法律に定めるもの外、登記その他に關し必要な事項は命令の定めるところによる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

參考

（關1）

○勅令第六五七號

（昭和二〇、一一、二二）

（勅令第一四三號を以て改正）（昭和二一、三、一五）

第　條　大藏大臣の指定する

（この勅令を以て新たに加える）

第　條　この法律のうち必要な事項は、命令の定めるところによつて、特別經理會社以外のものに對し、これを準用することができる。

第二十八條乃至第三十六條の規定は、前項において準用する場合に、これを適用する。但し、同條中會社又は特別經理會社とあるのは、前項の特別經理會社以外のものとし、同條に掲げる條項は、前項の規定によつて準用される場合の條項を含むものとする。

第四十條　この法律に定めるもの外、登記その他に關し必要な事項は命令の定めるところによる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

關係條文

（關1）

○勅令第六五七號

（昭和二〇、一一、二二）

（勅令第一四三號を以て改正）（昭和二一、三、一五）

第　條　大藏大臣の指定する

（この勅令を以て新たに加える）

第　條　この法律のうち必要な事項は、命令の定めるところによつて、特別經理會社以外のものに對し、これを準用することができる。

第二十八條乃至第三十六條の規定は、前項において準用する場合に、これを適用する。但し、同條中會社又は特別經理會社とあるのは、前項の特別經理會社以外のものとし、同條に掲げる條項は、前項の規定によつて準用される場合の條項を含むものとする。

第四十條　この法律に定めるもの外、登記その他に關し必要な事項は命令の定めるところによる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

司法省令第七十號

（昭和二一、八、二二）

商工、農林、厚生、大藏、運輸、逓信省令第一號

（昭和二一、八、二四）

物資統制令に基く會社の物品の讓渡制限等に關する件

會社はその所有し又は占有する物品を讓り渡し若しくは引き渡し（この省令施行前になした契約により引き渡す場合を含む。以下同じ。）又は隱匿若しくは退藏の目的を以て若しくは當該會社の債權者を害することを知つてその形質を變更し若しくはこれを移動することができない。但し、左の各號の一に該當する場合には此の限りでない。

一、法令　法令に基く處分又は總司令部その他統制を行ふ團體の指圖　指示その他の措置に從ひ物品を讓り渡し又は引渡す場合

二、行政官廳（行政官衙の長を含む以下同じ）の指示する配給經路に從ひ物品を讓り渡し又は引き渡す場合

三、統制會社令による統制會社その他行政官廳の指示する會社（以下統制會社と稱する。）が物品を讓り渡し又は引き渡す場合

四、統制會社等その他統制のために經營を行ふ團體に對して物品を讓り渡し又は引き渡す場合

五、前各號の外當該會社の現に行つてゐる通常の業務を遂行するために物品を讓り渡し又は引き渡す場合

六、其の他行政官廳が前段の定をなした場合又は行政官廳の承認を受けて物品を讓り渡し又は引渡す場合

前項の規定により物品の讓渡又は引渡を禁止された場合には當該物品はこれを讓り受け又は引き渡しを受けることができない。

附　則

この省令は公布の日からこれを施行する。

商工、農林、厚生、大藏、運輸、逓信省令第一號

（昭和二一、八、二四）

物資統制令に基く會社の物品の讓渡制限等に關する件

會社はその所有し又は占有する物品を讓り渡し若しくは引き渡し（この省令施行前になした契約により引き渡す場合を含む。以下同じ。）又は隱匿若しくは退藏の目的を以て若しくは當該會社の債權者を害することを知つてその形質を變更し若しくはこれを移動することができない。但し、左の各號の一に該當する場合には此の限りでない。

一、法令　法令に基く處分又は總司令部その他統制を行ふ團體の指圖　指示その他の措置に從ひ物品を讓り渡し又は引渡す場合

二、行政官廳（行政官衙の長を含む以下同じ。）の指示する配給經路に從ひ物品を讓り渡し又は引き渡す場合

三、統制會社令による統制會社その他行政官廳の指示する會社（以下統制會社と稱する。）が物品を讓り渡し又は引き渡す場合

四、統制會社等その他統制のために經營を行ふ團體に對して物品を讓り渡し又は引き渡す場合

五、前各號の外當該會社の現に行つてゐる通常の業務を遂行するために物品を讓り渡し又は引き渡す場合

六、其の他行政官廳が前段の定をなした場合又は行政官廳の承認を受けて物品を讓り渡し又は引渡す場合

前項の規定により物品の讓渡又は引渡を禁止された場合には當該物品はこれを讓り受け又は引き渡しを受けることができない。

附　則

この省令は公布の日からこれを施行する。

書には、その資格を證する書面をも添附しなければならない。

第六條　會社經理應急措置法第八條第六項の登記は、登記用紙中相當區事項欄に、これをしなければならない。

第七條　前條の規定により登記した權利が會社經理應急措置法第七條第一項の規定により新勘定に振り替へられたときは、前項の登記の抹消の登記をしなければならない。會社が同法第一條第一項第一號但書の指定又は認可を受けたときも、また同樣である。

第八條　前二條の登記の申請書には、これを證する書面を添附しなければならない。

附　則

この省令は公布の日からこれを施行す

昭和二十一年九月二十八日印刷
昭和二十一年九月三十日發行

會社經理應急法令集
關係

發行者　金澤市石浦町七十番地　日本銀行金澤支店　土手守吉

印刷者　金澤市大手町二十八番地　橋本彌三郎

印刷所　金澤市大手町二十八番地　橋本確文堂

發行所　金澤市石浦町七十番地　日本銀行金澤支店

M4-54

昭和22年4月

更生事業推進中央会関係

例規

369.37
320.9
Y73a.93
共6冊

山口文書
93

在外企業関係者及び一般引揚者の更正並びに在外企業の国内保有財産等の管理の為必要なる機構の整備に関する件（昭和二二、四、二六閣議決定）

在外企業関係者及び一般引揚者の知識、経験、組織、技術を活用し国内企業として更生転換せしむる為並に、在外企業の国内に保有する記録、財産につき適当なる管理保全を図るが為左の措置を講ずる

一、在外企業関係者及び一般引揚者の更生転換の指導斡旋並びに在外企業の国内保有財産等の管理のために民間機構を整備する。

一、在外企業関係者及び一般引揚者の更正転換並びに在外企業の国内保有財産等の管理に関する関係官庁の連絡機関として更生事業対策協議会を内閣に設置する。

更生事業対策協議会設置要綱

一、更生事業対策協議会は経済安定本部に置く。

二、本協議会の委員は経済安定本部、戦災復興院、外務、大蔵、商工、農林、運輸、通信、厚生各省の関係部局長とする。

三、本協議会に幹事を置き本員を輔佐せしめる。

四、本協議会は在外企業の更生転換、引揚者の事業助成並びに在外企業の整理に関する関係官庁の連絡を図ることを目的とする。

五、委員及び幹事は左を予定する。

(一) 内閣（経済安定本部（第一、第四部）、各部長及副部長が委員、幹事ハ略）
戦災復興院（計画局長〃）
(二) 外務省（管理局長）
(三) 大蔵省（管理局長、理財局長）
(四) 商工省（総務局長、産業復興局長）
(五) 農林省（総務局長、開拓局長）
(六) 運輸省（大臣官房長）
(七) 通信省（総務局長）
(八) 厚生省（社会局長、職業安定局長、引揚援護院次長）

更生事業推進中央会発企人名簿

青木楠男	楠見義男	永野重雄	森川覚三		
赤木朝治	久保田豊	西山弛	柳田誠二郎		
岡部勇	佐竹晴記	根道廣吉	山際正道		
阿部義宗	白石宗城	草山親義	山口吉一郎		
岩田幸雄	菅波称事	浜田幸雄	山住克己		
入江誠二郎	鈴木武雄	古屋貞雄	山中徳一		
大久保伝蔵	鈴木成三郎	鷲宮谷清松	川北勇一		
大滝亮巳	須田一二三	星野吉代治	亜田太郎		
柿川一郎	竹田儀一	穂積眞六郎			
勝田政治	巽良知	松島鹿夫			
菊沢貞雄	田村彦藏	松本滝藏			
岸恵三	田村峰男	水田直昌			
北城誠孫	伴野清	森照			

更生事業推進中央会設立趣意書

今次の戦争は、わが國社会及経済に未曾有の衝撃を與へたこと今更言をまたないところである

が、就中海外引揚者の窮状は最も深刻なものがある。海外に於て多年に亘る粒々辛苦の結晶は一

朝にして之を失ひ母國にたどりつくと敢立無援頼るに縁なく預貯金等の蓄積亦排出不能となり変

転恒なき経済状勢下に生活苦失業苦は他の戦争犠牲者に幾倍するものがある。

何故に引揚者のみが敗戦下の損害と苦痛とを斯くも徹底的に甘受しなければならぬのであらうか。

今や引揚者対策は既往の応急的救恤中心より進んで恒久的定着援護の具体化を急くべき段階に

立ち至ったのである。窮乏の引揚者に速かに其の職を与へ生活の途を得しめねばならない。引揚

者の為に引揚者による國内企業への転換更生は此の意味に於て引揚者対策の当面する最大の課題

となったのである。

就って國内再建の現勢を顧みるに生産遅滞等焦眉の重なりインフレの帰趨決して楽観を許さぬ。

速かに挙國一致特に経済産業の更生により局面の打開講ずべきであるが茲に忘れてならぬことは、

引揚者中には実力あり動もなす経営者、技術有等各方面にわたる人材が多数網羅せられてゐること

である。

引揚者の國内受入態勢を整備して速かに彼等にその処を得しむることは啻に多数引揚者に勤労と所得との機会を与ふるに止らず延いて國内再建を促進するにあづかつて効果少くないのである。此の際引揚者再起のため確乎たる基礎と方向とを与ふるときは、さきの日彼等が事業に注ぎたる努力と情熱とを、今日の平和的建設のために再び喚び起させる所以となるであらう。

素より吾人は引揚者対策のみを意として、他の一切を顧るの要なしと考ふるものではない。否世上にお幾多の戦争犠牲者のありて、その救済の必要性を強調するに敢て吝ならぬ者であるが、國内に生活の基盤を持たぬ引揚者がその更生転換に際して面する各種のハンデイキヤップは余りに大きい。従つて先づ何よりこの不利不均等を埋め均すことが急務であり、そのためには応急救恤では到底足りぬので彼等をして克く健実なる建設的企業の中に包摂することにより國内再建の一翼たらしめなければならぬ。

吾々は叙上の確信の下に、同志相図りて「更生事業推進中央会」を設立し使命の達成のため些か微力を致さむとするものであつて、幸に江湖の心からなる御支援と御協力とを賜はり目的の貫徹を期し得るならば、望外の喜びとする所である。

財團法人更生事業推進中央會事務所

第一章　名称、及び事務所

第一條　本会は財団法人更生事業推進中央会と称する。

第二條　本会は本部を東京都に置く。

理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

第二章　目的及び事業

第三條　本会は引揚者等が國内企業として更生転換するために産業経済の各分野にわたつて当面する各種の障碍不利益を除去して均等なる機会を与え、且つその企業に関する知識、経験、組織、技術等を活用し、かつて積極的に産業の復興に参加せしめわが國國民経済の再建に寄与するを目的とする。

第四條　本会は前條の目的を達成するため左の事業を行う。

一、在外企業の國内転換整理の斡旋指導

二、引揚者等の企業に対し公共並に民間企業の門戸開放に関する連絡斡旋

三、引揚者等の企業前図並に企業前図の審査及び之に関する資金、資材等の斡旋

四、前号の企業に関する調査、研究、立案並に経営及び技術の指導
五、在外企業の国内保有財産等の保全管理
六、その他本会の目的を達するに必要な事業

第五條　本会の資産は設立者の寄附した別紙目録の財産、補助金、寄附金、会費及びその他の収入より成る。

第六條　本会の経費は資産をもってこれを支弁する。

第七條　本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第三章　資産及び会計

第四章　役員及び顧問

第八條　本会に左の役員を置く。

一、会長　一名
一、副会長　三名
一、理事　若干名。（内若干名を常務理事とする）
一、監事　若干名。（内一名を常任とすることができる）
一、評議員　若干名

第九條　会長及び副会長は理事中よりこれを互選する。
会長は本会の業務を統轄し本会を代表する。
副会長は会長を補佐し会長事故あるときは予め定めた順位によってその職務を代理する。なお会長の指名によって会務を分掌することができる。

第十條　理事及び監事は評議員中よりこれを互選する。
理事は理事会を組織し、且つ会長の指名によって会務を分掌する。
常務理事は会長が理事会に諮り理事中よりこれを委嘱する。
常務理事は常務を掌る。
監事は本会の業務及び会計を監査する。

第十一條　評議員は会員及び学識経験ある者の中より理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

第十二條　会長、副会長、理事及び評議員の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。但し重任を妨げない。
補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。役員の任期満了の場合にはその後任者の就任するまで前任者がその職務を行う。

第十三條　本会に顧問を置くことができる。
顧問は理事会の諮問にあつて会長がこれを委嘱する。
顧問は本会の事業の運営に関し意見を述べ且つ会長の諮問に応ずる。

第五章　評議員会及び理事会

第十四條　評議員会は会長が招集する。
評議員会は毎年一回開く。なお必要ある場合は臨時に招集することができる。

第十五條　評議員会に附議する事項は左の通りである。
一、理事、監事の選出。
二、本寄附行為の変更
三、本会の解散
四、予算及び決算の承認
五、其他必要な事項

第十六條　理事会は会長が必要と認めたとき随時これを招集する。

第十七條　理事会に附議する事項は左の通りである。
一、評議員会に附議する事項
二、本寄附行為に規定された事項
三、その他会務の執行に関する重要事項

第十八條　評議員会及び理事会の議長には会長がなる。会長に事故があるときはその代理者が議長の職務を代理する。

第十九條　評議員会及び理事会は評議員又は理事の過半数が出席せねば開くことができない。
評議員会及び理事会の議事は出席者の過半数で決める。可否が同数のときは議長が決める。

第六章　會員

第二十條　本会に会員を置くことができる。
会員に関する規程は別にこれを定める。

第七章　運営

第二十一條　本会の会務を処理する為に事務局、総務委員会、指導委員会及び管理委員会を置く。
事務局及び各委員会の長には副会長又は常務理事を充てる。

第二十二條　本会に職員を置きその事務を処理させる。
職員は会長がこれを任免する。

第二十三條　必要に応じ本会に専門部会を置くことができる。
部会の委員は役員及び学識、経験ある者の中より会長がこれを委嘱する。

第八章　補則

第二十四條　本会解散の場合に残余財産があるときは理事会の議決を経て類似の目的を有する事業に寄附する。

第二十五條　本附則行為の施行に関し必要な規程は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附則

第二十六條　本寄附行為は設立認可の日から有効である。

第二十七條　本会設立当時の仕事は左の通りである。

M4-56

昭和23年7月27日

事業者団体法案

369.37
330.9
73ﾔ2.84

二二文庫
71

東京都千代田区富士見町一ノ一〇
（共済ビル）
電話九段（33）四〇九二番

369.37
330.9
73.12.81
BP
8p

参考

目的

この協会は次の各項の一項以上に該当する活動をすることを目的とする

一　会員の自由意思にもとづく組織の創設と運営、技術研究の奨励

二　技術に関する情報の相互交換、技術的、科学的資料および分析を記載する報告書刊行すること

三　適当な政府機関、日本工業標準調査会その他権限ある公認の共通的な規格を設定し任意に適用し品質管理の向上、加工の進歩生産と配給の能率を増進する方法の発展に寄与すること

四　労働者団体の目的や設に関する事項について民衆教育をすること

五　特定の交渉について会員より依頼された場合に労働組合との団体交渉において会員を代表すること、しかしいかなる労働協

も當該企業の同意が著しくてはそれを拘束しないこと、また當該企業被當私的係勞働組合と企業の協約を締結する権利を留保すること

六、私的獨占の禁止および公正取引の確保に關し獨禁法第六條第七號の覺書に努力すること

(3) 事業者団体(事業者の各種に該當する一切の活動をしてはならない

六、その構成事業者に事業用もしくは事業用施設の所有、利用または商品もしくは役務の供給を不當に制限すること

七、構成事業者もしくは直接か間接かを問はず同業者の株式、社債その他の所有

(4) 國際協定および國際契約

六、貿易または國内の価格、貿易または國内の供給に關する一切の行爲で將來の價格、將來の供給量または貿易もしくは國内の価格に影響を及ぼすことを意圖しまたはこれに影響を及ぼすべき虞れのあるもの

七、直接または間接に國内の生産、販賣または價格に關する情報の流布を意圖しまたはこれに影響を及ぼすべき虞れのあるもの

八、輸出または輸入に關する情報の流布、小賣業者別による小賣價格表の發表を含む行爲

(5) 不公正な取引方法

一、不當に低い價格で商品または役務を供給すること

二、不當に高い價格で商品または役務を購入すること

三、不當な差別的取扱をすること

四、自己の競爭者の取引の相手方に對し不當な誘引、強制その他取引上の不當な拘束を加えること

五、不當な利益による顧客誘引

六、不當な取引の強制

七、拘束的な排他條件付取引

八、不當な拘束條件付取引

九、取引上の地位の不當利用

十、相手方の事業活動の不當な拘束

十一、國内または國外における正當な理由のない排他的な取引

十二、不當な對價をもつて行う自己の株式または持分の取得

(6) 不當な顧客誘引および取引の強制

一、不當な利益をもつて取引を誘引すること

二、自己の取引の相手方に對し、自己またはその指定する事業者と取引することを強制すること

(7) 拘束的な排他條件付取引

一、相手方が競爭者と取引しないことを條件として取引すること

二、相手方が競爭者と取引しないことを自己と取引する條件とすること

(8) 不當な拘束條件付取引

一、相手方の販賣する商品または役務の再販賣の價格を拘束すること

二、自己の販賣する商品を購入する相手方に對し、その商品の再販賣の相手方を制限すること

三、自己の販賣する商品を購入する相手方に對し、その商品の販賣の方法その他販賣の條件について拘束すること

(9) 取引上の地位の不當利用

一、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不當に、次のいずれかに該當する行爲をすること

イ、継続して取引する相手方に對し、当該取引に係る商品または役務以外の商品または役務を購入させること

ロ、継続して取引する相手方に對し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

ハ、取引の相手方の役員の選任について、自己に不利益な干渉をすること

二、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不當に、自己の競爭者と取引しないことを條件として相手方と取引すること

(10) 相手方の事業活動の不當な拘束

一、自己と取引する相手方に對し、その相手方の販賣する商品または役務の販賣価格を拘束すること

二、自己と取引する相手方に對し、その相手方の販賣する商品または役務の販賣地域または販賣の相手方を制限すること

三、自己と取引する相手方に對し、その相手方の販賣する商品または役務の販賣の方法その他販賣の條件について拘束すること

(11) 國際または國内における正當な理由のない排他的な取引

一、自己と競爭関係にある事業者と共同して、ある事業者に対し、その事業者が取引している相手方と取引しないようにさせること

二、自己と競爭関係にある事業者と共同して、ある事業者に対し、その事業者が取引している相手方と取引しないようにさせることを通じて、その事業者の事業活動を困難にさせること

(12) 不當な對價をもつて行う自己の株式または持分の取得

一、自己の株式または持分を、その発行会社に対し、その発行会社の競爭者に対する株式公開買付の開始公告日または開始日における当該株式の価格に照らして著しく高い對價をもつて取得すること

二、自己の株式または持分を、その発行会社の競爭者に対し、その競爭者の株式公開買付の開始公告日または開始日における当該株式の価格に照らして著しく高い對價をもつて取得させること

(13) 排除型私的独占

一、他の事業者の事業活動を排除することにより、一定の取引分野における競爭を実質的に制限すること

二、他の事業者の事業活動を排除することにより、一定の取引分野における競爭を実質的に制限することを通じて、その事業者の事業活動を困難にさせること

(14) 支配型私的独占

一、他の事業者の事業活動を支配することにより、一定の取引分野における競爭を実質的に制限すること

二、他の事業者の事業活動を支配することにより、一定の取引分野における競爭を実質的に制限することを通じて、その事業者の事業活動を困難にさせること

十 不当手段により立法、行政庁に働きかけ又は圧力を加えもつて公共の利益を害すること

十一 会員又はその（利益のために）取引制限をすることを（前項）の五に規定する場合はこの限りでない）

十二 団体の構成の変更に会員を代表すること（前項の五に規定する場合はこの限りでない）

十三 団体の規約を変更しまたは新たな規約を設定すること

十四 会員の新たな加入を制限しまたは除名すること

十五 会員の（利益）のためにする広告を制限すること

十六 会員又は会員の生産品、営業設備を現に使用する人又は団体を共同して不当に差別的に取り扱うこと

十七 会員又は会員の生産品、営業設備を現に使用する人又は団体を共同して不当に差別的に取り扱うことをもつて他の事業者に対し（前各号）の一に該当する行為をすることを強制すること

（オ） 会員又は会員と特定の関係にある者、供給者、供給先その他事業上取引のある者との間において取引上の制限を課する等自己の力をもつて、または市場の支配、政策もしくは統制することにより、不当に価格その他の取引条件の変更を強制し、または事業活動を不当に拘束する行為を企画すること

十八 これらのほか不当な手段をもつて他の事業者の事業活動を不当に拘束する行為

二 いかなる名目を用いようともこの法律で規定する禁止事項制限事項を免れる行為をしてはならない

三 過去に違反するすべての行為を正当と認めない、また公正取引委員会が前項の違反行為の排除もしくは禁止に必要なすべての措置をとることをさまたげない

(3)

(4)

(c) 本法に違反する者は四年以下の懲役または百萬圓以下の罰金に處せられる、違反者が團体である場合にはその解散とともに四年以内にその團体を再び設立することの禁止を併科することができる。法人の代表者、または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が本法の規定に違反した場合は違反者が罰せられるのみならずその法人または人もまた本項の規定に従い罰金に處せられる

(d) 公正取引委員会は本法によりその法律の違反行為に対し必要な是正措置をとることができる。是正措置を受けた事業者は、第三條、第四十五條、第七十四條第一項、第七十七條ないし第七十三條、第八十七條ないし第八十八條に規定する違反行為の事業者とみなされる。

会費の支払が許可立ち団体の性格

(イ) 団体が経済安定本部より一時的に存続すべきものと指定されたその間であつて、指定期間が会社が会費の支払につき許可を求めた期間に等しいか又はそれを超えた場合の右の会費は申請会社に関する再編成計画と矛盾しない期間でなければならない)

(ロ) 更に右団体が四五日以内に閉鎖を議定されていない場合

団体が経済安定本部により指定された如何なる強制をも行つていない事又その業務が縮小されている団体法案に違反しない場合

M4-58

在外会社本邦内店舗整理令集

?昭和三十四年四月

369.37
330.9
73Y2.70

山口県
7?

幹部会

在外会社本邦内店舗整理令（案）

第一章　総　則

（目的）

第一条　この政令は、連合国最高司令官の要求に基き在外会社及びその本邦内にある支店、従たる事務所、出張所、その他の事務所（閉鎖機関令第一条に規定する閉鎖機関を除く）（以下本邦内店舗という）の閉鎖に関する本邦内における財産の整理を行うことを目的とする。

（定義）

第二条　前条に規定する在外会社とは、日本が明治十七年以降において支配し又は実現したる地域（以下本邦という）を除くほか日本の法律によって設立された法人又は法人以外の団体を言う。

2　前項の指定は告示により、これを行う。

（区域）

第三条　この政令において本邦内とは、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の区域内をいう。

閉一　閉鎖機関令第一条ニ依リ指定セラレタル者

閉一　閉鎖機関令第一条ニ依リ指定セラレタル者ノ本邦内ニ於ケル財産

閉一　大蔵省令六五号

24p
369.37
330.9
73Y270

閉、一　第四条　前条の規定により財産整理人が本邦内店舗は木幕木庄次郎を指定日。

前項の指定は、信託に関する法律第四条第一項（第五）条・第一条に規定する財産とは左に掲げるものをいう。

一　在外会社の本邦内店舗の営業より生じた本邦内店舗の為替債権、但し、その本邦外店舗相互間に属するものを除く

二　在外会社の本邦内店舗の営業より生じた本邦内店舗の為替債務、但し、その本邦外店舗相互間に属するものを除く

三　前号に掲げる債権の外在外会社の本邦内にある営業に対して担保権を設定した者で、その担保権の目的たる営業を以て前項各号の処分をすることのできる金額を限度とするものの当該担保権は、これを本邦内に存する財産とみなす。

解体

閉、八　第六条　在外会社の本邦内店舗は、第四条の規定による指定により、指定日において解体する。在外会社の本邦内店舗の営業より生じた本邦内店舗の為替債務、但し、その本邦外店舗相互間に属するものを除く

閉、八　第七条　在外会社の本邦外店舗及び本邦内店舗において役員又は職員（これに準ずる者を含む）の地位に昭和二十年八月十五日以後在ったことある者は、大蔵大臣の定めるところにより、その氏名、住所その他必要な事項を、第二条に規定する特殊整理人に通知しなければならない。

大蔵大臣は、必要があると認めるときは、当該官吏をして前項に規定する者に対し、当該在外会社の各店舗に関する事項について報告をなさしめることが出来る。

閉、八　第八条　指定日において在外会社の本邦内店舗以外の場所で本邦内において在外会社の所有に属する財産（帳簿及び書類又は事業に関する書類を含む）又は在外会社の管理若くは保管に属する財産を所持する者は、その旨を第二条に規定する特殊整理人に報告し、特殊整理人の要求があるときは、他の法令又は契約にかかわらず若くは大蔵大臣が定める場合を除く外は、これを遅滞なく特殊整理人に引渡さなければならない。但し担保権に変更を及ぼし又は訴訟若くは民事上若くは刑事上の訴訟手続を阻害する場合においては、この限りでない。

前項に規定する者は、全項の規定により財産の引渡をなすまでは、善良な

管理者の注意を以て、これを保管しなければならない。

前項の規定による保管のために要した費用について必要な事項は大蔵大臣がこれを定める。

前条に規定する役員又は職員（これに準ずる者を含む。）は、第一項の規定に該当する在外会社の各店舗の財産のあることを知つてゐる場合においては、その旨を特殊整理人に報告しなければならない。

第九条　何人も、指定日以後は、本邦内における在外会社の各店舗財産上の権利義務に変更を生ずべき行為をすることができない。但し、第　条に規定する特殊整理人の職務の執行に係る行為については、この限りでない。

前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

第十条　在外会社の各店舗の業務は、大蔵大臣の定める場合を除く外、指定日以後は、本邦内においては、その権限を失う。

第二章　特殊整理の実行

第十一条　第一条に規定する財産の整理（以下特殊整理という。）は、この政令の定めるところにより、これを行う。

特殊整理は、特殊整理人がこれを行ひ、大蔵大臣がこれを監督する。

特殊整理人の選解は大蔵大臣がこれを定める。

第十二条　第四条の規定によつて指定された在外会社の本邦内における各店舗は、特殊整理人を置かなければならない。

前項に規定する特殊整理人は大蔵大臣が、これを選任する。

大蔵大臣は特殊整理人が法令又は大蔵大臣の命令に違反したとき、公益を害する行為をしたとき又は特殊整理人を不適当と認めたときはこれを解任することができる。

大蔵大臣は第二項の規定により特殊整理人を選任し又は前項の規定によりその解任をしたときは、その旨を公告する。

第十三条　特殊整理人は第四条の規定により指定された在外会社の本邦内店舗を代表する。

特殊整理人については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百条の規定は、これを適用しない。

閉、十　第十四条　特殊整理人の職務は左の通りとする。

一　財産の管理及処分
二　債権の取立及び債務の弁済
三　残余財産の処分

特殊整理人は前項の職務を行うについて、一切の裁判上又は裁判外の行為を専行する権限を有する。

閉二十二　第十五条　第十二条の規定によって選任された特殊整理人は在外会社の本邦内店舗の所在地においてその店舗の住所及名称並びに特殊整理人の住所及び氏名を登記しなければならない。

特殊整理人は前項の登記事項について変更があったときには、直ちにその旨の登記をしなければならない。

特殊整理人は前二項の規定による登記を終了したときは二週間以内にその旨を大蔵大臣に届けなければならない。

閉、九二　企、五

止那事変処理中之部

第十六条　特殊整理人は、就任の日より九十日以内に指定日における在外会社の本邦内店舗の財産目録及び貸借対照表並びに在外会社の本邦内各店舗の整理計画書を作製し大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

第十七条　前条に規定する整理計画書には左に掲げる事項に関して定をなさなければならない。

一　資産の処理に関する方法、時期及受入金額
二　負債の処理に関する方法、時期及支払金額
三　財産の全部を出資若くは譲渡すべき会社をあらたに設立する場合にはその事業及び資金計画の大要並びにその株式を引受ける権利を与へる者の範囲及び順位に関する事項
四　残余財産の処理に関する事項
五　その他命令の定める事項

企、八　第十八条　特殊整理人は、財産についての評価換を行はうとするときは、これを整理計画に定めなければならない。

2　前項の規定による評価換に関しては、他の法令の規定又は定款の定は、これを適用しない。

企十四　第十九条　特殊整理人は第十六条の規定による認可を申請したときは遅滞なくその旨を公告し、且つ当該整理計画を記載した書類を第四条の規定により指定された店舗に備へ置き利害関係人の閲覧に供しなければならない。

2　利害関係人は当該整理計画に定める事項に異議があれば前項の規定による公告の日から三十日以内に事由を具して大蔵大臣にその旨を申し出ることができる。

企十五　第二十条　大蔵大臣は第十六条の規定による申請があつた場合には、当該整理計画書が適正でその実行に支障がなく、且つ公益に反しないことを審査し、前条第二項の期間経過後これを認可する。

2　大蔵大臣は、必要があると認めるときには、当該整理計画書に定める事項を変更又はこれに定めないものを追加して認可することができる。

企十八　第二十一条　特殊整理人は前条の規定による認可があつたときには遅滞なくその旨を公告し、且つ認可を受けた整理計画書（以下決定整理計画という。）を記載した書類を第四条の規定により指定された店舗に備へ置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

企、二十　第二十二条　已むを得ない事由により決定整理計画に定める事項を変更する必要を生じたときは、特殊整理人は遅滞なく決定整理計画を変更し、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

2　第十九条乃至前条の規定は前項の場合にこれを準用する。

企、二二　第二十三条　特殊整理人は第二十条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。）により認可を受けたときは決定整理計画に従ひ遅滞なく整理を行はなければならない。

（二二十七）　第二十四条　決定整理計画に定める事項については、行政官庁の認可、許可、免許、その他の処分を要する旨を規定する他の法令の規定は、これを適用しない。

企二十八　第二十五条　特殊整理人は、決定整理計画に定める資産の処分を行うについては、工場抵当法第十三条第二項若くは第十四条第二項の規定（鉱業抵当法第三条及漁業財団抵当法第六条において準用する場合を含む）鉄道抵当法第四条若くは第二十条の規定（明治四十二年法律第二十八号第一条及運河第十三条において準用する明治四十二年法律第二十八号第一条において準用する場合を含む）及び自動車交通事業法第四十四条の規定にかゝはらずこれを行うことができる。

特殊整理人は、決定整理計画に定める資産の処分を行うについては、会社経理応急措置法第二十二条の規定、物資配給の統制に関する法令の規定、定款又は既存の契約の条項にかゝはらず、これを行うことができる。

前項の場合においては、資産の処分の相手方の行為についても、決定整理計画に定める事項については法令の規定、定款の定又は既存の契約の条項にかゝはらず、株主総会又は社債権者集会の決議を経ることを要しない。

企二十九　第二十六条　特殊整理人は決定整理計画に定める資産の処分を行うについては、会社を画用しない。

決定整理計画の定は、在外会社の株主、在外会社の本邦内財産の全部の出資者（出資の譲渡により設立された新会社の発起人、株式引受人及び株主並びに在外会社の債権者を拘束する。

企三十一　第二十七条　決定清算計画に定めるところにより在外会社の本邦内財産の全部の出資若くは譲渡により新会社を設立する場合においては、商法第百六十五条、第百七十三条、第百八十一条、第百八十四条第二項、第百八十五条乃至第百八十七条、第三百五十三条、第三百五十四条第二項及び第三項並びに第三百五十五条の規定は、これを適用しない。

企、三十三　第二十八条　決定整理計画に従つてなす特殊整理人の行為については民法第四百三十四条の規定は、これを適用しない。

削除

明、十、三　第二十九条　特殊整理人は何時でも大蔵大臣に対して特殊整理に必要な事項につき指示又は承認を求めることができる。

特殊整理人は、前項の指示又は承認を受けてなした行為については、その責に任じない。但し特殊整理人に不正な行為があつた場合は、この限りでない。

企、三十九　第三十条　第十八条の規定による評価損により営業用の固定資産に附せられた価額は、当該財産については、これを商法第二百八十五条に定める取得価額又は製作価額とみなす。

会社の資産の評価による益金、債務の消滅による益金及び資本の減少による益金で命令で定めるもの第　項の規定によつて資産の評価損による益金については、命令の定めるところにより、他の法令の規定にかゝはらず、法人税法による各事業年度の普通所得、旧営業税法による各事業年度の純益、地方税法により営業税を課する場合における各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上これを益金に算入しない。

企、四十二　第三十一条　特殊整理人は大蔵大臣の定める期間ごとに決定整理計画の実行状況を大蔵大臣に報告しなければならない。

第三章　債権、債務

明、十一　第三十二条　在外会社の本邦内店舗の債務の弁済その他の債務を消滅させる行為については第三十三条の規定に該当する場合を除く外他の法令にかゝはらず、その方法、金額、時期及び順位について大蔵大臣がこれを定める。

大蔵大臣は前項の定めをなすについては在外会社の本邦内店舗に対する債権者の利益を考慮し且つ債権者の衡平を害しないように留意しなければならない。

閉十二　第三十三条　在外会社の本邦内店舗に対し債権を有する者が、指定日の前日において在外会社の本邦内店舗に対し債務を負担してある場合においては、大蔵大臣が別に定める場合を除き、特殊整理人は相殺をなすことができる。但し左に掲げる場合においては、この限りでない。

一　在外会社の本邦内店舗に対し債務を有する者が指定日以後、在外会社の本邦内店舗に対する債権を取得したとき

二　在外会社の本邦内店舗に対する債務を有する者が、第四条の規定による指定のあるべきことを知って在外会社の本邦内店舗に対する債権を取得したとき

但しその取得が法定の原因又は全条の規定による指定のあるべきことを知ったときよりも以前に生じた原因に基くときは、この限りでない。

閉十三　第三十四条　双務契約について、在外会社の本邦内店舗及びその相手方が、指定日において、まだ、ともにその履行を完了してゐないときは、特殊整理人は、その選択に従って、契約の解除をなし、又は相手方の債務の履行を請求することができる。

前項の場合において、相手方は、特殊整理人に対して相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をなすか又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。特殊整理人がその期間内に確答をなさないときは、契約の解除を為したものとみなす。

第一項の選定によって特殊整理人が債務の履行を請求した場合において、その相手方の債務の履行については民法第五百三十三条の規定は、これを適用しない。

第一項又は第二項の規定により契約の解除があり、その損害の賠償につき第三者を生じた場合において、特殊整理人又はその相手方の申立があったときは大蔵大臣はその解決を図るため、仲介をしなければならない。

閉十四　第三十五条　在外会社の本邦内店舗を当事者とする賃貸借で指定日において現に存するものについては賃貸借に期限がある場合においても特殊整理人は民法第六百十七条（借家法施行の地区に在る建物については同法第三条第一項）の規定により解約の申入をなすことができる。

閉十五　第三十六条　在外会社の本邦内店舗を注文者とする請負で指定日において現に存するものについては、特殊整理人は、契約の解除をなすことができる。

合においては、請負人は、その既になした仕事の報酬及びその報酬中に包含されない費用について、注文者に対して請求することができる。

（請負人の担保責任の制限）

第六百三十五条　第六百三十四条第二項の規定は、前二条の規定による解除権の行使について、これを準用する。

（請負人の担保責任の期間の制限）

第六百三十六条　第六百三十五条及び第六百三十六条の規定によって契約の解除があったときは、各当事者は、相手方に対して、解約によって生じた損害の賠償を請求することができない。

（目的物の滅失等についての危険の負担）

第六百三十七条　在外会社の本邦内店舗を当事者とする貸付金の債権については、特殊整理人は、履行期の到来前においても、履行の請求をすることができる。この場合においては、特殊整理人が履行の請求をしたときは、当該債権の履行期お到来したものとみなす。

（注文者の破産）

第六百三十八条　在外会社の本邦内店舗に対する債権には、他の法令又は契約にかかわらず、利息を附しない。但し大蔵大臣が別段の定をなしたときは、指定日以前の原因に基いて生じた在外会社の本邦内店舗の金銭債権の全額について、他の法令にかかわらず、その弁済を受けることができる。

（請負人の破産）

第六百三十九条　特殊整理人は、指定日以前の原因に基いて生じた在外会社の本邦内店舗の金銭債権の全額について、他の法令にかかわらず、その弁済を受けることができる。

第四章　特殊整理の終了

（特殊整理の終了）

第六百四十一条　特殊整理人は、遅滞なく整理完結報告書を作り、これを大蔵大臣に提出して、その承認を求めなければならない。

（特殊整理の終了）

第六百四十二条　特殊整理事務が結了したときは、特殊整理人は、遅滞なく整理完結報告書を作り、これを大蔵大臣に提出して、その承認を求めなければならない。

前項の場合においては、特殊整理事務が終った旨及び利害関係人が特殊整理人に対して異議があるときは、一個月以内に申出るべき旨を公告し、且つ整理完結報告書、在外会社の本邦内店舗の帳簿並びに営業若くは事業及び特殊整理に関する重要書類をその主たる店舗に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

（特殊整理の終了）

第六百四十三条　利害関係人は、前項の期間が経過した後は、特殊整理事務に関して異議を申し出た場合においては、大蔵大臣は、その申出を参酌して前一項の承認をなすものとする。

大藏大臣の承認があったときは、特殊整理人は、その責任を解除されたものとみなす。但し特殊整理人に不正な行為があったときは、この限りでない。

前五項の規定は、第十二条第二項の規定により解任された特殊整理人に、これを準用する。この場合において第一項中「整理完結報告書」及び第二項中「整理完結報告書、在外会社の本邦内店舗の賬簿並びに営業若くは重要書類」とあるは「事務引継報告書」と読み替えるものとする。

閉、十九四　第四十三条　特殊整理が結了したときは、特殊整理人は、前条第一項の承認があった後遅滞なくその旨を公告し、在外会社の本邦内店舗の所在地において、その区域内に、特殊整理結了の登記をしなければならない。

非、百七十八
閉、十九七　第四十四条　前条の規定による登記を申請するには、申請書に第四十三条第一項の承認があったことを証する書面を添附しなければならない。

閉、十九五　第四十五条　特殊整理人は、株主総会、社員総会、社債権者集会その他これらに準ずるものは、他の法令、定款又は契約にかゝはらず、これを招集することを要しない。

閉、十九六　第四十六条　大藏大臣は在外会社の本邦内店舗の所在地において特殊整理結了の登記があった後十年間、当該店舗の賬簿並びに営業若くは重要業及び特殊整理に関する重要書類を保存しなければならない。

閉、十九二　第四十七条　特殊整理事務の結了により残余財産を生じた場合においては、その残余財産の処分については大藏大臣が閉にこれを定める。

第五章　雑　則

閉、二十　第四十八条　大藏大臣は、特殊整理続行の必要がなくなったときは、第四条の規定による指定の解除をなすものとする。

前項の指定の解除は告示により、これを行う。

閉、二十一　第四十九条　在外会社の本邦内店舗のために特殊整理人のなした行為については、民法第四百二十四条の規定による取消はこれを行うことができない。

閉、二十二　第五十条　在外会社の本邦内店舗に対しては、破産の宣告は、これをなすことができない。

閉、十二三　第五十六条　この政令の規定に基いてなす登記又は登録については、登録税は、これを課せない。

閉、三七二　第五十七条　特殊整理人を当事者とする訴訟の関係人は、その店舗の特殊整理の遂行を遅延せしめないようにつとめなければならない。

閉、三八　第五十八条　この政令に定めるもの、外、在外会社の指定若くはその解除又は特殊整理に関して必要な事項は、大蔵大臣がこれを定める。但し登記に関しては法務総裁が、これを定める。

企、四九　商四百五、閉十九七　第五十九条　大蔵大臣は、必要があると認めるときには、特殊整理人に対して、監督上必要な命令をなすことができる。

大蔵大臣は、この政令の施行に関し必要があると認めるときには、関係者から報告をとり、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況、若くは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該官吏に臨検検査をさせる場合には、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第六章　罰則

閉、三八二　第六十条　何人も指定日前、前四条の規定による指定のあるべきことを知りながら、左に掲げる行為をなし、同条の規定による指定があつたときは、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一、在外会社に属する財産を隠匿し、浪費し、毀棄し又は在外会社に不利益に処分すること

二　在外会社の負担を虚偽に増加すること

三　この政令の規定により作るべき書類、帳簿を作らず又はこれを記載すべき事項の記載をなさず若くは不正の記載をなし又はこれを隠匿し若くは毀棄すること

四　ある債権者に特別の利益を与える目的を以てなした担保の供与又は債務の消滅に関する行為で在外会社の義務に属せず又はその方法若くは時期が在外会社の義務に属しないもの

五　在外会社の役員又は従業員の退職手当金、年金、その他これに準ずる利益又は報酬若くは給与を一般の標準に比し不当に優厚すること

閉、二十九　第五十六条　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第九条の規定に違反した者

二　第三十二条第一項の規定に違反した者

閉、二十九之　第五十七条　第四条の規定による指定があつたことを知りながら、第八条第一項の規定に違反して報告をせず若くは虚偽の報告をし又は特殊整理人の要求に係る財産の引渡さなかつた者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

閉、三十　第五十八条　前三条の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併加することができる。

閉、三十一　第五十九条　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第七条第一項の規定に違反した者

二　第七条第二項の規定による報告を怠り又は虚偽の報告をした者

三　第八条第四項の規定に違反した者

企五六之　第六十条　特殊整理人が第二十一条の規定による決定整理計画書に違反して整理を実行したときは、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

企五七　第六十一条　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第五十四条第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告した者

二　正当な事由がなく第五十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

企五八　第六十二条　特殊整理人が第十六条若くは第二十二条第一項の規定に違反して、認可の申請を怠つたときにはこれを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

企六十　第六十三条　左の場合においては、特殊整理人を五千円以下の科料に処する。

一、二、四、十二、十三号

一　第十九条第一項及び第二十一条（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき

二　第十九条第一項及び第二十一条（第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備へ置かず又は正当の事由なくして書類の閲覧を拒んだとき

三　この政令に違反して登記又は登録を怠つたとき

四　第五十四条第一項の命令に違反したとき

五　第三十一条の規定による報告を怠ったとき

第六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五十六条、第五十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附　則

この政令は、公布の日より、これを施行する。

M4-59

369.37
320.9
T3Ya.87
第6版
87

明治21～24年

[redacted]

[redacted]

[redacted]

大蔵省令第四十一号

昭和二十年勅令第五百四十二号『ポツダム』宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く昭和二十年八月十五日以後の朝鮮よりの送金、朝鮮に対する取立又は朝鮮に在りたる預貯金等の預け替等に依りて生じたる銀行預金の払戻に関する件左の通定む。

昭和二十一年二月二十八日

大蔵大臣　子爵　津島寿一

第一條　大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐる銀行預金の払戻を受くることを得ず但し払戻金額の累計が一萬円を超えざる場合は此の限りに在らず

一　昭和二十年八月十五日以後朝鮮より仕向けられたる送金尾替の代り金を以て東払銀行に預入れたるその

三　同一人ニ対スル支払ニ付テハ第一回ノ支払ノ時ノ外ハ金額ノ如何ニ拘ラズ許可ヲ要セザルモノトスルコト

三　前項ノ外本令ニ別段ノ定アルモノノ外ハ本令施行ノ日以後ニ於テハ其ノ支払ヲ為シ又ハ受ケントスル金額ノ如何ニ拘ラズ許可ヲ要セザルモノトスルコト

第二條　前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ニ対スル支払ニ付テハ其ノ支払ヲ為シ又ハ受ケントスル金額ノ如何ニ拘ラズ許可ヲ要セザルモノトスルコト

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

※訳文ノ1

4 ヲ得テアリマス次第 obtain
as soon as we ~~obtain~~ approval

5 In accordance with ~~Government~~ Cabinet Order No 291, 1949
for the payment of expenses needed for straightening
out of assets existing in Japan

6 The said deposit has not be created of the purpose
of escaping external assets into Japan during
the confusion caused by the end of war, but these
were regularly every month remitted from
main offices in abroad for the expenses of
branches in Japan but time of receiving this
remittance happend to be later than Aug. 15, 1945

2

米花書 1941

又 許可アリ次第 obtain
as soon as we ~~obtain~~ approval

5 In accordance with ~~Government~~ Cabinet Order No 291, 1949
for the payment of expenses needed for straightening
out of assets existing in Japan

6 The said deposit has not be created of the purpose
of escaping external assets into Japan during
the confusion caused by the end of war, but these
were regularly every month remitted from
main offices in abroad for the expenses of
branches in Japan but time of receiving this
remittance happend to be later than Aug. 15, 1945

8 拂戻シタル金額
~~Withdrawal~~ withdrawn amount

第二封鎖預金ト切捨額
Lost as "2nd frozen deposit"

Left

蔵理普第七九四号
昭和二十四年十一月十六日
大蔵省理財局長

3

昭和二十年勅令第五百四十二号の昭和二十年八月十五日以後生じた預金の払戻しに関する件（以下「件」という。）の第十条第一項の規定により

主旨によるものであることを記載した申請書を提出するよう関係者在外会社に対し周知方願いたい。

追て右申請書は昭和二十一年大蔵省令第四十一号附属書式による

ことを念のため申添へる。

記

（例）（附属書式第六項の目的に記載するとと）

当該預金は終戦時の混乱に乗じ在外資産の本邦への逃避によつて生じたものでなく、本邦内店舗の経営として在外本店より終戦前毎月定期的に送金を受けたもので、送金を受けた時期が昭和二十年八月十五日以後となつたものである。

別記

朝鮮銀行預金

大蔵大臣 池田勇人殿

昭和二十四年十一月 日

申請者ノ住所
職業氏名又ハ商号
代表者氏名 印

電話番号
担当者

標題ノ件左通リ申請候也

一 拂戻ノ金額 ［金額］

二 預金ノ種類 ［預金ノ種類］

三 拂戻店舗ノ場所又名称

四 拂戻ノ許可期日 ［許可期日］

（コトニナリマス）

4

別記
書式

朝鮮関係預金拂戻許可申請書

大藏大臣　池田勇人殿

昭和二十四年十一月　日

申請者ノ住所　　電話番号
職業氏名又ハ商号　　振替口座番号
代表者ノ場合ハ其ノ資格　　代表者氏名　　印

標題ノ件左ノ通リ申請候也

一　拂戻ノ金額（小切手ノ場合ハ其ノ金額）
二　預金ノ種類（普通預金ノ場合ハ通帳ノ番号）
三　拂戻店舗ノ場所又ハ名称
四　拂戻ノ予定期（小切手ノ場合ハ其ノ振出日）
五　拂戻ヲ受ケントスル目的其ノ他之ヲ必要トスル事由
六　當初ノ送金額又ハ取立金額及送金又ハ取立ノ目的
七　朝鮮ニ於ケル指仕立銀行又ハ取立引受銀行
八　其ノ他参考トナルベキ事項

（注意）
一　當初ノ預金者ト拂戻ヲ受ケントスル者トガ異ナルトキハ其ノ関係ヲ明ニスルコト
二　本申請書ハ一枚ニ付キ一口ノ預金又ハ一通ノ小切手ニ付キ一枚ヲ使用スルコト
三　本申請書ハ二通ヲ提出スルコト
四　本申請書ニハ預金通帳又ハ小切手ヲ添付スルコト
五　本申請書ニハ収入印紙ヲ貼用スルコト

（備考）
一　本申請書ハ一枚ニ付キ一口ノ預金又ハ一通ノ小切手ニ付キ一枚ヲ使用スルコト
二　本申請書ハ二通ヲ提出スルコト
三　本申請書ニハ預金通帳又ハ小切手ヲ添付スルコト
四　本申請書ニハ収入印紙ヲ貼用スルコト

一枚

八ヘ4

Application for approval of withdrawing Deposits from account related to Korea

Telephone ~~No~~
Person in charge

To: Mr. Ikeda Hayato, Minister of Finance.

Nov. , 1949.

○ Address of applicant
○ ~~Name and~~ Business and name or firm
○ Name of Representative

We wish to make application on the above mentioned matter as follows:

1 Amount of withdrawal

2 Classification of Deposit

3 Place and Name of Bank

4 Expected time of withdrawal

5 Purpose for the said withdrawal and ~~all~~ other reasons which make neccessity of this withdrawal.

6 Amount of first remittance or amount to be collected and remittance or purpose of collection

7 Bank in Korea which made remittance or bank accepted to collect

8 Other matters which are deemed to be of any reference

1 0 1

昭和二十四年十一月二十日

（　　）殿

朝鮮預金拂戻に関する件

標て要請中の首題預金拂戻に関し今回大蔵者から左記の通り（通牒）がありましたから之に該当する預金がありましたら申請下さる様御通知申上げます

記

（大蔵者　理財局長通牒を記載）

東京都千代田区丸の内二ノ一（電話（二）四一〇番）
朝鮮事業者会
今多きん

6

昭和二十一年大蔵者令第四十一号附則第二項ノ用紙ハ用紙ノ向ハ左ノ通リデアリマス（用紙ノ裏面ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト）

一、預金者ノ氏名又ハ名称、住所又ハ居所（法人ニアツテハ其ノ代表者ノ氏名及主タル事務所ノ所在地）

二、預金ノ種類、普通預金トカ当座預金トカ

三、預金取扱銀行又ハ名称、預ノ銀行ノ所在地（何ノ支店ト）

四、預金ノ平均残高、許サレタル期間、許サレタル引出ノ方法

五、預金ヲ支ケントスル目的其ノ他之ニ必要ナル事項

昭和二十四年八月一日政令第二百九号ニ基キ本邦内ニ在ル財産ノ処理ニ関シ必要トスル事由

六、当初ノ送金額又ハ取立金額又ハ預金ノ利子ニ関スル事項

七、朝鮮ニ於ケル仕立銀行又ハ取立ノ為ノ銀行ノ名称

八、其ノ他参考トナルベキ事項

（イ）荷物ノ預金金額、

（ロ）預金ノ名義人ノ氏名、

（ハ）右ニ対スル預金切捨額

英文記載例

M4-63

旧日本占有地域に本店を有する会社の整理に関する政令案要綱

昭24.4

369.37
336.9
Sh2.69

山口文書

69

舊日本占有地域に本店を有する會社に關する政令案要綱

一、整理の對象

舊日本占領又は統治地域に本店又は主たる事務所を有する會社その他の團体（在外會社）で日本人の出資又は持分等が會社又は團体の財産の一割以上を占めているもので主務大臣が告示で指定するもの。

二、整理財産

(一)資産

(1)本邦内にある資産

◎(2)海外に殘留してきた本邦法人の發行にかゝる株券又は出資證券の再發行による資産

◎(3)登錄國債等の元利拂地を本邦に變更することによる資産

(二)負債

失ラガ 6P
369.37
330.9
73Y2.69

(1)本邦内店舗の事業又は財産から生じた負債（履行地の如何を問わない。但し本邦内店舗と在外店舗との相互勘定を除く。）

(2)本邦内資産について担保権が設定されている負債で担債以外のもの（履行地の如何を問わない。）

◎(3)在外店舗の事業又は財産から生じた負債が、昭和二十年八月十五日現在の本邦外にあつた在外會社の資産の總額を超過する場合の當該超過負債

◎(4)社債

三、整理の方針

(一)整理の對象となる會社のうち、本邦内に事業設備等を有するものについては、企業再建整備法による第二會社設立の場合のときに新會社を設立させるか又は、資本を倍額以上に増加する會社に資産を出資又は讓渡する。

(二)その他のものについては整理する。

四、整理の方法

(一)特定の整理機關を設けず、主務大臣が原則として會社の役職員中から選任した特殊整理人が行う。

(二)整理事務は、主務大臣が監督する。

(三)特殊整理人の職務

(1)財産の管理及び處分

(2)債權の取立及び債務の辨濟

(3)殘餘財産の處分

(4)許可業務の執行

(四)整理手續

◎(1)特殊整理人より財産目録、貸借對照表、收支計算書債務等支拂一覽表及び在外店舗所有株式等一覽表を主務大臣に提出させる。

◎(2)特殊整理人より整理計畫書を主務大臣に提出させる。

(3)特殊整理人は整理計畫書その他を公示、公告する。

(4) 利害關係人の異議の申立を認める。

(5) 主務大臣は、異議の申立を參酌して整理計畫書を認可する。

(6) 特殊整理人が既に認可のあつた整理計畫書を變更するときは、更に認可を受ける。

(五)新會社の設立

(1)設立の方法

A、新會社を設立する。

B、資本を倍額以上に增加する會社に資產を出資又は讓渡する。

◎(2)出資の方法

A、現金出資

B、在外會社に對する債權の出資

◎(3)參加の順位

A、株主、社債權者

B、役員及び從業員

(六)整理の監督

(1) 主務大臣は、三月毎に特殊整理人から實行狀況その他必要な報告を受ける。

(2) 主務大臣は、資產の處分その他について指示する。

(3) 特殊整理人は、整理終了のとき、整理完結報告書を主務大臣に提出して、その承認を受ける。

(4) 重要書類の引渡をさせる。

(七) 主務大臣は、整理終了につき承認したときは、重要書類の引渡を受ける。

五、債務等の辨濟順位

第一順位　整理に要する費用、許可業務について生じた債務及び公租公課

第二順位　擔保權が設定されていた債權に對する債務

第三順位　本邦内店舗の事業又は財産から生じた債務

◎第四順位　在外店舗の事業から生じた債務が昭和二十年八月十五日現在の本邦外にあつた在外営社の資産の総額を超過する場合の当該超過額に係る債務

◎第五順位　社債

◎第六順位　残余財産の分配

在外会社整理関係法令集

36937
320.9
73在1外

※37枚

山口文書
104

M4-64

在外会社内地財産整理関係事務日程表

七月五日（火）	政令第〇・p・〇承認	未承認	
七月六日（水）	省令案文書課審議完了		
七月十日（日）	省令案〇・p・〇提出		
七月十一日（火）	政令閣議決定（次官会議）次官会議以下ふるう		
七月十三日	1、在外会社の指定告示作成		
七月十九日まで	2、特殊整理人選任告示案作成		
	3、各省協議会開催		
	4、海外事業中央協議会との打合		
	5、再興協会との打合		
七月二十日（水）	1、政令公布		
	2、新聞発表		
	3、政令説明の為地方出張（大阪、下関（谷口、小野））		
七月二十二日（木）	1、東京において説明会開催（課長、市川）		
	2、省令案〇・p・〇承認		
七月二十六日（火）	省令公布		
七月二十七日（日）	1、在外会社指定告示		
	2、特殊整理人の選任告示		
	在外会社財産の整理に関する政令中の左記修文（別紙）		
	聖旨		
閣議請議閣令（昭和二十年勅令第七十四号）			
第一條			
大蔵省令第八十八号（昭和二十年）			一
第二條第二号			
民法（明治二十九年法律八十九号）			二
第四八條第四項二項第六項中七條			
私的			

陸軍

政令二号

旧日本占領地域に本店を有する会社の在外財産の整理に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　旧日本占領地域に本店を有する会社の在外財産は、連合国最高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する。

（定義）

第二条　この政令における用語の定義は、左の各号の定めるところによる。

一　旧日本占領地域に本店を有する会社（以下「会社」という。）旧日本占領地域に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（閉鎖機関令（昭和二十年勅令第七十号）第一条に規定する閉鎖機関を除く。）で連合国最高司令官の要求に基き政令で定めるもの（以下「本邦」という。）内にある財産を整理するものとして主務大臣が告示で指定するものをいい、以下「在外会社」と略称する。

二　「旧日本占領地域」満州、中華民国、台湾、朝鮮、樺太、琉球列島、南洋群島及び主務省令で定めるその他の島しよ並びに明治二十七年以降日本により占領又は委任されていたその他の一切の地域をいう。

三　本邦、北海道、四国、九州及び主務省令で定めるその附属の島しよをいう。

四　「人」個人及び法人その他の一切の国作をいい、国又は地方公共団体の機関を含まないものとする。

五　「財産」通貨、小切手、為替手形、約束手形、貴金属地金、銀行預金、貯金、すべての債権又は負担、銀行、仲買人、証券業者によつて一般に取引されているその他の証券（公債、社債、株式利札、債券引受証書、抵当権証書、貸券証書、当座様その他の担保権に関する証書、倉庫証券、荷証券、信託証書、売渡証書その他の権利又は債務に関する証書、物品、商品有体財産、土地、船舶、船積貨物、抵当不動産、売主販売協定、土地契約上の動産、受取勘定、確定判決による債権、特許権、商標権、著作権、特許権、借地権、地代、採掘権又は著作権に関する契約又は許諾、保護預り箱又はその内容に関する権利又は利益及び手金、共同計算契約又はこれに類する契約をいうものとする。

但しこれらのものに限られるものではない。

六「整理財産」　在外会社の資産及び負債であつて左に掲げるものをいう。

イ　金、銀、有価証券等に関する金融取引の取締に関する件（昭和二十年大蔵省令第八十号。以下「大蔵省令第八十号」という。）第二条第二項の規定に該当する在外会社の本邦内にある資産

ロ　その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、在外会社の本邦内にある店舗について担保権が設定されている負債

ハ　その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず、本邦内にある営業所、事務所、出張所、工場及び営業場をいう。以下同じ。）の事業又は財産により生じた負債

ニ　その他主務省令で定める負債

2　前項の規定の適用については、在外会社の本邦内にある店舗と本店、主たる事務所その他本邦外にある店舗との間の相互の勘定における貸借は、資産及び負債に含まれないものとする。

（許可業務以外の業務の禁止）

第三条　左に掲げる在外会社は、前条第一項第二号に規定する指定（以下「指定」という。）をそのあつた日（以下「指定日」という。）以後は、本邦内において、その業務を行うことをおいて現に大蔵省令第八十号第二条の規定に基き大蔵大臣の許可を受けている範囲内において行う業務（以下「許可業務」という。）については、この限りでない。

2　主務大臣は、左に掲げる在外会社の許可業務の範囲を公告しなければならない。

3　主務大臣は、前項に規定する大蔵大臣の許可の取消があつたときは、その旨を公告しなければならない。

（整理財産の引渡義務及び大蔵省令第八十号の適用）

第四条　整理財産に属する資産を所持し、若しくは管理し、又はその所在を確知する本邦内の一切の人は、指定日から九十日以内にその旨を遅滞なく第九条に規定する特殊整理人（特殊整理人が選任されていない場合は主務大臣）に報告し、又特殊整理人の要求があるときは、整理財産を引き渡さなければならない。但し、その引渡義務を免れるため、整理財産に属する資産を隠匿し、又は管理する人（特殊整理人に引き渡すべき他の法令又は契約により引き渡すべき資産を所持し、又は管理する人を含む。）に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由がなくて前項の報告若しくは引渡をすることを拒み、若しくは妨げた者は、二年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2　前項に規定する資産を善良な管理者の注意をもつて所持し、又は管理しなければならない。

3 左に掲げる場合を除くほか政令の規定は整理財産について、大蔵省令で、この規定の適用を妨げるものではない。

一、整理財産が第十六條第一項第二号に規定する利害関係人に出資又は譲渡された場合（当該整理財産に限る）

二、特殊整理人が第六條第一号から第三号までに掲げる債務につき弁済その他債務を消滅させる行為をする場合

三、主務省令で定める場合（担保権の消滅及び財団からの分離）

第五條　主務省令で会社がその在外店舗において、本邦内に本店を有する会社の発行にかかる記名株式又は本邦内に主たる事務所を有する法人たみする出資の持分を所有しているときは特殊整理人は就職の後遅滞なく、主務省令の定めるところにより、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。但し、主務省令で定める株式又は出資の持分については、この限りでない。

2 前項の場合において、特殊整理人が遅滞なく当該株式又は出資の持分について、前項の承認又は出資証券が在外会社の在外店舗の所有するものである旨、前項に規定する主務大臣の承認により当該株券又は出資証券は無効とし、新たにその再発行を請求する旨及びその書面係人がこれについて異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を公告し、且つ在外店舗、所有株式書類の写を本店に備え置く

8 ... 第六項の請求により発行された株券又は仮株券又は仮券に記載すべき事項の記載を今後行わない旨の定款の定めを廃止する定款の変更（債券の減行為の禁止）

第六條　特殊整理人は整理財産に属する債務についての公租公課（我が補償協力税、非我業者税その他主務省令で定めるこれに準ずる債務

整理計画の認可があった後でなければ弁済その他債務の消滅する行為をすることができない。但し左に掲げる債務については、この限りでない。

一、特殊整理に要する費用にかかる債務

二、許可業務について生じた債務

三、国又は地方公共団体の公租公課（我が補償協力税、非我業者税その他主務省令で定めるこれに準ずる債務

四、大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣の許可を受けた債務

（相殺、強制執行等の禁止）

第七條　整理財産に属する債務の債権者は、当該債権について相殺をなし又は整理財産に属する資産に対して強制執行、仮差押若しくは仮処分又は競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売をすることができない。

第二章　特殊整理

（特殊整理）

第八條　次條に規定する整理（以下「特殊整理」という。）は主務大臣の監督のもとに整理財産について行う。

（特殊整理人）

第九條　特殊整理は、特殊整理人が行う。

2、特殊整理人は、左の会社の本邦内における代表者、代表者がいないときは又は代表者以外の者のうちから主務大臣が選任する。

3、主務大臣は、代表者以外の者のうちから主務大臣が選任するときは、特殊整理人が法令若しくは定款に違反したとき、公益を害する行為をしたとき又は特殊整理人を不適当と認めたときは、これを解任することができる。

4、主務大臣は前二項の規定により特殊整理人を選任し又は解任したときはその旨を公告する。

5、特殊整理人の報酬は主務大臣が定める。

（特殊整理人の代表権）

第十條　在外会社の本邦内における会社の代表及び整理財産の管理及び処分の権限は特殊整理人に専属する。

2、特殊整理人が主務大臣の認可を受けてする行為については民法（明治三十九年法律第八十九号）第百八條の規定は適用しない。

（特殊整理人の職務）

第十一條　特殊整理人の職務は左の通りとする。

一、現務の結了

二、債権の取立及び債務の弁済

三、残余財産の処理

四、許可事務の執行

2、特殊整理人は前項の職務を行うについて一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

（主たる店舗）

第十二條　特殊整理人は就職の後遅滞なく在外会社の本邦内における主たる店舗を定めなければならない。この場合において本邦内に在外会社の支店又は従たる事務所があるときはその支店又は従たる事務所のうちから主たる店舗を定めなければならない。

（報告事項）

第十三條　特殊整理人は就職の日から二週間内に左に掲げる事項を主務大臣に報告しなければならない。

一、在外会社たる旨

二、在外会社の本邦内における主たる店舗

三、許可事務があるときはその許可事務

四、特殊整理人の氏名及住所

2、前項の報告をする場合には定款又は定款の内容を識別することができる書面を添附しなければならない。

3、特殊整理人は第一項の報告について変更があつたときは二週間内に変更を生じた事項を主務大臣に報告しなければならない。

債権者のする催告）

第十四條　特殊整理人は就職の日から一月内にすべての知れている債権者に対し、財産に属する債務の債権者に対し一定の期間内にその債権を申出でる旨の催告をしなければならない。

但し、その期間は一月を下ることを得ない。

2　前項の公告には債権者が期間内に申出をしないときは特殊整理から除斥される旨を附記しなければならない。

3　特殊整理人は知れている債権者には各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4　知れている債権者は特殊整理から除斥されるおそれがない。

（特殊整理人の義務）

第十五條　特殊整理人は就職の日から九十日以内に主務省令の定めるところにより特殊整理に関し、財産目録、貸借対照表並びに昭和二十四年一月一日より指定日までの収支計算書及び次條の規定による年済順位を定めた債務支払一覧表を主務大臣に提出しその承認を受けなければならない。

2　前項の財産目録、貸借対照表及び収支計算書には主務省令の定めるところにより詳細な財産目録には各資産について全な明細書を添附しなければならない。なお財産目録には各資産について帳簿価額と左に掲げる事項（公定価格を定めた場合）を記載しなければならない。

（整理計画書）

第十六條　特殊整理人は主務大臣の指定するところにより左に掲げる事項を記載した整理計画書を作成し主務大臣の認可を申請しなければならない。

一、債権者の氏名又は名称、債権額、担保の有無並に弁済、相殺その他の方法により債務を免かれる額及び順位

二、資産の全部若しくは一部を譲渡すべき会社をあらたに設立する場合又は資産の全部若しくは一部の譲渡を受けるための資本を借入以上に増加する会社にその資産を出資者の譲渡する場合には設立又は資本を増加する会社（以下「新会社」という）の商号目的、資本金額及びその発起人の氏名又は名称並に株式の募集、売出及びその他処理に関する事項

三　その他主務省令で定める事項

2　整理計画書には、新会社の事業及び資金の計画その他主務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3、在外会社の資産を新会社に譲渡又は譲渡する場合には在外会社の株主及び社債権者は整理計画書の定めるところにより他に優先して新会社の株式を取得する権利を有する。

4、在外会社の株主及び社債権者は新会社の株式の払込みを免し若しくは在外会社に対する請求権を免じ又は在外会社に対する請求権を以て相殺することができる。

5　前三項の場合において在外会社の役員及び従業員は整理計画書の定めるところにより在外会社の株主及び社債権者に次いで新会社の株式を取得する権利を有する。

（整理計画書の公示、異議の申立）

第十七條　特殊整理人は前六條の規定による認可を申請したときは遅滞なくその旨を公告し在外会社の本邦内にある各店舗に整理計画書及び前十五條に規定する書類の写を備え置き利害関係人の閲覧に供しなければならない。

2、利害関係人は前項の公告に定められた事項について異議があるときは同項の規定による公告の日から三十日以内に事由を具して主務大臣に申出ることができる。

（整理計画書認可又は却下）

第十八條　主務大臣は前六條の規定による申請があつた場合には左の各号に該当する場合を除いては整理計画書を認可しなければならない。

一　整理計画書が適正でその実行に支障がなく且つ公益に反しないかどうかを審査した結果前條第二項の期間経過後七日を超えない期間内に整理計画書を認可し又は却下する。

2、主務大臣は必要があると認めるときは前項の整理計画書に定める事項を審査した結果に基いて整理計画書を認可することができる。

3　前條第二項の規定により利害関係人から異議の申し出があつた場合においては主務大臣は前項の審査をした結果整理計画書を認可し又は却下するものとする。

（決定整理計画書の公示）

第十九條　特殊整理人は前條の規定による認可があつたときは遅滞なくその旨を公告し且つ認可を受けた整理計画書（以下「決定整理計画書」という）の写を各店舗に備えつけ利害関係人の閲覧に供しなければならない。

（決定整理計画書の変更）

第二十條　やむを得ない事由により決定整理計画書に定める事項を変更する必要を生じたときは特殊整理人は主務大臣の定めるところにより遅滞なく決定整理計画書を変更し主務大臣の認可を申請しなければならない但し主務省令で定める場合はこの限りでない

2　第十七條第二項の場合に準用する

（特殊整理の実行）

第二十一條　特殊整理人は第十八條の規定（前條第二項において準用する場合を含む）により認可を受けたときは決定整理計画書に従い遅滞なく整理を行わなければならない

（物資配給の統制に関する政令の特例）

第二十二條　特殊整理人は整理財産に属する資産を処分する場合において物資配給の統制に関する政令の想定又は処分を禁止し若しくは制限する旨の定款の定若しくは契約に因り処分することができないときは主務大臣の認可を得てその定にかかわらず処分することができる

2　前項の場合においてその資産の処分の相手方の行為について我物資の配給の統制に関する政令の規定を適用しない

（株主総会等決議に関する特例）

第二十三條　決定整理計画書に定める事項については在外会社の倫社員の同意又は株主総会（商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十五條第一項の規定による株主の総会を含む）若しくは社員総会の決議を経ることを要しない

2　決定整理計画書の定は在外会社の株主、社員及債権者並に社会一般に対し発起人株式引受人及び株主の全員のため且つその全員に対して効力を有する

3　第一項の規定は在外会社の株主、社員及債権者が社会社の株式の取得に関し協議することを妨げるものではないとする場合において大蔵省令で定めるところにより行う新会社の設立又は資本の増加の場合の特例

第二十四條　決定整理計画書に定めるところにより行う新会社の設立又は資本の増加の場合において行われる株式の募集の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（昭和三十年法律第二十四号）第十一条第一項第二項及び第十六条第一項の証券保有制限等に関する勅令（昭和二十年勅令第五百四十七号）第二条並に商法第百十五条、第百六十八条第二項、第百七十三条、第百八十一条、第百八十四条第二項、第百八十五条、第二百五十二条、第二百五十四条第二項及び第三百五十五条の規定は適用しない。

2、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第一項及び会社の証券保有制限等に関する勅令第二条の規定又は資本の増加の後においても第三十二条第一項の規定による特殊整理の係属の登記がされるまでは在外会社及び新会社になし適用しない。

3　保険業法（昭和二十四年法律第四十五号）第三条の規定は決定整理計画書の定めるところにより設立される保険会社には適用しない。この場合においては外国保険業者に関する法律（昭和二十四年法律第　号）附則第八項及び第九項の規定の適用についても設立されたものとみなす。

4　在外会社の役員又は従業員と新会社の役員又は従業員との兼ねる場合においては会社の証券保有制限等に関する勅令第十一条第一項及び第十七条の五においても準用する第十二条の規定は適用しない。

5　在外会社が決定整理計画書の定めるところにより その資産の全部又は一部を出資又は譲渡する協定については第三十四条の規定による特殊整理の登記がされるまでは在外会社及び新会社に対し適用しない。

（証書の交付）

第三十五条　決定整理計画書に従つてする特殊整理人の行為については民法第四百三十四条の規定は適用しない。

（特殊整理の実行状況の報告）

第三十六条　特殊整理人は整理計画書の認可の後三月毎に主務省令に定めるところにより決定整理計画の実行状況及びまだ整理を完了してない事項について整理の表を作成した書面を主務大臣に提出しなければならない。

（債務弁済の順位）

第三十七條　在外会社の管理財産に属する負担債務に対する債権の弁済順位は左の順位とする。

一　第六條第一号若しくは第二号に掲げる債務又は国若しくは地方公共団体の今祖令禄その他主務省令で定める債務に対する債権

二　本邦内にある資産について指定日において担保権が設定されていた債権（担保の目的たる資産の価額を限度とする）

三　その履行地が本邦内にあるかどうかを問わず在外会社の本邦内にある店舗の事業又は財産に関して生じた債務に対する債権

四　昭和二十年八月十五日において本邦外にあつてその本店又は主たる事務所の所在した在外会社の資産をもつてする負担する債務を弁済するにたらない場合において在外会社の本邦内にある店舗が負担しなければならない本邦外からの請求を受けた債務（社債権者に対する債務を除くに対する債権

五　本邦内又は本邦外に居住する社債権をもつ債権

六　本邦内及び本邦外に居住する株主が残余財産より受ける分配金について生じた債務に対する債権

2　同一順位の債権に関し他の法令により順位の定があるものについてはその順位による

3　前二項の規定により同一順位にあつてその弁済しなければならない債権はその債権額の割合に応じて弁済する

（債務免除契約の解除）

第三十八條　左の各号に掲げる債務（許可の業務に関するものを除く）で旧令の定があるものについても特殊整理人は民法第六百七十條（指定法（大正十年法律第五十号）施行の地区における建物については同法第三條第一項）の規定により解約の申入をすることが出来る但し損害賠償の請求を妨げない。

（指定日以後の権利義務の承継）

第三十九條　許可業務に関し指定日以後の事由に基いて生じた権利義務は新会社が承継する。

2 許の業務について指定日前の原因に基いて生じた債務を特殊整理人は当該債務の額に相当する金額を弁済するまで会社に譲渡しなければならない。

3 前二項の規定による承継及譲渡については決定整理財産に属する。

（主務大臣の指示）

第三十条 主務大臣は特殊整理の速かな結了を図るため必要があると認めるときは特殊整理人に対し整理財産に属する資産の処分又は整理財産に属する債務の弁済について指示することができる。

（特殊整理の終了）

第三十一条 特殊整理人は特殊整理の事務が結了したときは遅滞なく整理完結報告書を作り之を主務大臣に提出してその承認を求めなければならない。

2 前項の規定により主務大臣の承認があったときは特殊整理人又は特殊整理人であった者は特殊整理に関して責任を解除されたものとみなす。但し之等の者に不正の行為のあったときはこの限りでない。

3 主務大臣は前項の承認をしたときは遅滞なく之を公告しなければならない。

（特殊整理結了の登記）

第三十二条 主務大臣は前条第一項の承認があったときは特殊整理人の登記所に特殊整理結了の登記を嘱託しなければならない。

2 前項の嘱託があったときは登記官吏はその登記をしなければならない。

3 前項の登記については非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中

準用する。

（重要書類の引渡）

第三十三条 特殊整理人は第三十二条第一項の規定による承認を受けたときは遅滞なく在外会社の支店の所在地における帳簿並に営業若しくは事業に関する重要書類（以下単に「重要書類」と称する）を主務大臣に引き渡さなければならない。

2 主務大臣は前項の規定による重要書類の引渡しを受けた後十年間これを保存しなければならない。

（法人税法等の適用関係）

第三十四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百十六号）中事業税に関する規定の適用については、在外会社を指定日において解散したものとみなす。但し、許可の業務を営む在外会社については、第三項のあつた日において解散したものとみなす。

（公告の方法）

第三十五条　特殊整理人が改令の規定に基いてする公告は、主務省令の定めるところにより官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で本邦内で発行するものに掲げてしなければならない。

（主務大臣、主務省令）

第三十六条　第三条、第九条、第三十二条及び第三十三条の規定における主務大臣は、大蔵大臣とその他の規定における主務大臣とは、大蔵大臣並びに在外会社及び在外会社の業務に関する行政の所管大臣とする。

2　第六条の規定における主務省令は、大蔵省令とその他の規定における主務省令とは、大蔵省令及び在外会社の業務に関する行政の所管大臣の発する命令とする。

3　第三十四条第五項の規定における主務省令は、法務省令及び大蔵省令とする。

（報告徴収及び立入検査）

第三十七条　主務大臣は、特殊整理事務の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、特殊整理人、在外会社の債権者又は債務者その他関係人から報告をとり、又は当該職員をして整理財産について、調査の必要がある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により当該職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、請求があつたときはこれを呈示しなければならない。

第四章　罰則

（省略）

有罪

旧日本占有地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の施行に関する命令

第一條　この命令で在外会社、新会社在外店舗、本邦内店舗、主たる店舗、許可の業務指定日、特殊清理、特殊清理人、整理計画書又は決定整理計画書とは、それぞれ旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第　号以下「令」という。）の在外会社、新会社在外店舗、本邦内店舗、主たる店舗、許可の業務指定日、特殊清理、特殊清理人、整理計画書又は決定整理計画書をいう。

第二條　令第二條第一項本文に規定するその他の島しよは左に掲げる島しよをいう。

一、千島列島（硫黄島を含む。）

二、小笠原諸島、琉球諸島、沖鳥島、南鳥島及び中鳥島

三、竹の島

四、北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む。）

2、令第二條第一項本文に規定する附属の島しよは前項に定める島しよ以外の島をいう。

第三條　第四條第一項但書の規定により整理財産に属する資産を所持し又は管理する人は左に掲げる場合にはその資産を特殊整理人に引き渡すことを要しない。

一、訴追又は民事上若しくは行政事上の訴訟を提起することとなる場合

二、土地工作物使用令（昭和二十年勅令第六百号）第二條の規定により主務大臣又は地方長官が連合国最高司令官の要求を充足するため収容した土地又は工作物を使用している場合

三、戦時海運管理令（昭和十七年勅令第三百十七号）第二條又は船舶運営会等に関する政令（昭和二十六年政令第三百十六号）第十二條第一項及び第二項の規定により運輸大臣又は船舶運営会が当該資産にかかる船舶を使用している場合

第四條　令第五條第一項に規定する在外店舗所有株式等一覧表の様式は別表第一に定めるところによる。

第五條　令第五條第一項但書の規定による株式又は出資の持分は、左に掲げる株券又は出資証券にかかる株式又は出資の持分とする。

金融又は、その他の国体の発行した株券

一、国税徴収法（昭和三十年法律第百四十七号）第一条に規定する国税滞納
二、破産手続又は特別清算が開始されている会社又はその他の団体
第六条　令第七条第二号又は第三号に規定する債務は、左に掲げるものとする。
一、罰金、科料、行政上の秩序罰、過料
二、国税徴収の例又は国税滞納処分の例により徴収されうるもの
第七条　令第十六条第一項に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書及び債務等支払一覧表の様式は、別表第二から別表第五までに定めるところによる。
第八条　令第十七条第一項の規定により整理計画書には、左に掲げる事項に関して定めなければならない。
一、在外会社の住所、商号又は名称に関する事項
イ、在外会社の本店の住所及び国内に営業所又は代理人があるときは、その住所
ロ、在外会社の本邦内における主たる店舗その他の店、舗の住所及び商号又は名称
ハ、特殊整理人の住所、氏名及び在外会社との関係
二、債務の弁済については左に掲げる事項
債務等支払一覧表に記載した順位による債権者の住所、氏名、商号又は名称及びその弁済金額並びに担保の有無及び弁済、相殺その他の方法により債務を免れる額並びにその時期及び方法
三、資産の処分については左に掲げる事項
イ　資産の処分に当たりその全部又は相当部分を包括して処分する場合になお掲げる事項
(1)　処分の相手方の住所、職業又は事業の大要、氏名、商号又は名称及び当該在外会社との関係
(2)　資産の種類、数量、処分見込価格（最高価格及び最低価額、処分見込価格が定価（定価がない資産については、処分の予定価格）を定めた場合にあつては、その定価）及び付加価

(三)資産全部又は相当部分を包括して処分することを必要とする事由

ロ、資産を個別に処分する場合には処分の相手方その資産の種類帳簿価額処分見込価額、外価及び処分の方法並に個別に処分するらとを必要とする事由、但し一定事でない、資産については概括してこれを定める事ができる。

ハ、かたを異なる事由により資産の処分ができない場合には、その資産の種類帳簿価額及びその事由、

四、残余財産の分配について株主の氏名又は名称、国籍、所有株式数及び株主に対する分配予定額

五、社員たる会社を設立する場合には左に掲げる事項

イ、社会社の商号、目的並に本店及び支店の所在地

ロ、社会社の資本金額及び設立の時期

ハ、社会社の発起人の氏名又は名称役名の氏名及び住所並に当該在外会社との関係

二、社会社に資産を出資又は譲渡する場合にはその何れかの別その資産の範囲価格及び作価

ホ、社会社が債務を承継する場合にはその債務の額及び作

ヘ、社会社の発行する株式の内容及び数

ト、社会社の株式の募集、売出その他処分に関する事項

チ、社会社の株式を社外会社が取得する場合にはその取得する株式の種類内容数及び処分に関する事項

リ、社会社の株金納込の特期方法及び金額

ヌ、社会社の設立費用及びその負担者

ル、社会社の設立を必要とする事由

六、資本を倍額以上に増加する場合には左に掲げる事項

イ、社会社の商号、目的並に本店及び支店の所在地

ロ、社会社の従来の資本金額及び払込資本金額

ハ、社会社の資本の増加額及び資本の増加の時期

陸

16

（高橋久見吉）

二　イに掲げる事項を変更しようとする場合になる変更する事項及び変更をしようとする事由

ロ　新会社の資本増加後の資本金額及び払込資本金額

ハ　新会社が資産を出資又は譲渡する場合にはその何れにするかの別その資産の範囲価額及び条件

ニ　新会社が債務を承継する場合にはその債務の額及び条件

ホ　新会社の従来の株式の内容及び数

ヘ　新会社が新たに発行する株式の内容及び数

ト　新会社の株式の募集、売出その他処分に関する事項

チ　新会社の株式を在外会社が取得する場合にはその取得する株数その他在外会社の株式の取得の時期方法及び金額

リ　新会社が資産及び負債の承継に関する事項

ヌ　新会社に資産を出資又は譲渡することを必要とする事由

ル　前各号に掲げるもののほか発起人に関する事項

ヲ　試算表

二　新たに会社を設立する場合になる最近における貸借対照表

イ　新会社の定款案並びに設立の日から一年間の事業計画及び資金計画の大要を記載した書類

ロ　新会社の予想される資本金の百分の一以上にあたる株式を有する株主の氏名又は名称及びその持株数

三　資本を倍額以上に増加する会社に資産を出資又は譲渡する場合には左に掲げる書類

イ　新会社の定款案に指定された財産目録及び貸借対照表

ロ　新会社の資本金の日から一年間の事業計画及び資金計画の大要を記載した書類

ハ　新会社の予想される資本金の百分の一以上にあたる株式を有する株主の氏名又は名称及びその持株数

第九条　前条第二項の規定により発起人が提出する書類は左に掲げるものとする。

一　設立の業務を行う会社についてはその最近における資産及び負債に関する試算表

二　新たに会社を設立する場合になる最近における貸借対照表

イ　新会社の定款案並びに設立の日から一年間の事業計画及び資金

四　新たに会社を設立するとき又は資本を増加するときにおける募集株式の引受人の氏名又は名称

五　その他参考となる事項

第十条　令第十八条第二項の規定（令第三十一条第二項の規定において準用する場合を含む。）により利害関係人が整理計画書に定める事項のうち次に掲げる事項を記載した書類

一　会社の本店の所在の場所及び商号又は名称

二　会社の本店の所在の場所及び氏名又は名称

三　異議申立人の住所及び氏名又は名称

四　異議の申立てをするに至つた事由

当該会社の株式の数　異議の申立てをする者が債権者である場合には、当該債権の額　及び異議の申立てをする者が会社に対して有する債権の額

五　異議申立ての要旨

六　その他参考となる事項

第十一条　令第十八条第二項の規定により決定書、整理計画書の変更の認可を受けようとする特別整理人は、変更の事由を生じた日から二週間内に次に掲げる事項を記載した決定書、整理計画書変更認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　会社の本店の所在の場所及び商号又は名称

二　会社の本店の所在の場所及び特別清算人の氏名又は名称

三　特別整理人の住所及び氏名

四　決定整理計画書中変更しようとする事項

五　変更を必要とする事由

六　整理計画の認可の年月日及び認可の番号

七　その他参考となる事項

第十二条

第十三條　会社三十七條の規定により特殊整理人が提出する決定整理計画の実行状況及び整理を完了していない事項についての整理見込を記載する書類には左に掲げる事項を記載しなければならない

一　在外会社の本邦内にある主たる店舗の所在場所及び商号又は名称

二　在外会社の本邦内における主たる店舗の所在の場所及び商号又は名称

三　特殊整理人の住所及び氏名

四　第八條各号についてその定めた事項の実行の進捗の概況及びまだ整理を完了していない事項についての整理見込

五　その他参考となる事項

第十四條　会社三十二條第一項の規定により特殊整理人が提出する整理完結報告書には左に掲げる事項を記載しなければならない

一　在外会社の本店の住所及び商号又は名称

二　在外会社の本邦内における主たる店舗の所在の場所及び商号又は名称

三　特殊整理人の住所及び氏名

四　第八條各号についてその終つた時期

五　その他参考となる事項

第十五條　会社三十六條の規定により特殊整理人がする公告は官報又は左に掲げる日刊新聞紙のうち一以上に掲げてしなければならない　但し会社五條第二項の規定により公告はたに掲げる日刊新聞紙のうち一以上に掲げてするものとする

一　日本経済新聞

二　産業経済新聞

三　朝日新聞

四　毎日新聞

五　読売新聞

陸

複製禁止

第十条第一項　会社法第六百四十四条の規定による届出をしようとする外国会社は、
当該外国会社が日本において最初に営業所を設けた日から二週間以内に、
次に掲げる事項を届け出なければならない。
一　外国会社の本店の所在場所及び日本における代表者の氏名
二　目的
三　商号
四　支配人の氏名及び住所
五　営業所（日本における本店を含む。）の所在場所
六　公告方法
七　存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
八　資本金の額
九　事業年度の終了の日

別表第一

事務所番号	

在外会社名
（ローマ字書）
英訳名
住所
電話
特殊関係内容名
許可業務を行う
社についてはその
業務の種類

在外会社の本店
の業務の種類

在外店舗所有株式等一覧表

（現況　年　月　日現在）

イ　株式

銘柄	種類	枚数	番号	払込株金額	株式取得年月日	株券の所在地	備考

ロ　出資

出資先	出資一口の金額	出資の口数	出資金額	出資の持分の取得年月日	出資証券の所在地	備考

記載上の注意

1　本表は　株式発行会社　若くは出資先法人毎に別枠とすること

（縮尺又は拡大する）

2. 株式の「種類」の欄には券面額又は株券の種類を記載すること
3. 出資証券について記号番号があれば「備考」の欄に記載すること
4. 担保の目的となっているものについてはその旨を「備考」の欄に記載すること
5. 占領軍又は連合国宣言により接収された場合にはその旨を詳細に「備考」の欄に記載すること
6. 本表の記載事項（「株券又は出資証券の所在地」及び「備考」の欄の記載事項を除く）に関する株式発行会社若くは出資先法人の確認書を添附すること

別表　その一　省略

財産目録

別表　その二　省略

貸借対照表

別表　その四　省略

収支計算書

別表　その五

本店所在地

在外会社名 ——
ローマ字綴り ——
英訳名 ——
住所 ——
電話 ——
特殊基礎人民元 ——
許可業務を行う会社については その業務の種類 ——
在外会社の本店の業務の種類 ——
新会社に資産を出資又は譲渡するかどうかの別 ——

債務等支拂一覧表

（指定した年月日）

第一順位　許可業務について生じた債務

債権者名	住所	金額	発生の事由	備考
計				

分担分保

税目	内容	税額	備考

第二順位

担保権が設定されている債務

債権者名	住所	債務内容	金額	契約締結日	契約締結の場所	履行地	履行期	担保の種類及び所在地	備考
計									

第三順位

本邦内店舗の事業又は財産から生じた債務

債権者名	住所	債務内容	金額	契約締結日	契約締結の場所	履行地	履行期日	備考
計								

第四順位

主外店舗の事業又は財産から生じた債務の総額がその資産の価額を超える場合におけるその差額に相当する額の債務

店舗名	債務総額	資産価額	債務超過額	備考

第五順位

社債

社債名	発行日	利率	償還期日	発行総額	元利払日	担保の種類及び所在地	備考
計							

（裏面へ続く）

第一號仆

附　　記

第六順位

殘余財産の分配

殘余財産額	株数又は価額	一株又は一口に対する分配数	備　考

その他

特殊整理に要する費用

費用の種類	金　額	備　考
計		

記載上の注意

一、第一順位「公租公課」の項の「内訳」の欄には課税の対象となる事業年度及納期を記載することとなるこの項には加算税過徴税額及延滞金は記載しないこと

二、第四順位「生命保険の事業及財産から生じた債務の価額がその資産の価額を超える場合におけるその差額に相当する額の債務」の項の「債務価額及び「差引価額」の欄には昭和二十年八月十五日における生命保険の現価額を記載し資産価額が債務価額を超える場合には「備考」の欄にその差額を記載すること

三　第五順位「社債」の項の「備考」の欄には社債募集の委託を受けた会社の商号を記載すること

四　第六順位「殘余財産の分配」の項には本邦内にある資産より第一順位から第五順位までの債務を控除した殘額について記載し数種の株式を発行している場合において殘余財産の分配について株式の種類にしたがい差別の定をしているときは「株式数」及「一株になする分配額」の欄にその種類毎に記載すること

五　新会社に承継する債務はその旨を「備考」の欄に記載すること

六　その他「特殊整理に要する費用」の項を別紙に記載するものとし「備考」の欄には費用算出の根拠を詳細に記載すること

（縦一六糎横一一糎）

第十二條　会第三十五條ノ五項の規定により新会社の定款及び株式申込証に出資又は譲渡受の目的たる財産を記載するには左の事項を記載すれば足りる

一　土地については所有地番及び合計地積

二　建物については家屋番号のないものについては所在地番及び合計坪数

建物の種類毎に

三　建物以外の工作物についてはその個数

四　立木についてはその種類毎に所在地番及び石数

五　機械設備についてはその種類毎の数量及びその所在の場所

六　営業上具備品其の他の動産については其の所在の場所

七　債券株についてはその種類毎の数及び合計金額

八　株式（出資の持分を含む）については銘柄毎に個数及び株金額（出資金額を含む）

九　特許権　商標権　意匠権　著作権等無体財産権についてはその種類毎に個数

2　特別の事情ある場合においてその定款及び株式申込証に記載すべき前項の規定に拘らず法務省令

裁の認可をうけ新会社の定款及び株式申込証に記載すべき財産の記載の一部を省略することができる

出資又は譲受の目的について

（商標人見安的）

陸

別表第一

本店所在地	在外会社名 ろうま字綴り 英訳名 住所 電話 特殊関係人の氏名 業務の種類 許可業務を営む会社については、その業務の種類 在外会社の本店の業務の種類

財産目録

（現在＝平成　年　月　日現在）

資産の部

I 流動資産　　円

1. 現金　　円
2. 預貯金　　円

金融機関名	住所	預貯金の種類	通帳番号	金額	帳簿名	備考
3 受取手形　　円						

手形の種類	振出者名	住所	金額	受取の年月日	帳簿名	備考
4 売掛金　　円						

売却先名	住所	品名	数量	金額	帳簿名	備考
5 未収金　　円						

相手方名	住所	金額	支払を受ける年月	帳簿名	備考
6 棚卸品　　円					

品名	数量	帳簿価額 単価	帳簿価額 金額	評価価額 単価	評価価額 金額	所在地	帳簿名	備考
7 貯蔵品　　円								

前項の様式に準じて記載すること

8 前払金　　円

「未収金」の様式に準じて記載すること

1/2

（別表）

9 役員及従業員への立替金 ——— 円

姓名	役員従業員の別	金額	発生の事由	帳簿名	備考

10 その他の流動資産 ——— 円

多端様式に準じて記載すること

Ⅱ

投資 ——— 円

1 国債 ——— 円

銘柄	数量	額面金額	帳簿価額	評価価額	所在地	帳簿名	備考

2 地方債 ——— 円 ——— 円

多項の様式に準じて記載すること

3 株式 ——— 円 …… 円

銘柄	数量	額面金額	増減金額	帳簿価額	評価価額	所在地	帳簿名	備考

4 出資金 ——— 円 円

出資先名	住所	口数	金額	出資の事由	帳簿名	備考

5 社債 ——— 円

上記様式に準じて記載すること

6 長期貸付金 ——— 円

貸付先名	住所	担保	期限	金額	未収元利	貸付事由	帳簿名	備考

7 その他の投資 ——— 円

上記様式に準じて記載すること

Ⅲ

固定資産 ——— 円 …… 円

1 土地 ——— 円 …… 円

所有地	地目	坪数	帳簿価額 前期繰越価額	帳簿価額 減価引当金	帳簿価額 帳簿価額	評価価額 再評価金額	帳簿名	備考

（裏面に続く）

2. 建物 ＿＿＿

5. 電話権	円
前項に準じて記載すること	
6. その他の無形資産	円
Ⅵ その他の資産	円
その他の資産	円
資産の部合計金額	円
	円
負債及び正味財産の部	
Ⅶ 流動負債	円
1. 短期借入金	円

相手方名	住所	種類	期限	金額	借入の事由	保証人名	備考
				円			

2. 当座借越 円

銀行名	住所	金額	借越の事由	保証人名	備考

3. 支払手形 円

手形の種類	保証人名	住所	期限	金額	発生の事由	保証人名	備考

4. 買掛金 円

買入先名	住所	品名	数量	金額	保証人名	備考

5. 前受金 円

相手方名	住所	金額	前受の事由	保証人名	備考

6. 役員及び従業員からの預り金 円

前項の様式に準じて記載すること

7. 未払金 円

前項の様式に準じて記載すること

8. その他の流動負債 円

~~9. 長期~~

(裏面へ続く)

Ⅷ 長期負債 ——— 円

1. 長期借入金 ——— 円

経期借入金の様式に準じて記載すること

2. 未償還社債 ——— 円

社債の種類	社債権者	住所	償還期限	金額	帳簿名	備考

3. 役員及従業員別の長期借入金 ——— 円

上記の様式に準じて記載すること

4. その他の長期負債 ——— 円

Ⅸ 繰延負債 ——— 円

1. 前受賃貸料 ——— 円

(明細)

2. 前受利息 ——— 円

(明細)

3 その他の繰延負債 ——— 円

(明細)

Ⅹ 負債引当金 ——— 円

1. 納税引当金 ——— 円

(明細)

2. 役員及従業員退職給与引当金 ——— 円

(明細)

3 特殊株懇理由引当金 ——— 円

(明細)

4. その他の負債 ——— 円

(明細)

Ⅺ その他の負債 ——— 円

1. その他の負債 ——— 円

負債 計 ——— 円

Ⅻ 正味財産 ——— 円

1. 資本金 ——— 円

(本邦内の資本金額に該当するもの)

2. 剰余積立金 ——— 円

(明細)

摘	要

3. 繰越未処分損益 ＿＿＿＿＿＿ 円

（以 上）

正味財産計

＿＿＿＿＿＿ 円

負債及び正味財産合計 ＿＿＿＿＿＿ 円

＿＿＿＿＿＿ 円

記載上の注意

1. この財産目録は別表二の貸借対照表に記載された勘定科目に対する内容を記載すること。
2. 「摘要」の欄にはその事項を記載してある帳簿名を記載すること。
3. 本店の勘定に属する資産又は負債についてはその旨を備考の欄に附記すること。
4. 債務の担保に提供した資産についてはその債権者名、担保権の種類及び担保に提供した事由を備考欄に附記すること。
5. 担保権を設定した負債についてはその債権者名、担保物件名、担保権の種類及び担保権を設定した事由を備考の欄に附記すること。
6. 「流動資産」の2「預貯金」については昭和二十年八月十五日以後の解除よりの臨金、払戻に関する取立又は払戻に基づいた預貯金等の預け換等に依りて生じたる銀行預金の払戻に関する件（昭和二十一年大蔵省令第四十一号）に基く封鎖預金を他の預貯金と区別しその旨を備考の欄に附記すること。
7. 「流動資産」の6「棚卸品」の単価については平均単価を記載すること。
8. 「投資」の3「株式」についてはその所有株式が発行会社の資本金の千分の一以上にある場合にはその割合を備考の欄に附記すること。
9. 「無形資産」についてはその権利を評価することが困難なために貸借対照表に計上しなかつたものについても記載すること。

（裏面へ続く）

別表第二

本店所在地	在外会社名
	ふりがな
	英訳名
	住所
	電話
	特別代理人の氏名 (印)
	業務の種類
	許可業務を営む会社について その業務の種類
	在外会社の本店の 業務の種類

貸借対照表

(現在 年 月 日現在)

	資産 帳簿価額	許価価額
I 流動資産		
1. 現金	円	円
2. 預金		
3. 受取手形		
4. 売掛金		
5. 未収金		
6. 棚卸品		
7. 貯蔵品		
8. 前払金		
9. 役又は従業員への立替金		
10. その他の流動資産		
11. 流動資産合計		
II 投資		
1. 国債		
2. 地方債		
3. 株式		
4. 出資金		
5. 社債		
6. 長期貸付金		
7. その他の投資		
8. 投資合計	円	円

(備考欄に続く)

Ⅲ 固定資産

	期首	期末
1. 土地	円	円
取得価額		
内減価償却金		
2. 建物		
取得原価		
内減価償却高		
3 構築物		
取得原価		
内減価償却高		
4. 機械装置設備		
取得原価		
内減価償却高		
5 什器備品		
取得原価		
内減価償却高		
6. 船舶		
取得原価		
内減価償却高		
7. その他の固定資産		
取得原価		
内減価償却高		
8. 固定資産合計	円	円

Ⅳ 繰延資産

1. 前払賃借料		
2. 前払保険料		
3 前払の利息		
4 その他の繰延資産		
5 繰延資産合計	円	円

Ⅴ 無形資産

1. 特許権	円	円
取得原価		
内償却高		
2. 商標権		
取得原価		
内償却高		
3. 地上権		
取得原価		
内償却高		

[redacted]

(裏面へ続く)

4. 借地権	
取得原価	
償却累計	
5. 営業権	
取得原価	
償却累計	
6. 無形資産合計	円
II その他の資産	
1. その他の資産	円
2. その他の資産合計	円
資産合計	円
負債及び正味財産	
III 流動負債	
1. 短期借入金	
2. 当座借越	
3. 支払手形	
4. 買掛金	
5. 前受金	
6. 役員及従業員よりの預り金	
7. 未払金	
8. その他の流動負債	
9. 流動負債合計	円
IV 長期負債	
1. 長期借入金	円
2. 求償権社債	
3. 役員及従業員よりの長期借入金	
4. その他の長期負債	
5. 長期負債合計	円

Ⅸ 繰延負債

1. 受入賃借料 ＿＿＿＿円
2. 受入利息 ＿＿＿＿
3. その他の繰延負債 ＿＿＿＿
4. 繰延收入合計 ＿＿＿＿円

Ⅹ 負債引当金

1. 納税引当金 ＿＿＿＿円
2. 役員及び従業員退職手当引当金 ＿＿＿＿
3. 特殊勘定引当金 ＿＿＿＿
4. その他の引当金 ＿＿＿＿
5. 負債引当金合計 ＿＿＿＿円

Ⅺ その他の負債

1. その他の負債 ＿＿＿＿円
2. その他の負債合計 ＿＿＿＿円

負債合計 ＿＿＿＿円 ＿＿＿＿円

Ⅻ 正味財産

1. 資本金(本邦内の資本金額に該当するもの) ＿＿＿＿円 ＿＿＿＿円
2. 剰余積立金 ＿＿＿＿円 ＿＿＿＿円
3. 繰越未処分損益金 ＿＿＿＿円 ＿＿＿＿円
4. 正味財産合計 ＿＿＿＿円 ＿＿＿＿円

負債及び正味財産合計 ＿＿＿＿円 ＿＿＿＿円

(裏面へ続く)

別表第三

本店所在地

在外会社名
ろうま字(鍵)
英訳名
(住所)
電話
特殊関係人の氏名 (㊞)
業務の種類
許可業務を営む会社については
その業務の種類
左外会社の本店の
業務の種類

収支計算書

会計期間 昭和24年1月1日より 1年12月(31日)まで

I 営業収入	
1. 総売上	
2. 返品値引割引	
3. 営業収入合計(1-2)	
II 売上原価	
1. 原料 (a+b-c)	
a 期首棚卸高	
b 仕入高	
c 期末棚卸高	
2. 製品 (a+b-c)	
a 期首棚卸高	
b 生産高	
c 期末棚卸高	
3. その他 (a+b-c)	
a 期首棚卸高	
b 仕入高	
c 期末棚卸高	
4. 直接労務費	
5 製造経費	
6. その他の売上原価	
7. 売上原価合計 (1+2+3+4+5+6)	
8. 総益(損) (I-3-II-7)	

Ⅲ 営業費	
1. 給料手当賞与 (a+b+c)	
a. 販売員	
b. 本務員	
c. 役員	
2. 旅費	
3. 広告費	
4. 運送費	
5. 消耗費	
6. 回収費	
7. 建物賃借料	
8. その他の営業費	
9. 営業費合計 (1+2+3+4+5+6+7+8)	
10. 営業純益(損) (Ⅱ'8-Ⅲ'9)	
Ⅳ 営業外収入	
1. 利息収入	
2. 受取配当	
3. その他の営業外収入	
4. 営業収入合計 (1+2+3)	
5. 純収入 (または) (Ⅲ'10+Ⅳ'4)	
Ⅴ 営業外支出	
1. 支払利息	
2. その他の営業外支出	
3. 営業外支出合計	
4. 純益(損) (Ⅳ'5-Ⅴ'3)	

記載上の注意

1. この表に掲げた勘定科目は単に参考に掲げたものであって提出者が業態に応じ科目を任意に追加又は該当しない科目はこれを削除して差支えない。
2. 評価を必要としない資産についても「評価々額」の項に帳簿価額を併記すること。
3. 繰外資産もこの表に計上しその計算は帳簿価額によること。
4. 「仮払金」という勘定科目は使用しないこと。従って従来この勘定によって処理されていたものはその内容を正確に表示する勘定科目に改めて記載すること。

別紙

5. 前期繰越損失金があるときは財産の項の3「当期処分損益金」の科目に掲げて記載すること。
無形財産には購入したものについてのみ掲げ「償却価額」の項に購入原価を記載すること。

6. 正味財産の項の2「剰余積立」には工場又は設備拡張積立金、配当平均積立金、法定積立金、法人税引当金等のような一定目的のために利益金の一部をさいて設けた諸積立金を記載すること

7. 正味財産の項の1、「資本金(本邦内の資本金額に限るもの)」には4「正味財産合計」の額より2「剰余積立金」及び3「当期未処分損益金」を差引いた残額を記載すること。

M4-65

在外会社本邦内財産整理令案

（第二案）

369.37
330.9
73Ya.71

山口大學
71

朝鮮
10

外会社本邦内財産整理令（案）

369.3T
330.9
T3Y2 71

［注　意］　参照法令條項は末尾に添付しあり

政令第　号

在外会社の本邦内財産の整理に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、ここに在外会社の本邦内財産の整理に関する政令を制定する。

在外会社本邦内財産整理令（案）

第一章　総　則

第一条　この政令は、連合國最高司令官の要求に基き在外会社並びにその本邦内にある支店、従たる事務所、出張所、その他の事務所（閉鎖機関令第一条に規定する閉鎖機関を除く。以下本邦内店舗という。）の勘定に属する本邦内における財産（以下整理財産という。）の整理を行うことを目的とする。

第二条　前条に規定する在外会社とは、本邦外に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体で連合国最高司令官の要求に基き、その財産の整理をなすべきものとして大蔵大臣及びその業務に係る行政の所管大臣の指定するものをいう。

2　前項の指定は、告示により、これを行う。

第三条　この政令において本邦内とは、本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の区域内をいう。

第四条　第一条に規定する整理財産とは左に掲げるものをいう。

一　在外会社の本邦内にある資産

二　在外会社の本邦内店舗の営業より生じた負債で本邦内を履行地とするもの、但し本邦内店舗とその本邦外店舗との相互勘定に属するものを除く

三　前号に掲げるもの外、在外会社の本邦内にある資産に対して担保権を設定した負債、但し当該担保権の目的たる資産を以て弁済を受けることができる金額を限度とする

2　前項第一号の規定の適用については、本邦内を履行地とする債権は、これを本邦内にあるものとみなす。

第五条　在外会社の本邦内店舗は、第二条の規定による指定があった日（以下指定日という。）において整理財産について清算を行う。但し昭和二十年大蔵省令第八十八号の規定に基き大蔵大臣の許可を得た再開、転換業務（以下許可業務という）の範囲内においては、業務を行うことができる。

第六条　指定日において在外会社の本邦内店舗以外の場所で本邦内において在外会社の所有に属する財産（帳簿及び営業又は事業に関する書類を含む。）又は在外会社の管

理若しくは保管に属する財産を所持する者は、その旨を第九条に規定する特殊整理人に報告し、特殊整理人の要求があるときは、他の法令又は契約にかかわらず、これを遅滞なく特殊整理人に引渡さなければならない。但し、担保権に変更を及ぼし又は訴追若しくは民事上若しくは刑事上の訴訟手続を阻害する場合又は大蔵大臣が定める場合においては、この限りでない。

2　前項に規定する者は、同項の規定により財産の引渡をなすまでは、善良な管理者の注意を以て、これを保管しなければならない。

3　前項の規定による保管のために要した費用について必要な事項は大蔵大臣がこれを定める。

4　在外会社の役員又は職員（これに準ずる者を含む。）の地位に昭和二十年八月十五日以後に在った者は、第一項の規定に該当する在外会社の財産のあることを知っている場合においては、その旨を特殊整理人に報告しなければならない。

第七条　何人も、指定日以後は、本邦内における在外会社の財産上の権利義務に変更を生ずべき行為をすることができない。但し、第十一条第一項に規定する特殊整理人の職務の執行に係る行為については、此の限りでない。

2　前項の規定に違反してなした行為は、これを無效とする。

第二章　特殊整理の実行

第八条　第一条に規定する整理財産の整理（以下特殊整理という。）は、この政令の定めるところにより、これを行う。

2　特殊整理は、特殊整理人がこれを行い、大蔵大臣がこれを監督する。

3　特殊整理人の報酬は大蔵大臣がこれを定める。

○第九条　第二条の規定によって指定された在外会社は、特殊整理人を置かなければならない。（指定の取消の場合において、なおその事務を行うことを要するときも、同様とする。）

2　前項に規定する特殊整理人は大蔵大臣が、これを選任する。

3　大蔵大臣は特殊整理人が法令又は大蔵大臣の命令に違反したとき、公益を害する行為をしたとき又は特殊整理人を不適当と認めたときはこれを解任することができる。

4　大蔵大臣は第二項の規定により特殊整理人を選任し、又は前項の規定によりその解任をしたときは、その旨を公告する。

第十条　第二条の規定により指定された在外会社を代表する権限は特殊整理人に専属する。

2　特殊整理人については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、これを適用しない。

○第十一条　特殊整理人の職務は左の通りとする。

一　財産の管理及び処分

二　債権の取立及び債務の弁済

三　残余財産の処分

四　許可業務の執行

2　特殊整理人は前項の職務を行うについて、一切の裁判上又は裁判外の行為を専行する権限を有する。

第十二条　特殊整理人は在外会社の本邦内における主たる店舗の所在地においてその店舗の

住所及名称並びに特殊整理人の住所及び氏名を登記しなければならない。

2　特殊整理人は前項の登記事項について変更があったときは、直ちにその旨の登記をしなければならない。

3　特殊整理人は前二項の規定による登記を終了したときは二週間以内にその旨を大蔵大臣に届けなければならない。

第十三条　特殊整理人は、就任の日より九十日以内に指定日における整理財産に関する財産目録及び貸借対照表を大蔵大臣に提出すると共に在外会社の整理計画書を作成し大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

2　前項に規定する財産目録及び貸借対照表の様式については大蔵大臣が別にこれを定める。

第十四条　前条に規定する整理計画書には左に掲げる事項に関して定をなさなければならない。

一　資産の処理に関する方法、時期及受入金額。

二　負債の処理に関する方法、時期及支払金額。

三　財産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡すべき会社をあらたに設立する場合又は財産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡を受けるため資本を倍額以上に増加する会社にその財産を出資若しくは譲渡する場合（以下これらの会社を新会社という。）には、その事業及び資金計画の大要並びにその株式を引受け又は買受ける権利を与える者の範囲及順位に関する事項。

四　其他命令の定める事項。

第十五条　特殊整理人は、第十三条の規定による認可を申請したときは遅滞なくその旨を公告し且つ当該整理計画を記載した書類を各店舗に備へ置き利害関係人の閲覧に供しなければならない。

2　利害関係人は当該整理計画に定める事項に異議があれば前項の規定による公告の日から三十日以内に事由を具して大蔵大臣にその旨を申し出ることができる。

第十六条　大蔵大臣は、第十三条の規定による申請があつた場合には、当該整理計画書が適正でその実行に支障がなく、且つ公益に反しないことを審査し、前條第二項の期間経過後これを認可する。

2　大蔵大臣は必要があると認めるときには、当該整理計画書に定める事項を変更し又はこれに定めないものを追加して認可することができる。

第十七条　特殊整理人は前条の規定による認可があつたときには、遅滞なくその旨を公告し、且つ認可を受けた整理計画を記載した書類（以下決定整理計画書という。）を各店舗に備へ置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

第十八条　已むを得ない事由により決定整理計画書に定める事項を変更する必要を生じたときは、特殊整理人は遅滞なく決定整理計画を変更し、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

2　第十五条乃至前条の規定は前項の場合にこれを準用する。

第十九条　特殊整理人は第十六条の規定（前条第二項において準用する場合を含む。）により認可を受けたときは決定整理計画書に従い遅滞なく整理を行はなければならない。

第二十条　決定整理計画書に定める事項については、行政官廳の認可、免許、その他の処分

を要する旨を規定する他の法令の規定は、これを適用しない。

第二十一条　特殊整理人は、決定整理計画書に定める資産の処分を行うについては、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第十三条第二項の規定（鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）第三条及漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）第六条において準用する場合を含む。）にかかわらずこれを行うことができる。

2　特殊整理人は、決定整理計画書に定める資産の処分を行うについては、物資配給の統制に関する法令の規定、定款又は既存の契約の条項にかかわらず、これを行うことができる。

3　前項の場合においては、資産の処分の相手方の行為についても決定整理計画書に定める当項については、物資の配給の統制に関する法令の規定は、これを適用しない。

第二十二条　特殊整理人は決定整理計画書に定める当項については、法令の規定、定款の定又は既存の契約の条項にかかわらず、株主総会又は社債権者集会の決議を経ることを要しない。

2　決定整理計画書の定は、在外会社の株主、新会社の発起人、株式引受人及び株主並びに在外会社の債権者を拘束する。

第二十三条　決定整理計画書に定めると二により新会社の設立又は資本の増加の場合においては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十五条、第百七十三条、第百八十一条、第百八十五条乃至第百八十七条、第三百五十三条、第三百五十五条第二項、第百八十四条第二項、第三項並びに第三百五十五条の規定は、これを適用しない。

第二十四条　決定整理計画書に従ってなす特殊整理人の行為については民法第四百二十四条の

規定は、これを適用しない。

第二十五条　特殊整理人は整理計画書の認可後三箇月毎に決定整理計画の実行状況及び未整理事項に対する意見を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

第三章　債権、債務

（債務の弁済の性質）

第二十六条　在外会社の債務の弁済その他債務を消滅させる行為については第二十七条の規定に該当する場合を除く外他の法令にかかわらず、その方法、金額、時期及び順位について大蔵大臣の指示に従わなければならない。

2　大蔵大臣は前項の指示をなすについては債権者の利益を考慮し且つ債権者間の衡平を害しないように留意しなければならない。

（債務の弁済の特例）

第二十七条　在外会社の本邦内店舗に対し債権を有する者が、指定日の前日において在外会社の本邦内店舗に対し債務を負担している場合においては、大蔵大臣が別に定める場合を除き、特殊整理人は相殺をなすことができる。但し左に掲げる場合においては、この限りでない。

一　在外会社の本邦内店舗に対し債権を有する者が、指定日以後在外会社の本邦内店舗に対する債権を取得したとき。

二　在外会社の本邦内店舗に対し債務を有する者が第二条の規定による指定のあるべきことを知って在外会社の本邦内店舗に対する債権を取得したとき。但しその取得が法定の原因又は全条の規定による指定のあるべきことを知ったときよりも以前に生じた原因に基くときは、この限りでない。

第二十八条　在外会社の本邦内店舗を当事者とする賃貸借で指定日において現に存するものについては賃貸借（許可業務に関するものを除く。）に期間の定がある場合においても特殊整理人は民法第六百十七条（借家法（大正十年法律第五十号）施行の地区に在る建物については会法第三条第一項）の規定により解約の申入をなすことができる。

２　前項の規定によって契約の解除があったときは各当事者は、相手方に対して、解約によって生じた損害の賠償を請求することができない。

第二十九条　在外会社の本邦内店舗を当事者とする賃付金の債権（許可業務に関するものを除く。）については、特殊整理人は、履行期の到来前においても、履行の請求をすることができる。この場合においては、特殊整理人が履行の請求をしたときは、当該債権の履行期が到来したものとみなす。

第三十条　特殊整理人は、指定日以前の原因に基いて生じた在外会社の本邦内店舗の金銭債権（許可業務に関するものを除く。）の全額について、他の法令にかかわらず、その弁済を受けることができる。

第四章　特殊整理の終了

第三十一条　特殊整理事務が結了したときは特殊整理人は、遅滞なく整理完結報告書を作り、これを大蔵大臣に提出して、その承認を求めなければならない。

２　前項の規定は、第九条第三項の規定により解任された特殊整理人に、これを準用する。この場合において仝項中「整理完結報告書」とあるのは「事務引継報告書」と読

み替えるものとする。

第三十二条　特殊整理人は、前条第一項の承認があった後遅滞なくその旨を公告し、在外会社の本邦内店舗の所在地において三週間内に、特殊整理結了の登記をしなければならない。

2　前条の登記が終了したときは、大蔵大臣は特殊整理人を解任し、その旨を公告しなければならない。

第三十三条　前条の規定による登記を申請するには申請書に第三十一条第一項の規定による承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第三十四条　大蔵大臣は在外会社の本邦内店舗の所在地において特殊整理結了の登記があった後十年間当該店舗の帳簿並びに営業若しくは事業及び特殊整理に関する重要書類を保存しなければならない。

第三十五条　特殊整理事務の結了により残余財産を生じた場合においては、その残余財産の処分については大蔵大臣が別にこれを定める。

第五章　雑則

第三十六条　大蔵大臣は、特殊整理の続行の必要がなくなったときは、第二条の規定による指定の解除をなすものとする。

2　前項の指定の解除は、告示により、これを行う。

第三十七条　この政令の規定に基いてなす登記又は登録については、登録税は、これを課さない。

（在外会社の特殊整理に関する政令の適用について）

第三十八条　この政令に定めるもの外、特殊整理に関して必要な事項は、大蔵大臣がこれを定める。但し、登記に関しては法務総裁が、これを定める。

第三十九条　大蔵大臣は、この政令の施行に関し必要があると認めるときには、関係者から報告をとり、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況、若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により、当該官吏に臨検検査させる場合には、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第六章　罰則

第四十条　何人も、指定日前、第二条の規定による指定のあるべきことを知りながら、左に掲げる行為をしたときは、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　在外会社に属する財産を隠匿し、浪費し、毀棄し又は在外会社に不利益に処分すること。

二　在外会社の負担を虚偽に増加すること。

三　この政令の規定により作るべき書類、帳簿を作らず又はこれに記載すべき事項の、記載をなさず若しくは不正の記載をなし又はこれを隠匿し若しくは棄毀すること。

四　ある債権者に特別の利益を与える目的をもつてなした担保の供与又は債務の消滅に関する行為で在外会社の義務に属せず又はその方法若しくは時期が在外会社の義務に属しないもの。

五　在外会社の役員又は従業員の退職手当金、年金その他これらに準ずる利益又は報酬若しくは給与を一般の標準に比し不当に増加すること。

第四十一条　左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第七条の規定に違反した者。

二　第二十六条第一項の規定に違反した者。

第四十二条　第二条の規定による指定があったことを知りながら、第六条第一項又は第四項の規定に違反して報告せず若しくは虚偽の報告をし又は特殊整理人の要求に係る財産を引渡さなかった者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第四十三条　前三条の規定を犯した者は、情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。

第四十四条　左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の規定による決定整理計画に違反して整理を実行したとき。

二　第十三条若しくは第十八条第一項の規定に違反して財産目録及び貸借対照表を提出せず又はこれらの書類及び整理計画書並びに決定整理計画を変更する申請書に虚偽の記載をなし若しくは認可の申請を怠ったとき。

第四十五条　左の場合においては、特殊整理人を一万円以下の科料に処する。

一　第十五条第一項及び第十七条（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をしたとき。

二　第十五条第一項及び第十七条（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備へ置かず、又は正当の事由なくして書類の閲覧を拒んだとき。

三　この政令に違反して登記又は登録を怠ったとき。

第四十六条　第三十九条第一項の規定に違反し報告を怠り、虚偽の報告をなし、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第四十一条、第四十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金を科する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

参照法令條項

（備考）　閉　八閉鎖機関令
企　八企業再建整備法
経　八会社経理応急措置法

本法	参照法令
第一條	閉、一
第三條	閉、二十七
第五條	閉、八
第六條	閉、七
第七條	閉、四
第八條	閉、八／2
第九條	閉、九／2
	経、二十
第十條	閉、十／2
第十一條	閉、十
第十二條	閉、二十三
第十三條	閉、九／2
第十四條	企、五
第十五條	企、六
第十六條	企、十五
第十七條	企、十八
第十八條	企、二十
第十九條	企、二十七
第二十條	企、二十二
第二十一條	企、二十八
第二十二條	企、二十九
第二十三條	企、三十一
第二十四條	企、三十三
第二十五條	企、四十／3
第二十六條	閉、十一
第二十七條	閉、十一／2
第二十八條	閉、十三
第二十九條	閉、十七
第三十條	閉、十九
第三十一條	閉、十九／3
第三十二條	閉、十九／4
第三十三條	非訟百七十八 閉、十九／7
第三十四條	閉、十九／6
第三十五條	閉、十九／2
第三十六條	閉、二十
第三十七條	閉、二十三／2
第三十八條	閉、二十八
第三十九條	企、四十九／1
以下略	

M4-66

在外会社本邦内店舗整理令
第二原案第二原案対照表
在外会社本邦内財産整理令関係法規

369.37
330.9
Ta72.72
山口文書
72

在外会社本邦内店舗整理令

第一原案　第二原案

第一条　第一条

二条　第二条

修正個所

に基き　在外会社並びに　その本邦――

前条に規定する在外会社とは、本邦外に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体で、連合国最高司令官の要求に基きその財産を整理をなすべきものとして、大蔵大臣及びその業務に係る行政の所管大臣（以下所管大臣という。）の指令するものをいう。

前項の指定は告示により、これを行う。

――会、文――

第一条に規定する整理財産とは左に掲げるものをいう。

（1）

第三条　第二条

第四条　削除

第五条　第四条

249
369.37
330.9
73272

第六条　第五条

一　在外会社の本邦内にある資産

二　在外会社の本邦内店舗の事業より生じた負債で本邦内を履行地とするもの。但し本邦内店舗とその本邦外店舗との相互勘定に属するものを除く。

三　前号に掲くるもののの外在外会社の本邦内にある資産に対して担保権を設定した負債。但し当該担保権の目的たる資産を以て弁済を受けることができる金額を限度とする。

前項第一号の規定の適用については、本邦内を履行地とする債権は、これを本邦内にあるものとみなす。

第七条　第六条

在外会社本邦内店舗は、第二条の規定による指定があつた日（以下指定日という）において整理財産につき清算を行う。但し昭和二十年大蔵省令第八十八号の規定に基き大蔵大臣の許可を得た再開、転換業務（以下許可業務という）の範囲内においては業務を行うことができる。

――削除――

第八条　第七条

――又は在外会社の各店舗の管理若しくは保管

在外会社の役員又は職員（これに準ずる者を含む）の地位に昭和二十年八月十五日以後に在つた者は第一項の――

――在外会社の各店舗の財産上の権利義務――

第九条　第八条

第十条　削除

第十一条　第九条

第十二条　第十条

第十三条　第十一条

――全文――

――指定された在外会社の本邦内店舗は特殊――

第十四条　第十二条

第二条の規定により指定された在外会社の本邦内店舗を代表する権限は特殊整理人に専属する。

2　特殊整理人については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、これを適用しない。

（昭和二十年勅令第六百十号の規定に基く命令の規定による許可を得て行う業務の範囲）

第十二条　――

第十五条　第十三条　此の場合において準用される特殊整理人は在外会社の本邦内における主たる店舗

第十六条　第十四条

一　在外会社の本邦内各店舗の整理計画書

二　前項に規定する財産目録及び貸借対照表の様式については大蔵大臣が別にこれを定める。

第十七条　第十五条　三　財産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡すべき会社をあらたに設立する場合又は財産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡を受けるため資本を倍額以上に増加する会社にその財産を出資若しくは譲渡する場合（以下これ等の会社を新会社という）には、その事業及び資金計画

四　―前項―

第十八条

第十九条　第十六条　特殊整理人は第十四条による規定

第二十条　第十七条　大蔵大臣は第十四条

第二十一条　第十八条　―を記載した書類を第四条の規定により指定された各店舗に備へ

第二十二条　第十九条　同文

第二十三条　第二十条　特殊整理人は第十七条の規定

第二十四条　第二十一条　同文

第二十五条　第二十二条　第十三条第二項の規定

第二十六条　第二十三条　乙　―在外会社の株主、在外会社（本邦内に財産の一部若しくは全部の出資若しくは譲渡により設立する会社の会社の発企人、―

第二十七条　第二十四条　決定整理計画に定めるところにより新会社の設立又は資本増加の場合においては商法

第二十八条　第二十五条　同文

第二十九条　第二十六条　削除

第二十条

第二十一条　特殊整理人は整理計画書の認可後三ヶ月毎に――――

本条中「本邦内店舗」を何レも削ル

2　大蔵大臣は前項の指示をなす

第二十二条　同文

第二十三条　削除

第二十四条　――――現に存するものについては貸倒債（許可業務に関するものを除く）

第二十五条　2、前項の規定によつて契約の解除があつたときは各当事者はその相手方に対して、解約によつて生じた損害の賠償を請求することができない。

第二十六条　削除

第二十七条　削除

第二十八条　準記（第三十一条之2）

第二十九条　――――貸付金の債権（許可業務に関するものを除く）

第三十条　――――金銭債権（許可業務を除く）の全額について――

2、3　項削除

前項の規定は、第九条第三項の規定により解任された特殊整理人にこれを準用する。この場合において同項中「整理完結報告書」とあるは「事務報告書」と読み替えるものとする。

2　前項の規定による登記が終了したときには大蔵大臣は特殊整理人を解任し、その旨を公告しなければならない。

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

――――については――――

削除

――――金銭債権（許可業務を除く）の全額について――

企文

会文

企文

第四十八条　第四十二条ニ同文
第四十九条　第四十四条ニ同趣
第五十条　第四十五条ニ準ス
第五十一条　第四十六条ニ同文
第五十二条　第五十一条ニ同文
第五十三条　第四十七条ニ同文
第五十四条　第四十八条ニ同文

以下略

在外会社本邦内財産整理令関係法規

整理令

関係法規

第十條　民法　第百八条　（自己契約、双方代理）　何人ト雖モ全一ノ法律行為ニ付其相手方ノ代理人ト為リ又ハ当事者双方ノ代理人ト為ルコトヲ得ズ　但債務ノ履行ニ付テハ此限ニ在ラズ

第二十一条　工場抵当法　第十二条　又　工場財団ニ属スルモノハ之ヲ譲渡シ又ハ所有権以外ノ権利、差押、仮差押、若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ズ　但シ抵当権者ノ同意ヲ得テ賃貸ヲ為スハ此ノ限ニ在ラズ

鉱業抵当法　第三条　（工場財団ノ規定準用）　鉱業財団ニ付テハ工場抵当法中工場財団ニ関スル規定ヲ準用ス

漁業財団抵当法

第二十二条

第百六十五条（発起人）株式会社ノ設立ニハ七人以上ノ発起人アルコトヲ要ス

第百七十三条（検査役ノ調査及裁判所ノ処分）取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲クル事項並前三条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

2 裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聴キ第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲クル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ニ変更ヲ加ヘテ各発起人ニ通知スルコトヲ得

3 前項ノ変更ニ服セザル発起人ハ其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ノ変更シテ設立ニ関スル手続ヲ続行スルコトヲ妨ケズ

4 通告後二週間内ニ株式ノ引受ヲ取消シタル者ナキトキハ定款ハ通告ニ従ヒ変更セラレタルモノト看做ス

第百六十八条（定款ノ相対的必要事項）左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載スルニ非サレハ其ノ效力ヲ有セズ

一 存立時期又ハ解散ノ事由

二 数種ノ株式ノ発行並ニ其ノ各種ノ株式ノ内容及数

三 株式ノ額面以上ノ発行

四 発起人カ受クヘキ特別ノ利益及之ヲ受クヘキ者ノ氏名

五 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ対シテ与フル株式ノ種類及数

六 会社ノ設立後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名

七 会社ノ負担ニ帰スヘキ設立費用及発起人カ受クヘキ報酬ノ額

之 現物出資ハ発起人ニ履リ之ヲ為スコトヲ得

前二条

第百七十条（発企設立ニオケル払込及役員ノ選任）

発起人カ株式ノ総数ヲ引受ケタルトキハ遅滞ナク各株ニ付第一回ノ払込ヲ為シ且取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

2. 前項ノ選任ハ発起人ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合ニ於テハ第二百四十一条第一項ノ規定ヲ準用ス

第二百四十一条（議決権ノ数）（株主ハ一株ニ付一個ノ議決権ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決権ヲ制限シ又ハ株式ノ譲受ヲ株主名簿ニ記載シタル後ヨリ六月ヲ超エサル株主ニ議決権ナキモノトスルコトヲ得

第百七十一条（株式ノ発行価額、払込金額）

株式ノ発行価額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ス

2. 第一回払込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス

3. 額面以上ノ価額ヲ以テ株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ払込ト同時ニ之ヲ払込ムコトヲ要ス

第百七十二条（現物出資ノ給付）

現物出資者ハ第一回ノ払込ノ期日ニ出資ノ目的タル財産ノ全部ヲ給付スルコトヲ要ス但登記、登録其ノ他権利ノ設定又ハ移転ヲ以テ第三者ニ対抗スル為必要ナル行為ハ会社成立後之ヲ為スコトヲ妨ケス

第百七十三条（検査役ノ調査）定款ヲ以テ第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲クル事項ヲ定メタルトキハ発起

人ハ之ニ関スル調査ヲナサシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

2 前項ノ検査役ノ報告書ハ之ヲ創立総会ニ提出スルコトヲ要ス

第百八十四条第二項、2、取締役及監査役ハ第百八十一条第二項ノ報告書ヲ調査シ創立総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

第百八十五条 （変態設立事項ノ変更） 創立総会ニ於テ第百六十八条第一項第四号乃至第七号ニ掲クル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ヲ変更スルコトヲ得

2 第百七十三条第二項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百八十六条 （発起人ニ対スル損害賠償ノ請求） 前条ノ規定ハ発起人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ケズ

第百八十七条 （定款ノ変更又ハ設立廃止ノ決議） 創立総会ニ於テハ定款ノ変更又ハ設立ノ廃止ノ決議ヲモ為スコトヲ得

2 前項ノ決議ハ招集ノ通知ニ其ノ旨ノ記載ナカリシトキト雖モ之ヲ為スコトヲ妨ケズ

第三百五十三条 （現物出資財産引受アル場合ノ特則） 会社ノ成立後二年内ニ其ノ資本ヲ増加スル決議ヲ為シ又ハ資本ヲ倍額以上ニ増加スル場合ニ於テ第三百四十八条第二号又ハ第三号ニ掲クル事項ヲ定メタルトキハ取締役ハ之ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第三百四十八条（資本増加ノ決議） 左ノ事項ハ定款ニ定ナキトキト雖モ資本増加ノ決議ニ於テ之ヲ定ム

ムルコトヲ得

一　新株ノ額面以上ノ発行

二　現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価額並ニ之ニ対シテ与フル株式ノ種類及数

三　資本増加後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価額及譲渡人ノ氏名

四　新株ノ引受権ヲ与フベキ者及其ノ権利ノ内容

第三百五十四条　（監査役ノ調査報告）　監査役ハ左ノ事項ヲ調査シ之ヲ株主総会ニ報告スルコトヲ要ス

一　新株総数ノ引受アリタルヤ否ヤ

二　第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ

2　監査役ハ前条第一項ノ検査役ノ報告書ヲ調査シ株主総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

3　株主総会ハ第一項ノ調査及報告ヲ為サシムル為特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得

第百七十七条（第一回ノ払込）　株式総数ノ引受アリタルトキハ発起人ハ遅滞ナク各株ニ付第一回ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

2　前項ノ払込ハ株式申込証ニ記載シタル株金払込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

3　第百七十一条及第百七十二条ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十五条　（増資報告総会ノ決議）　第三百五十三条第一項ノ場合ニ於テハ第三百五十一条ノ株主総会ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス

2 第百八十五条及第百八十六条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十一条（株主総会ノ招集） 資本増加ノ場合ニ於テ各新株ニ付第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキハ取締役ハ遅滞ナク株主総会ヲ招集シテ之ニ新株ノ募集ニ関スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

2 新株ノ引受人ハ前項ノ総会ニ於テ株主ト全一ノ権利ヲ有ス

第三百四十三条（定款変更ノ決議方法） 前条第一項ノ決議ハ総株主ノ半数以上ニシテ資本ノ半額以上ニ当ル株主出席シ其ノ議決権ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

2 前項ニ定ムル員数ノ株主カ出席セサルトキハ出席シタル株主ノ決議権ノ過半数ヲ以テ仮決議ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ対シテ其ノ仮決議ノ趣旨ノ通知ヲ発シ且無記名式ノ株券ヲ発行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ一月内ニ第二回ノ株主総会ヲ招集スルコトヲ要ス

3 第二回ノ株主総会ニ於テハ出席シタル株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ仮決議ノ認否ヲ決ス

4 前二項ノ規定ハ会社ノ目的タル事業ヲ変更スル場合ニ之ヲ適用ス

第三百四十四条（定款変更ノ方法） 定款ノ変更ヲ為スニハ株主総会ノ決議アルコトヲ要ス

ト ヲ得 此ノ場合ニ於テハ各株主ニ対シテ其ノ仮決議ノ趣旨ノ通知ヲ発シ且無記名式ノ株券ヲ発行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ一月内ニ第二回ノ株主総会ヲ招集スルコトヲ要ス

3 第二回ノ株主総会ニ於テハ出席シタル株主ノ議決権ノ過半数ヲ以テ仮決議ノ認否ヲ決ス

4 前二項ノ規定ハ会社ノ目的タル事業ヲ変更スル場合ニ之ヲ適用ス

第三百四十二条（定款変更ノ方法） 定款ノ変更ヲ為スニハ株主総会ノ決議アルコトヲ要ス

（詐害行為取消権） 債権者ハ債務者カ其債権者ヲ害スルコトヲ知リテ為シタル法律行為ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得。但其行為ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ転得者カ其行為又ハ転得ノ当時債権者ヲ

第二十八条　民法　第六百十七条　（解約申入）　当事者カ賃貸借ノ期間ヲ定メサリシトキハ各当事者ハ何時ニテモ解約ノ申入ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ賃貸借ハ解約申入ノ後左ノ期間ヲ経過シタルニ因リテ消滅ス

一　土地ニ付テハ一年

二　建物ニ付テハ三ケ月

三　貸席及動産ニ付テハ一日

2　收穫季前ニアル土地ノ賃貸借ニ付テハ其季節後次ノ耕作ニ着手スル前ニ解約ノ申入ヲ為スコトヲ要ス

借家法　第二条（解約申入期間）　賃貸人ノ解約申入ハ六ケ月前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

2　前項ノ規定ハ財産權ヲ目的トセサル法律行為ニハ之ヲ適用セス

M4-67

昭和20年8月15日現在

北鮮関係戦産総括表

（満鉄？）

369.37
738.117
2枚

山の娘
117

北鮮關係財産總括表

（昭，20，8，15 現在）

種別	單位	數量	單價 圓	金額 千圓
1 土地	㎡	9,943,659		61,743.
2 港灣				68,722.
3 建物	㎡	176,022		133,824.
4 鐵盤	㎥	4,585,000	20,17	92,479.
5 橋梁	m	2,972	50,000	87,360.
6 隧道	m	3,850	21,000.	80,850.
7 軌道	Km	258	250,000.	64,500.
8 雜工作物				23,264.
計				612,742

1, 土地

用地別 ＼ 種別	面積㎡	單價 圓	金額 圓
1 線路	558,248	1,05	554,395
2 停車場	2155,419	7,72	16,639,835
3 石山	46,095	,25	11,524
4 住宅	261,418	12,60	5,293,867
5 旅館	10,270	49,00	505,230
6 醫院	32,375	12,60	407,900
7 港灣	6,129,564	6,47	39,660,049
8 其	779,272	,94	732,516
計			61,743,316

2, 港灣

港別	金額 圓
羅津	60,008,633
雄基	8,713,033
計	68,721,666

5, 建　　物

	面積 ㎡	新造單價 圓	新造額 圓	償却率 %	償却額	評價額 圓
煉瓦造	102,472	900	92,224,800	10,27	9,471,487	82,753,313
木造	40,365	680	27,448,200	22,81	6,288,385	21,159,817
鐵筋混凝造	9,617	1,010	9,715,170	8,69	844,074	8,869,096
鐵骨造	24,181	940	22,750,140	10,27	2,354,385	20,395,755
石造	379	870	329,730	10,27	33,863	295,867
土藏造	1,008	350	352,800	7,9	2,787	350,013
計	178,022		152,798,840		18,974,979	133,823,861

4, 路盤 橋梁 軌道 雜工作物ノ數量ハ資料無キ爲京圖線ノ線路狀況ト同等ナリト推定シ算出ス、

	營業 1Km	路盤 1Km	路盤 m3	橋梁 m	隧道 m	軌道 2Km	雜工作物 圓
京圖線	550,	770	15,669,000	7,771	5,740	769	62,116,910
北鮮線	198,5Km	推定	推定	推定	3,850m	推定	推定

北鮮線　路盤　=軌道　=198,5 x130%=258Km

路盤　= 258 / 770,1 x 15,669,000m3 =4,584,660=4,585,000m3

橋梁　= 198,5 / 550,1 x 7,771m =2,912m

隧道　=　雄羅隧道3,850m

雜工作物= 198,5 / 550,1 x 62,116,910=35,264,200圓

M4-68

369.37
3209
73k/n5
共4枚
山口文庫
106

送付先
〒

文部省技官候補者名簿

昭和二十年八月一日現在ニ於ケル左記事項

一、活動セル又ハ管轄内ニ存セル地域（営業地域）

二、機能（事業経営状況）

三、現況

イ、解散セル場合ハ解散日附

ロ、活動ニアル場合ハ現在ノ機能及解散セル理由

ハ、活動ヲ停止セルモ解散セサル場合ハ活動停止ノ日附及理由

ニ、各種及組織ノ変更セルモ尚活動ニアル場合ハ変更ノ性質及日附及現在ノ活動状況

四、職員

イ、勤務地ニ関シ特殊ナ技術的資格ノ故ニ任命セラレタル職員（一階級ノ問ハズ）一覧表

2. 役員氏名、支店支配人氏名及特定地域、技術専
門家氏名（支店支配人及技術専門家ニ付テハ其ノ
活動場所及専門的資格ノ性質）　内地事情ニ
3. 職員ノ現況（左ノ区別ニ依リ各別ニ記載スルコト）
追放サレタル場合ハ其ノ日附
退職セル場合ハ其ノ日附
政府又ハ會社トノ關係ガ持續シテヰル現在ノ地位
職掌
他ノ政府機關又ハ會社ニ轉任セル場合ハ現在ノ
地位若クハ職掌
五、上述ノ情報ヲ合ハセ一切ノ記錄所在地
六、本店ノ所在地

六. 其他一般附帯

四. 附属機関ノ位置ニ関スル件

当省施設庁

右一般行政事務ニ関スル施設ノ範囲ニ関スル件

設置ニ関スル一般的施設ツトル範囲ニ関スル件

調査ノ施行ニ関スル件

調査ニ関スル施行ニ関スル件

四. 庶務一般ノ件 (左記事項ノ)

予算執行ニ関スル証書ニ関スル件 (左記事項ノ)

重要文書(大臣ノ署名ヲ要スル施設ニ関スル件

以外ノ文書、地方出先機関ノ施行ニ関スル件

七. 雑則

第三条ノ一 日本銀行ノ

外務省経理局経済部総務課 (四二年度)

河合事務官

拝啓

今般外務・大蔵両省が共同して在外財産調査会を設置し、その調査をすることになりましたので、貴下の絶大なる御協力を仰ぎたく存じます。

就きましては来る九月二十六日（木曜日）午後二時より、内幸町大臣官邸に於て第一回会合をする筈御座いますから、御繰合せの上御出席下さる様御願ひ申上げます。

先は右御案内迄

昭和二十一年九月二十日

在外財産調査会
会長 吉田 茂
幹事会長 山田 義見

敬具

追て、当日御来場の節この案内状を受付へ御提出下さい。

国有財産
公共団体資産
調査

昭和三十一年度

369.37
T73
2.116
山文書
116

M4-69

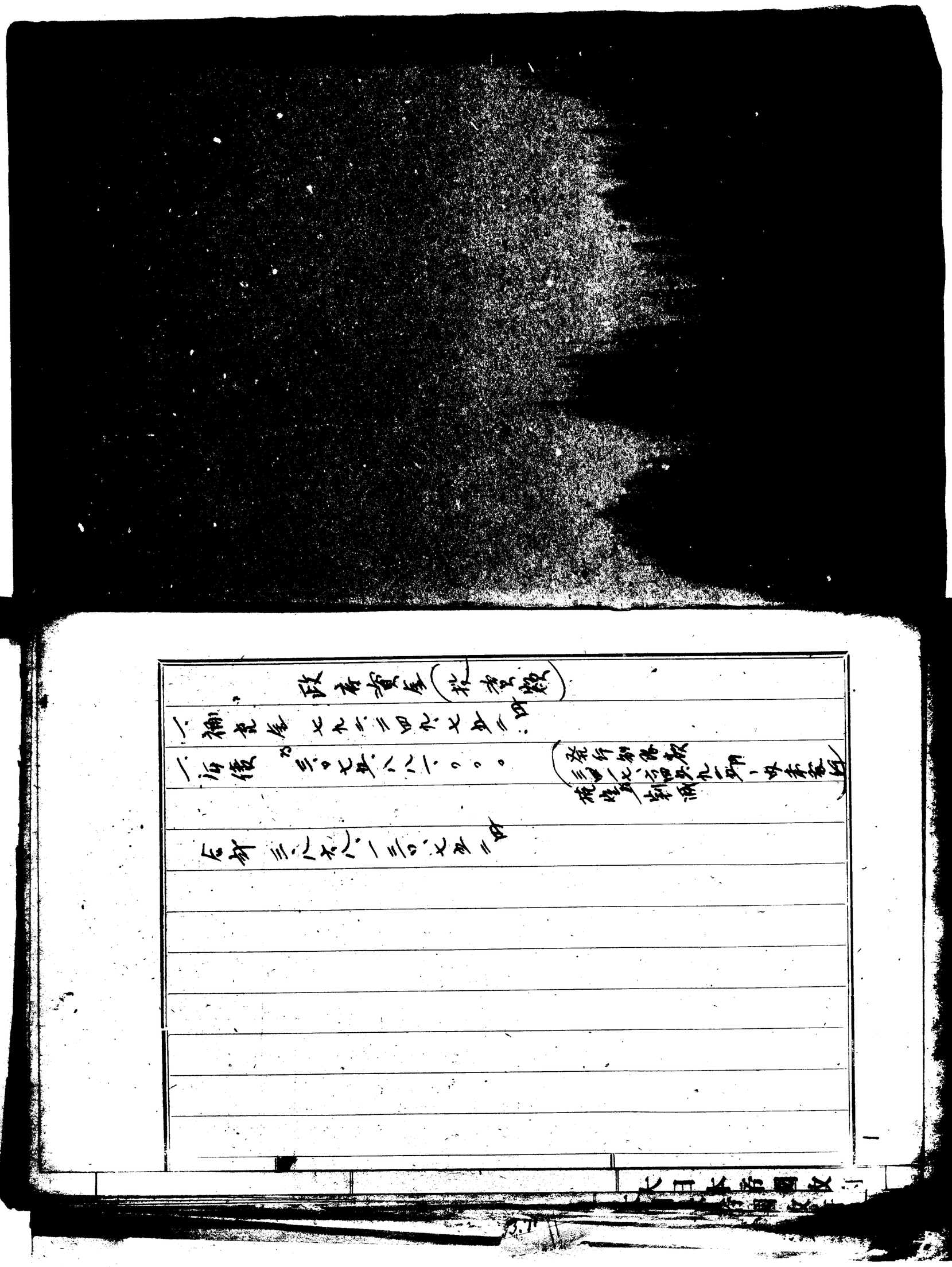

公債發行額

事業名	發行制限額
鉄道建設改良費	二、一八三、五五九、二三二
道路修築及改良費	八五、三一四、五六九
滝湾修築及改良費	一五六、三一九、〇四〇
墟田擴張費	一三、六三八、四五〇
平壌鑛業所擴張費	二、九〇〇、〇〇〇
拳骨電話擴張費	一、〇二三、二七八
拳匪官署新營費	二、五八三、二六三
監獄署新營費	二、〇〇三、〇四五
醫院新營費	三、三五六、三九
電信電話悪備費	一九、〇七四、八四三
煙草專売創業費	二〇、〇二六、七八六
砂防事業費	一九、〇九、六八
事業名	發行制限額
金山送電線施設費	五六、七九、〇〇〇
治水事業費	二七、〇〇三、六三二
北鮮拓殖鉄道敷設費	二、三五〇、〇〇〇
北鮮森林其他事業費	四四、四四〇
北鮮拓殖道路改修費	一、四一五、三八〇
右三者計	八、一六九、八七四
事業名	發行制限額
土地改良事業助成費	一七五、七一五、二五
土木費補助	二、八六八、九二三
防空及航空航海道施設費	一五、六七四、四九六
新街地土木事業補助	一、九六二、七二二
重要鑛物増産施設費	三二、一五五、三〇五
食糧増産国出資金	九、三七五、〇〇〇

大日本帝國政府

2

産業物資増圧税	一〇、〇〇〇、〇〇〇		
其の他	九六、四八〇		
私鉄買収	二六九、三三〇		
合計	三〇二、九四四		
当年行政力主義	八六、九四四		
差引法定額	二九五、〇〇〇		
私鉄買収(三特別会計)	二四、四九五		
未収入確保分	三一〇、〇〇〇		
総計	三四六、四九五		
本年分減少額	一、二八〇		

(第十一回定期総会 一九三八年)

	補充金
産業物資増圧税	四〇、二五〇、〇〇〇
私鉄買収債券	三、三九八、八五〇
公共増産増収	八、四五三、四四四
臨時特別会計	三三、〇六九、三五五
本年株式分	一七〇、〇〇〇、〇〇〇
土地建物業許税	六七、六三
臨時業務特別税	四六、四六八
臨時特別会計	三〇五、三三、五〇二
私鉄特別会計	五、六一三、八
其の他	六四、八六六
合計	六六、三四六、六三

国有財産評価

(1) 公用財産

			B.V.
1. 財務局計算	土地	2684.198×40円 = 107,367,920	88,037,574
	建物	290,327×2000円 = 580,654,000	32,881,775
	立木	28,017×10 = 2,810,170	165,610
	工作物	B.V. ×3 = 52,992,693	17,664,231
	船舶	709屯 B.V.×10 = 86,903,220	8,690,322
	鉱業権	385250㎡ B.V.×0 = 15,010	15,010
	①合計	1,179,983,013	147,454,574
2. 鉄道	① 延キロ 5121キロ	5121キロ×250万円 = 12,802,500,000円	861,061,221
	建注と重複分 (17条+11条) 186,685千円		
3. 通信、電灯、電話、合計		798,453,240	68,351,732
当庁合計	土地	26,645.108×30円 = 798,453,240	

大日本帝国政府

4

	建物	375.029 × 1,500円	= 562,543,500	35,883,512
	船舶 64隻	B.V. × 10	= 9,044,550	904,455
	工作物	B.V. × 0	= 43,533,120	43,533,120
	② 合計		1,413,574,410	148,672,720
	公用財産計		16,013,059,~~220~~	1157138,~~512~~
(二) 公用財産中				
船舶生命金	土地	21509 × 20円	= 430,180	226,845
	建物	1611 × 2,000円	= 3,222,000	194,765
	工作物	B.V. × 0	= 40,848	40,848
	合計		= 7,578,208	658,069

(新一般 18,562,189,118
港湾 1,892,718,664
海軍 113,518,000)

国有財産 20,568,435,782円

(一)	公用財産			B.V.
	1. 財務諸表計算 土地	26,840,198 × 50 = 1,342,009,500		88,037,574
	建物	290,327 × 2000 = 580,654,000		32,581,795
	立木	281,017 × 100 = 2,810,170	✓	165,610
	工作物	B.V. × 2 = 35,328,462		17,664,231
	船舶 70隻	B.V. × 10 = 86,903,220	✓	8,690,372
	鉱業権	B.V. × 1 = 15,010	✓	15,010
	合計	2,047,720,762		147,454,592
	2. 鉄道財産 延長 512	512 × 250円 = 128,025,000		861,061,224
		建設仮勘定(17年11月末) 7,861,853円		
	3. 無体財産権			
	財務諸表計算 土地	26,615,108 × 30 = 798,453,240		68,351,732
	建物	375,029 × 1,500 = 562,543,500		35,883,512

大日本帝國政府

	船舶	64隻	B.V.×10 ＝ 2,044,550	✓ 904,455
	工作物		B.V.×4/5 ＝ 1741,345,980	43,593,120
	合計		1,544,123,780	148,672,920 871
(二)	共用財産中簡易生命分			
	土地		2人577×200 ＝ ¥315,400	226,433
	建物		1,611×2,000 ＝ 3,222,000	390,745
	工作物		B.V. ×1 ＝ 40,848	40,848
	合計		¥7,578,248	658,026
(三)	営林財産 (土林)	土地	4,168,175.15㎡×375円 ＝1,563,065,625	108,986,452
		建物	546×1,500＝ 819,000	45,787
		工作物	B.V×5 ＝ 6,163,915	1,232,783
		合計	1,570,048,540	110,265,019
(四)	森林財産	土地	6,252,612㎡×5円 ＝31,263,060	26,744,432
		建物	28,063×1,500＝42,094,500	2,500,116

	工作物		B.V.×2 ＝ 81,611,988	40,805,994
	立木		373×100 ＝ 37,300	723
	株券	36,099	B.V.×1 ＝ 15,173,850	15,173,850
	合計		232,706,788	85,225,168
(五)	口有林			
	(土林) 土地		1429.868㎡×250円 ＝ 357,471,000	23,948,157
				11,597,188.51
	總計		18562,199,118	1,397,336,191
◎	洗浄2ヶ所 建設費		¥19,983円	

大日本帝國政府

國有財產現在額（昭和十七年三月三十一日現在）

朝鮮總督府特別會計所屬

甲 公用財產

計算ハ、土地ハ坪、立木竹ハ石

廳所 ＼ 科目	土地		立木竹		建物		工作物		船舶	
	數量	価格	數量	価格	數量	価格	數量	価格	數量	価格
財務局	26,870,138	28,037,594	286,017 12	165,610	270,134 290,327	32,881,775		17,664,231	209	2,690,372
遞信局	2,996,034	16,328,389			50,360 62,177	4,926,527		30,899,584	51	226,695
鉄道局	54,696,923	108,185,103	2,120 ″	2,231	482,329 504,532	93,347,802		512,076,951		
專賣局	22,203,591	23,919,660			130,291 148,720	10,508,675		9,050,628	33	98,710
仁川稅務監督局	32,016	1,149,131			2,172 2,947	310,919		60,117		
元州 〃	20,679	248,894			1,583 1,714	169,767		37,908		
大邱 〃	29,807	594,505			1,935 2,232	211,692		33,802		
江原 〃	31,546	563,635			2,594 2,830	307,689		36,910		
咸興 〃	36,379	1,123,963			748 954	126,910		14,380		
京城逓	113,626	7,389,686			15,155 19,884	2,761,043		410,754	4	36,805

53.7

北海道	55,387	519,532			5,728 5,954	529,813		61,661		
〃 南 〃	172,033	632,671			8,254 9,265	786,070		146,271	3	12,541
羅北 〃	71,312	1,031,171			7,807 8,856	880,917		290,245	1	24,000
〃 南 〃	101,270	1,629,925			9,946 10,571	955,230		129,802	11	100,172
登尚北〃	114,784	1,538,355			10,152 10,989	961,166		298,726	4	25,207
〃 南 〃	112,987	1,616,863			13,165 15,975	1,525,173		209,787	15	22,977
慶海 〃	96,427	1,164,487			8,948 9,826	938,838		584,078	7	54,192
平安南〃	84,757	2,058,966			7,644 8,971	1,019,637		108,044	3	41,017
〃 北〃	140,419	1,400,816			19,408 19,193	1,892,496		708,798	6	84,931
江原 〃	93,524	842,365			9,397 9,571	868,931		125,508	1	43,249
咸鏡南〃	102,147	2,342,481			11,083 12,302	1,238,896		169,832	3	59,587
〃 北〃	109,454	1,265,265			12,167 12,471	1,282,962		206,121	12	29,512
合計	108,132,229	26,457,249	288,137 12	169,842	1,056,252 1,170,288	142,113,089		573,298,203	863	9,595,227
備考	朱神社用地 476,740坪									

樹木 1,929本
備林 7,200円86

(折上ノ圓定減金額 1くり×1三三三)

2

科目 / 廳所	鑛業權		器具機械			計		
	數量	価格	數量	価格				
財務局	385,250	15,010				✓ 147,454,573		
遞信局						58,331,394		
鉄道局				167,929,132		✓ 861,061,221		
專賣局						42,572,924		
京城鐵道事務監督局						1,520,168		
光州 〃						456,770		
大邱 〃						840,000		
平壤 〃						908,235		
咸興 〃						1,215,254		
朝鮮鐵道						10,293,289		
〃 清北道						1,111,007		
〃 南 〃						1,577,605		

大日本帝國國債

全羅北 〃							2,228,334
〃 南 〃							2,815,137
慶尚北 〃							2,819,456
〃 南 〃							3,924,801
黃海 〃							2,741,557
平安南 〃							3,227,671
〃 北 〃							4,067,043
江原 〃							1,880,053
咸鏡南 〃							3,810,752
〃 北 〃							2,783,461
合計	385,250	15,010		167,429,132			1,157,188,914

（折上ノ國定價格ニ〇〇×ヲ乘ジタル金額）

朝鮮簡易生命保險特別會計所屬

甲 公用財產

廳所 \ 科目	土地		建物		工作物		立木竹		株式及持分		合計
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	
合計	21.577	226,433	909 1,611	390,745		90,848					658,027

乙 營林財產

合計	4,169,175,402 108,961,952		546 546	95,791		1,232,723					110,265,017

外務省所管朝鮮總督府特別會計所屬

丙 雜種財產

合計	6,252,6122	26,749,933	24,028 28,063	2,500,116		90,805,994	793 0	773	360,977 115,173,040		45,225,118
〃	（國有未墾地）										
合計	25,098,924	1,925,609									1,925,609
〃	（公共團体公共用地）										
合計	117,040										

〃	(國有森林)										
合計	1,429,[illegible],761	23,9[illegible],921									23,9[illegible],921
總計	1,461,304,500	32,968,963	26,098 28,063	2,500,116		40,805,994	373 0	923	36.999 115,117,800		110,949,648

(坪上の數字は×1/2=面積)

日本鉄道 4,552 (3,[illegible]

建設ヒ 1,774,91万円

一キロ 349,567円

評価 12,481,250.4円 (12,80[illegible]250)

(1226キロ)(19.4.10)

私鉄 1309キロ (11社)

建設ヒ 186,685.4円

一キロ 1424円

評価 19,645.5万円

港湾 20港. 219,983万円

建設ヒ 163,761万円

学校番号	学校名	学年	組	児童氏名	性別	生年月日	年齢	住所	保護者氏名	続柄	備考
0001	楊梁小学校	1	1	山田 太郎	男	2014/04/02	11	楊梁町1-2-3	山田 一郎	父	
0002	楊梁小学校	1	1	佐藤 花子	女	2014/05/17	11	楊梁町1-2-3	佐藤 二郎	兄	
0003	楊梁小学校	1	2	鈴木 一郎	男	2014/06/30	11	楊梁町4-5-6	鈴木 三郎	父	
0004	楊梁小学校	1	2	高橋 美咲	女	2014/07/08	11	楊梁町4-5-6	高橋 四郎	父	
0005	楊梁小学校	1	3	田中 健太	男	2014/08/21	11	楊梁町7-8-9	田中 五郎	父	
0006	楊梁小学校	1	3	伊藤 さくら	女	2014/09/14	11	楊梁町7-8-9	伊藤 六郎	父	
0007	楊梁小学校	1	4	渡辺 翔太	男	2014/10/05	11	楊梁町10-11-12	渡辺 七郎	父	
0008	楊梁小学校	1	4	小林 結衣	女	2014/11/19	11	楊梁町10-11-12	小林 八郎	父	
0009	楊梁小学校	1	5	加藤 大輔	男	2014/12/02	11	楊梁町13-14-15	加藤 九郎	父	
0010	楊梁小学校	1	5	吉田 美優	女	2015/01/27	10	楊梁町13-14-15	吉田 十郎	父	

備考						

(原稿用紙 B5 二〇×二〇 横書き)

	479,809		391,550
〃 漁業	451,526	31,124	61,819
鉱業	149,318	16,640	2,854
商工	649,167		
	16,010	164,450	
	36,060	175,006	
	86,817	121,193	
	178,685	215,760	
	40,018	611,640	
	66,763	158—	
雑収入	1854,077	818,	
	661,005—	65-3	
	104,169	1875,033	小2—
	10,548	284—	繰越 20
	26,668		1,134,822
	14,649,599—		

（繰越額 14,649,599 × 0.0001）

	数	B/S	数	B/S	数	B/S
土地	112,801.702 坪	278,379,000 円	23,376	280.692 円	~~12,710,467.303~~ 12,710,467.303 坪	107,608,965
建物附属	398.667 ㎡	162,934	—	—	—	—
建物	1,176,857 坪 1,306,807 ㎡	180,419,749	1,872 2,552	795,876	541 坪 541	49,017
仮勘定	—	183,858,672	—	~~95,687~~ 91,687	—	1,233,341
無形固定資産	—	180,504,156	—	—	—	—
投資有価証券	912 株	10,931,053	—	—		
長期貸付金	385,250 件	15,010	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
		1,334,266,594	—	1,168,255	—	108,891,323

純資産の部 I 株主資本

金銭等 4. (別時に検討) P11

昭和二十一年十二月 日

朝鮮重業奉公会
理事長 白西宗城 殿

会社概況

本会ノ動力ノ件

本年	5,092,560	—	—
昨年	276,448	1,449	385,250
一昨年	672,399	—	—

本会ノ入勤奨励方ノ件

昭和二十一年十二月 日

朝鮮重業奉公会
理事長 白西宗城 殿

本会ノ入勤奨励方ノ件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ如ク引揚事業者間ノ連絡提携ノ強化、従業員ノ引揚措置、内地事業ヘノ転換等終始当時ノ実情ニ即シ未リタル応急対策、内地事業ヘノ転換等ニ付テハ今尚着々進展ヲ見ズ引揚事業者ノ一層ノ御支援ト会員ノ協力ニ依リ

地	51,092,560	138,198,166	~~41,079,~~ 21,705,142	140,200,839	112,801,702	278,379,000
木	276,448	158,823	~~108~~ 2,221 ~~102,349~~	3,111	278,667	162,734
					1176,857	
竹	672,399	74,745,903	634,~~880~~ 408	105,665,846	1306,807	184,815,744
什器	—	55,013,356	—	628,845,316	—	683,858,672
建物	—	—	—	180,504,156	—	180,504,156
他	149	1,508,502	763	942,151 ~~763~~	912	10,531,053
	385,250	15,010	—	—	385,250	15,010
	—		—	—	—	—
		26,621,160		1,064,645,~~44~~ 43		1334,268,596

(5)

昭和二十一年十月　日

朝鮮重業株式会社
興業事業　自昭和二十一年

本会社ノ人的構成方ノ件

当事業ハ成ル可ク旧朝鮮ノ日本人ノ会社ヲ中心トシ之ニ結合シ、其ノ技術ト労力トヲ以テ之ヲ在朝鮮技術、其他ニ依ル外ハ成ル可ク旧朝鮮ノ日本人ヲ以テ之ニ当ラシメ、事業ノ終了後ハ之ヲ解散スル方針ヲ以テ進ム。

本会社ノ人的構成ハ、当初ハ別紙会社ヨリ本会社ノ創立事務ニ従事スル人ヲ以テ之ニ当ラシメ、次デ別紙会社ヨリ本会社ノ創立委員ヲ出シ、之ニ当ラシメ、次デ別紙会社ヨリ本会社ノ創立委員ヲ出シ、之ニ当ラシメ、次デ別紙会社ヨリ本会社ノ創立委員ヲ出シ、之ニ当ラシメ、

（原寸縦横 14×11 罫紙）

	東京大会		朝鮮分		E.K（調査分）
		坪	O.K. 円	E.K.（実地）	
土地（宅	8129		80449	241346	325.260
演習林用地	1.700.831		31.416	94.350	177.683
建物	613.25		58.522	449.516	613.250
工作物			4.976	58.562	58562
土木	10.400.568		2126.761	10.633.745	20.801136
苗圃	8.320		7.579	22.740	46.600
林道	25.257		2.022	6070	6.090
			~~315.959~~	~~1.504.359~~	22.022.981
			~~2.330.521.85~~		✓ 22.022.961
			2.311725		

○ヲ令第七千土地一本ス

土地　1.812.569　121.464

府政國○帝○本日大○

(原寸縦横 15×12cm)

日本帝國政府

九州帝大

種目	数量	B.V.	E.V.	摘要
宅地	2,758.04坪	15,062円 8銭	82,790円	坪
演習林	———	———		
立木	本654,733.268坪	1,178,261円 05	2,356,522	本20
建物	351坪59	58,933 56	281,272	坪800（坪本位ヲ以テ換算）
工作物		7,155 69	35,775	B.V.×5
苗圃	24,39坪	13,272 79	121,870	坪5円
		1,272,691円	2,878,179	

○ノ分ヲ土地トシテ合算スレバ

土地	27,133坪	28,340.08

19

府政國帝本日大

車部車大

練習林	15,360坪	1,536円	4,608坪 10円	1536
立木	2,452.033	331.024円		4,850.066
宅地	482	260		4,820
建物	252.6 38 ×13.6	34,549円 48		252,600
工作物		2,739円 28		13,695
商圖	9,947	4,914,81		49,935
計		379,865円		5,172,452
土地	25,789	6,710.21		

○ 1台ヲ土地ニ含ム 一本トス

府政國帝本日大

鉄道（19.3月）現在

	数量	B.V.	
土地	~~6,168,540~~ 6,169,122 坪	140,200,834 円	坪 20 1,233 1,233
建物	612,207 ~~548,407~~	105,669,846 円	951 951
立木	2,199	3,111 円	~~836~~ 836
工作物		628,845,316 円	7 13
器具機械		180,504,155 円	小計 2,050 2,050
船舶	763	9,422,151 円	
計		10,646,541 円	

13,199

鉄道、車電、軌道建設費評価 一九100万円 ヲ華汉係ル分 130万円（全部ヵ分） 150万円（半額ヵ分）ノ合計。
総計 250万円ト云フ

21

府政國帝本日大

(昭和十九年三月末現在)

連結上建坪、下延坪

口有財産

					B.V.
1. 公用財産					
1. 財務局所管	土地	5109,580 ㎡	× 40	= 204,370,000	
帳簿価額		44,580			13,[illegible]
(鉄道を除く)	建物	64,650 ㎡	× 1,700	= 958,050,000	
		2,347			74,[illegible]
	立木	276,448 ㎥	× 10	= 2,764,480	[illegible]
	工作物	55 B.V.	× 2.5	= 137,500	55,000
		B.V.	× 10	= 2,353,040	[illegible]
	船舶	149.			[illegible]
	航空機	385,250	B.V. 1	= 385,010	385,010
	合計			3,347,[illegible],920	[illegible]

22

(一) 營為保險

土地	23,375	250,692
建物	1,892	795,576
工作物	2,952	91,687
計		1,168,255

158,358,328,720 23

府政國帝日大

元	54,696,923.8	108,185,109.46	
錄	2,210.	2231.64	
國	482,328.8	93,347,802.06	922,153 634,410
公債	500,532.3	512,096,951.53	
其他特殊		169,289,132.8	

24

政府国帝本日大

公用財産（一般会計分）

	数量	帳簿価格	評価価格	倍率	帳簿価格	備考
土地	41.092.560㎡	138.178.166円	2.043.703.200円	40円	総合計 帳簿価格	
立木竹	276.448㎥	159.823円	2.764.480	10円	5.121.425.0	
建物	672.389㎡	74.745.303	1.143.074.500	1.700円	5.121.106.445.413	1.802
工作物		55.013.356	137.533.390	2.5倍		
器具機械	—	—	—			
船舶	145隻	1.505.902	15.089.020	10倍		
鉱業権	385.250	15.010	15.010	1倍		
特別財産	—	—	—			
計		269.621.160	3.342.186.000			

5

（営林署帳票 A4×1枚）

営林班表

	数量	単位価格	評価	倍率
土地	12,710,469.303 坪	107,608,965	1,906,500,095	坪 0.15
建物	541	~~8,017~~	~~811,500~~	1,500,9
工作物		1,233,341	6,166,705	6 倍
計		108,891,323	1,913,478,300	

大日本帝国営林局

4

（第十一回定期提出　[illegible]）

統制財産

	数量	帳簿価格	評価額	備考
土地	588,420.023	51,668.038	1,033,360,760	20倍
立木竹	373㎡	924	3930	10円
建物	28.532	2,625.559	34,238.400	1200円
工作物		49,659,327	99,318.654	2倍
株式	495.577	~~10,394,050~~ 99,318.654	~~29,153.850~~ ~~28,140.005~~ 1,166,921.544 ~~133407~~ ~~133,106~~	
計		~~10,395,050~~ ~~1,340~~	~~133,107.898~~	
		133,107,898	1,166,921,544	

25

土地	1,812,567 ㎡	~~124~~ 121,464 円	✓ 550,013 円	
立木	10,460,568	2,126,961	20,801,136	
建物	~~6,325~~ 613.25	✓ 58,522	✓ 613,250	1,000
工作物		4,976	58,562	
計		2311,923	✓ 22022,961	

26

	都市	発生件数	汚染率	得点
土地	2,132,09	2,634,075	20% 610	
土木	478,033,18	1,076,261,08	2,354,522	± 20
重労	314,59	5,635,884,96	281,292	600 m
工作物		1,151,694	37,705	s
計		12,792,651,51	2,876,199	

27

	数量	帳簿	評価	備考
土地	25,089	6,010,121	56,091	1坪=5円
立木	2,452,033本	331,024	4850,066	20円
建物	2195坪	39,391	25,2600	1,000円
工作物	~~2,229~~ 2,228	2739,28	13,695	5倍
計		379,865円4	5,172,452	

28

府政國帝：本日大

土地	米	麥	工
299.892.326	3.996.593	78.373.602.	106.012.582
4.989.049.769.	70.775.814	1.184.290.322.	293.310.155

煤	鉄	棉	鉱
1,308.902	45,010.	29,153,850	1.064.645.413
15.089.020.	15,010	0	12.802.500.000

宇電汗使

	B.V.	E.V.	
電子軌道	9,364,100	213,166,800	円

{ 1新生軌道五設備 × 逓加
280万円 × 76.131 { 1逓設 100
設備 180

電子鉄道	12,251,300	256,520,000	円

{ 〃 220万円 × 116.6 { 加建設仁 100
設備 120

17年 法廷建設費 1キロ当 57万円
設計当初予算 100万円

B.V. 1,458,338,325. E.V. 19,265,032,209

固有財産（一般官庁）

公用財産

種目	数量	帳簿価格	評価倍率	評価価格
土地	51,092,560㎡	138,178,166円	40	2,043,700,000円
立木竹	276,448本	159,823円	10	2,764,480円
建物	672,395㎡	74,745,903円	1,143,074,900円	
工作物	—	55,013,356円	137,533,390円	
船舶	—	—	—	
航空機	—	—	—	
無体財産権	149件	1,508,902円	15,089,020円	
株式	385,250株	15,010円	15,010円	
出資	—	—	—	
合計	—	269,621,160円	3,342,470,000円	

所管国有本日分

16

٤٠٢٤٦٠٩٥٢٠٠٥	٩٤٩٢٠٠٠	١٩٥٤٢٠٠٩٤٠	٢٠٥٣٦٠٩٤٠	٢٨٠٢٤٠	٢٥٩٤١٠	٢٥٠٩١
١٤٤١٩٤٠١٤٥	٢٤٥٠٤٢٠	٢٠٩٤٥٤٠٩٤٤٠	٤٧١٤٤٥٠٤٤	٤٥٣٠٣٠	٢٤٦٥٠	٤١٧٠٤١
١٠٢٤٥٠٢٤٠٠٠	٤٧٥٤٠٠٠	٤١٠٣٥٠٠	٤٢٤٠٤٥٠	٢٤٠٢٩٢٠	٢٤٢٠٥٥٠	
٢٠٩٢٤٠٤٠٣	٧٩٤٠٢٧٤	٤٣٠٥١٩	٤٠٤٢٩٤٩	٤٤٢٤٢٠	٤٤٠٩٤٤٠	٢٠٢٣٤١٠
		٣٩٢٠	٢٤٤٠١٤٥	٢٤٢٤٢٠	٤٨٤٠٥٥٠	
٢٧٤٠٢٤٠		٩٢٠٠	٢١٤٠٧٥١	١١٧٤٠٤٥١	٣٩١٠٠٢٠	
١٠٧٩٠٨٢٣						
١٧٢٠٥٦٣٠٤٥٠	١٤٣٠٣٢٠	٥١٤٤٠٧٥٠	٩٩٣٢٠٤٥٢	٢٥٥٠١٣٦	٣٢٠٩٢٠	١٧٤٩٢
٤٤٠١٣٠٣٨٤	٩١٤٢٩	١٢٣٠٣٥١	٤٩٤٥٨٩٢٩	٤٢٤٠٤٢	٦١٥٤٠٤٤	٢٧٢٠٢٤
				٤٩٢٤		
					٤٥٠	
						٤٥

固定資産税 課税台帳 (鉄道分)

B.V. 1,158,138,325. 0.2.0 19,265,0.2.0 E.V. 1,178,502,500

種目	数量	価格	税額	評価額
土地	51,092.560㎡	138,175,166円	2043,170円	12,802,500円
立木竹	276.448㎡	159,823円	27,644円	
建物	672.39㎡	74,745,903円	1,143,074,900円	
工作物	—	55,013,386円	137,533,390円	
車両運搬具	—	—	—	
船舶	149隻	1,508,902円	15,089,020円	
航空機	385,250㎡	15,010円	15,010円	
鉱業権	—	—	—	
漁業権	—	—	—	
特許権	—	—	—	
計	—	269,621,160円	3,342,400円	12,802,500円

固定資産税 課税台帳 (鉄道分)

B.V. 1,158,138,325. 0.2.0 19,265,0.2.0 E.V. 1,178,502,500

種目	数量	価格	税額	評価額
土地	51,092.560㎡	138,175,166円	2043,170円	12,802,500円
立木竹	276.448㎡	159,823円	27,644円	
建物	672.39㎡	74,745,903円	1,143,074,900円	
工作物	—	55,013,386円	137,533,390円	
車両運搬具	—	—	—	
船舶	149隻	1,508,902円	15,089,020円	
航空機	385,250㎡	15,010円	15,010円	
鉱業権	—	—	—	
漁業権	—	—	—	
特許権	—	—	—	
計	—	269,621,160円	3,342,400円	12,802,500円

所有	国	宗	本	日	大

車両仕使

車両軌道 B.V. 9,364,100 E.V. 213,166,800円

{ 1軌道延長 280万円 × 76.13 { 建設 100 / 改修 180

車両鉄道 12,251,300 256,520,000円

{ 〃 220万円 × 116.6 { 机建設 100 / 改修 120

17年 法廷建設費 / 計画 57万円

鉄骨鉄筋 100万円

府政國帝本日大

分用財產(簡易保險分)				営林財產			
數量	帳簿價格	評價之格	倍率	數量	帳簿價格	評價之格	倍率
23,376坪	280,692	¥679,000 用	200 用	12,810,869,203 坪	109,608,965	1906,500,035	0.15 用
—	—	—	—	—	—	—	—
3,952	725,876	5,018,400	1.90 用	541	46,017	811,500	1.50 用
—	91,689	183,394	2 倍	—	1,238,341	6,166,705	5 用
—	—	—	—				
—	—	—	—				
—	—	—	—				
—	—	—	—				
	1,168,208	9876,794	—		108,891,323	1913,495,240	

32

府政國帝本日大

雜種財產				公用財產（年年序大）			
數量	帳簿價格	評價之於	倍率	數量	帳簿價格	評價之於	倍率
2553420.23 坪	54.668.038	1033.360.760	20 倍	1.812.569 坪	121.464 坪	550.013 坪	
323	724	3930	10 倍	10.400.568	2126.961	20801.136	20 倍
28532	2625.959	34.235.400	1.200 倍	613.25	5585.22	613.250	1.000 倍
—	49.659.327	99.318.654	2 倍		4996	55562	—
496.579	24.153.858						
	133.109.898	1166.921.544			2311.723	22.22.961	

府政國帝本日大

公用財產（九州大学）				公用財產（京都帝大）			
數量	帳簿価格	評価格	倍率	數量	帳簿価格	評価格	倍率
29,132坪	25,340円	204,610		25,789	6,710円	5,091円	
4654,733,67	1,198,261	2,356,522	20円	2452,033	331,024	4854,066	20円
351,59	58,933	281,272	800円	2195	39,391	52,600	600円
	7,155	35,795	5倍	—	2,739	13,695	5
			—				
	1,272,691	2,598,199			379,865	5192,452	

（原稿用紙 14×18 20字詰横書）

参考表

朝鮮鉄道資産ノ種目別評価

大日本帝國政府

種目	数量	B.V.	E.V.	償率又ハ単価
土地	61709.142 坪	140,200 834	1.234.182.840	20 円
立木	2221 石	3.111	31.110	10 倍
建物	634.408 坪	105.669.846	1.095.493.600	1.700 円
工作物	—	628.844.316	416.989.105	18 倍
器械機械	—	180.504.156	2.346.554.028	13 倍
車輛	763 輛	9.422.151	9.421.510	
計		1.064.645.414	12.918.492.196	

樺太鉄道　新当 10,000,000円 … 株式
南樺太私鉄・特当 7,000,000円.

	总数	南韩对本	北韩对本	备考
公用财产 (~~全体~~ 国有)	4549.051.910	2.911.393.222	~~1.636.586.896~~ 1.637.658.688	人口比 南 64% 北 36% = 1亿
公团财产 (全体道分)	12.802.500.000	5.505.075.000	7.297.425.000	道系 耕作比 43% : 57% 1亿
森林财产	1.913.478.300	191.349.830	~~1.722.130.470~~ 1.722.130.470	大农业林业 1对10比 90 : 10 = 1亿
合计	19.265.030.210	8.607.816.052	10.657.214.158	
		0.447 ⋮ 0.45	0.553 ⋮ 55	

昭和二十一年一月　日

朝鮮商業銀行
理事長　白石宗城

本合併ニ関スル件

当行ハ昭和二年以来引続キ朝鮮ノ各地ニ支店ヲ設ケ金融ノ円滑ヲ図リ朝鮮産業ノ発展ニ貢献シ来リタルモ今般朝鮮ニ於ケル一切ノ事業ヲ終結スルニ当リ別紙ノ通リ朝鮮殖産銀行ニ合併ノ申入ヲ為シ同行ハ之ヲ承諾シ本日合併契約ヲ締結シタリ

追テ御入合後ノ当行ノ取扱ハ別紙ノ通リ朝鮮殖産銀行ニ於テ引継ギ取扱ハルル筈ニ付此ノ点ニ関シ御了承ノ上ハ何卒ニ御協力ヲ賜リ度シ

6,038	南鮮勘定	2,148	43%
	北鮮 〃	2,889	57%

人会申込書

一、会社名

二、代表者名

三、所在地

四、連絡先

五、当会の会員となる資格

六、上記の通り会員となり会誌の配布を受けたく申込みます

昭和二十　年　月　日

会社名

国債及び株券会社

大日本帝国政府	種目	数量	帳簿価格	倍率	評価格	数量	帳簿価格	倍率	評価格
	畑	19.248坪	4853	3円	57.744円	180.359坪	3.205	10倍	32.190円
	田	18.266	13.201	5円	91.330	368.702	55.038	3円	341.077
	宅地	8.947	18.117	30円	268.410	103.667	2.158	10倍	21.580
	山林	314459.390	2.696.612	100分の1	31445.739	15703.840	2.139.281	5円	1.843.510
	その他	12.357	111.	10	1.238	35.113	48.570	10倍	485.700
	家屋	368	54.079	1.500	552.000	964	8.762	30円	3110.010
	現金	—	5.800.014	—	5.800.014	—	219.099	1/100	87.620
	有価証券	—	25.211	—	25.211	—	2.803.709	1倍	15.703.940
			4110.590		4.110.570		4.559	10倍	48.590
							72		885.720
	計	314516.606	9910.584		9910.584	1.500	1.446.000		
			2792.184		32.441.672		625.852	—	625.852
							1371.508	—	1.371.508
							37.644	—	37.644
							3503.190	—	3.503.190
							731.134		1.339.876
						1637.745	10.900.755		2840.425
日大	計		12702.768		9235.2		11.632.089		29.948.301
	病院	150.587坪		100分の1					
	敷地	87182.27	15799.260	80円	377.458.160	21002.074	317.071.55	30円	630.062.220
	建物	415.189	24.546.276	1.500	22.077.500	1973.381	99.543.482	15倍	2960.071.5
	図書	—	1.647.378	10倍	1.785.710	—	5.184.944	10倍	54.849.4
	機械	—	3237.723						

台湾国依財産

通（日本財産＝相当）

（朝鮮分）

府政國帝本日大

種目	数量	帳簿價格	倍率	評價格	数量	帳簿價格	倍率	評價格
畑	19.248坪	4853	3	57.744円	180.359坪	550.3[illegible]	3	541.077
溜池	18.261	13.201	5	91.330	368.702	2.158 / 224.962	10 / 5	21.580 / 1.843.510
塩竈地	8.947	18.117	30	268.410	103.669	48.570 / 2.139.281	10 / 30	485.700 / 3110.010
山林	314459.390	2.696.612	10	314.45.739	15703.840	8.762 / 2503.709	10 / 1	87.620 / 15.703.840
其他地	12.357	111.	10	1.238	35.113	4.559 / 88.921	10 / 1	45.590 / 88.921
家屋	368	54.077	1.500	552.000	964	72 / 219.099	1.500	1.446.000
現金	—	5.800.014	—	5.800.014	—	625.852	—	625.852
有価証券	—	25.211	—	25.211	—	1371.508	—	1.371.508
	—	4.110.570	—	4.110.570	—	37.644	—	37.644
		—			—	3503.170	—	3.503.170
計	314516.606	9.910.584		9.910.584		731.134		1.339.876
		2792.184		32.441.672	16392.745	10.900.755		2840.425
日鉄計		12.702.768		[illegible]		11.632.089		29.948.301
病院	150.887坪		10					
〃	[illegible]	[illegible]	[illegible]	301.774.000				
敷地	4718.227	15.789.260	80	377.458.160	21002.074	3170.155	30	630.062.220
〃 建物	415.185	24.545.276	1.500	622.777.500	1973.381	97.543.482	15.00	2960.076
〃 図書	—	1.647.371	10	15.93.710	—	184.944	10	54.849
〃 機械	—	3237.723	10	[illegible]				
〃 書畫								
〃 合計	—	49.512.574				157.480		
敷地					[illegible]	[illegible]		
〃 建物					1973.381	97.543.482	[illegible]	2960.076
〃 図書					—	[illegible]	10	[illegible]
〃 機械					—	[illegible]	10	[illegible]
〃 書畫					—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
〃 計						[illegible]		[illegible]
総計	—	62.215.342	[illegible]	[illegible]		169.120.049		3902.255.2[illegible]
内日本側分（1割5分）		11.178.961		268.127.613		3044.608		702.405.546
総引渡（1割7分5厘）		68.436.876		1577.246.529		186.032.053		4292.480.774
内日本側分（6/8）		12318.637		544.394				
		[illegible]		283[illegible]		334.857.69[illegible]		772.646.53[illegible]

大日本帝國政府

合計	—	49.542.574			
教育費					
建物					
圖書					
機械					
雜費					
計					
總計		62.215.342	643.042.296	169.120.049	3902.255
內地 (1割五分)		11.178.961	268.127.613	30441608	702.405.945
總額 (1割7分5厘)		68.436.876	1575.246.529	186.032.053	4.292.480.776
內地 (8分)		12318.637	283.544.394	33.485.769	772.646.539

	許価格	数量	帳簿価格	倍率	評価格	数量	帳簿価格	倍率	許価格	数量	帳簿価格	許価格
	73.164.155	4633.809	~~4099.406~~	3	13901.427	215.488	96.029	3	646.464	29436.969	4604.519	
	39.847.670	2741.810	2.268.935	5	18959.050	258.033	164.618	5	1.480.165	12446.345	~~9.221.501~~	
	49.616.640	360.806	288.055	20	7.246.120	57.442	133.524	20	1.148.840	~~3041.694~~	~~4.306.192~~	
	153.638.788	61.754.325	576.592	10	6.179.432	13.838.841	42.821	10	1.383.584	~~23.278.382~~	21.880.846	
	2.676.020	33.189	102.743	10	1.027.430	11.042	34.690	10	345.900	~~1695.491~~	~~4941.169~~	318.456.181
	~~65.253.600~~ 65.253.300	305	9.979	1500	457500	—	—	—	—	~~45.139~~	~~7139.915~~	~~457.184~~
	24.257.281	—	2811.374	—	2011.374	—	1021.316	—	1021.316	—	~~28.904.690~~	366
	69.158	—	8.142	—	8.142	—	49.108	—	49.108	—	~~3629.590~~	
	~~45.352.237.744~~ ~~394.799.040~~ 45.352.474.744	70920.247	6365.226		49760.475	14420.846	1.912.006		6.085.677	~~5288.020.920~~	~~91.884.390~~	5543.618.443
	~~43429.6.748~~ ~~4988772.18~~ ~~91.013.467~~ ~~8.998.839~~ ~~99.669.847~~		9.011.748		54.936.522		21.032.006		6.694.240		289.505.622	~~5926.540.793~~
			—		—		7.912.006		6.085.677		~~25.33.444~~ ~~1.39.652~~ ~~346.456.184~~	~~4039.682.903~~ ~~2.581.037.5~~
			—		—		103206		6.694.240			

(二枚目)

	許価格
	73.164.155
	39.847.670
	49.616.640
	153.638.788
	2.676.020
	~~65.253.600~~ 65.253.300
	24.257.281
	69.158
	~~45.352.237.744~~ ~~394.799.040~~ 45.352.474.744
	~~43429.6.748~~ ~~4988772.18~~ ~~91.013.467~~ ~~8.998.839~~ ~~99.669.847~~

	数量	帳簿価格	倍率	評価格
	4633.809	~~4099.406~~	3	13901.427
	2741.810	2.268.935	5	18959.050
	360.806	288.055	20	7.246.120
	61.754.325	576.592	10	6.179.432
	33.189	102.743	10	1.027.430
	305	9.979	1500	457500
	—	2811.374	—	2011.374
	—	8.142	—	8.142
	70920.247	6365.226		49760.475
		9.011.748		54.936.522
		—		—
		—		—

定校組合

	数量	帳簿価格	倍率	許価格
	215.488	96.029	3	646.464
	258.033	164.618	5	1.480.165
	57.442	133.524	20	1.148.840
	13.838.841	42.821	10	1.383.584
	11.042	34.690	10	345.900
	—	—	—	—
	—	1021.316	—	1021.316
	—	49.108	—	49.108
	14420.846	1.912.006		6.085.677
		21.032.006		6.694.240
		7.912.006		6.085.677
		103206		6.694.240

合計

	数量	帳簿価格	許価格
	~~29436.969~~	4604.519	
	12446.345	~~9.221.501~~	
	~~3041.694~~	~~4.306.192~~	
	~~23.278.382~~	21.880.846	
	~~1695.491~~	~~4941.169~~	318.456.181
	~~45.139~~	~~7139.915~~	~~457.184~~
	—	~~28.904.690~~	366
	—	~~3629.590~~	
	~~5288.020.920~~	~~91.884.390~~	5543.618.443
	289.505.622		~~5926.540.793~~
	~~25.33.444~~ ~~1.39.652~~ ~~346.456.184~~		~~4039.682.903~~ ~~2.581.037.5~~

(36)

建面（既材＝視查入）			室核考				室核組合				台計			
帳簿價格	償率	許價格	數量	帳簿價格	償率	許價格	數量	帳簿價格	償率	許價格	數量	帳		
2853.928	3	73164.155	4633.809	~~4022.406~~ 3532.809	3	13901.427	215.488	96.029	3	646.464	29426.969	4		
4449.785	5	33.847.670	2781.810	2.68535	5	18959.050	298.033	164.618	5	1.490.165	12446.345	9		
1727.215	20	49.616.640	360.806	288055	20	7.246.120	57.442	133.524	20	1.148.840	3011.694	4		
15.411.092	10	158.638.788	61.754.325	576.592	10	6.199.432	13.838.841	412.821	10	1.353.584	23278.358	21		
267.802	10	2676.020	33.189	102.743	10	1.027.430	11.042	34.690	10	345.900	6695.491	4		
856.758	1.500	65.253.000	305	9.999	1500	457500	—	—	—	—	45.129	1		
24.257.281	—	24.257.281	—	2011.374	—	2011.374	—	1021.316	—	1021.316	—	—		
69.150	—	69.150	—	8.142	—	8.142	—	49.108		49.108	—	3		
~~392~~		~~45.352.274~~												
~~2398~~		~~794779.045~~	70920.247	6365.226		49760.475	14420.846	1.912.006		6.85.697		91.5		
~~435~~		~~45.352.274~~						21.32.06						
~~230~~		~~4342716.758~~		7.001.748		54936.522				6.694.248		28		
		~~4988772.18~~						7.912.006						
		~~91.13.467~~		—		—				6.085.697				
		~~8307.9~~												
		~~2844.845~~		—		—								

府政國帝本日大

公共團体費査定ノ説明　22.3.31日

1. 総説

イ. 基礎数字ハ大体ニ於テ最近ノ統計（昭和17年朝鮮総督府統計年報十九年三月刊行、及昭和18年度朝鮮地方財政要覧十七年十二月刊行）ニ依リタリ

ロ. 公共団体中地方行政団体（道、府、邑、面、学校費、学校組合）以外ハ不明ニ付調査シ得ス

ハ. 前次地方行政団体ノ如キニシテモ基本財産ノ学校病院以外ノ分ハ不明ニ付調査シ得ス

ニ. 昭和18年以降終戦時ニ至ル間ノ増減ハ不明ニ付約一割ノ増加ト推定セリ

ホ. 本公共団体財産ハ内鮮人ノ地方団体租税負担額ノ割合（日本人分18%　朝鮮人分8割2分）ニ依リ案分シテ日本側財産ト推定セリ

3

府政國帝本日大

2. 各考慮的評価基準

(イ) 畑 ~~水田~~ (3円) 田 (5円) ト私有財産評価 ~~手引~~ ニ依リ宅地ハ道路ニ面スル一角ハ坪30円、邑里、学校等ニ接近セル方ハ田舎ノ ~~小~~ 宅地ニ於ケル坪20円ト評価ノ中等学校敷地ハ郵便局ニ於ケル相当等級ノ土地大部分ヲ以テ坪80円ト評価セリ ~~価~~ 数量不明ノ分ハ概算評価ニ於テ10億ト計上

(ロ) 建物ハ坪1,500円ノ評価ヲ以テ焼失ノ木造瓦葺及コンクリート合ヲモ含ム総合計ニテ坪2,000円ト評価セリ

(ハ) 国有機械器具等ハ概算評価ニ於テ10億ト評価セリ

3. ~~昭和十五年~~ 被罹災人口ニ対スル土地及建物ノ割合ハ(昭和十五年ニ於ケル)

被災地人口一坪当 67.041 (一人当16.644) 戸数165,900 人口 689,770 人

被災人口一坪当 11.812 (一人当2.200) 〃 4231.617 人口 22,954,563 人

=依リ被災地人口 67.041 × 165,900 = 11,122,101. …… 割合 0.18

被災人口 11.812 × 4231.617 = 49,953,860. …… 割合 0.82

ト算定ス

4

大日本帝國政府

公共団体資料

公共団体（所得税及法人税免税団体）

道、府、県、

市、区、町、村、

水利組合、　水利組合聯合会、

地方森林組合聯合会、　茶業組合、　養蚕、　学校費

都市計画組合聯合会、　茶業取締組合、

産業組合、

商業組合、　商業組合聯合会、

工業組合聯合会、　都市工業組合中央会、

自作農創設組合聯合会、　自作農創設組合、

漁業組合聯合会、　漁業組合、

海運組合聯合会、　海運倶楽部、

水産組合聯合会、　水産組合、

重要輸出品同業組合、　重要輸出品同業組合聯合会、

貸家組合聯合会、　貸家組合、

商工会議所、

都市住宅組合、

神社、

仏堂、

都市再生会、

村、

寺院、

（國定規格135二三×三七粍）

42

昭和二十一年十二月　日

朝鮮事業協會

會社、

会合ノ人数ヲ知ラセ方ノ件

	邑面		学校		学校組合		合計	
	坪	円	坪	円	坪	円	坪	円
田	24388.065	2853.926	463.80	1098406	215.488	96029	29.436.969	4604.519
畑	7.969.539	444.785	3991.870	22.68.935	285.033	16465.18	12.446.345	7.121.501
山	2.480.532	1.927.215	360.806	288055	57.442	133.524	3.011.694	4.300.192
林	1816.387.883	15.441.082	61.799.338	576.592	1283.841	412.821	2392.282.562	21880.876
地	1.30.463	267.802	332.189	102.743	11.042	34.590	1.698.181	494.167
宅	43.502	856.758	105	9979	—	—	45.139	1.139.515
免	—	24257.281	—	2011.396	—	1021.316	—	25.270.693
雑	—	69.150	—	8142	—	49.108	—	3.625.570
	2022.570.296	49510.399	70.920.249	6365.226	4420.846	1912.006	4438.820.720	74.881.370
	十一	3095.1381		4395.713		1513126		53.318.612

45

道特別基本財産（現金計 ~~5,778~~ 5,800,014 円 有体 ¥119,570 円）

1. 固定基金 現金 1,342,503 円
2. 退職給与積立基金 現金 500,665 円
3. 奨学金積立基金 19,000 円
4. 積立基金 現金 661,310、有価証券 ¥114,570 円
5. その他 3,276,236 円 昭和11年 ~~40,173~~ 637,386 円 ―― 15年 731 ／ ＝ 2,210,580

有特別基本財産（現金計 626,852 円）

1. 奨学金積立基金 ¥436 円
2. 社会事業基金 23,455
3. 繰出基金 4,757 円
4. 校地基金 5,095 坪 1,210 円
5. 基地 田 321 畝 畑 2,158 坪 47,360 山林 ¥762 その他 ¥859
   宅地 ~~39,644~~ 7.2 現金 538,501 有価証券 37,644 円

昭和11年 ¥0,173 円 ―― 15年 73,134 円 ＋当初合計

公共団体資料

公立小学校資産（一部）…（以外十七年本表作成年報）	532校			3110校	一部
敷地及附属地	2,361,783坪	…	価格 8,022,263円	1840.291坪	23,684.85
敷物其他建物	200.300	…	14,149,723円	1773.051	83,393.759
図書	—		652.468		4,532.496
器械標本	—		986.477		4,254.269
器具			1,629,624		16,185.009
計			25,440,555円		132,047.405
計	敷地	21,002,076坪	31,707,155円		
	建物	1973.381	9,743,482		
	図書		5,154,949		
	機械器具		1,411,846	5,237,746	
	計		17,814,633		
			15,487,960		

公共団体分譲計

公立中学校分（ノク年統計参数）

敷地	814.02 ㎡ …	7485.561 円
建物	77.650 —	8.039.520
国号		745.122
機械等		1503.469
雑号		861.
計		18.082.488

公立高等学校

~~敷地~~	394.323 —	2.824.006 円
	5686.9 —	6.198.498
		607.206
		431.165
		993.936
		10.854.812

公立文教学校（ノク年）

敷地	3.509.875 …	5.489.653 円
建物	280.666 …	10.702.259
国号		635.389
機械		2.057.431
雑号		1.585.546
計		20.575.314

合計

4718.227	15.799.20 円 ✓
415.185	4945.27 ✓
	1647.371
	~~1216.687~~
	3.237.723
	3828.944
	829

49.512.74

公共団体等 料

水道　　(R2年 17年)(女子流斗)

水安延長　1.967.121 米

給水戸数　346.179 戸

配水量　83.116.198 立方米

給水量　6.117.291 円

設備団体数　72 件

道立送院（17年分）

	総数	本庁分	差引道立分（他4支庁）
病院数	46	4	42
職員数	3,548人	1,209人	2,341
延病床数	265,257床	114,370床	150,887
年間収入	7,532,097円	2,009,648円	5,523,449
年支出	9,139,512	3,234,636	5,895,876
施設建築費	1,199,580	23,555	1,176,025

昭和十五年分ヨリ所得税ニ付ル

地方団体、租税ノ割当ノ標準別表　（地割改正ノ頁ヲ見ヨ）

~~朝鮮人　一戸　67.041　一人当(16.644)~~ ……

~~内地人　〃　11.812　〃　(2.204)~~

内地人	一戸	67.041	一人当(16.644)	戸数 165.900	人口 689.790
朝鮮人	〃	11.812	〃 (2.204)	4.231.617.	22.554.563

上記ニ依ル内地人租税　67.041 × 165.900 = 11.122.101.918

〃　朝鮮人〃　11.812 × 4231.617 = 49.983.860.004

50.59 185.685.35 0.82

昭和二十一年十二月　日

朝鮮事業着会
理事長　白石宗城

会社　殿

会員加入勧奨方ノ件

当事業着会ハ成立以来一年、関係当局ノ御支援ト会員ノ協力ニ依リ引揚事業着間ノ連絡結合、土地建物財産ニ対スル対策、従業員ノ引揚指導、内地事業ヘノ転換等終始努力シ来リタルモ在外財産対策ハ内地事業ヘノ転換等ニ付テハ今尚着シキ進展ヲ見ズ今後引揚事業者ノ統一結集シテ努力スベキ事項ト存ジマス　就テハ本会設立当時未引揚ノ事業者及連絡不能ナリシ事業者等多数未加入ノ会社ノ御入会ヲ得テ今後一層ノ活動ヲ期シ度存ジマスノデ別紙会則添付本会加入方御奨メ申上ケマス

追テ御入会御希望ノ場合ハ別紙申込書ニ御記入ノ上御郵送願ヒマス　尚会社ノ御都合上入会金頁担ノ困難ナル場合ハ御事情ニ応ジ減額又ハ更除ノ途ヲ講ジタイト

昭和二十七年

信教大社　ニ

口教社　〃

其他　〃

神社　〃

二ニ手続

手続　135

布教師　1125（内勅任教監　6名）

大日本帝國政府

	公用財産（一般官庁分）				公	（全美道分）			公用財産（海岸保険分）				官	
	数量	帳簿価格	評価々格	償率	数量	数量	評価価格	償率	数量	帳簿価格	評価々格	償率	数量	帳簿
土地	51092.560 坪	132198.166 円	2043.703.200	40 倍	総坪五坪 5121	5.413	12.802.500.000	文5等	23378 坪	280.692 円	4675.000	200 倍	12210.467303 坪	49.6
立木竹	276.448 石	159.823	2764.480	10 倍					—	~~745.876~~	—	—	—	
建物	672.399 坪	74745.903	1.143.074.900	1700 倍					2952	795.876	5.015.400	1700 倍	.541 坪	
工作物	—	55.013.356	137.533.390	2.5 倍						91.687	183.374	2 倍		
器具機械	—	—	—	—					—	—	—	—	—	
船舶	149 隻	1508.902	15.089.020	10 倍					—	—	—	—	—	
鉱業権	385.250 坪	15.010	15.010	1 倍					—	—	—	—	—	
株式持分	—	—	—	—					—	—	—	—	—	
計	—	269.621.160	3.342.180.000				12.802.500.000			1.168.255	7.876.774	—		10

有形財產（海岸保險分）				立木竹財產				雜種財產				公用財產（年	
數量	帳簿價格	評價之後	倍率	數量	帳簿價格	評價之後	倍率	數量	帳簿價格	評價之後	倍率	數量	帳簿價格
23375 坪	28.692 円	4675.000	200 倍	12,240,473.33 坪	109.685.965 円	1,906.500.095	-0.15 倍	9585.420.23 坪	51.618.038 円	1.033.360.760 円	20 倍	1812567	121.46
—	~~795.876~~	—	—	—	—	—		373	724	3730	10 分の1	10.400.668	2.126.76
2552	795.876	5.015.400	1700 円	541 坪	49.017	811.500	150 円	28.532	2.625.959	34.238.900	1200 円	613 基	58.52
	91.687	183.374	2 倍		1,233.341	6.166.705	5 倍	—	42.659.327	99.318.654	2 倍	—	4.97
—	—	—	—	—	—	—	—		—				
—	—	—	—	—	—	—	—		—				
—	—	—	—	—	—	—	—						
—	—	—	—	—	—	—	—	495.579	2915.850	—			
	1,168.255	7.876.774	—		108.891.323	1.513.478.300			133,107.898	1166.921.544			2,311.72

B.V. 計 1,581,358,826.90

E.K. 計 19,265,030,210-

差			公用財產（車輛）				公用財產（機器）		公用財產（九州大子）				公用財產（車輛大子）			
評價金額	償率		數量	帳簿價格			評價金額	償率	數量	帳簿價格	評價金額	償率	數量	帳簿價格	評價金額	償率
1,033,360,760円	20%	定額法	1812.569	121,464円	5	定額法	0.013円		27132.114	28,340.38円	204.610		25.789	6,740.21円	56.091	
3730	10	定額法	10.400568	2,126,761	20	定額法	601.136	20円	4,733.68	1,178,261.08	2,356.522	20円	2,452.033	331,020円	4,850.066	20円
34,238,400	1200円	定額法	613.25	58,522			613.250	1000円	351.59	58,933.26	281.272	800円	2,175	32,391	252.600	1000円
99,318,654	2	定額法	—	4,976			58.562			7,155.69	35.775	5	—	2,739.28	13.695	5
1,166,921,544			2,311.723				2022.961		1,272,651.51	2,878,179			379,865.12	5,172,452		

一、補充金　七九、二四九、七五二円
一、公債　発行額　三四、七四五、九三四円
　　現在額　三四、七四五、九三四円
合計　三八、一三、七五二円

政府ニ於テ　朝鮮ノ財政ニ資スル

連絡

評価基準

	帳簿価	評価	備考
~~鉄鋼~~ 軸鍛造焼鈍	10,325,188円	51625円	帳価×5倍

鉄鋼水素化工芳訓令1号

記花芯撃ち、芳叶ち 2,000 (50)、北光 1200 (25) 庄銅 1,000 工郎 600 (5)

焼ねついコンクリート金庄 1,000 (30)、仁木造芳 600 (15)

溶解 也吉り 1,500円　エンジン事力当 600

京電　前建京一本 100万建設仁、180、3年以倍仁。

金剛山電鉄 1000万建設仁、3年以倍率 130万円

昭和七年活躍項 1本也建設仁、57万円。倍額以100万仁

動産　焼先色 5倍(事電、電項、レール倍対象)

電業、発電、送電、変電 帳価×7.8倍

財形売 3倍

化学 (一)

朝鮮理研ゴム工業	主る已神奈川町1の731 理研ゴム工業㈱	12.918.861
株式、長谷川セッケン製造㈱	神奈川区、塩屋ケ1,012,01	2.457.791
朝鮮ゴム調革	〃 主る已明和通=の一	8.641.850
朝鮮燃料工業		3.441.250
株式、朝鮮油脂工業㈱	山梨県東八代郡石和町松居字上矢作304	249.009
興亜工業		8.108.475
上野山大幸商		1.
朝鮮化学肥料		6.
三共分工場	唐津市	295.00
ニッポン防水化学工業	大阪府、豊能郡、住吉村高林1871	1.—
日本酸素工業応変		660.—
横浜ゴム製造	神奈川区ノ一	6.741.165
森下仁丹		9.216.
北鮮酸素工業	京城三丁目	7.000—
平壌ニッケ株式		614.000
川村油業株		311.058
北鮮林業	大阪市西、堺土町二ノ三の大日本紡内	2.073.849
朝鮮農薬化学工業	名古屋、熱田、西区本町、新田中 135	2.469.019
三和ゴム	兵庫県下	20.254.656
朝鮮三七製薬	静岡市安西町一二六	35.500—
朝陽武田薬品工業	大阪市西、ドーシュー堀二丁目27	49
朝鮮サンス堂薬品		475.—
夢精元商会		175.—

	9,138.061.57	18=9.612.0	9,138.060
	1,262,507	299.149 31	1,495.685
计	10.400.568	2,126,701.	10.633.745

其他	25289.	2,022	6.070	Freight Rebates
				Equipment of the Supreme Command
				Accessories
车辆	2,227	771.		2,313
	2,803	509		15,135
	198	356		1,068
	2,179	992		2,979
	913	415		1,245
	8,320	2,599		22,740

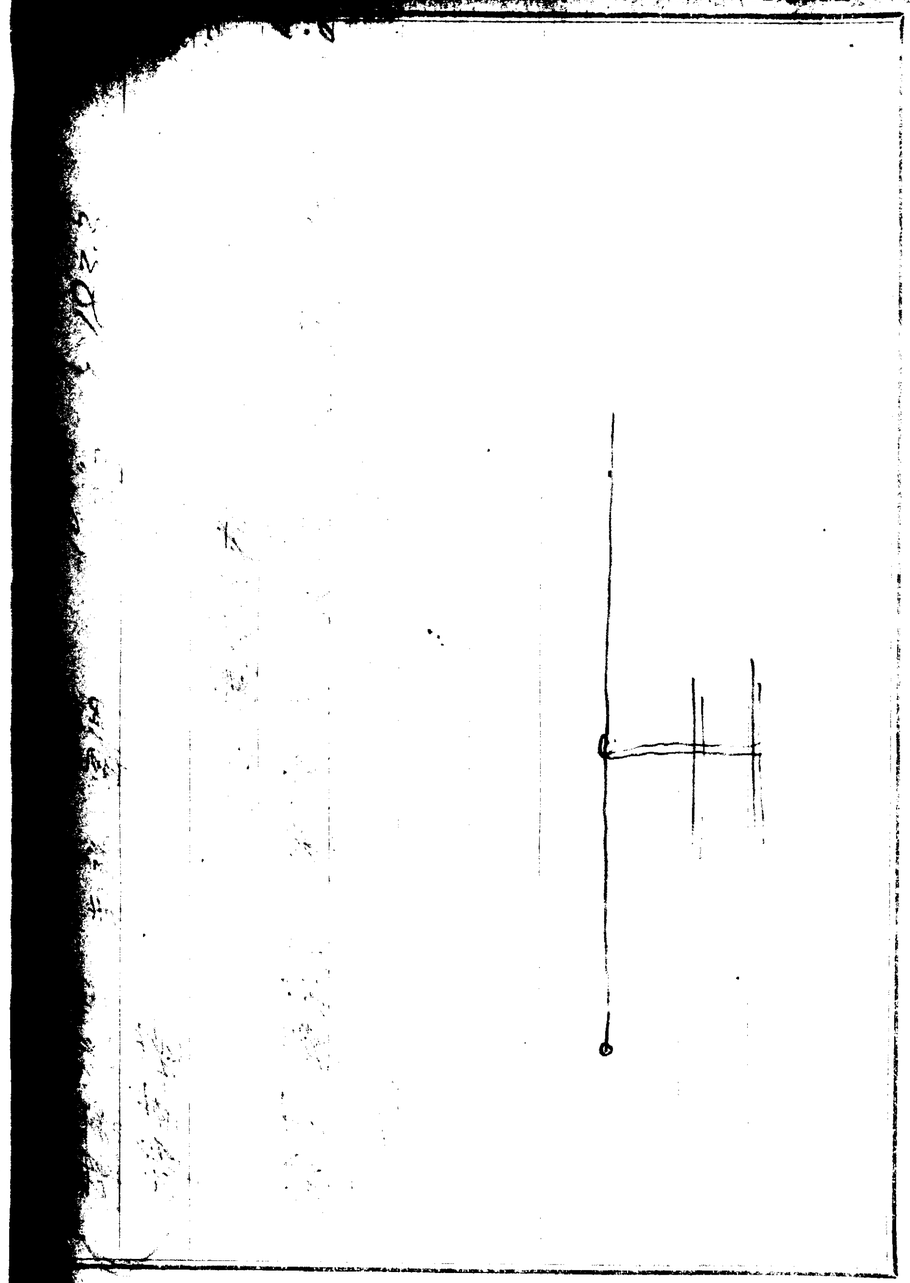

〃		60.94	3798	6.400
		14	813	7.326
〃			626	5.634
〃			129	792
〃		33	1.808	14.464
		60	8.403	69.200
〃			281	2.248
		60.75	11.639	104.760
〃		24	1.880	16.920
〃			1.902	17.127
			4.713	3.291
〃	木m		16	112
〃		26	2.539	26.433
		23	3.013	27.117
		50.5	4.588	55.504
	3		296	2.223
	1		100	500
	4		772	6.176
	1		1.190	5.520
〃		25.7	3.160	28.400
計			58.522	449.516
		613.25	I 4.976	I 58.562
				568.039
				1.965.690

建物……

工作物……

土木……許……

所長

名

	坪	円	大	
用地	2,000	40,155	長	120,465
	2,559	1,382		46,150
	2618	24,420	部	73,260
	223	18	長	234
	86	89		240
	698	323		969
計	8,129	80,447		241,346

昭和 年 月 日 接受
昭和 年 月 日 起案
送 發
帳 記
印 鈐
合 校
寫 淨

號

課長

決裁

建物	11,169	1,005	3,015
	8430	252	757
	1,754,234	30,199	70,606
	1770,831	31,416	94380

主任

5
94,715.-

09

公共団体営造等差ノ程度

1. 総説

小人等ノ得タル税額ノ最高ノ基礎数字ハ ~~統計~~ 基礎数字ハ 昭和十七年朝鮮総督府統計年報（昭和十九年三月刊行）及昭和十六年朝鮮地方財政要覧（昭和十六年十二月刊行）ニ依リ之ヲ ~~地方行政団体~~ 地方行政団体ノ ~~財産~~ 財産ニ関スル ~~事項~~ 基本的事項ヲ明確ニシ一般財産ニ ~~関スル事項~~ 関スル事項ヲ ~~除外シ~~ 除外シ公共団体中地方公共団体ニ ~~関スル事項~~ 関スル事項ヲ ~~除外シ~~ 除外シ ~~其ノ~~ 其ノ ~~一人~~ 一人ノ程度ヲ ~~算出~~ 算出シ ~~之ヲ~~ 之ヲ ~~内地人~~ 内地人ノ程度ニ ~~比較~~ 比較シ ~~其ノ~~ 其ノ ~~差異~~ 差異ヲ ~~算出~~ 算出シ ~~之ヲ~~ 之ヲ ~~内地人~~ 内地人ノ ~~程度~~ 程度ニ ~~加算~~ 加算シ ~~以テ~~ 以テ ~~内地人~~ 内地人ノ ~~程度~~ 程度

水竞 裳井

27 永和裳场 株式(会社) (21)
3343.005

28 高野水竞工业株式(会社) 69
2074.800円

29 大杜裳场 专修(61)

30 鸣冬裳场 326 专修?
(...

31. 杉堂水竞 145
2517.725円

水竞 裳井 / ②

13. 专濑裳场(裳水) 152
5126.292.

14. 大邱水竞株式(大邱) 172
6000円

15 小杉温生南子株式(清津) 427
438.966

16 大林裳场 161
5.225.440(计.50件)

19. 平原竞马组合 (419)
3.142.120円

朝鲜土地株式 169
2.931.784

株式会社七井裳场 江原山 七井洞一部 ~~149~~
3.240.000(约二间) (415)

水竜 寮井 / ②

13. 自然寮的(農水).
· 9.626.292.

14. 大邱水竜採水(大邱)
6.000㎡

15 小林洞生南3採水.(清津)
436.966

16 大林寮井
5.225.440.(甲,50坪)

17. 平安竜井組合
3.142.820㎡

18 朝鮮土地採水
2.931.784.

採水公社七井寮採水 五龍山 七井洞一帯
3.240.000(約2㎡)

下平七九
約700.000㎡

1. 自然寮井 (農水)
960 ?

2 合名公社 青木農場 (海東府)
106.290

3 朝鮮総督水竜採水
54.000?

4 大邱弥竜採水 本社 大邱

189.900㎡

25 朝鮮寮林採水 (新岭. 三坊)
1.644.000?

26. 朝鮮水竜化工採水(清津)
2.950.____?

152
172
427
169
(419)
169
449
(415)
(409)
127
149
(397)
(386)
(395)
77

[illegible] 1/37

2510.5. 98

重经济条件(修改)控除.

1. 无劳动收入经

Sec 5. — 50% 扣除 (子女) 抚

Sec 6. — 70% 扣除. (离婚.

Sec 7. — ~~开~~ 50% 减 (抚养费)
5%
仔合私 [illegible]%

Sec 8 50

Sec 9. 9.

Sec 10. — 100.
矿务扣除

Sec 12 — 海外 5°
东南 3°

Sec 13 — 100.

" 14 — 100 扣除

Sec 15 100.

Sec 16 100
针单独扣除

私营企业自外省之调查一次
(个人及随带亲自之生活)

2. 3. 4. 以外之除外

3. 取以上外地调回之生活费
海外....

2. 调查方法
人和经营海为范围

1. 现地调查 (内容)

12

土建

日本土建興業	神戸市灘区下河原通 1の3	¥316,000
株式会社	岡山市立川町 1の10	¥164,508
梅林土木㈱	大分市王子分 2785の1	11,498,171
合資会社	広島県豊田郡南方村 607	158,435

水產

満州国漁業	下関、竹崎ヲ61、大洋漁業会社	1,320—
南鮮水產事業	神戸、吹合已、ウキノ浜ヲ37回 九民技ロ	343.385
共同漁業	福岡、戸畑、ホホヒ崎ビヲク、8、	5,076,015
大邱水產、林務部		60
小杉漁業商事	富山、高岡市中川原ヲ=ル	54,007
朝鮮興国水產	下関 大洋漁業気仙	2076,800
朝鮮水產工業、		

19年3月鉄道予算. 127頁　一般会計投資

		17年3月	16年3月
18年3月	鉄道 167,653	166,402	~~34,586~~ 160,000
	軌道 414,141	433,263	397,586

22年3月予算　一般会計投資

最高分　村山線　沿岡大次～豚内 ―― 1,418千円
　　紀勢線　尾鷲～木ノ本　1,197千円

最低分　333千円

昭和　年　月　日

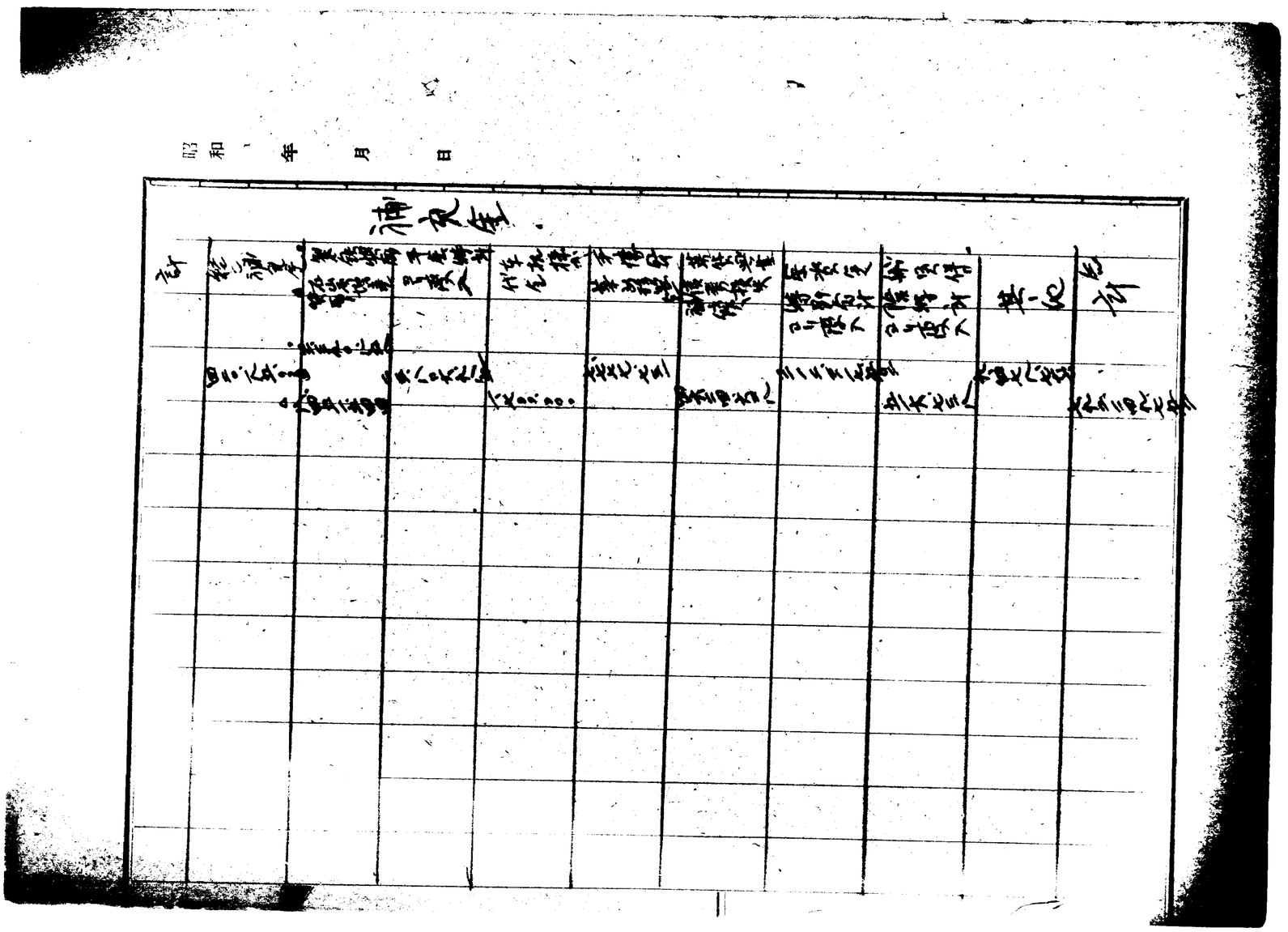

公債發行額

事業名	發行制限額
鉄道建設改良費	二、一八三、五五九、三三
道路修築及改良費	八五、三一四、五八九
港湾修築及改良費	一、五五三、一九〇、四〇
塩田擴張費	一三、六六八、四〇
平壌鑛業所擴張費	二、九〇、〇〇〇
警備電話擴張費	一、〇二二、二七八
警察官署新營費	二、五八三、二六三
監獄署新營費	二、〇〇三、〇四〇
醫院新營費	三、三六六、三九
電信電話電線倫費	一九、〇七四、八四三
煙草專売創業費	二〇、〇二六、七八六
砂防事業費	一九、〇〇九、六八二
産業物資整備資金出資	一〇、〇〇〇、〇〇〇
其他	九六〇、四八〇
私鉄買收	二六、七四八、三五〇
合計	三、〇八一、九〇四、二五
内発行額ノ支辨	△ 八六、九〇、四三五
差引法定額	二、九九五、二〇〇、〇〇〇
私鉄買收（特別法ニ依ル分）	一一四、八四五、九三五
米穀生産確保	三一〇、八〇〇、〇〇〇
總計	三〇七、六四五、九一四
未発行額ノ限度（一割増）	三〇、七四八、八八一、九〇〇

事業名	發行制限額
金山送電線施設費	五六、七二九、〇〇〇
治水事業費	二七、〇〇三、六三三
北鮮拓殖鉄道敷設費	二、三三〇、〇〇〇
北鮮森林其他事業費	四、四四〇、四、四四〇
北鮮拓殖道路改修費	一、四一五、三八〇
右三者計	八、一六九、八七四
土地改良事業助成費	三七、七一五、一一五
土木費補助	三〇、八、六八八、九二三
防空及航空機運輸費	一五、六七四、四九六
市街地土木事業補助	一、九六二、七二二
重要鑛物増産施設費	三二、一五五、三〇五
食糧増産国庫金	九、七七五、〇〇〇

大日本帝國

	補充金
經費補充金	四二〇、八五〇、〇〇〇
教育設備費	三五、八五〇、〇〇〇
公務增強費	八四五、三五〇、〇〇〇
預定特別回收入	三、〇六〇、九八五、〇〇〇
事務所什器費	一、七〇〇、〇〇〇
事業繼續對策費	七七、七三九、〇〇〇
其他事業費(補充金)	四六、四六八、〇〇〇
事業特別回收入	二〇、三七三、三一二
第四種事業特別回收入	五一、七三九、〇〇〇
其他	六四、八六六、〇〇〇
合計	一四、七八四、四五六、〇〇〇

(第十一種定期郵便物認可)

昭和　年　月　日

公債発行額（十九年分）

事業名	発行額
鉄道建設改良費	三八三、五二二
道路修築改良費	八五三、五八九
港湾〃	一五、二九〇、四〇〇
治水〃	二七、一一三、六三二
農業土木事業費	一、〇二二、三四八
開墾建設費	一、五八三、三六二
干拓事業費	一、四三五、〇〇〇
北海道拓殖施設費	六三五、〇〇〇
樺太施設費	四四四、四九四
樺太鉄道敷設費	一、四一五、三八〇
樺太〃	一、五七九、八五〇
樺太港湾修築費	二、〇三三、四六二
樺太農業施設費	一、五五七、一一五
樺太漁港修築費	二〇八、八八〇、九三二
樺太電信電話施設費	一、五六七、四四、四九七
樺太〃	一、九二三、七二二
樺太電気事業施設費	三六、一九二、二二

(69)

農業福祉費国ノ	一一、〇〇〇、〇〇〇	九三七、一一七			
其他	九六、四八〇				
私鉄買収	二六、七四八、三四九				
合計	三、〇八一、九九〇、四四五				
内訳行政ノ部	八六、七九〇、四五五				
差引復興勘定	二、九九五、二一〇、〇〇〇				
私鉄買収（特別会計）	一、二四八、四五五、三五〇				
未復元官庁修復	三一、〇八〇、〇〇〇				
仮計	三四七、六四五、九三〇				
一般会計（未復元官庁修復）	三、〇七五、八八一、八一一				

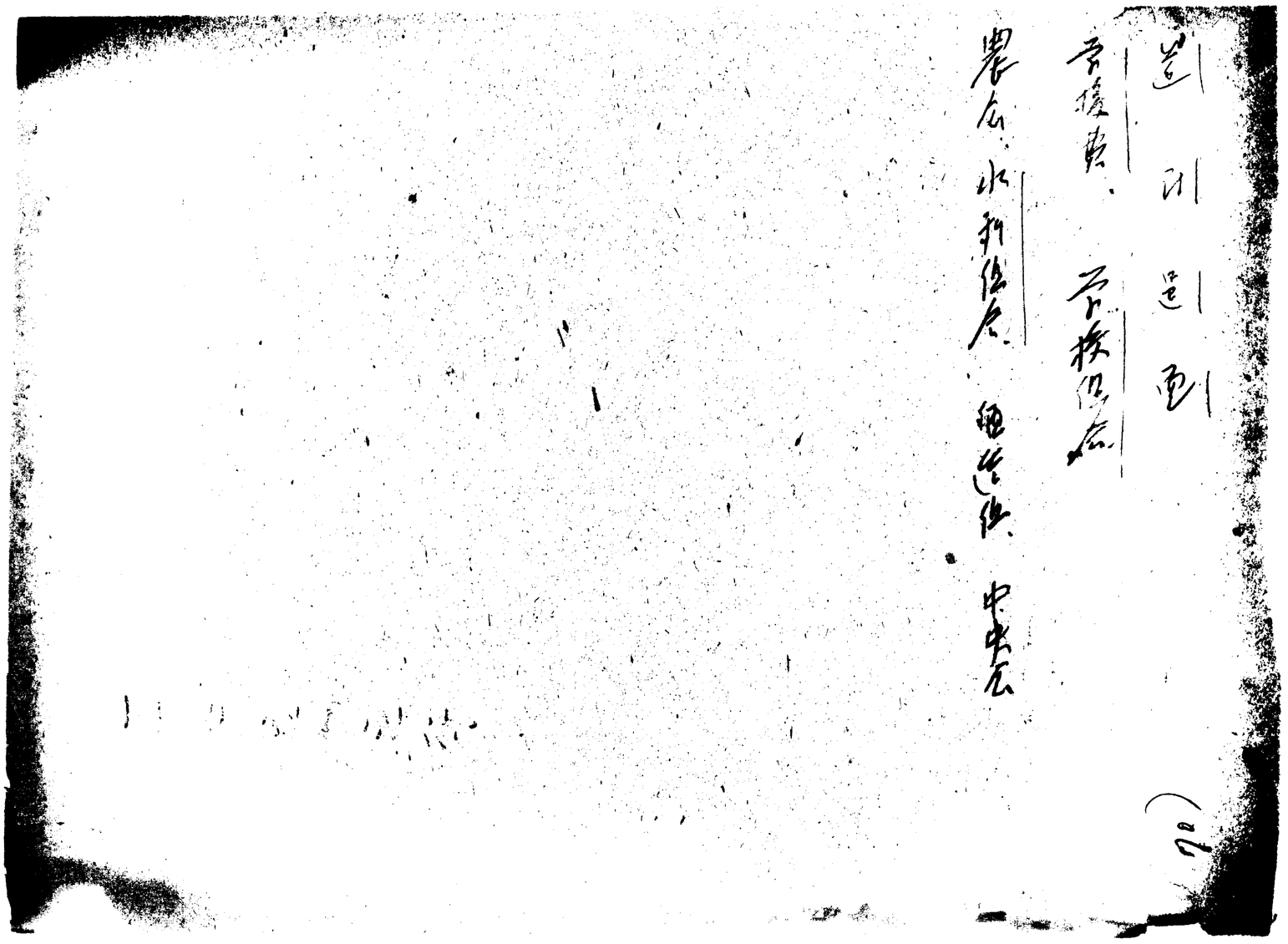

入会申込書

一、会社名

二、代表者名

三、所在地

四、連絡先

五、お込資本金積立金、

右の通り全国貸金業協会入会申込ミマス

昭和三十　年　月　日

会社名

朝鮮貸金業者協会　御中

崇	78.62	4.217	
下	122,553	87,809	
拐	48,611	20.266	283
江北			
成南	102.760	84,137	
成北	103.094	85,294	
孝中	22,435	218	
江孝	69,860	30,744	

绵高佛井

绵高佛井

仅供内部交流
口有此表公开使用价值.
恕不批复此项物

個人　南67.　北33%
　　〃　64　〃　36　(人口比)

法人　名古屋市(市内)
　　小名古屋(名古屋以外)　南60　北40

昭和十二年十一月

朝鮮事業者会

理事長　白松栄秋

会社

本会加入勧奨方ノ件

当事業ハ戦時ニ於ケル一等、関係当局ノ助成ト会員ノ協力トニヨリ引揚事業着聞ノ速カナル会、北地産ニ対スル対策、従業員ノ引揚措置、内地事業ヘノ転換等ニ付テハ今回着シキ進展ヲ見ズシテ未リタルモ在外財産対策ハ内地建築ノ転換等ニ付テハ今回着シキ進展ヲ見ズ記ノ如キ本会設立当時ニ於ケル目的及建設ニ能ナリシ事業モ多数元ノ如ク復活スルノデ別紙会則添付本会加入方御勧奨ノ上御記入ノ上御申込願ヒマス　尚会社ノ御入会御希望ノ場合ハ別紙申込書ニ御記入ノ上入会金壱通ノ御準備ヲ煩ハシタイト

73

南北鮮別人口推定。

昭和十七年統計 係人口 23,614,401

北部

黄海	1,256,156
平南	1,841,433
平北	1,896,290
咸北	2,050,965
咸南	1,231,336
北京計	200,000
江原	300,000
北計	9,480,178 …… 36%

京畿 1,256,156
忠南 1,841,433
忠北 1,896,290
全北 2,050,965
全南 1,231,336
慶北 200,000
慶南 300,000
南計 16,881,223 …… 64%

イ、畑(坪3円)田(5円)ト私有財産ノ評価基準ニ依リ宅地ニ近キ存ル分(坪20)ノ評価セリ
中等学校敷地ハ都会ニ於ケル相当繁華ノ土地ト部分ナルヲ以テ(坪30円)ト評価セリ 数量不明ノ分ハ標準価格ノ10倍ト評価セリ
ロ、建物ハ坪1500円ト評価ス、但病院ハ鉄筋建又コンクリート造ヲモ含ムヲ以テ2000円ト評価セリ
ハ、図書、機械、器具等ハ帳簿価格ノ10倍ト評価セリ
3 府縣人地方団体税負担割合ハ(昭和15年3月当初予算)ニ依ル

府地人	一人当 67.041円	(一戸当 16.644)	戸数 165,900 (人口 689,790)
郡縣人	〃 11.812	(2.904)	〃 423,617 (22,954,563)

∴府地人負 67.041×165,900=11,122,101 …… 割合 0.15
郡縣人負 11.812×423,617=49,983,860 …… 〃 0.82
ト算定ス

174

25

府政國帝本日大

台共、国債資産算定ノ説明　　22.3.31"

/. 総説

1. 基礎数字ハ入手シ得タル最近ノ統計（昭和17年朝鮮総督府統計年報19年3月刊行及16年6月朝鮮地方財産要覧16年十二月刊行）ニ依リ

2. 台共国債中地方行政団体（道、府邑面、学校費学校組合）以外ハ不明ニテ調査シ得ズ

3. 前記地方行政団体ノ財産ニシテモ基本財産、及、学校、病院以外ハ不明ニテ調査シ得ズ

一昭和19年以降ハ不明ニ付終戦時迄ノ増加ヲ一割ト推定ス

4. 右公共団体財産ハ内鮮人ノ地方団体租税負担額ノ割合（日本人分1割5分　朝鮮人分8割5分）ニ依リ算合シテ日本側財産ト推定ス

M4-70-1

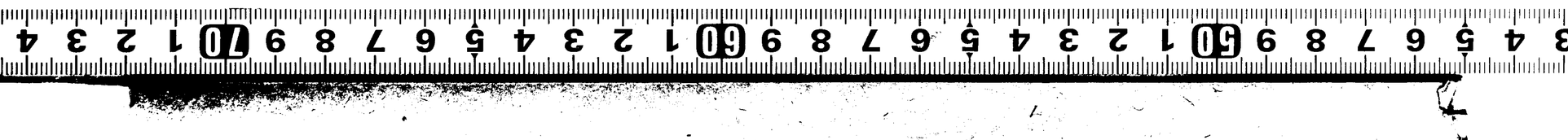

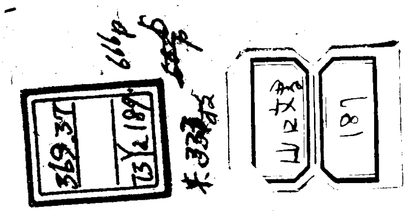
369.37
1217
山口女子

昭和21年12月22日 3回 撫育

(1) 終戦後の婦女誌の変化

資産表 (昭和20年3月31日現在)

朝鮮電業株式會社

科目	帳簿價格		評價額	
固定資産	(918,698,600	81)	(4,933,790,820	73)
営業設備	2,651,057	33	20,710,000	00
発電設備	353,631,693	76	2,752,000,000	00
送電設備	65,724,618	52	511,330,000	00
変電設備	31,854,146	87	247,820,000	00
炭鉱設備	20,525,847	14	103,650,000	00
建設工事假勘定	428,910,561	32	1,282,886,146	86
建設利息	15,394,673	87	15,394,673	87
特定資産	(540,322	40)	(540,322	40)
納稅準備預金	540,322	40	540,322	40
投資	(105,097,240	56)	(105,097,240	56)
関係会社有價証券	95,620,000	00	95,620,000	00
関係会社貸付金	9,477,240	56	9,477,240	56
流動資産	(32,062,765	41)	(48,996,607	69)
貯藏品	8,467,177	41	25,400,000	00
事業未收入金	9,576,802	62	9,576,802	62
諸未收入金	6,207	66	6,207	66
有價証券	3,575,480	04	3,575,480	04
貸付金	4,373,609	66	4,373,609	66
預金	6,057,056	57	6,057,056	57
現金	7,451	14	7,451	14
雜勘定	(12,772,836	35)	(12,772,836	35)
社内貸付金	329,100	00	329,100	00
假拂金	8,344,133	24	8,344,133	24
貸付有價証券	594,000	00	594,000	00
社債募集發行費	3,357,874	76	3,357,874	76
創業費	166,728	35	166,728	35
合計	1,069,191,765	53	5,101,217,127	73

科目内訳

A. 固定資産内訳

	帳簿価格	評価格
11, 発電設備		
a) 長津江系発電所	51,472,659.66	1,200,000,000.00
b) 虚川江系発電所	179,091,319.33	1,100,000,000.00
c) 富寧系発電所	10,810,503.92	60,000,000.00
d) 漢江系発電所	92,034,451.83	275,000,000.00
e) 雲岩発電所	856,591.44	10,000,000.00
f) 寧越汽力発電所	19,366,167.05 (21,188,118)	107,000,000.00
小計	353,631,693.76	2752,000,000.00
12, 建設工事仮勘定内訳		
a) 発電設備		
虚川江系発電所	256,412.89	1,570,000.00
西頭水系発電所	43,927,954.32	315,000,000.00
漢江系発電所	22,730,140.45	66,330,000.00
江界系発電所	239,726,431.24	582,750,000.00
蟾津江系発電所 (軍用鉄道分含む)	35,467,765.21	68,000,000.00
小計	342,510,704.19	1,033,650,000.00
b) 送電設備	12,783,759.74	38,470,000.00
c) 変電設備	3,107,545.41	9,350,000.00
d) 京城修理工場	1,036,817.15	2,070,000.00
e) その他	52,755.86	52,75536
f) 工事費内拂金	64,615,584.97	174440,000.00
g) 統合文拂勘定	4,803,361.00	4,803,361.00
仮勘定合計	428,910,561.32	1,282,896,146.16

B. 関係会社有価証券及貸付金内訳

会社名	株券	貸付金
11) 朝鮮鴨緑江水力発電(株)	39,580,000.00	-
12) 満洲 〃	39,580,000.00	-
13) 端豊鉄道(株)	~~80,000,000.00~~ ~~5,000,000.00~~	~~3,110,240.56~~
14) 東亜合同木材(株)	1,010,000.00	3,737,000.00
15) 新嶼鉄道(株)	550,000.00	2,430,000.00
16) 北鮮合同木材(株)	3,800,000.00	-
17) 朝鮮電業製鉄(株)	3,000,000.00	-
18) 寧越石炭(株)	100,000.00	-
合計	95,620,000.00	9,477,240.56

備考：関係会社有価証券ハ評価増ヲ帳簿価格ニ依リタルモ
鴨緑江水電固定資産評価倍率ハ $\frac{715}{100}$ トナリ居リ又営業中
ノ端豊鉄道(端川ヨリ茂居90km)モ亦終戦ヲ以テ1kmヨリ建
設費1百万円ト考ヘラルルヲ以テ建設費評価ハ9千万円(帳簿価
格 11,506,707.30 昭和20年6月)トナルヲ申添フ.

評價基準

11) 営業設備ノ評價ハ発電設備評價倍率 $\frac{771}{100}$ ニ依ル(千位以下切捨以下同ジ)

12) 発電設備ノ評價ハ汽力発電所ヲ除キ年間可能発電力量(KWH)ニ依リKWH当リ建設費ヲ終戦当時50圓(現在日本ニテハ¥2400ヲ¥3000)トシテ算出ス 即チ

長津江系発電所　24億KWH×50圓 = 12億圓
虚川江系　〃　22億KWH×50圓 = 11億圓
富寧系　〃　1.2億KWH×50圓 = 0.6億圓
漢江系　〃　5.5億KWH×50圓 = 2.75億圓
雲岩　〃　0.2億KWH×50圓 = 0.1億圓

汽力発電所ハ1KW当リ1,000圓トシテ算出ス 即チ
寧越汽力発電所　10.75KW×1,000圓 = 1.07億圓

~~以上~~ ニ依リ発電設備評價倍率ハ $\frac{771}{100}$ トス

13) 送電設備及変電設備ノ評價ハ上記 $\frac{771}{100}$ ニ依ル

14) 炭鉱設備ハ汽力発電所附帯設備ニ次ギ其ノ評價倍率 $\frac{505}{100}$ ニ依ル

15) 建設工事假勘定ノ評價ハ

(a) 発電設備ニ付テハ虚川江系及漢江系分ヲ除キ既設発電設備ノ評價方法(上記12)ニ依ル)ニ依リ工事進行度ヲ加味シテ算出ス 即チ

西頭水系発電所　21億KWH×50圓×0.3 = 3.15億圓
江界系　〃　15.5億KWH×50圓×0.63 = 5.8275億圓
蟾津江系　〃　1.6億KWH×50圓×0.95 = 0.76億圓

虚川江系及漢江系ハ既設発電設備評價倍率 虚川江系 $\frac{614}{100}$ 漢江系 $\frac{298}{100}$ ニ依ル

(b) 送電設備、変電設備及工事費内拂金ニ付テハ假勘定発電設備全体ノ評價倍率 $\frac{301}{100}$ ニ依ル

(c) 興城修理工場ノ評價ハ倍率 $\frac{200}{100}$ トス

16) 流動資産中貯蔵品ノ評價ハ倍率 $\frac{300}{100}$ トス

資産表（昭和20年3月31日現在）

朝鮮鴨綠江水力發電株式會社

科目	帳簿價格		評價額	
固定資産	(342,357,475	67)	(2,450,049,421	78
営業設備	238,426	47	2,200,000	00
發電設備	216,150,144	60	2,000,000,000	00
建設工事假勘定	113,119,482	82	435,000,000	00
建設利息	12,849,421	78	12,849,421	78
投資	(33,431,525	00)	(33,431,525	00)
関係会社有價証券	21,357,525	00	21,357,525	00
関係会社貸付金	12,074,000	00	12,074,000	00
特定資産	(50,046	00)	(50,046	00)
納稅準備預金	50,046	00	50,046	00
流動資産	(17,596,821	66)	(27,014,014	14)
貯藏品	4,712,507	52	14,130,000	00
事業未收入金	1,444,000	00	1,444,000	00
有價証券	870,666	50	870,666	50
貸付金	8,198,377	34	8,198,377	34
預金	2,370,644	16	2,370,644	16
現金	323	34	323	34
雜勘定	(9,274,771	73)	(9,274,771	73)
假拂金	7,449,807	61	7,449,807	61
社債差金及發行費	1,824,964	32	1,824,964	32
合計	402,710,640	26	2,519,819,778	85

備考：本表ハ滿洲鴨綠江水力發電株式会社ノ共同貸借対照表ニ依リ
同社ノ資産ノ拂下ヲ原則トスルモ有形資産ハ主トシテ朝鮮ニアリ
而シテ鴨綠江ニ於ケル發電事業ノ実体ハ共同貸借対照表ニ依ラザ
レバ把握シ得ザルニ因ル

別表

各科目内譯

A 固定資産内譯

	帳簿價格	評價額
(1) 發電設備		
水豊發電所	216,150,144.60	2,000,000,000.00
(2) 建設工事假勘定		
雲峯發電所	113,117,452.82	315,000,000.00
荒州發電所		120,000,000.00
小計		435,000,000.00

B. 関係会社有價証券及貸付金内譯

會社名	株券	貸付金
平北鉄道株式会社	~~10,000,000.00~~ 20,000,000.00	—
鴨北鉄道株式会社	7,500,000.00	5,378,000.00
朝鮮鴨綠江航運(株)	500,000.00	174,000.00
滿洲鴨綠江航運(株)	650,725.00	—
鴨江林産株式会社	2,706,600.00	923,000.00
朝鮮電業株式会社	—	5,577,000.00
合計	21,357,525.00	12,074,000.00

備考：平北鉄道株式会社(定州ヨリ水豊 120km)ノ建設費ハ
昭和20年6月現在¥24,272,063.82トナリ居リ之ガ終戰ト共
再建設價格 1kmヨリ¥1,000,000.00ト考ヘラル・故ニ営業線
120kmトシ¥120,000,000.00ト評價シ得ル筈ノ措置ス

評価基準

11) 営業設備の評価は発電設備評価倍率 $\frac{225}{100}$ による

12) 発電設備の評価は年間可能発電力量(KWH)により KWH 当り建設費を終戦当時 50 年(現在日本では¥250 ないし ¥300 と想定)として算出する

即ち

水豊発電所　40億KWH × 50年 = 20億円

13) 建設工事仮勘定の評価は上記12)の方法によるもこれに工事進行度を加味して算出する

即ち

雲峯発電所　21億KWH × 50年 × 0.3 = 3.15億円

義州発電所　12億KWH × 50年 × 0.2 = 1.2億円

計　4.35億円

14) 流動資産中貯蔵品の評価は倍率 $\frac{300}{100}$ にて算出する

15) 其の他は帳簿価格による

在外財産報告書

第一號表

報告者、氏名又ハ商號

1. 氏名又ハ商號		朝鮮電氣冶金株式會社 代理人 鐘淵紡績株式會社 取締役社長 倉知四郎
2. 住所		朝鮮咸鏡北道高寧郡高寧面 (代理人住所東京都品川区大井鎧町三四七五)
3. 國籍		日本
4. 報告書作成ノ現在日		
5. 報告書提出日		昭和廿一年十二月廿 日
6. 本報告者ト所有者ト異ル場合ハ所有者ト關係		同人

第貳號表

（北鮮）　在外財産等報告總括表　朝鮮製紙㈱株式会社

報告資産細目	通貨名	金
1. 金銀貨幣		
2. 金、銀、白金ノ地金及合金		
3. 在外不動産	日本円	59,054,000
4. 在外動産		6,960,000
5. 在外銀行預金及其ノ他ノ預ケ金		31,599,199
6. 外國居住者ノ負担トナルベキ勘定、受取手形及其ノ他ノ貸金		5,211,457
7. 在外事業ノ株式、組合出資及其ノ他ノ出資		1,453,496
8. 各表ニ於テ報告セラレザル債券、抵当證券、社債及其ノ他ノ投資證書		
9. 前各表ニ報告セラレザル支拂證書		
10. 著作權、特許權、「ライセンス」商標權及之ニ類スル無体財産權		
11. 外國通貨		1,571,196
12. 外國、政府又ハ地方公共團体ノ發行スル債券其ノ他ノ債務証書		
13. 外國居住者ノ負担トナルベキ保険証券及年金		
14. 本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子會社		
15. 借地權又ハ財産ノ使用若ハ占有ニ関スル類似ノ權利		
16. 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ効力アル財産ニシテ本邦内ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財産		
合　計		67,349,197

第三ノ五）動産（本部外ニ所在スル土地、建物、工場、機械設備等）

番号	財産ノ所在地	種類	所有者ノ住所、氏名又ハ商號	帳簿價格	取得ノ時期及相手方	取得價額又ハ建設價額	營業財産ニ關スル權利取得ノ日時及ハ當該權利取得ノ内容	所有者以外ノ者ガ營業財産ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所、氏名又ハ商號及利害關係ノ内容	評價額
土地									
建物									
機械									
屋外									
計									

第四 動 産 （本邸外ニ所在スル原料品、半製品、製品及其ノ他ノ有価財産）

（令和3年3月31日現在）

財産ノ明細	財産ノ所在地	数量（単位ヲ明記スベシ）	担保ノ種類及所在地	帳簿価額	取得価額	取得ノ時期及事由	評価額
原材料	製造工場			37,721,166			57,[illegible]
仕掛品	〃			6,576,154			9,[illegible]
半製品	〃			9,446,658			144,[illegible]
副産物				12,257,781			1[illegible]
製品				19,419,799			2[illegible]
雷管				10,912,384			3,[illegible]
工具器具				105,704,871			16,500,[illegible]
車両運搬具				49,709			[illegible]
計				3,144,678			696,[illegible]

五　銀行預金及其ノ他ノ預ケ金

（明治　年　月　日）

朝鮮毛糸紡績株式會社

預金ノ種類	預ケ先ノ住所及名又ハ商號	預ケ先ノ主要業種	預入ノ時及期等ノ事由	預ケ有ノ住所、名又ハ商號國籍	證書ノ種類及記號	預入ノ年月日	期末現在高
當座預金	朝鮮銀行	銀行業					¥11,000—
〃	朝鮮商業銀行	〃					¥1,552·12
振替貯金	貯金局						¥419·97

第六　外國居住所ノ負担トナル勘定取扱手形及其ノ他ノ貸金、但シ投資證券、鉄道
金及其ノ他ノ預ケ金ヲ除ク

明細（債權種類、決濟日等）	債務者ノ住所又ハ氏名又ハ商號	取得ノ時期及事由	債權者ノ住所氏名又ハ商號及國籍	證書ノ所在地	債權者以外ノ者ガ當該債權ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所氏名又ハ商號及利害關係ノ内容	辨濟ヲ受クベキ通貨ニ依ル債權額
前頁ノ通リ	不					

十　株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スルトキハ其ノ旨（第十四号様式ヲ準用スル）

（前九、六、三〇方レザルモノヲ除ク）　朝鮮電気化工株式会社

名称（種類及番号）	譲渡者ノ住所及氏名又ハ名称	譲受者ノ住所及氏名又ハ名称及理由	譲渡ノ時期及事由	譲渡者以外ノ者ガ当該株式ニ付利益ヲ有スル場合ハ其ノ住所又ハ氏名又ハ名称及利害ノ内容	株数ノ額（券面金額又ハ口数）及明細	被譲渡者ノ被選挙権ノ有無	株券番号	時日
株式	朝鮮化学肥料株式会社				3,000株 ¥150,000	—		
	カーバイト株式会社				300株 ¥15,000	—		

第拾壹　外國通貨

發行銀行又ハ發行銀行名	所有者住所、氏名又ハ商號及國籍	保管者又ハ所在地	取得時期原因	額面	數量	金額
朝鮮銀行	京畿道					10,000.00
計						10,000.00

負債（本邦内ニ居住スル者ガ外國ニ居住スル者ニ對シ負担スベキ一切ノ負債）

別紙ノ通リ

負債ノ種類	負債ノ明細	相手方ノ住所、氏名又ハ商號又ハ國籍	負債ノ原因及利子ニ關スル取極其ノ他負債ニ關シ參考トナルベキ事項	表示通貨ニ依ル金額
未拂金				¥ 336,374
仮預リ金				95,540
保証預リ金				1,000
身元保証金				1,000

在外財産報告書

第一號表

報告者ノ氏名又ハ商號

1.	氏名又ハ商號	朝鮮製紙株式會社 代理者 鐘淵紡績株式會社 取締役社長 倉知四郎
2.	住所	朝鮮全羅南道順天邑二ノ七 (代理者ノ住所 東京都品川區大井鐘紡三四七五)
3.	國籍	日本
4.	報告書作成ノ現在日	昭和廿一年十二月二十七日
5.	報告書提出日	同人
6.	本報告者ノ所有者ノ異ル場合ハ所有者ノ關係	

第貳號表

在外財產等報告總括表

（有價）

報告資產細目	通貨名	金額
1. 金銀貨幣		
2. 金、銀、白金、地金及合金		
3. 在外不動產		
4. 在外動產		
5. 在外銀行預金及其他預ケ金		
6. 外國居住者ノ負担トナルベキ勘定、受取手形及其他貸金		
7. 在外事業ノ株式、組合出資及其他出資		
8. 各表ニ於テ報告セラレザル債券、抵当證券、社債及其ノ他ノ投資證書		
9. 前各表ニ報告セラレザル支拂證書		
10. 著作權、特許權、「ライセンス」商標權及之ニ類スル無体財產權		
11. 外國通貨		
12. 外國ノ政府又ハ地方公共團体ノ發行スル債券其ノ他ノ債務証書		
13. 外國居住者ノ負担トナルベキ保険証券及年金		
14. 本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子會社		
15. 借地權又ハ財產ノ使用若ハ占有ニ関スル類似ノ權利		
16. 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ効力アル財產ニシテ本邦内ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ノ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財產		
合計		

第三　不動産（本邦外ニ所在スル土地、建物、工場、機械設備等）

財産ノ明細	財産ノ所在地	譲者ノ住所及所在地	所有者ノ住所、氏名又ハ商号及印	帳簿価格	取得ノ時期及相手方	取得価額又ハ建設価額	営業財産ニ関スル権利取得ノ買換又ハ書換ノ場合ノ旧物ノ内容	所有者以外ノ者ガ営業財産ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ハ其ノ住所、氏名又ハ商号及利害関係ノ内容	評価額
土地									
林									
建物									
機械									
船舶									
鉱業権									
漁業権									
特許権									
実用新案権									
意匠権									
商標権									
著作権									
営業権									
仮換									

第四 動産（本部外ニ所在スル原料品、半製品、製品及其ノ他ノ有形財産）

財産ノ明細	財産ノ所在地	数量（単位ヲ明記スベシ）	証書ノ種類及所在地	帳簿価額	取得価額	取得ノ時期及事由	評価額
什器	元山仕場						
事務机	同上	五拾個		壱千五百弐拾五円			壱千六百円
ストーブ	〃	拾五個		弐百七拾壱円			弐百五拾円
机	〃	六拾個		壱千弐百参拾四円			弐千四百円
椅子	〃						
乳牛	〃						
荷馬	〃	七頭		弐千参百六拾円			弐千五百円
小牛	〃			弐千弐百六拾五円			弐千四百五拾円
豚	〃	百七拾匹		壱千四百五拾円			壱千五百円
鶏	〃			壱千弐百円			壱千弐百円
犬	〃	弐匹		四拾五円			五拾円
計				弐万六千七百五拾円			弐万八千百円

現金預金及其ノ他ノ預ケ金

朝鮮製紙株式会社

預金ノ種類	預ケ先ノ住所及氏名又ハ商號	預ケ先ノ主要業種	預ケ入ノ時及由ノ期等	預ケ名ノ入號縁ノ所有主氏名又ハ商號	證書ノ種類及所在地	辨濟ノ受ケ方ノ通貨	同右ノ金額
当座預金	朝鮮 殖産銀行	銀行業					10,466.05
株券申込保証金	本店ノ為						571 462.5
							-15,499.55

第六　外國居住ノ負担トナル勘定（預託手形及其ノ他）資金、但シ株券、證券、銀行預金及其ノ他）預ケ金ヲ除ク

明細（名称、種類、決算日等）	債務者ノ住所又ハ氏名又ハ商號	取得ノ時期及事由	債權者ノ住所氏名又ハ商號又ハ國籍	證書ノ所在地	債權者以外ノ者ガ当該財權ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ハ其ノ住所氏名又ハ商號及利害関係ノ内容	辨濟ヲ受クベキ通貨ニ依ル債權額
賣掛金	不		詳			八六、九二五、七

第拾壹　外國通貨

朝鮮紙株式會社

發行國又ハ發行銀行名	所有者ノ住所、氏名又ハ商號及國籍	保管者又ハ所在地	得期日限	額面	數量	金額
朝鮮銀行	〃	朝鮮平壤府通順天里二〇六				11618円
						11618円

負債（本邦内ニ居住スル者ガ外國ニ居住スル者ニ對シ負担スベキ一切ノ負債）

（02, 24, 9, 34）

朝鮮電気株式会社

負債ノ種類	負債ノ明細	相手方ノ住所、氏名又ハ商號又ハ國籍	負債ノ原因及弁済ニ関スル契約其ノ他負債ニ関シ参考トナルベキ事項	表示通貨ニ依ル金額
借入金				962,000
仮預リ金				373,369
前受預リ金				9916
未払金				79,1936

10/33 693

3004

第312　　# 建物明細表　　33.3.31

人工物及倉庫

所在場所	名称	坪数		構造	取得原価	帳簿価格	取得年月日	評価額
		建坪	延坪					
平塚府	焼積工場	923	125.5	鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根 4階建	133,580.97	93,234.16	昭和14年7月1日	
船橋町	磨砕工場		223.8	〃 5階建	142,329.60	99,331.50	〃	
〃	澱粉分離工場	831.3	1,598.2	〃 3〃	382,932.10	266,976.21	〃	
〃	水道室	31.9		〃 1〃	42,112.30	30,091.36	〃	
〃	飼料工場	208.5	697.0	〃 4〃	200,820.52	140,164.63	〃	
〃	発電所	93.7	187.8	〃 6〃	75,541.23	52,724.90	〃	
〃	木工場及鍛冶場	89.1		〃 1〃	28,298.49	19,737.25	〃	
〃	汽缶室	136.0	479.28	〃 6〃	282,010.27	161,835.58	〃	
〃	微物乾工場	109.0	193.0	鉄骨鉄筋コンクリート5階建	183,341.48	127,889.69	〃	
〃	微物仕上工場	183.5	385.7	鉄骨鉄筋コンクリート4階建	243,651.90	169,960.90	〃	
〃	製造材料倉庫	181.1		鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根	22,727.65	15,846.39	〃	
〃	製品倉庫	904.9		〃	162,289.98	113,271.84	〃	
〃	醤油醸造場及包装室	220.1	445.8	〃 2階建	136,162.16	95,035.89	〃	
〃	糖化工場	164.9	214.5	鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根 5階建	110,874.09	77,386.08	〃	
〃	機械工場他	605.3	847.7	〃 2〃	222,115.11	154,999.10	〃	
〃	汽罐所	68.4		〃 1〃	24,098.64	16,819.56	〃	
〃	沙糖置場				635.00	443.21	〃	
〃	倉庫	135.0		鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根	8,214.42	5,733.34	昭和14年7月8日	
〃	倉庫事務所	441.0		〃	26,836.02	18,744.42	〃 6年12月	
〃	倉庫	100.0	○	木造鉄板葺	4,095.96 ✓	2,858.82	〃 16年12月	
〃	倉庫及食堂	243.09	○	木造トタン葺平家建	4,242.91 ✓	2961.39	〃 13年12月	
〃	精製油工場	570.2	137.0	鉄骨鉄筋コンクリート4階建	40,554.93	29,692.45	〃 11年3月	
〃	自動車々庫	35.0	○	木造スレート葺平家建	2,802.35 ✓	1,965.94	〃 14年5月	
〃	原料倉庫	1,009.0	○	木造トタン葺土壁平家建	28,748.93 ✓	20,065.57	〃 10年1月	
〃	事務所	82.0	△	煉瓦造陸屋根	4,369.41	3,899.46	〃 16年5月	
平北義州郡楽丹洞252-259	倉庫	26.9	○	木造スレート葺瓦葺平家建	2,835.90	1,897.06	〃 17年7月	
〃	〃	10.0	○	トタン葺平家建	1,314.48	815.84	〃	
〃	事務所	52.0	△	煉瓦造トタン葺平家建	2,332.55	1,366.32	〃	
船橋町	五洲倉庫	21.0	△	煉瓦造	1,572.08	997.26	〃	
					2,557,582.42	1,781,744.92		

第三12

建物明細表

2社宅

所在場所	坪数 建坪	坪数 延坪	構造	取得原価	帳簿価格	取得年月	摘要
平塚市桜町490	102.6		鉄筋コンクリート造2階建	35,252.81	23,298.62	昭和64年10月	
〃	77.5		〃	33,558.80	22,180.98	〃	
〃	77.5		〃	33,558.80	22,180.98	〃	
〃	99.5		〃	33,558.80	22,180.98	〃	
〃	97.5		〃	33,558.80	22,180.98	〃	
〃	16.5		〃 1階建	1,650.00	1,090.54	〃	
平塚市船橋町	22.0		木造瓦葺平家建	8,748.00 ✓	5,287.57	平成1年11月	
〃	36.1		〃	10,785.00 ✓	6,287.57	〃	
〃	22.0		〃	8,850.00 ✓	7,229.91	18年12月	
〃	30.0		〃	13,738.96	12,245.60	19年6月	
新潟県北蒲原郡笹神村大字山倉字	49.1		木造かわらぶき瓦葺平屋建	13,673.32 ✓	7,794.59	17年10月	
新潟県北蒲原郡笹神村大字山倉字	22.0		木造スレート瓦葺平家建	7,793.90 ✓	6,428.59	〃 7月	
平塚市船橋町446			木造平家建	25,729.38 ✓	22,530.91	18年1月	
〃 栗人院町484	33.39		木造瓦葺平家建	14,277.693 ✓	14,277.693	17年12月	
〃 南町3	67.39		木造及鉄筋コンクリート一部二階建	37,146.55 ✓	37,146.55	〃	
				492,876.01	377,044.30		

在外財産報告書

第一號表

報告者，氏名又ハ商號

1	氏名又ハ商號	朝鮮紡織株式會社 代理者 鐘淵紡績株式會社 取締役社長 倉知四郎
2	住所	朝鮮全羅北道益山郡裡里邑 (代理者，住所東京都品川区大井鹽回四四五)
3	國籍	日本
4	報告書作成，現在日	
5	報告書提出日	昭和廿一年十二月　日
6	本報告者ト所有者トノ關係ナル場合ハ所有者トノ關係	同人

第貳號表

在外財產等報告總括表

（南鮮）　朝鮮麻紡織株式会社

報告資產細目	通貨名	金額	
1. 金銀貨幣	日本圓		
2. 金、銀、白金、地金及合金			
3. 在外不動產		15.662.000	00
4. 在外動產		1.566.000	00
5. 在外銀行預金及其ノ他ノ預ケ金		124.816	64
6. 外國居住者ノ負担トナルベキ勘定、受取手形及其ノ他ノ貸金		283.677	09
7. 在外事業ノ株式、組合出資及其ノ他ノ出資			
8. 各表ニ於テ報告セラレザル債券、抵当證券、社債及其ノ他ノ投資證書			
9. 前各表ニ掲ゲセラレザル支拂證書			
10. 著作權、特許權、「ライセンス」商標權及之ニ類スル無体財產權			
11. 外國通貨		59.915	31
12. 外國ノ政府又ハ地方公共團体ノ發行スル債券其ノ他ノ債務証書			
13. 外國居住者ノ負担トナルベキ保険証券及年金			
14. 本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子會社			
15. 借地權又ハ財產ノ使用若ハ占有ニ関スル類似ノ權利			
16. 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ効力アル財產ニシテ本邦内ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財產			
合計		17.647.411	04

朝鮮紡織株式会社

第三　不動産（本邦外ニ所在スル土地、建物、工場、機械設備等）

財産ノ明細	財産ノ所在地	證書ノ種類及所在地	所有者ノ住所、氏名又ハ商號及關係	帳簿價格	取得ノ時期及相手方	取得價額又ハ建設價額	當該財産ニ關スル權利取得ノ日現及ハ喪失ニ係ル原因ノ内容	所有者以外ノ者ガ當該財産ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所、氏名又ハ商號及利害關係ノ内容	評價額
土地	京城	滋北道		72.23[illegible].92					974.[illegible]
建物	仝			204.427.92					4.668.[illegible]
機械									
紡機	仝			169.265.12					1.352.[illegible]
織機	仝			15.924.43					126.[illegible]
附屬品	仝			47.570.58					3.[illegible]
土地	京城府永登町	滋北道		400.8.04					[illegible]
建物	仝	建設中		230.426.85					2.303.[illegible]
機械									
紡機	52.0								
織機	2.0								
附屬機	1400			1684.376.03					1.604.[illegible]
紡機	25								
織機	15								
附屬機	2112								
工具				126.404.81					126.[illegible]
建設仮勘定				527.138.62					527.[illegible]
				5.602.714.95					15.662.[illegible]

第四　動　産　（本邦外ニ所在スル原料品、半製品、製品及其ノ他ノ有形財産）

財産ノ明細	財産ノ所在地	数量（単位ヲ明記スベシ）	証券ノ種類及所在地	帳簿価額	取得価額	取得ノ時期及事由	評価額
麻		191.147.448					
頒		15.496.961		616.697.44			915.000
皮		1.808.335					
動物		8.544.715		52.458.52			98.000
品							
〃		5.856					
〃		72		122.983.72			183.000
有価		1.920		14.904.50			22.000
物品				102.769.27			306.000
工作		723.46		21.635.43			65.000
				125.433.24			1.574.000

一、銀行預金及其ノ他ノ預ケ金

（昭和二十二年三月末現在）

朝鮮麻紡織株式会社

預金種類	預ケ先ノ住所又ハ商號	預ケ先ノ主要業種	預入期及ビ預入時ノ事情	有ノ所在ノ國名又ハ住所氏名又ハ商号及ビ國籍	證書類ノ種類及ビ其ノ在處	辨濟ヲ受クベキ通貨	同上通貨ニ依ル金額
當座預金	朝鮮殖産銀行	銀行業				日本圓	102,919.65
納税準備預金	仝上	仝					21,816.99
計							124,816.64

朝鮮麻紡織株式会社

第六　外國居住所得ニ對スル課稅ニ關スル法律第二條第一項第六號ノ規定ニ依リ控除スベキ債務（但シ社債、株式又ハ出資ノ利子、預貯金ノ利子及其ノ他ノ貸金、預ケ金又ハ信用取引ニ因リ生ジタル債務ヲ除ク）（昭20.6.25調）

債務ノ明細（種類、決濟日等）	債務者ノ住所又ハ氏名又ハ商號	債務ノ發生ノ期日又ハ事由	債權者ノ住所氏名又ハ商號又ハ國籍	證書ノ所在地	債權者以外ノ者ガ當該債權ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所氏名又ハ商號及利害關係ノ內容	辨濟ヲ受クベキ通貨ニ依ル債權額
賣掛金	不詳					13,449.30
立替金	〃					3,818.64
前拂金	〃					266,396.11
計						283,664.05

第拾壹 外國通貨 (昭.20.6.25.訓)

朝鮮麻紡織株式会社

發行人又ハ發行所又ハ發行名	所有者ノ住所、氏名又ハ商號及國籍	保管者又ハ所在地	取得時期及原因	額面	數量	金額
朝鮮銀行		朝鮮全羅北道益山郡裡里邑				59,715.31
						59,715.11

負債（本邦内ニ居住スル者ガ外國ニ居住スル者ニ對シ負担スベキ一切ノ負債）（昭.20.6.25調）

朝鮮麻紡織株式会社

負債ノ種類	負債ノ明細	相手方ノ住所氏名又ハ商號又ハ國籍	負債ノ原因及ビ茲ニ掲ゲル事項以外ノ他ノ負債ニ關シ參考トナルベキ事項	表示通貨ニ依ル金額
借入金	不詳	不詳		738.325.63
未拂金	〃	〃		50.300.45
貯蓄預リ金	〃	〃		20.485.25
仮預リ金	〃	〃		130.246.52
				939.357.85

在外諸産報告書

第一號表

22,3,20

報告者ノ氏名又ハ商號等

1	氏名又ハ商號	江蘇化工株式會社
2	住所	東京都麹町區丸ノ内二丁目廿番地
3	國籍	日本國
4	報告書作成ノ現在日	昭和二十一年十一月廿日
5	報告書提出日	昭和二十一年十一月廿日
6	本報告書ト所有者ト異ル場合ハ所有者ノ氏名又ハ商號	

第二號表

在外財産等報告明細表

	報告財産種別	通貨名	金額
1	金銀貨幣		
2	金、銀、白金ノ地金及合金		
3	在外不動産		
4	在外財産		
5	在外銀行預金及其ノ他ノ預ケ金		
6	外國居住者ノ負擔トナルベキ勘定、受取手形及其ノ他債権	円	370,348.00
7	在外事業ノ株式、組合出資及其ノ他ノ出資		
8	各表ニ掲ゲセラレザル債券、抵當權、社債及其ノ他ノ投資證書		
9	前各表ニ掲ゲセラレザル支拂證書		
10	著作權、特許權、「ライセンス」商標權及之ニ關スル無体財産權		
11	外國通貨		
12	外國ノ政府又ハ地方公共團体ノ發行スル債券其ノ他ノ債務證書		
13	外國居住者ノ負擔トナルベキ保險金參加拂金		
14	本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子會社		
15	借地權又ハ財産ノ使用者ハ占有ニ關スル權利ノ權利		
16	本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ效力アル財産ニシテ本邦内ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一個ノ財産		

第三号表

外国為替資金細目報告書

自 昭和 年 月 日至 昭和 年 月 日 (但し投資証券の場合は 年 月 分)

明細の価格(純資産の部)	借入先の住所氏名又は名称	借入の時期及び事由	借入金の元本の額	記事	借入金の利子の額	年平均残高
機械等輸入金	神戸市生田区	昭和十七年	米貨			
	財団法人	十月	一万弗			27,900.00
〃	〃	〃	〃			
	米国ペンシルバニア州		二万弗		年利	2,580.00
	重松機械工業株式会社				六分	
〃	〃	〃	〃			
	米国ニューヨーク市		五万弗		三月ごとの	55,600.00
	株式会社					
〃	〃					
	成績商会機械部	昭和十九年八月	〃			200,000.00
	出張中の時重主税社	現在に至る	五万弗			
	機械三組和二台					
〃	〃					
	成績商会機械部	昭和十九年四月	〃			140,000.00
	重油用時重主税	〃	三万五千弗			
	社長ニ台					
〃	〃					
	成績商会機械部	昭和十九年八月	〃			39,360.00
	就職時重主税社	〃	二万弗			
	就業二台					
〃	〃					
	萬国通商株式会社	昭和二十年八月	〃			6,900.00
	朝鮮大栗林業会社	〃	五千弗			
〃	〃					
	東京都	昭和二十年二月	〃			13,120.00
	重松機械株式	重松切	一万弗			
	会社					

特許出願審査請求書

第一通達

報告者ノ氏名又ハ通称等

1	氏名又ハ通称	豊国化工株式会社
2	住所	東京都千代田区丸ノ内二丁目四番地
3	国籍	日本国
4	報告書作成ノ年月日	昭和二十一年十一月十五日
5	報告書提出日	昭和二十一年十一月廿五日
6	本報告者ト所有者トヲ異ニスル場合ハ所有者トノ関係	本報告者ト同ジ

第二號表
在外財產等報告總括表

	報告資產種目	通貨名	金額
1	金銀貨幣		
2	金、銀、白金ノ地金及金塊		
3	在外不動產權		
4	在外財產		
5	在外銀行預金及其ノ他ノ預ケ金		
6	外國居住者ノ負擔トナルベキ勘定、受取手形及其ノ他貸金	円	370,348.00
7	在外事業ノ株式、組合出資及其ノ他ノ出資		
8	各表ニ報告セラレザル債券、抵當權、社債及其ノ他ノ投資證書		
9	前各表ニ報告セラレザル支拂證書		
10	著作權、特許權、「ライセンス」商標權及之ニ類スル無體財產權		
11	外國通貨		
12	外國ノ政府又ハ地方公共團体ノ發行スル證券其ノ他ノ債務證書		
13	外國居住者ノ負擔トナルベキ保險證券及年金		
14	本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子會社		
15	借地權又ハ財產ノ使用若ハ占有ニ關スル類似ノ權利		
16	本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ效力アル財產ニシテ本邦內ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財產		

第三号表

外国為替資金明細月報告書

[illegible]

明細	住所及び氏名又は名称	融資の時期及び事由	債権者の住所氏名又は名称	証券の種類	摘要	年賦償還の金額
株式会社	[illegible]	終戦に伴う工事	[illegible]			
	[illegible]	打切	[illegible]		内容	27,900
〃	[illegible]	〃 上	〃 上		汽車製造会社経由	2,500
〃 上	[illegible]	〃 上	〃 上		三井物産経由	53,600
〃 上	成鏡南道咸州郡所在日本窒素肥料株式会社	昭和十九年八月	〃 上			200,000
〃 上	成鏡南道咸州郡所在日本窒素肥料株式会社	昭和十九年四月	〃 上			14,000
〃 上	成鏡南道咸州郡所在日本窒素肥料株式会社	昭和十九年八月	〃 上			39,360
〃 二	[illegible]	昭和二十年八月	〃 上			6,9[illegible]
〃 二	咸興府 朝鮮窒素肥料株式会社	終戦に伴う工事打切	〃 上			3,100

報告者

土佐興農合名会社（K三三三）

社長　畑中純吉（ハタケナカジュンキチ）

当社ハ堅実主義ヲ以テ経営方針トシ、土地、建物、其ノ他ノ財産ノ価格モ十五年前ナモノヲ据置キトシテオルノニナヲズ、建物、什器及好蔵品ハ毎年償却ヲ行ッテカラ、時価ニ比スレバ甚ダ低廉トナッテオル。

当社ノ財産ハ戦前カラ戦後ニカケテノ物価ノ暴騰ヲ勘案シテ、左ニ述ベテ評価シタモノデアル。

一、水田、江西面及江東面ニ所在スル水田ノ帳簿価格ハ坪当平均三八銭六厘トナッテオルガ、終戦直前ニ於ケル公定価格ハ一円九銭二厘、又某ノ掃者ノ談ニヨレバ時価ハ十円乃至三十円、又米価ニ就イテハ米軍政庁ハ籾玄米一〇三円ト定メ示シタ由デアル。而シテ此ノ米価ハ終戦直前ニ於ケル公定価

大日本帝國政府

格ノ三倍ニ当ツテ居ル、依ツテ三円二銭、即チ終戦直前ノ公定価格ノ三倍ニ評価シテヲイタ。

二、田（畑）　江西面及江東面ニ所在スル田ノ帳簿価格ハ坪当平均一二銭甲至デアルガ、終戦直前ニ於ケル公定価格ハ四四銭八厘デアツタ。依ツテ田ノ評価ニ当ツテハ前述水田ノ場合ト同様ノ方法ニヨリ坪当一円三五銭トシテヲイタ。

三、釜山及東菜方面ニ所在スル水田及田ハ将来農耕及トシテヨリモ住適地デアルノデ取得価格ガ比較的高カツタ関係上、坪当一〇円乃至一五円ニ評価シテヲイタ。

四、堡（敷地）　江西面ニ所在スル堡ハ交通切ツテノ目抜キノ場所デアルガ、公定価格乃至依ルベキ基準ノ定メモナイ関係上、坪当一〇円ニ、其ノ他ノ堡ハ其ノ利用価値ニヨリ五円乃至一五円ト評価シテヲイタ。

（折上り國定規格約二三×三三糎）

五、林野及田　慶州郡及江西面ニ所在スル林野及田ハ、公定価格乃至依ルベキ基準ノ定メモナイガ、主トシテ松林、一部ハ柳林（〝ヤナギ〟）ニシテ坪当一〇銭乃至二〇銭デアリ、薪材トシテモ坪当五銭ニモ売レヌ。

六、建物　建物ノ帳簿価格ハ主ヲ銷却ヲ行ツタ関係上、十年前ニ比スレバ甚ダ低廉トナツテヰル。建物ニハ定公価格乃至基準ノ定メハナイガ、其ノ利用価格カラ考ヘテ大部分ハ帳簿価格ノ十倍、其ノ他ハ五倍カラ二〇倍、三〇倍ト推断セラレル。

七、什器及貯蔵品　什器及貯蔵品ハ前述建物ト同様ニ評価シテヲイタ。

八、肥料　肥料ノ帳簿価格ハ終戦直前ノ公定価格デアル。依ツテ日本政府ノ最近決定シタ肥料価格ヲモ参ラ照レシ三倍ニ評価シテヲイタ。

以上（谷本陽託概記）

大日本帝國政府

（縦十九行×横二十字詰）

營業報告書

硫黄島ノ失陷、フイリツピン、沖繩本島ノ寒庭等今期中ニ於ケル戰局ノ推移ハ洵ニ危急重大ニシテ方ニ皇國ノ隆替ヲ決スル關頭ニ直面セリ

斯ル時局下原油處理量ノ減少ハ遺憾ニ堪ヘサルモ最高度ノ有效處理ニ努メ諸種ノ改善ヲ圖ルト共ニ他面裝置ノ改造ヲ行ヒ地上資源ヨリノ液體燃料竝ニ潤滑油增產ニ全力ヲ傾注ヤ以テ緊急需要ニ應ンダリ

財產目錄

別項貸借對照表借方ノ部ト同一ニ付掲載ヲ省略ス

昭和二十年四月三十日

貸借對照表

昭和二十年四月三十日

借方	金額	貸方	金額
未拂込資本金	壹五、〇〇〇、〇〇〇圓	資本金	五〇、〇〇〇、〇〇〇圓
設備資產	貳七、〇八參、九壹〇七八	積立金	八、四八五、〇〇〇、〇〇
土地建物及構築物	四、八貳貳、八參〇、五六六	諸積立金	壹六、九貳八、參參六六貳
機械及裝置	五、四六五、〇四七、貳壹	短期負債	七、六壹四參參參七四
船舶車輛器具備品	壹、〇八參、八壹六八八	未拂金	九、參壹四、〇〇貳八八
建設假勘定	壹五、七壹貳、貳貳貳參	預受金	
長期投資	九、壹五五、〇七五、〇〇〇	當期純益金	參、四五九、八四貳壹七
棚卸資產	九、四四貳、參四四の四	納稅引當金	貳、四壹七、參參九壹七
當座資產	壹壹、壹八壹、參七四八大	退職手當引當金	壹、〇四貳、五〇參〇〇
未收金及特產先拂金	貳、九七壹、八九貳六〇	利益準備金	參、八五四、貳七〇參貳
有價證券	壹、九四七、四五壹六〇	前期繰越金	參五壹、四七〇六、八
預金及現金	六、貳六參、〇參〇、六六	當期純益金	參、五〇貳、七九九、六四
假拂金	壹、〇八六四、七四四、四參		
計	八貳、七貳七、四四九壹壹	計	八貳、七貳七、四四九壹壹

損益計算書

自 昭和十九年十一月一日
至 昭和二十年四月三十日

當期總收入	七、七〇壹、五四壹、貳貳圓
當期總支出	四、壹九八、七四壹、五八參
差引當期純益金	參、五〇貳、七九九、六四
（固定資產減價償却 七八九、參〇壹、壹九）	

利益金處分

當期純益金	參、五〇貳、七九九、六四圓
前期繰越金	參五壹、四七〇、六八
計	參、八五四、貳七〇、參貳
內	
納稅積立金	壹、四六〇、〇〇〇、〇〇圓
法定積立金	壹壹五、〇〇〇、〇〇〇
設備擴張留保金	貳五〇、〇〇〇、〇〇〇
株主配當金	壹、參〇〇、〇〇〇、〇〇〇

但年八分ノ割　（普通株壹株ニ付　優先株壹株ニ付）

役員賞與金　金壹圓貳拾五錢

退職手當金　金壹圓貳拾五錢

從業員賞與金　金壹圓貳拾五錢

後期繰越金　金參五五、貳七〇、參貳

右之通候也

昭和二十年五月

朝鮮石油株式會社

生産責任者
取締役社長　木村義雄

專務取締役　大坪太計雄

常務取締役　中山彌一郎

取締役　水田政吉

取締役　淺利朗三

取締役　朴興植

取締役　内藤彦策

取締役　石武夫

取締役　申末吉

監査役　賀田直治

監査役　山口誠太郎

相談役　橋本圭三郎

前記ノ事項ヲ審査スルニ總テ相違無之候也

第二十回決算報告書

京城府中區黄金町一丁目百八十番地

朝鮮石油株式會社

昭和十九年十一月一日ヨリ同二十年四月三十日ニ至ル期間ニ於ケル業務ノ概要左ノ如シ

營業報告書

庶務概要

十一月二十九日午前十時當會社事務所ニ於テ第十九回定期株主總會ヲ開キ昭和十九年下期決算案ヲ附議シ原案ノ通リ可決シタリ

十二月一日新株最終拂込金參百萬圓ヲ徴收シ玆ニ資本金參千萬圓ハ全額拂込トナリ十二月十八日登記ヲ了シタリ

又茲ニ臨時株主總會ニ於テ決定シタル貳千萬圓增資ノ件ハ決議要項ニ基キ新株四拾萬株ノ割當、第一回株金五百萬圓ノ拂込等增資手續一切ヲ濟マシ三月十六日午前十時臨時株主總會ヲ開キ增資結了ニ關スル事項ヲ報告シ原案通リ承認可決シタルニ付三月二十二日之カ登記ヲ完了セリ

當會社ハ十二月八日軍需會社ニ指定セラレタルニ付社長木村義雄ヲ生産責任者ニ選定シ十二月二十日之カ登記ヲ了シタリ

四月二十日ヨリ增資新株券ノ交付ヲ開始セリ、本期中株式ノ異動ハ新舊併セテ六萬千五百八十五株ニシテ期末株主總數ハ壹千七百三十八人トナリ前期末ニ比シ三百八十四人增加セリ

No. 1

在外財産時価計価額調書抜書

昭和 21 年 11 月 22 日

[redacted]ビル一一二四号
株式会社[redacted]製作所 東京出張所

番号	種類	換算価額	円	銭	本邦貨幣時価評価額	円	銭	備考
第3	在外不動産	42,130,100			250,000,000			土地及建物取得価額ノ合計ヲ以テ計上ス 平均3.5倍評価ニ依ル
第4	在外動産	22,815,859		67	115,745,412		74	米、英領印、仏領印以上現在 1倍ヲ以テ計上ス平均3倍評価ニ依ル
第5	在外銀行預金其ノ他ノ預ケ金	574,272		1	574,272		1	換算価額ヲ以テ計上
第6	外国居住者ノ負債トナル邦貨ニ換算シタル其ノ他ノ貸金	5,755,257		17	5,755,257		17	仝上
第7	在外事業ノ株式組合出資其ノ他ノ出資	725,000		00	725,000		00	仝上
第8	各表ニ於テ掲ゲタルモノヲ除キ債権、社債証券、債券及其ノ他ノ投資証券	490,382		00	490,382		00	仝上
第9	前各表ニ掲ゲタルモノヲ除キ	275,000		00	275,000		00	仝上
	合計	73,775,911		25	371,665,364		25	

No. 2

在外諸工場時價評價基礎明書

昭和 ＊＊ 年 ＊＊ 月 ＊＊ 日

株式會社朝鮮機械製作所 東京出張所

種別	數量	所在地	帳簿價額	時價評價額	備考
土地			圓		
工場敷地	88,319坪	仁川府萬石町外		6,365,520 00	坪平均50.—トス
住宅敷地	27,232坪	仁川府山手町外		2,746,160 00	山手町外444坪@150.—花水町24,788坪@100.—
計	109,551坪		6,012,335 74	9,111,680 00	
建物					
工場	29,443坪	仁川府萬石町外	320	23,445,360 00	坪平均1,000.—トス
住宅	2,500坪	仁川府山手町外		3,863,840 00	山手町外215坪 1,000.—花水町2,285坪@1,500.—
計	31,943坪		12,125,620 15	33,309,200 00	
構築物					
軌道設備・土木設備・建具部品外			5,394,621 50	20,986,353 75	鋼鉄1坪ニ5噸トス
機械装置					
原動機各種工作機械外951點					
電電気 外設備設備機械 455點					350馬力ターンドギヤーホブピングマシン
計			13,875,630 15	77,268,191 00	1台31,000.—時價1,000,000.—トナリ
船舶					1屯能力上ナルモ平均6箇ニ引上ゲタリ
曳船外			270,115 49	1,350,577 45	鋼材・木材ニ準ジ平均5箇ニ引上ゲ
車輛運搬具・工具器具備品・試験研究設備一式			1,894,776 16	5,684,328 30	鋼鉄材1噸ノ値上ガリナル爲 平均3箇トナシタリ
防空施設地下工場設備外			2,765,661 65	2,765,661 65	據置價額トス
計			42,138,158 54	139,096,092 25	

昭和　年　月　日

株式會社朝鮮機械製作所 東京出張所

種別	数量	所在地	帳簿価額		時価評価額		摘要
五、材料及貯蔵品				錢		錢	
鋳鉄(銑)・普通[illegible]特殊[illegible]鋳鉄・木材・電極							銑片電1,000—鋳鉄電800—
電極・電工用			7,[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]3乙1,300—ユカ[illegible]ノ[illegible]
							他上ノ平均[illegible]ノ8倍ト[illegible]
製品及半製品							
第五機関外			2,[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	上記ニ準ジ3倍ニ以上ノ
仕掛品							
第五機外			13,[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	全上
物品販売所							
生活必需物資一式			[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	米・[illegible]ヲ[illegible]3倍以上値上リナキ平均
六、銀行諸預金等		京	22,625,[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	3倍ニ以上ノモノ
		〃			113,744,412-74		
朝鮮殖産銀行外七ヶ所		京	374,[illegible]	[illegible]	374,[illegible]	[illegible]	帳簿価額
七、下請工場外注前渡							
朝鮮精機工業株式會社外			435,[illegible]	[illegible]	435,[illegible]	[illegible]	全上
貸付金							
利原礦山株式會社外		豊島貴吉本社代理	3,5[illegible],000	[illegible]	3,5[illegible],000	[illegible]	全上
敵性會社貸付							
朝鮮精機工業株式會社外	土地使用賃借		1,[illegible],[illegible]70	[illegible]	1,[illegible],[illegible]70	[illegible]	全上
		京	3,7[illegible],257	[illegible]	3,7[illegible],257	[illegible]	

No. 4

昭和　年　月　日

株式會社朝鮮機械製作所 東京出張所

種別	數量	所在地	帳簿價額	時價評價額	備考
在外各種株式			圓	圓	
[illegible]	[illegible]株	[illegible]株	[illegible]	[illegible]	帳簿價額
		五株ヲ一、一圓ニ			
[illegible]	[illegible]株	[illegible]株	[illegible]	[illegible]	全上
		五株ヲ一、一圓ニ			
		前	[illegible]	[illegible]	
在外各種預金及仮勘定					
[illegible]		前	[illegible]	[illegible]	全上
現金本支店勘定					
三和銀行京城支店外一行（[illegible]）		計	[illegible]	[illegible]	全上
		合計	[illegible]	[illegible]	

昭和廿壹年十二月拾四日

東京都日本橋區江戸橋二ノ三（加）

株式會社 朝鮮機械製作所

終戰事務

貸借對照表

株式會社朝鮮機械製作所

20,10,31

借方			貸方		
地	4,012,335	74	資本金	8,000,000	00
物	13,128,620	15	資本金積立金	274,300	00
建	8,894,621	50	資本金受入金	678,000	00
物	12,878,080	18	資本金受贈金	30,257,826	69
構	270,115	49	資本金金	13,446,000	00
築	157,254	49	資本金金	11,974,649	99
鐵	911,144	84	資本金金	3,036,898	80
道	348,951	78	資本金金	6,046,588	19
軌	108,022	68	資本金金	284,801	45
具	277,425	04	資本金金	744,033	33
機	33,750	00	資本金金	1,256,836	61
械	7,568,294	52	資本金	36,849	57
船	2,471,932	54			
具	12,611,207	71			
品	460,262	00			
備	683,663	16			
品	8,514,000	00			
實	575,045	41			
驗	162,429	68			
費	1,607,570	96			
試	725,000	00			
驗	2,735,661	11			
研	777,458	82			
究	2,648,848	88			
設					
計					
繰					
延					
勘					
定					
繰					
延					
證					
券					
現					
金					
貯					
蔵					
品					
貯					
蔵					
品					
前					
渡					
金					
前					
渡					
金					
仮					
拂					
金					
仮					
拂					
消					
費					
税					
仮					
拂					
金

株式会社 朝鮮機械製作所

	機関地	通貨名	Sec. 2 金	銀	白金	Sec. 3 土地建物	機械設備	其ノ他	計	Sec. 4 商品
E.V	朝鮮	日本				~~4382.157~~	90.146.240	42.370.260 ~~40.479.963~~	176.898.133	17.303.409
						(2.77)	(7.0)	(3.2)	(4.05)	(7.0)
B.V						16.135.986	12.878.030	13.125.174	42.139.160	2471.929

	Sec. 4 什器	其ノ他	計	Sec. 5	Sec 6	Sec. 7	Sec. 8	Sec. 9
E.V		170.068.652	187.372.141	5.274.272	5.755.237	725.000	490.302	270.000
		(8.5)	(8.2)					
B.V		20.341.930	22.813.858	5.274.272	5.755.237	725.000	490.302	270.000

	Sec 10	Sec 11	Sec. 12	Sec 13	Sec 14	Sec 15	Sec 16	合計
E.V								372.104.165
								(5.1)
B.V								22.775.910

評価基準説明書

朝鮮機械製作所

一、所在地　朝鮮仁川府

創立　昭和十二年六月

資本金　当初　三、〇〇〇、〇〇〇円（全額拂込済）

昭和十六年増資　六、〇〇〇、〇〇〇円（〃）

昭和十七年増資　八、〇〇〇、〇〇〇円（〃）

株主　日本鋼管、横山工業、大阪商船　各四、

升田人株主、東亜護謨株式會社、長瀬俊錦二、五、株、

全株式ハ朝鮮人ノ投資創立　一、三％ニ過ギズ全望ヲ

左ノ外登記ト云ヒ評価ス。

一、用地及附属

建物　各種機械

一、本工場ノ昭和十六年ヨリ十七年ニカケテ大拡張ヲナシ現在ノ規模

撲ト云ヒテ

一、土地

工場敷地ハ仁川在内ニアリテ住宅街ニ接セル

地域ニシテ坪当八五円ノ売買取引アリ

評価ハ坪

四ト云ヒ後記ニ於テ開港河畔ノ土地格ト云ヒ

一、建物

西洋館ハ鉄筋コンクリート造ニシテ工場作業

一、〇〇〇円位ニ一五〇〇円ト査定シ後記ニ於テ開

河畔格ト云ヒ評価ス

一、構築物

建物ニ準ジ開河畔格ニ一、七五倍ノ評価ス

（折上リ國定規格B5 一八二×二九七粍）

一、材料代金

材料ハ別紙仕様書ニ依リ定メラレタル材質ヲ有スルモノニシテ相当ナル方法ニ依リ作製セラレタルモノタルヲ要シ其ノ価格ハ左ノ通リトス

一、我鞍吋高炉銅塊、銅片、屑鉄、本材共ニ
　　一瓲ニ付金　八一、〇〇〇円
一、伸銅五〇瓩ニ付金　一三、〇〇〇円
一、銅片一瓲ニ付金　一〇、〇〇〇円

二、運賃

運賃ハ別紙仕様書ニ定メラレタル場所ニ引渡スニ必要ナル一切ノ費用ヲ含ムモノトス

三、検査

検査ハ別紙仕様書ニ定メラレタル方法ニ依リ行フモノトス

四、代金ノ支払

代金ハ別紙仕様書ニ定メラレタル方法ニ依リ支払フモノトス

五、契約ノ解除

甲ハ左ノ場合ニ於テハ何等ノ催告ヲ要セズシテ直ニ本契約ヲ解除スルコトヲ得

一、乙ガ本契約ノ条項ニ違反シタルトキ
二、乙ガ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
三、乙ガ仮差押、仮処分又ハ強制執行ヲ受ケタルトキ
四、乙ガ手形ノ不渡処分ヲ受ケタルトキ
五、乙ガ解散ヲ決議シタルトキ
六、乙ガ営業ヲ廃止シ又ハ休業シタルトキ
七、乙ガ支払ヲ停止シタルトキ
八、乙ガ公租公課ノ滞納処分ヲ受ケタルトキ
九、乙ガ第三者ニ対シ本契約ニ基ク権利ヲ譲渡シ又ハ義務ヲ引受ケシメタルトキ
十、乙ガ甲ノ承諾ヲ得ズシテ本契約ニ基ク権利義務ヲ第三者ニ譲渡シ又ハ引受ケシメタルトキ
十一、乙ガ甲ノ承諾ヲ得ズシテ本契約ニ基ク権利ヲ担保ニ供シタルトキ
十二、乙ガ本契約ノ履行ニ関シ不誠実ノ行為アリタルトキ

六、損害賠償

乙ガ本契約ニ違反シタルトキハ甲ハ乙ニ対シ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得

七、契約ノ有効期間

本契約ノ有効期間ハ昭和十六年四月一日ヨリ昭和十七年三月三十一日迄トス

八、協議

本契約ニ定メザル事項又ハ本契約ノ条項ニ疑義ヲ生ジタルトキハ甲乙協議ノ上之ヲ決定スルモノトス

以上

昭和十六年四月一日

大日本帝國政府

（折上リ國定規格B5（一八二×二五七粍））

株式会社 朝鮮機械製作所

Sec 3. 不動産

種目	摘要	B.V.	会社評価	C.V	備考
土地			~~●6,15?,85?,?20~~		
工場	仁川府万石町 ●2.31?坪		@?0.- 6.5?5,?20	6,99?,185-	坪85?-
住宅	仁川府山手町 27.23?坪6		@101.- 2,?46,160	4,?5?,?40	坪150.-
計	.10?,55-?坪6	@36?? 4,012,336	@85.- ?,331,6?0	11,0?3,05?-	坪101,?? 2.71倍
建物					
工場	2?,44?,坪5		@1000.- 29,44?,500	2?,44?,500	~~坪1~~ 坪1000.-
住宅	2,505坪3		@1546.- 3,?65,600	3,?65,600	〃 1546.-
計	31,?4?,?坪?	@37?.- 12,123,620	@1040.- 33,30?,100	33,30?,100	〃 1040.- 2.?5?倍
構築物	軌道設備、土木設備 連井部標柱ヲ	?,3?4,621	20,?06,5?5-? 2.?倍	23,00?,207	建物ニ準ジ 2.?5?倍
機械装置	施盤各種工作機械 外?31基 他電気外 製鋼設備機械433基	12,?70,030	6倍 77,26?,101	90,146,210	7倍、別ニケタ
船舶	曳船外	270,115-	5倍 1,35?,577	1,?50,?05-	機械準ジ7倍ト
其他					
	車輌運搬具、工具器具備品 試験研究設備一式	1,694,776	3倍 5,?04,32?	11,?63,432	鉄筋コン10倍、他上ノケース ヲ上記ニ準ジ7倍ト
	防空施設 地下工場設備外	2,?65,662	2,?65,662	5,53?,324	2倍
合計		42,139,760	150,096,?42 3.5倍	176,?09,733	4.05倍

大日本帝國政府

56寸カンダーランドキャーホッピー マシン1台81?円時価100?円 7倍、別ニケタ

(折上償却額控除後ノ金額ニ依ル)

2

Sec 4	動産				
材料及貯蔵品		B、V	会社評価	E、V	
金網塊鋼片、鋼材、粗鉄、煉瓦木材 電極、電動機、一般工具		7,560,295	37,041,472	52,970,058	鋼片 1,000、一個当七00、一 棒鋼50%七130、一 (7倍相当)
鉄板	仁川造兵工廠 貸給品 10,000七	0	0	28,000,000	貸給品ハ仁川陸軍兵器補給廠ヨリ移管ニ付キ現実ニ工場内ニ材料トシテ存在スルモノヲ七当㊀ニ於ケル評価ヲ行フ
製品、半製品	焼玉機関外	2,471,929	12,358,612	17,303,409	上記ニ準ジ7倍
仕掛品	混和機外	12,611,207	63,056,030	88,278,449	〃
物品供給所	生活必需物資一式	162,429	407,209	812,145	米、衣料品㊀ハ5倍ニ他ハ平均5倍ニテ評価ス
計		22,813,859	113,744,412	187,372,141	4.9倍 8.2倍
内訳	南朝鮮	2,471,929		17,303,409	
	其他	20,341,930		170,068,652 ~~2,471,929~~	

大日本帝國政府

Sec 5	設備	B、V	会社評価	E、V
定期設備	京城 預銀	50,000	50,000	50,000
	仁川 預銀	235,000	235,000	235,000
	京城 安田	200,000	200,000	200,000
	仁川 朝鮮	50,000	50,000	50,000
	釜山 安田	10~	10~	10~
当座設備		13,723	13,723	13,723
愛国債券		14,404	14,404	14,404
郵便貯金		11,040	11,040	11,040
計		574,272	574,272	574,272

(坂上ノ圖書票番号 ○○×××)

3 2

Sec 6.	受取物品	日.V	会社評価	三.V
下請工場外注	朝鮮精機工業Co外	639,666	633.666	633,666
建物金	利原鉄山Co外	3,514,000	3,514,000	3,514,000
設備設備	朝鮮精機工業外工場拡張資金	1,607,571	1,607,571	1,607,571
計		5,755,237	5,755,237	5,755,237
Sec 7.	株式			
朝鮮精機工業Co	Co.一 12,500株	625,000	625,000	625,000
江華重業Co	Co.一 2,000株	100,000	100,000	100,000
計		725,000	725,000	725,000
				大日本帝國政府
Sec 8	債券			
国庫債券分		490,302	490,302	490,302
Sec 9.	送金小切手			
送金小切手	京城 三和	250,000	250,000	250,000
〃	〃	20,000	20,000	20,000
計		270,000	270,000	270,000
總合計		72,775,910	271,663,305	372,104,165
			3.71倍	5.1倍

(拓士ノ國定最終號：くり×ばら表)

在外財産等報告書

第一號表

報告者氏名又ハ商號等

1. 氏名又ハ商號　朝鮮住友輕金屬株式会社

2. 住　　所　（東京事務所）
東京都麹町区丸ノ内一丁目二番地ノ二

（本　社）
朝鮮京城府鐘路区公平町五番地ノ一

3. 國　　籍　日　本

5※報告書提出日　昭和21年1月19日

4. 報告書作成現在日　昭和20年9月30日

6. 本報告者ト所有者ノ異ナル場合ノ所有者ト關係

本店及支店關係

第二號表

在外財産等報告總括表

報告者氏名＿＿＿＿＿＿

報告資産細目	通貨名	金額
3. 在外不動産	円貨	¥84,071,944 85
4. 在外動産	〃	¥4587,645 25
5. 在外銀行預金	〃	¥60,000 00
6. 外國居住者ニ負担ト九勘定受取手形及其ノ他ノ債金	〃	¥26,844,955 09
7. 在外事業ノ株式、組合出資及其ノ他出資	〃	¥390,000 00
8. 各表ノ報告セラルル債券、抵當証券、社債及其他投資証券	〃	¥49,800 00
10. 著作権、特許権「ライセンス」商標権及之ニ類スル無体財産権	〃	¥149,731 64
	計	¥119,664,076 83

第三号表

外国為替資産細目報告表

第三 不動産（本邦外ニ所在スル土地、建物、工場、機械設備等）　　報告者氏名

財産ノ明細	財産ノ所在地	證明書ノ種類及所在地	所有者ノ住所、氏名又ハ商号及国籍	帳簿価額	取得ノ時期及相手方	取得価格又ハ建設価格	当該財産ニ関スル権利取得ノ口頭又ハ書面ニ依ル取極ノ内容	前各号ニ掲ゲル外当該財産ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ハ其ノ住所、氏名又ハ商号及利害関係ノ内容	評価額
土地 工業用 2,178,951坪 住宅用 234462	朝鮮咸鏡南道文川郡 朝鮮京畿道京城府		朝鮮京城府鐘路区公平町五番地ノ一 朝鮮住友軽金属株式会社　日本	¥7,468,239.00	昭和18年12月8日	¥7,468,239.00			
建物									
善毛所建物 12棟	朝鮮咸鏡南道文川郡	〃	〃	¥264,979.00	〃	¥264,979.00			
毛解工場建物 5棟	〃	〃	〃	¥85-18,157.87	昭和18年11月30日	¥85-18,157.87			
鋳造工場建物 4棟	〃	〃	〃	¥1,336,797.32	〃	¥1,336,797.32			
毛径工場建物 10棟	〃	〃	〃	¥2,188,380.94	昭和19年12月31日	¥2,188,380.94			
仮設工事費及材料代（善毛所、毛解工場、鋳造、毛径工場建設ニ要シタルモノ）	〃	〃	〃	¥5,632,595.25	昭和20年2月28日	¥5,632,595.25			
	〃	〃	〃	¥414,620.60	〃	¥414,620.60			

乾式アルミナ工場	朝鮮咸鏡南道	朝鮮京城府鐘路				
建物	文川郡	区公平町五番地ノ一	721,674.33	工事中		721,674.33
煉瓦工場 2棟	朝鮮咸鏡南道	朝鮮住友軽金属				
建物及機械設備	安辺郡	株式会社、日本	407,936.71	昭和19年10月31日		409,936.71
カーバイト工場 4棟	朝鮮咸鏡南道	〃	622,102.67	〃		622,102.67
建物及機械設備	文川郡					
酸素工場 4棟	〃	〃	291,741.07	昭和19年11月30日		291,741.07
建物及機械設備						
分析室 1棟	〃	〃	1,074,935.99	〃		1,074,935.99
建物及機械設備						
倉庫 4棟	〃	〃	477,276.28	昭和19年6月30日		477,276.28
運搬設備	〃	〃	2,927.532.02	昭和19年12月31日		2,927,532.02
鉄道引込線其他						
事務所 6棟	〃	〃	133,378.64	昭和19年6月30日		133,378.64
雑建物 132棟	〃	〃	3,784,927.05	昭和19年4月30日		3,784,927.05
(雑工事ヲ含ム)						
假設工事費	〃	〃	1,350,730.03			1,350,730.03
(煉瓦工場其他ニ要シタルモノ)						
厚生施設	〃	〃	6,876,863.11	昭和20年5月31日		6,876,863.11
(社員社宅、病院						
醫療機械等)						
防空防火設備	〃	〃	367,463.64	昭和20年7月		367,463.64

機械設備									
変電所機械設備 水銀整流器其他	〃		〃	7.349.098.10		7.349.098.10			
電解工場機械設備 電解炉其他	〃		〃	6.442.240.00		6.442.240.00			
鋳造工場機械設備 焙解炉其他	〃		〃	313.552.00		313.552.00			
電極工場機械設備 カーボンミキサー其他	〃		〃	3.919.904.00		3.919.904.00			
乾式アルミナ工場 機械設備 変圧器其他	〃		〃	227.451.50		227.451.50			
アルミナ工場 機械設備 コンベヤー其他	〃		〃	2.187.067.37		2.187.067.37			
修理工場機械 研磨機其他	〃		〃	2.505.618.03		2.505.618.03			
				¥84.071.944.85		¥84.071.944.85			

第三號表

外國爲替資產細目報告表

報告者氏名 朝鮮信託株式會社 東京事務所

細目 動產（本邦外＝所在ス原料品、半製品、製品及其他有形財產）

財產ノ明細	財產ノ所在地	數量	証書ノ種類及所在地	帳簿価額	取得価額	取得ノ時期及事由	評価額
1. 原料品							
鷲石	朝鮮咸鏡南道文川郡	@¥3.70 70,000t		¥25,900.—	¥25,900.—		
〃		@¥200.— 12,000.t		¥2.400—	¥2.400.—		
ユークス		@¥130.— 6,000t		¥780—	¥780.—		
鷲土凝灰岩		@¥50.— ¥100,000t		¥5,000.—	¥5,000—		
長山粘土		@¥45.— 70,000t		¥3,150.—	¥3,150.—		
磁鉄鉱石		@¥45.— 280,000t		¥12,600—	¥12,600.—		
無煙炭		@¥40.— 196,000t		¥7,840.—	¥7,840.—		
〃		@¥50 330,000t		¥16,500.—	¥16,500—		
焼成電極		@¥654.40 529.152t		~~¥346,281.76~~	~~¥346,281.76~~		
スタンプサス		@436.79 76.300t		¥33,327.42	¥33,327.42		
耐火粘土煉瓦		@¥166.10 36,000t		¥5,979.60	¥5,979.60		
鋼ダライ粉		@¥700.— 50,000t		¥35,000—	¥35,000—		
アルミ地金		@¥4000 1.569t		¥6,276.—	¥6,276.—		
2. 半製品							
赤煉瓦		@0.06 83.000〃		¥49,800—	¥49,800.—		
3. 製品							
赤煉瓦		@¥0.12 583400〃		¥70,008.—	¥70,008—		
4. 分析用試薬品				¥241.823.12	¥241.823.12		
病院用薬品				¥407.211.79	¥407.211.79		
5. 建設用木材其他				¥3.317.767.58	¥3.317.767.58		
計				¥4.587.645.25	¥4.587.645.25		

第二號表

外國爲替債權細目報告表

第五 銀行預金及其他預ケ金

報告者氏名 朝鮮住友銀金庫株式會社
東京事務所

預金種類	預ケ先ノ住所及氏名又ハ商號	預ケ先ノ主要業種	預ケ入ノ時期及事由	所有者ノ住所氏名又ハ商号及国籍	証書ノ種類及所在地	幣情ノ表ハス通貨	同上通貨ニ依ル金額
國債時金	朝鮮京城府黄金町六丁目 株式會社 朝鮮野蛮銀行 黄金町支店	銀行業	昭和20年 7月1日	朝鮮京城府鐘路已乞平町五ノ一 朝鮮住友銀金庫株式會社 日本	預金通帳 朝鮮京城府鐘路已乞平町五ノ一	¥60,000.—	¥60,000.—

第三號表

外國爲替資産細目報告表

報告者氏名　朝鮮住友特金㈱株式會社
東京事務所

第六　外國居住者ノ負擔トナル勤定，受取手形及其ノ他ノ債金
但シ投資証券銀行預金及其ノ他預ケ金ノ分ヲ

明細（債券ノ種類数量等）	債務者ノ住所及氏名又ハ商号	取得ノ時期及事由	債務者ノ住所氏名又ハ商号及国籍	證書ノ所在地	債權者以外ノ者ガ勘權財産ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ハ其ノ住所氏名又ハ商號及利害関係	報償ヲ受クベキ通貨ニ依ル價格額
労務金 捲揚機其ノ他	朝鮮京城府 朝鮮機械工業統制會		朝鮮京城府鐘路區公平町五ノ一 朝鮮住友特金属株式會社			¥421,230.-
労務金 マグネットセパレーター	朝鮮京城府 一起重電気工業所		〃			¥16,300.-
銅地金現物支給 （銅ブスバー）	朝鮮仁川府 朝鮮アルミニウム株式会社		〃			¥276,881.-
変電所機器代金 労務金 整流設備其ノ他	東京芝浦電気株式会社 其ノ他		〃			¥595,240.-
電解工場〃 ランクボホイ其ノ他	株式会社 島津製作所 其ノ他		〃			¥328,564 ¥5,592,485.23
鑄造工場〃 鑄造機其ノ他	住友機械工業 株式会社 其ノ他		〃			¥328,564.08
電極工場〃 瓦斯発生装置其ノ他	石井鉄工所 其ノ他		〃			¥5,133,081.10
アルミナ工場〃 シンクナー其ノ他	三機工業株式 会社其ノ他		〃			¥1,508,086.40
乾式アルミナ工場〃 集塵器其ノ他	日岳製作所 其ノ他		〃			¥1,743,886.60
仮拂金 木材代金其ノ他			〃			¥887,021.12
計						¥26,844,955.05

第三号様式

外国為替管理法に基く報告書

第七、在外事業ノ株式、組合出資並ニ社債ノ状況

（第十四号ニ於テ記載スベキ事項ヲ除ク）

報告者氏名

日附	摘要	発行者ノ住所及氏名又ハ商号並ニ其ノ業種	所有者ノ住所及氏名又ハ商号並ニ其ノ業種	取得ノ時期及事由	所有者以外ノ者ガ当該財産ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ニ於ケル其ノ住所氏名又ハ商号及利害関係ノ内容	証券ノ数（株数又ハ口数）	取得価額及拂込金額	時価総額
元山北港株式会社株式 昭和11年4月 朝鮮京城府		朝鮮京城府中区本町一丁目 元山北港株式会社	朝鮮京城府中区鍾路二丁目五ノ一 朝鮮信託及鉱業株式会社	昭和11年4月	朝鮮京城府中区南大門通 株式会社朝鮮銀行担保トシテ	130,000株	¥3,900,000-	¥3,900,000-
						朝鮮京城府中区南大門通 株式会社 朝鮮銀行		

第　　号

外國為替取引報告書

第八　本表ニ於テ報告スヘキ公債、社債及其ノ他ノ債券（外國ノ政府又ハ地方公共團体ノ発行セル債券ヲ除ク）

報告者氏名

明細（発行日、発行場所、満期日等）	額面金額又ハ株数	発行者ノ住所又ハ氏名又ハ名称	所有者ノ住所氏名又ハ名称及ビ番号	取得ノ時期及事由	所有者ノ外國為替管理法ニ基ク許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ許可ノ年月日及許可ノ番号	取得ノ場所及住所	取得価額	時價額
国債債券	¥498,000—	日本政府	朝鮮京城釜路公平四五一 朝鮮殖産銀行株式会社			朝鮮京城釜路公平四五一	¥498,000—	

第三号表

外国為替管理法第四十四条第一項第一号

第十一号ノ権、特許権「ライセンス」商標ニ関スル権利及ニ類スル無体財産権　　報告年次　年

明細	登録国名証書ノ所在地権利内容	所有者ノ住所氏名又ハ名称及ビ国籍	当該財産ニ対シ利害関係ヲ有スル者ノ住所氏名又ハ名称及ビ国籍並ニ其ノ利害関係ノ内容	取得ノ年月日及ビ取得ノ方法	譲渡ノ年月日及ビ譲渡ノ相手方
朝鮮半島ニ於ケル漁業権 鐘路乙公判 五ノ一	京城府鐘路乙公判五番地ノ一	朝鮮在住日本人			

第目号表

勇漬

勇漬ノ種類	勇漬ノ明細	現年ノ住所氏名又ハ商号又ハ名称	勇漬ノ原因及年月日 ・関スル取極其他参考トナルベキ事項
借入金	昭和20年5月24日 日歩 9.12 擔保 ナシ	朝鮮京城南門通 朝鮮通商銀行	¥177777
〃	昭和21年9月8日 年5分ノ率 擔保 土地建物	〃	¥ 93077
〃	昭和19年3月28日 日歩 9.04	京城府中区 南大門通	
	擔保 元山北港株 式会社株式	朝鮮銀行	¥ 347777
	昭和21年3月15日 日歩 7.11 擔保 ナシ		¥5777777
			¥2523777

第参期（自昭和拾九年拾月 壱日
至昭和弐拾年参月参拾壱日）

営業報告書

貸借対照表

財産目録

朝鮮住友軽金属株式会社

一、營業報告書（自昭和拾九年拾月壹日
至昭和貳拾年參月參拾壹日）

（一）業務概況

當期ニ於テハ土建工事大ニ進捗ニ概ネ豫期ノ成果ヲ
收メ得タリト雖モ戰局ノ推移ニ伴フ諸情勢ノ變者ニ依リ
用地發註機器ノ裝作、建設用資材ノ手配ニ困難ヲ加ヘ剩ヘ
輸送関係ノ逼迫ト相俟ツテ操業開始ハ更ニ延引ヲ余儀
ナキニ至リ爲ニ當初ノ計劃ヲ一部變更ニノ及的速ニ
工事ノ完成ヲ圖ル外テ國家ノ要請ニ應ズベク努力中ナリ

（二）株主總會

當三月二十日第貳回拂込株金一株ニ付金拾貳円五拾錢
計貳千萬円ヲ徵收シ建設費ニ充當セリ

昭和拾九年壱月弐拾五日午前拾壱時大阪市東区北浜五丁目
弐拾弐番地住友ビルディングニ於テ第弐期定時株主総会ヲ
開催シ左ノ事項ヲ決議セリ
一、第弐期営業報告書、貸借対照表、財産目録承認ノ件
右ハ原案通承認ノ決ス
二、定款変更ノ件
第参拾五条ヲ一條繰下ゲ附則第参拾五条トシテ左ヲ加ヲ
第参拾五條　朝鮮会社等臨時措置令施行中同令ニ依リ
左ノ事項ハ株主總会ノ決議ニ依ラズ取締役会ノ決議ヲ
以テ之ヲ行フ事ヲ得
壱、支店ノ新設、廃止又ハ移転、因ル支店所在地ニ於ケル定款

ノ変更
弐、資本ノ弐拾分ノ壱ヲ超エザル對價ヲ以テスル営業一部
ノ譲渡
参、資本ノ弐拾分ノ壱ヲ超エザル對價ヲ以テスル他ノ会社ノ
業全部ノ譲受
四、取締役ヲ監査役ガ受クベキ報酬ノ決定
右ハ原案通承認可決ス
昭和弐拾年参月壱日午前拾壱時大阪市東区北浜五丁目弐拾
弐番地住友ビルディングニ於テ臨時株主總会ヲ開催シ左ノ事
項ヲ決議セリ
一、定款変更ノ件

第貳拾七條及第貳拾八條ヲ左ノ如ク改ム

一第貳拾七條中第貳項以下ヲ削除ス

一第貳拾八條第壹項中「ヲ決スル」ヲ「ニ付協議スル」ニ改ム

右ハ定款第壹條ニ依リ選任ス

一取締役杉野清巧辞任ニ付補欠選任ス

(三)庶務ニ関スル件

登記事項

一昭和拾九年拾壹月貳拾九日取締役財場恒三ノ住所変更登記ヲ完了セリ

一昭和拾九年拾貳月壹日取締役矢部忠治ノ住所変更登記ヲ完了セリ

(東京三九四九)

一昭和拾九年拾貳月參拾日代表取締役矢部忠治生產責任者ニ就任ノ登記並ニ代表取締役古田俊之助同矢部忠治同佐鳥仁左同杉野清巧同財場恒三ノ会社代表権喪失ノ登記ヲ完了セリ

一昭和貳拾年壹月拾壹日取締役杉野清巧ノ住所変更登記ヲ完了セリ

一昭和貳拾年參月貳拾八日取締役佐鳥仁左住所変更登記ヲ完了セリ

株式異動

一右期ニ於ケル株式名義書換ヲ左ノ通リ

期末現在株主拾六名十九株

(四)軍需会社ニ指定ノ件

昭和拾九年拾貳月八日附ヲ以テ軍需会社法第貳條第壹項ニ依ル軍需会社ニ指定セラレタリ

二　貸借對照表（昭和貳拾年參月參拾壹日現在）

借方		貸方	
未拂込資本金	四〇、〇〇〇、〇〇〇円	有価證券	四九、八〇〇円
起業支出	三一七、八四六、五七	貸付金	四二三、七七〇、〇〇
産業設備営團ヨリ	五〇、三〇九、四一一、五七	立替金	五一五、三四一、八〇
長期投資	四、四四六、二五〇、〇〇	未收入金	一七〇、五四八、〇一
材料品	四三七、三八五、九八	銀行預金	五二五四、四九一、三七
		現金	二〇〇、五六、六〇
		前渡金	五七八、〇六七、六七
		仮拂金	三二五、一一八、一一三
		試驗研究費	二、二七七、七五
		合計	一四六、三九五、三六八、四五

（東京三九四九）

資本金　八〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

借入金　一五、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇

産業設備営團　五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

掛買金　九五、〇八九、四一

從業員預り金　一三三、七〇四、一三

諸預り金　六(一、一三四)七、〇二

未拂金　七四、五六二、二〇

假受金　一三〇八七五、六九

合計　一四六三九五、三六八、四五

三、財産目録

資産　（昭和貳拾年參月拾壹日現在）

（東京三九四九）

起業支出　三一、七九八、二四六、五七

産業設備營團工事　五〇、三〇九、四一一、五七

長期投資　四四四六三五、〇〇〇

材料品　四、三七三、三八五、九八

有価証券　四九八、〇〇、〇〇〇

貸付金　四二三、七七〇、〇〇〇

立替金　五一五、三四一、八〇

未收入金　一七〇、五四八、〇一

銀行預金　五二五四、四九一、三七

現金　二〇〇、五六二、六〇

前位　五、七八〇、六七〇、六七

假拂	金	三、二五一、一一八、一三
試驗研究費		三、三七七、七五
合計		一〇六、三九五、三六八、四五
負債		
借入金	金	一五九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇 円
産業設備営團	金	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
掛買金	金	九五、〇八九、四一
從業員預り金	金	一三三、七〇四、一三
諸預り金	金	六一、一三七、〇二
未拂金	金	七四、五六二、二〇
仮受金	金	一三〇、八七五、六九

(東京三九四九)

合計		六六、三九五、三六八、四五
尚当期八起業中ニ付キ損益計算ヲ行ハズ		
右之通ニ候也		
昭和貳拾年五月拾六日		
京城府鐘路区三坪町五番地ノ壱		
朝鮮住友軽金属株式会社		
取締役会長	古田俊之助	
取締役社長	足立忠治	
専務取締役	佐鳥仁森	
常務取締役	篠原照一	
常務取締役	舟場恒三	

取締役　吉田貞吉

取締役　春日弘

取締役　河井昇三郎

取締役　小林晴十郎

取締役　鏡

前記書類ハ調査ノ上ハ確ニ其ノ通リ相違ナキ旨ヲ認証ス

昭和貳拾年五月貳拾參日

監査役　岡橋林

監査役　大島堅造

（大蔵省三九四九）

22.

朝鮮殖産株式会社

地域	通貨名	Sec 3 不動産 土地建物	材械装置	其他	計	Sec 4 動産 其他部	Sec 5 預金	Sec 6 受取勘定	Sec 7 株式出資	Sec 8 債券出資	Sec 10 漁業権	合計
朝鮮	日本	224.135.101	109.724.655	12.445.058	346.305.614	22.788.225	60.000	26844.955	3.900.000	49.800	447.196	400.587.763
	B.C	58.832.018	21.944.831	3.494.996	84071.945	4587.645	60.000	26.844.955	3.900.000	49.800	-149.732	119.664.077

評価算定資料様

一、会社創立 昭和十八年十二月

但し住友アルミニューム金属工場名ヲ以テ十八年五月

ヨリ事業ニ着手セリ

二、資材発註(建設材料、機械類)ハ右事業着手、

ト同時ニ実施セリ

一、事業計画ハ当初アルミニューム五万瓲生産計画ナリシモ

資材ノ入手難ト資材暫減等ノ為メ三万瓲計画ニ変更

ニ削減セリ

二、産業設備(建設ノ一部ヲ含ム)ハ昭和十九年末迄ニ

メドガ十八年創業時ニ於ケル建設費ヲ算出、

約八千万円ナリシガ二十年初頭ニ到リ之ヲ二億五

千万円ニ変更ヲ余儀ナクサレタリ。

即チ建設費ニコノ一ヶ年半間ニ約三倍強トナリ

シヲ知ル

一、生産量ハ当初計画ハ年五〇〇瓲ナリシガ終戦

時ニハ五千瓲乃至六千瓲ヲ見込ミタリ

㊀ハ一瓲当リ三四五〇円ニシテ生産費トノ差額ハ政

府補給金トシテ支払セラルン、

一、当社株主ハ十六名ニ過ギズ全部日本人ナリ。

財産別評価算定表　朝鮮住友鉱業㈱

財産種類	内容	帳簿価額	評価額	備考
土地				
工業用	咸南文川郡下明化洞他2筆 2,178.95坪 ㎡3.42	7,448.289	42,579.020	坪当20円
住宅用	京城府 昭和8年取得 2,844.62坪 113.01	264.899	886.155	坪当240円
計		7,733.318	43,465.175	5.7倍
建物				
工場	昭17完成 昭20.	20.627.982 11,129.526	122.577.928 22.125.052	4倍 2倍
	建設中 計	72.674. 42.848.182	72.674 745.532.654	0 17.3
事務所	昭19.6月完成	833.379	20.333.516	4倍
その他	社宅病院寄宿	7,776.139	21.104.556	4倍
計		51.098.700	179.970.726	3.4倍
	土地建物合計	58,832.018	224,135.901	3.81
機械設備		21.944.931	109.724.655	5倍
その他				
運搬設備	鉄道引込線其他 昭19.12月完成	2927.533	11.710.132	4倍
附帯機械設備		367.463	734.926	2倍
計		3.294.996	12.445.058	3.7倍
Sec3 不動産	計	84.071.945	346.705.614	4.1倍
Sec4 動産	資料鉱石 薪炭 木材	4.587.145	22.938.225	5倍
Sec5 預金	国庫預金	60.000	60.000	0
Sec6 貸金其他金	材料仕掛品 木材仕掛品	26844.955	26.844.955	0
Sec7 特許無償	朝鮮鉱業権他	3,900,000	3,900,000	0
Sec8 債券社債	国庫債券	49.800	49.800	0
Sec9 営業権		149.732	449.196	3倍
合計		119,664.077	400,547.763	3.34倍

237 257

[redacted]

朝鮮金融組合聯合會／現日本以外ニ於ケル財産（20.5.2／現在）

(3)	土地	￥957.000—
	建物	1.060.000—
(4)	動産（什器）	230—
(5)	諸ケ金	￥2.453.000—
(8)	有價證券（國債・株券・社債）	85.741.000—

計 180.211.230—

備考 資産總計 ~~170.812.000—~~ 170.812.000—

朝鮮金融組合聯合會　　昭和20年6月30日現在

Sec	摘要	報告金額		補正金額		補正理由	登録異動修正金額		登録異動修正理由
3	土地	1件	957.000-	1件	957.000-		1件	957.000-	
	建物	〃	1.060.000-	〃	1.060.000-			1.060.000-	
	計	〃	2.017.000-	〃	2.017.000-				
4	什器	〃	230-	〃	230-			230-	
5			92.453.000-		92.453.000-			92.453.000-	
8			85.741.000		85.741.000	預貯振替払込金計上内訳不明		85.741.000-	
			180.211.230-		180.211.230-			180.211.230-	

朝鮮金融組合聯合會

朝鮮金融組合聯合會ノ現日本以外ニ於ケル財産（20.5.31現在）

(3)	土地	957.000—
	建物	1.060.000—
(4)	動産（什器）	230—
(5)	預ケ金	92.453.000—
(6)	有價証券（国債 社債）	85.741.000—
	計	180.211.230—

備考　資産總計　170.812.000—

朝鮮金融組合聯合會　　昭和20年5月31日現在

Sec	摘要	報告金額		補正金額		補正理由	更後生ぜる修正金額		更後生ぜる修正理由
3	土地	圓	957.000-	圓	957.000-		圓	957.000-	
	建物	"	1.060.000-	"	1.060.000-		"	1.060.000-	
	計	"	2.017.000-	"	2.017.000-				
4	什器	"	230-	"	230-			230-	
5			92.453.000-		92.453.000-			92.453.000-	
8			85.741.000-		85.741.000-	貸借此借相殺合計二誤内譯不明		85.741.000-	
			180.211.230-		180.211.230-			180.211.230-	

東洋拓殖

Sec	摘要		報告金額	補正金額	
3	土地	円		日本円	90,294.215
				蒙銀券	-2,620.000
				日本円	-8,054.005
	建物	〃		〃	17,431.636
	設備			〃	7,431.763
	其ノ他			〃	1,585.322
	小計	〃	108,799.049	日本円	124,796.941
				蒙銀券	2,620.000
4	本邦国債			日本円	10.237
	北支那発行債券			〃	156.882
	其ノ他			〃	729.744
	小計	〃	1,549.031	〃	899.287
6		〃	18,266.380	〃	1,716.150
				〃	429.227
				傀円	5,469.608
				F.R.B	3,514.829
				C.R.B	8,851.716
7		〃	4,207.697.778	日本円	202,999.913
8		〃	146,523.042	〃	96,242.562
12		〃	14,519.896	〃	14,352.777
14		〃	593.816	〃	593.816
		〃	616,706.046	〃	351,153.693
				傀円	23,963.450
				F.R.B	3,472.000
16		〃	51,787.173		0
合計		〃	1,379,513.211	日本円	832,215.079
				蒙銀券	2,620.000
				F.R.B	6,986.829

Sec 3

Sec. 6 ヨリ譲渡土地建物円 8,617.892 ヲ移入

Sec. 4

日本国債円 10.237
北支那発行債券円 156.882
} ヲ Sec. 8 ヘ移入

Sec. 6

Sec. 3 ヘ譲渡土地建物円 8,617.892 ヲ移入

Sec. 14 ヘ子会社ヘ貸付金及特殊事業
日本円 84,973.821
傀円 23,963.450
F.R.B 3,472.000
} ヲ移入

Sec. 16 ヨリ借入金 5,817.988 ヲ移入

Sec. 7

Sec. 14 ヘ特殊事業中子会社ニ対スル分円 3,464,598
株式中子会社分円 46,815.862
} ヲ移入

Sec. 14 ヨリ 199.000 ヲ移入

Sec. 8

日本国債円 10.237
北支那発行債券円 156.882
} ヲ Sec. 4 ヘ移入

Sec. 14

支店合円 499,406,599 ヲ削除ス

Sec. 6 ヨリ小会社ヘ貸付金及特殊事業
日本円 84,973.821
傀円 23,963.450
F.R.B 3,472.000
} ヲ移入

Sec. 7 ヨリ小会社分円 46,815,862 ヲ移入

特殊事業円 3,464.598 ヲ移入

Sec. 14 ヨリ Sec. 7 ヘ 200,000 (中日貿業) ヲ移入

Sec. 16 ヨリ子会社貸付金 5,767,185 ヲ移入

拓殖株式会社

20年 6月 30日現在

Sec 6ヨリ	Sec 14ヘ移シタル小会社名	
	東拓畜産	8.773.446
	朝鮮畜産	3.210.000
傀儡	委託個人	53.350.000
大同	個人	4.200.000
	起業	3.366.808
	成興公司	4.041.227
傀儡	開発産業	6.252.480
東拓	畜産	15.142.538
朝鮮	水産	3.050.000
〃	畜産	6.810.000
〃	煙草	14.940.000
東拓	土地	1.408.468
東洋	農業	3.460.000
傀儡	不動産	1.000.000
朝鮮	製糸	21.275.000
朝鮮	鉱業	3.057.300
朝鮮	電気	55.000.000
朝鮮	殖産	60.000
朝鮮	興業	700.000
傀儡	興業	810.000
		250.000
		14.973.821
		23.963.450

Sec 6ヨリ	Sec 14ヘ移シタル特殊事業	
東拓		525.240
ビルヤール		1.655.358
事務局		1.250.000
	計	3464.590

Sec 16ヨリ	Sec 14ヘ移シタルモノ	
釜山鉄		3.000.000
北傀興業		4.000.000
傀儡		2.700.000
傀儡	産業	126.370
飛島	傀儡農業	60.000
都市経営	関係	4.833.371
拓業部	関係	10.710.000
内訳	(三和拓業関係	9.669.736
	朝鮮主税局	1.040.364)
朝鮮	特殊鉄道	537.156
	計	26.967.185

日本円	傀儡	
Sec 6ヨリ	事業資産	
対ヘトニ	管理関係	440.040
北鮮	会社	4.484.888 (内3.472.000ハF.R.B)
		4.780.586
		3.747.020

	Sec 14ヘ移シタル小会社名	
	二豊物産	579.682
	長白興発	246.996
	殖産公司	873.514
	鉱業公司	5.[illegible]
	玉泉農場	779.783
	豆乳事業地	71.628
	計	F.R.B 3.472.000
		日本円 12.632.690

Sec 7ヨリ	Sec 14ヘ移シタル小会社名	
傀儡	理研ゴム工業	1.303.600
傀儡	造林	1.840.000
傀儡	林産公営	5.000.000
〃	製材	6.250.000
〃	興業	419.207
外洋	企業	182.250
南鮮	倉敷	399.710
朝鮮	鉱業	7.200.000
〃	マグネサイト	5.127.360
〃		810.000
同	水産	3.623.285
朝鮮	畜産	3.626.050
〃	肥料	3.500.000
〃	農業	1.324.460
〃	倉庫	749.460
東拓	起業	3.750.000
拓大	会社	2.700.000
東亜	興業	
	計	46.815.882

日本円	
豪州	銀
日	本円
〃	
〃	
〃	
日本円	
豪州	銀
日	本円
〃	
〃	
〃	
〃	
傀儡	円
F.R.B	
C.R.B	
日本円	
〃	
〃	
〃	
F.R.B	

日本円	
豪州	銀
傀儡	円
F.R.B	
C.R.B	

…ccl4 移しかえ 特殊預金
…5.240
…1.…37P
…4.250.000
…3464.590
Sec/4へ移しかえ
3.000.000
4.000.000
2.700.000
126.370
60.000
…業 4.883.371
…1.710.288
…業預金 3.669.936
…預金 1.040.352)
…預金 537.156

…2.967.185

重複其ノ他繰ニ入レル為替額

日本円	90.294.215
豪銀	2.620.000
日本円	8.054.006
〃	17.431.686
〃	7.43/.163
〃	1.585.392
日本円	124.796.941
豪銀	2.620.000
日本円	10.237
〃	156.882
〃	729.144
〃	815.287
〃	1.716.150
〃	429.227
仏円	5.469.208
F.R.B	3.614.839
C.R.B	8.851.716
日本円	202.198.943
〃	40.585.814
〃	14.352.727
〃	593.816
〃	270.712.308
F.R.B	3.472.000
	0
日本円	656.114.946
豪銀	2.620.000
仏円	5.469.208
F.R.B	3.986.839
C.R.B	8.851.716

重複其ノ他繰ニ入レル理由

下記会社別金額計セラレタルニ付控除ス

伯洋拓殖	3.375.000
北支開発	176.000
蛟那振興	25.000
南洋拓殖	500.000
台湾〃	500.000
南洋興発	26.294.898
計 日本円	30.869.898

下記会社別金額計セラレタルニ付控除ス

北伯産業	1.150.000
積木開発	6.060.000
朝鮮石油	3.477.500
〃 重工業	2.339.860
三井鉱山	934.000
朝鮮石炭	187.500
日伯製粉	1.539.980
朝鮮電業	10.100.000
計 日本円	24.788.840

下記会社別金額計セラレタルニ付控除ス

朝鮮煉炭	3.603.284
伯国電気	24.157.090
	2.700.000 (Sec 16ヨリ来レル)
	53.350.000 (Sec 6ヨリ来レル)
(仏円	23.963.450
日円	9.386.550
山東鉱業	1.334.460
天津防疫	4.250.000
朝鮮電業	55.000.000
計 日円	120.444.374

在外資産報告表

朝鮮信託株式會社

昭2a. 3. 31 現在

報告資産細目	通貨名	金額
3. 在外不動産		1,430,732.52
4. 在外動産		2,044,712.21
5. 在外銀行預金及其他ノ預ケ金		1,567,476.23
6. 外國居住者ノ負担トナル勘定、受取手形及其他ノ貸金		1,269,649.24
8. 各表ニ於テ報告セラレザル債券、社債証券、社債及其他ノ投資証書		2,608,004.37
11. 外國通貨	鮮銀券	301,475.19
合計		9,230,857.24

備考

前回報告ニ於ケル資産合計 270,973,681.49 ト雖モ右ハ { 拂込未済資本 7,500,000 / 信託勘定 254,242,824.25 } ヲ包含セルニ今回ハ之ヲ除外ス

朝鮮信託株式会社　　昭20.3.31

Sec.	摘要	報告金額		補正金額		補正理由	重複其他ヲ修正シタル正当金額		重複其他修正理由
3	建物	日本円	¥438.738	日本円	¥544.767	Sec. 4ヨリ106.029円ヲ移ス	日本円	¥544.767	該当事項ナシ
4	建物	〃	106.029	〃	0	Sec. 3ヘ建物106.029円ヲ移入		0	
	本邦国債	〃	577.670	〃	577.670		〃	577.670	〃
	其他本邦証券	〃	1.361.012	〃	0	Sec. 7ヘ株式1.361.012円ヲ移入		0	
	小計		2,044.711		577.670		〃	577.670	
5		〃	1.567.476	〃	1.567.476		〃	1.567.476	〃
6		〃	1.239.649	〃	3.878.453	Sec. 8ヨリ移ス	〃	3.878.453	〃
7		〃	0	〃	1.361.012	Sec. 4ヨリ移ス	〃	1.361.012	〃
8		〃	2.608.804	〃	0	下記ノモノSec. 6ヘ移ス 保証債務見返 404.863 立替金 1.316.411 仮拂金 887.530 2.608.804	〃		〃
11		朝鮮円	301.475	〃	301.475		〃	301.475	
	合計	日本円	¥929.398	日本円	¥929.398		日本円	¥929.398	
		朝鮮円	301.475	朝鮮円	301.475		朝鮮円	301.475	

朝鮮信託　　二五期末　　20.3.31

有価証券 a/c	1,938,682.70
國債	577,670,00
株式	1,361,012.70
貸付金 a/c	1,269,649.74
(不動産担当貸付)	
保証債務見返	404,863.20
立替 a/c	1,316,411.11
動産、不動産	1,544,768.09
営業用土地建物什器	106,029.51
雑 a/c	1,438,738.58
預金雑仮金 a/c	887,530,08
現金	1,868,952.12
預り金	301,475.19
仮拂金	1,517,476.93
	887,530,08

在外資産報告表

朝鮮信託株式會社

昭20, 3, 31現在

報告資産細目	通貨名	金額
3. 在外不動産		1. 438. 739. 52
4. 在外動産		2, 044. 712 31
5. 在外銀行預金及其他ノ預ケ金		1. 567. 476 93
6. 外國居住者ノ屋根トカ基礎 受取手形及其他ノ債金		1, 269, 649. 24
9. 名義ニカカテ報告セラレザル債券 株式証券社債及其他ノ投資証書		2, 608, 804. 39
11. 外國通貨	鮮銀券	301. 475. 12
合計		9, 230, 857 24

註 前回報告ニ於ケル資産合計270, 973, 971. 44トアルモ右ハ{拂込未済資本 9. 500, 000 / 信託勘定 25442, 824. 25}ヲ包含セルニ今回ハ之ヲ除外セル

朝鮮信託株式会社

昭20.3.31

Sec.	摘要	報告金額		補正金額		補正理由	重複其他ノ修正ヲ加ヘ正当金額		重複其他修正ヲ
3	建物	日本円	¥ 438,738	日本円	¥ 544,767	Sec. 4ヨリ106,029円ヲ移ス	日本円	¥ 544,767	該当事項ナシ
4	建物	〃	106,029	〃	0	Sec. 3へ建物106,029円ヲ移ス	〃	0	
	本邦国債	〃	577,670	〃	577,670		〃	577,670	
	其他本邦証券	〃	¥ 361,012	〃	0	Sec. 7へ株式¥361,012円ヲ移ス		0	〃
	小計		2,044,711		577,670		〃	577,670	
5		〃	¥ 567,476	〃	¥ 567,476		〃	¥ 567,476	〃
6		〃	¥ 269,649	〃	3,878,453	Sec. 8ヨリ移ス	〃	3,878,453	〃
7		〃	0	〃	¥ 361,012	Sec. 4ヨリ移ス	〃	¥ 361,012	〃
8		〃	2,608,204	〃	0	下記ノモノSec. 6へ移ス 保証債務見返 404,813 立替金 ¥ 316,411 仮払金 887,530 2,608,204	〃		〃
11		朝鮮円	301,475	〃	301,475		〃	301,475	
	合計	日本円 朝鮮円	¥ 929,378 301,475	日本円 朝鮮円	¥ 929,378 301,475		日本円 朝鮮円	¥ 929,378 301,475	

朝鮮信託　　二五期末　　20.3.31

有価証券 a/c	1,938,682.70
國債	577,670,00
株式	1,361,012.70
貸付金 a/c	1,269,649.94
(不動産抵当貸付)	
保証債務見返	404,883.20
主勘 a/c	1,316,411.11
動産・不動産	1,544,768.09
所有動産・不動産	106,029.51
営業用土地建物什器	1,438,738.58
雑 a/c	887,530.08
預金預け金 a/c	1,864,952.12
現金	301,475.19
預け金	1,561,476.93
仮拂金	887,530,08

朝鮮電工株式會社

財産所在地域	通貨名	Sec 3 不動産				Sec 4 動産	Sec 5 権利	Sec 6 登録予約営業	Sec 7 株式出資	Sec 8 特許権	Sec 11 現金	Sec 16 鉱業権	合計
		土地建物	機械器具	其他	計								
朝鮮	日本	254,124,763	53,701,320	64,913,459	372,261,242	223,892,747	6,143,158	17,614,763	7,956,895	66,166	32,565	3,200,000	625,257,816
朝鮮	朝鮮										32,565		32,565
													625,257,816
B. V.		~~37,096,042~~ ~~40,118,422~~ 37,438,422	6,675,145	5,378,194	55,171,781	24,145	6,143,158	17,614,763	4,956,895	66,166	32,565	6,400,000	213,149

21.11.5. (計算)

朝鮮電工株式會社

一、昭和十八年創立

朝鮮住友鑛業株式會社ト朝鮮電業株式會社ト合併ノ上新ニ設立セラルル會社ニ現物出資ヲ爲シ其ノ對價トシテ新設會社ノ發行スル株式ヲ取得シ之ヲ保有スル事ヲ目的トス

一、資本金一億万円、四分一拂込

一、朝鮮産業設備金属株式會社ノ全部ヲ買収シ之ヲ以テ其ノ事業ヲ繼續シ且ツ之ニ關聯スル一切ノ事業ヲ營ム

二、建設中ナリ　殆ンド約ソ%完成ヲ

一、本社ト工場ト三十六度線ヲ以テ隔離セラレ現場ヲ除ク外ハ最近ボツボツ引揚ゲツツアリ

資料ヲ以テ本支店間ノ未達勘定詳細不明ナリ

一、昭和二十年六月十日假決算營業報告書ニヨリ帳簿價格ヲ集計セルモ資料ハ昭和二十年三月末決算營業報告書ヲ參照一部酌量上推定セリ

一、福岡都電佛留所前昭和電工西ニ假事務所設置ス　常務取締役大野

金吾氏ト連絡ス

二、土地許価

京城鐘路所在事務所敷地一三六坪五ハ坪當二、五〇〇円

ニシテ京城所在各事務所敷地五三五坪四ハ坪當五〇〇円ト査

定セリ

釜山南浦工場用地三方二八四五坪ノ内五九坪ヲ坪當二五円

事務所敷地ハ坪當一五〇円トス

三、建物

京城事務所鉄筋コンクリート二階建一棟五二三坪

坪當一〇、〇〇〇円ニテ評価ス

鐘紡捕工場ハ平坦ニテ船ニ八三、三%ナリ

而シテ後ニ之ヲ許価セズ十倍ト九ラズ手切シ契約価格ヲ以テ八、三三、依ッテ金ヒヲ許価額トス

一、押械製造其他

押械ノ発注ハ昭和十八年十九ラズ手許価格ハ自ノ価格ト殆ド於テ敦賀ニ於ケル価ト開キアリ八倍ト相当ヲリ、

其ノ施工ニ着手シ昭和十九年ノ十落

未達助金二二、四三七、五五四円ハ昨三七、五五四円ハ当社ニ於テ許価ヲ剋除外ラ

日ハ当料ナリ(容ヲ)

朝鮮電工株式會社

	帳簿価格			評価格	倍率
	本社	鎮南浦工場	計		
Sec. 3 不動産	1,041,889	52,149,088	53,191,977	372,261,242	6.98
土地	240,146	17,527,611	17,967,957	91,381,285	5.14
建物	401,743	18,526,597	19,328,340	160,531,053	8.3
南鎮工場		442,325	442,325	2,211,625	5.0
機械装置		6,675,165	6,675,165	53,401,320	8.0
構築物		8,958,056	8,358,056	64,542,119	7.2
船舶		19,334	19,334	193,340	10.0
Sec. 4 動産	1,182,913	129,341,502	130,524,215	223,982,747	1.72
事務用器具備品	20,000	112,092	132,092	660,460	5.0
工場用器具備品	50,389	244,080	294,469	1,472,335	5.0
[redacted]					
自家製品		22,943,074	22,943,074	114,715,370	5.0
仕入先前渡金		93,013,737	77,013,737	97,013,737	0
假拂金	1,092,326	9,028,519	10,120,845	10,120,845	0
Sec. 5 諸口	4496,912	1,646,246	6,143,158	6,143,158	0
Sec. 6 受取勘定	13,192,676	4,422,087	17,614,763	17,614,763	0
短期貸付金	13,192,676		13,192,676	13,192,676	0
未収入金		1,351,106	1,351,106	1,351,106	0
同業組合積金		3,070,981	3,070,981	3,070,981	0
Sec. 7 株式出資	4,956,875		4,956,875	4,956,875	0
Sec. 工業所有権	14,130	18,435	32,565	32,565	0
Sec. 社債国債	66,166		66,166	66,166	0
Sec. 無形固定資産	640,000		640,000	3,200,000	5.0
計	25,571,381	182,506,158	213,149,519	628,257,516	2.94

評価算定基準

○土地

京城　住宅用　671.7 坪　C 357.—　B.V. 240,146—

内訳　鐘路二事務所敷地　136.3 坪　B.V. 136,300—　坪当 1,000—

評価　坪 2,500—　E.V. 340,750—

住宅用　黄金町 花畑町 楽浪町 外　535.4 坪　B.V. 103,446—　坪当 134.—

評価　坪 500.—　E.V. 267,700—

鎮南浦　工場用地　3628.459 坪　C. 4.40　B.V. 17,516,971.—

評価　坪当 25.—　E.V. 90,711,475.—

事務所　鎮南浦 三和町　25坪　C. 41.29　B.V. 10,640.—

評価　坪当 150.—　E.V. 61,860—

計　土地評価　E.V. 91,381,285—　係 5.14

土地　3629.359 坪　B.V. 12,762,757—　E.V. 91,381,285.—　係 5.14

○建物

京城　事務所　鐘路二　鉄筋コンクリート支階　延坪 523坪　坪当 1345.—　B.V. 703,573

評価　坪 10,000.—　E.V. 5230,000.—

社宅　黄金町 楽浪町 花畑町　坪 194.9　坪当 503.—　B.V. 98,230.—

評価　坪 5,000—　E.V. 974,500.—

京城計　B.V. 801,743.—　E.V. 6,204,500.—　係 26

鎮南浦　工場及事務所　915 坪　107坪　B.V. 18,521,597.1—

・設工係度　平均 83.3%　設エノモ評価　10%未トセバ 33係

評価　E.V. 154,326,553.—　33係

建物計　B.V. 19,324,340.—　E.V. 160,531,053.—　31係

B'K

○ 南津留工場　　工場工

B.V. 442,325.—　　E.V. 2,211,625.—　　5倍

土地建物 總計

B.V. 3,953,422.—　　E.V. 251,912,034.—　　6.7倍

○ 構築物

專用鉄道　10,300米完成

1粁当 323,000—　　B.V. 3,330,420.—

評価 1粁当 150万円 (鉄道与同ト事務官調)　E.V. 15,450,000.—

上水道設備　完成

B.V. 4,018,987—　　E.V. 4,018,987.—　　10倍

電話電気設備.

B.V. 284,998.—　　E.V. 2,279,984.—　　8倍

其他　農園　防空防火下水道井戸設備

B.V. 1,324,481　　E.V. 6,622,405.—　　5倍

構築物計　B.V. 8,954,456.—　　E.V. 64,542,119—　　7.2倍

○ 機械装置

電気関係	B.V. 2,766,450.—	備考 昭和十八年中カレニ付設備完成ノ時期ニ不拘 10年ノ取得価格ト認メ法ニ評定ス
電解工場	2,940,170—	
陽極(アルミナ)工場	370,977—	
其他	597,568.—	
機械装置	B.V. 6,675,165.—	E.V. 53,401,320.—　　8倍

○ 船舶　　一隻

B.V. 17,134—　　E.V. 171,340.—　　10倍

25馬力機帆船 重工丸

○車輌運搬具

本社　乗用自動車　1台

37年型　ボレテップ　BV. 20.000—　EV. 100.000— 5倍

鎮南浦

乗用車二台
トラック一台
バス三台
オート三輪
自転車　小口一

BV. 112.092　EV. 560.460— 5倍

計　BV. 132.092 —　EV. 660.460— 5倍

○工具、器具、備品

本社　電話、金庫　外1等

BV. 50.387—　EV. 251.935 — 5倍

鎮南浦　試験器、調整器、金庫　外1電話、ウインチ、各種工具

BV 244.080—　EV 1.220.400 — 5倍

計　BV 294.467—　EV 1.472.335—

×○設立費

登記費用　削除

×○開発費

公道補修費、公海浚渫費、部落民移転費、削除

○財産品　Sec 4

原料　主材　磐土頁岩　BV 490.000—

補材　鋼材類　2.082.600—

補材　材料及半製品　6293.700—

土壌材料　1.816.800—

木材　8.775.580—

其ノ他　3.484.494—

計　B.V. 22.943.074.　EV 114.715.370— 5倍

○預金　6,143,158.　B.V.　6,143,158.—

定期預金　1,200,000—
当座　〃　4,940,425—
国債貯金　2,733—
} 鮮銀、安田、地銀

○現金　22,565.—　B.V.　22,565.—

○仮拂金　10,120,845—　B.V.　10,120,845—

工事請負業者ニ対スル貸与物品代

~~金銭~~貸与ノ物品代

工事費内拂金　社宅及用地等購入分金

Sec. 4.

○購買會勘定　3,070,981—　B.V.　3,070,981.—

社内消耗物品販賣勘定ヨリノ計上

○鉱業権

B.V. 640,000—　B.V. 3,200,000—　5口

鏡澗鉱　壹山面　聲山鉱山　8,444号
　　　　　　　　6882号
雲母石　明礬石　332,610坪

・仕入先前拂金　Sec. 4.

材械類 材料工具等前拂金

	B.V.	E.V.	
計	97.013.737—	97.013.737—	0

×・建設仮勘定　13,812,753.—

支拂利息　5,000,000.—

水利施設給料等　2,500,000—

車体、ハ之字銷却ベキ前合ノモノ記認ニ付削除

・長期投資

	B.V.	E.V.	
株式	4,956,875—	4,956,875.—	
内譯 朝鮮軽金属 co.	117,050株	B.V. 4,389,375.—	
〃 飛行材 CO.	10,000	250,000.—	
帝国製鋼所	12,700 〃	317,500.—	

	B.V.	E.V.
国庫債券	5,768.—	5,768—
其他（勝弘債券等）	〃 15,398.—	〃 15,398—

×・未達勘定　22427,554.—

内容不詳ニ付削除ス

・短期貸付金

	B.V.	E.V.
	13,192,676—	13,192,676—

内容不詳ナルモ一応ソノ儘計上ス Sec. 6.

・立替金　115,841——

社内決済ノ性質ノモノ　削除

・未収入金

		E.V.
	1,357,106	1,357,106.—

債権ニ繰入 Sec. 6.

工一七	本社	鎮南浦工場	計	科目整理
土地	240,146	17,527,611	17,767,757	
建物	801,743	18,526,597	19,328,340	
構築物	-	8,958,856	8,958,856	
機械装置	-	6,675,165	6,675,165	
船舶	-	19,334	19,334	
車輌運搬具	20,000	112,092	132,092	
工具器具備品	50,387	244,080	294,467	
設立費	75,090	-	75,090	削除、登記費用他 公証役場等 2/3 含む
開発費	-	180,483	180,483	
財産	-	22,943,074	22,943,074	
仕入先前渡金	-	97,013,737	97,013,737	Sec.4. 動産.
建設費	-	13,812,753	13,812,753	削除. 支払利息 招聘旅費
南浦工場敷地	-	442,325	442,325	Sec.3. 不動産.
関係会社株式	4,956,875	-	4,956,875	
国債	50,768	-	50,768	
社債	15,398	-	15,398	
短期貸付金	13,192,676	-	13,192,676	
立替金	66,893	48,948	115,841	削除. 社内決裁 参2ルモ
未収入金	-	1,351,106	1,351,106	Sec 6.
預金	4,496,912	1,646,246	6,143,158	
現金	14,130	18,435	32,565	
仮払金	1,092,326	9,028,519	10,120,845	Sec 4 動産.

賃貸組合勘定	-	3.070.981	3.070.981	Sec 6 借権
未達勘定	22.437.554		22.437.554	削除、内容不詳。
鉱業権	640.000		640.000	
合計	48.150.898	20/.620.342	249.771.240	
		削除(2/26)	3662.721	
		差引	213.149.519	

東亜鑛工株式會社

オ二号表

在外財産報告總括表

報告資産細目	通貨名	金額
1.		
2.		
3.	円	1,530,000.00
4.	〃	260,067.10
5.	〃	85,844.82
6.		
7.	〃	77,000.00
8.		
9.		
10.	〃	1,319,000.00
11.		
	大日本帝國政府	
12.		
13.		
14.	〃	16,961,000.00
15.		
16		
	總計	33,600,932.00

(第十号様式 縦11×横15.2糎 紙質上等)

東亜鉱工株式会社

第三号表

外国為替資産明細報告表

第三　不動産

財産ノ明細	財産ノ所在地	証書ノ種類及所在地	所有者ノ氏名又ハ名称及国籍	坪数又ハ反別	取得ノ時期及相手方	取得価格又ハ建設価額	当該財産ニ関スル権利ノ取得ニ要シタル又ハ要スル費用ノ内容	所有者ガ当該財産ニ関シ利害関係ヲ有スル者ト特別ノ関係アルトキハ其ノ氏名又ハ名称及其ノ関係ノ内容	評価額
該業用地	朝鮮咸鏡道羅南郡羅南面花村里ノ一								
建物	〃	〃		58,375.17	昭和10年頃	37,375.17			74,000.00
	〃	〃		13,503.07		13,503.07			26,000.00
	〃	〃	〃	169,443.63		67,443.63			338,000.00
坑道及積築物	〃	〃	〃	220,698.14		220,698.14			640,000.00
機械装置	〃	〃	〃	353,265.67		353,265.67			745,000.00
車輌運搬具	〃	〃	〃	2,801.26		2,801.26			14,000.00
器具備品	〃	〃	〃	11,857.22		11,857.22			22,000.00
建設仮勘定				2,463.83		2,463.83			10,000.00

大日本帝國政府

備考　右上評価額ハ取得価額及建設価額ニ対シ各別ニ算出シ評価シタルモノナリ

（第十号の三様式甲号（一）×二四四粍）

大日本帝國政府

第四　動産

財産ノ明細	財産ノ所在地	数量（単位ヲ記載スベシ）	証書ノ種類及証書ノ所在地	帳簿価格	取得価格	取得ノ時期及事由	評価額
貯蔵品	朝鮮咸鏡南道 京興郡山谷面 花南里四三		同人	¥305.84	¥305.84	昭和10年開設	¥305.00
半製品		現地ニ帳簿ノ内訳不明		¥065.07	¥065.07	〃	¥065.07
探鉱粗鉱製品		95トン	〃	¥065.07	¥065.07		¥065.07
鉛精鉱		90トン	〃	¥8591.64	¥8591.64		¥8591.64

第五　銀行預金及其ノ他ノ預ケ金

預金ノ種類	預先ノ住所及名称又ハ商号	預先ノ種業種	所持者ノ住所名称又ハ商号及国籍	証書ノ種類及所在地	預入ノ時期及事由	払済ニ為ルベキ通貨	邦貨ニ換算シタル金額
特別経理預金	朝鮮咸興通 元山府 朝鮮殖産銀行	金融業	鉱都株式会社 代表取締役 [illegible]	朝鮮預金部 朝鮮咸興通 京興郡山谷 花南里43		円	¥5,864.00

（第十号様式別紙）（日本工業規格A列4番）

第七、在外事業ノ株式、組合出資及其ノ他ノ出資

明細	発行者ノ住所及名称又ハ商号	所有者ノ住所又ハ名称又ハ商号国籍	証書ノ数所在地	A.V.	P.V.	時価額
16.5.1.	京城府中区黄金町1丁目99 朝鮮煉鉄K.K.	京橋一ノ二 東亜鉱工K.K.	240株	12,000	12,000	12,000.

第十

登録番号	〃 国名	証書所在地	配利内容	所有者住所代表者国籍	取得時期相手方	見積額
9139号	朝鮮	同上	金銀	京橋同	1735	72,000.
〃 月日			鉛亜鉛採掘権鉱区数			
7.1912			30ヶ所			
			坪33,504,600			

大日本帝國政府

貸方、借方 1745, 7, 30
182,330; 71, 79

13 3/26

東山産業株式會社

總括表

Sec. 3. - 14,970,000円

Sec. 4. 308,343

Sec. 7. 1,400,000

Sec. 14. 5,139,188

Sec. 16. 1,143,217

總計 22,960,748

Sec. 4.

種類	財産所在地	數量(單位)	B.V.	A.C.	時期及理由	F.V.
綿花種選機械	釜山	50 セット	59,230	59,230	ターリタイプエストラ及ゴヤバに於ける綿業のため	59,230
綿荷造圧搾機	〃	1 セット	104,947	104,947	〃	104,947
種取機及附屬品	水源	40 セット	144,166	144,166	〃	144,166
					大日本帝國政府	
總計						308,343

(折上り國定規格B6(ハ)×三五七粍)

北鮮製紙化學工業株式會社

所在地	通貨	Sec. 2 金	銀	白金	Sec. 3 土地建物	機械設備	其ノ他	計	Sec. 4 商品
E.V.	朝鮮				土地 10.154.740				
	日本				建物 33.356.915	51.332.091	34.170.441	129.022.907	5.507.103
B.V.					土地 3.017.824				5.5
					建物 1.047.805	6.644.706	1.365.253	23.079.588	1.695.701

	Sec. 4 什器	其ノ他	計	Sec. 5	Sec. 6	Sec. 7	Sec. 8	Sec. 9
E.V.	19.630.914	24.710.017		585.115	532.453	3.980.149	3.639.288	
B.V.	3.497.107	5.192.888	4.7	585.115	532.453	3.980.149	3.639.288	

	Sec 10	Sec 11	Sec 12	Sec 13	Sec 14	Sec 15	Sec 16	合計
E.V.		12.973						162.490.944
B.V.		12.973						37.022.456

大日本帝國政府

439

北鮮製紙化学工業株式会社

一、設立年月　昭和十年四月

一、資本金　二千万円

一、所在地　咸鏡北道吉州邑営基洞四三五

一、株主　殆ド全額王子製紙、投資ニカヽリ東実工王子製紙ノ子会社タリ

一、事業場及生産能力

○吉州工場

生産能力レーヨンパルプ年産五三、〇〇〇屯　アルコール年一〇、〇〇〇屯

○群山工場（全羅北道群山府亀谷町）

生産能力新聞用紙国定教科書用紙年産一三、〇〇〇屯

一、吉州工場ハ事変前、建設ニカヽリ建設費極メテ低廉ナルヲ以テ土地評価帳簿価格ニ対シ一七倍、建物ハ一四一倍トナリ外ニ群山工場ハ建設日浅ク且資料モ不完全ナルヲ以テ概ネ五倍ノ査定額トナリ従ツテ主要資産タル会社ノ不動産評価ハ帳簿価格ニ対シ平均五五倍トナリ

建物評価ニ当リテハ之ヲ構造別ニ類別シ西松組調査ニカヽル資料ニヨリ終戦時ニ於ケル時価木造一、〇〇〇円煉瓦造一、二〇〇円鉄筋コンクリート二、五〇〇円ヲ以テ坪数ニ乗ジ之ヲ算出評価セリ

土地ハ吉州工場坪当二〇円吉州住宅敷地五円京城社宅敷地四〇〇円群山工場二五円トシテ評価セリ

一、山林部勘定ハ会社ノ原料材伐採事業場勘定ニシテ立木販売ノ多量ナルニ外帳簿価格ニ対シ二一倍ノ評価格トナリ

一、其他ハ動産Sec.4ニツキ四七倍ノ評価ヲナシタル外帳簿価格ノマヽヲ評価格トセリ

大日本帝國政府

在外財産調書　　北興製紙化学工業株式会社

不動産

○吉林工場

		B.V.	会社評価	E.V	
土地					
	243.186坪	314.747		5,639,385	17.7
工場敷地	194.441	180.000		@20- 3,608,020	
吉林社宅	47.681	85.754		@35- 1,665,335	5,639,385
京城社宅	163	40.993		@40- 65,200	
吉林社宅	2,776坪	取得価格@ 10.06			
	17,805.	〃 @31.33			
京城社宅	麦秀町 71坪	〃 @43.66			
	永楽町 92〃	〃 33.468			

大日本帝國政府

建物				
	18,316坪	2,111,123		
工場建物	8,400—	1,080,117	3,630,000—	
倉庫	4,069.36	212,776		
事務所	319.00	40,340		
門柵塀		5,180		
発動機室	277.52	43,242		
社宅	4,919.83	662,603.		
塀外	1548K	6,847		
場外建物 城津倉庫	181.5	20,214		
〃 金松温泉	84.83	8,730		
〃 京城社宅	2,822.44—	2,931 2,145		

（折り目定規格B5（18×25.7cm））

建物・構造別内訳

		B.V		E.V	
工場建物					
煉瓦造	5612			@1,200— 6,734,400	坪当単価、面積組調整
鉄筋コンクリート	6677			@2,500— 16,692,500	
木造	¥.106.11			@1,000— 1,106,990	
社宅		2,095,146			
煉瓦造	799			@1,200 958,800	
木造	4,120.12			@1,000— 4,120,930	
附属物					
門.柵.塀		1,177.		59,068	
計	18,316.12	2,111,123		32,673,506	1.41

大日本帝國政府

機械設備		35,720,580		35,720,580	1.0倍
構築物	専用軌道 →65米/ トロッコ軌条 運動場、井戸、プール 消火栓等	195,765		370,775	1.0
給水設備		457,226		2,286,130	〃
備 不		98,046		470,230	〃
投資固定資産	鄭州出張所	307,000	307,000	307,000	税金及取得税
拡張改良資産		3,514,912	3,514,912	10,544,736	〃

（新土地固定資産台帳 くぼ×ばこ社）

群山工場

		B.V	会社評価	B.V	
建設勘定		1.900.→91	1.900.→91	3.950.455	3.3
土地	180.000坪	→700.000		@4.- 4500.000	1.6
建物	3.500"	→700.000		@1.000- 3.500.000	1.→
機械設備		3.000.→91		15.001.454	5.0
構築物外		3.300.000		16.500.000	5.0
山林部勘定	(事業地	瓢山南大川)			
土地		3.077		15.385	5.0
建物		36.682		183.410	5.0
機械設備		76.357		610.856	8.0
其他設備		107.947		539.735	5.0
				大日本帝國政府	
立木		382367		1.911.835	5.0
貯木		1.475.023		7.400.184	8.0
計		1.781.453	5.687.460	12.661.405	7.1

(折十り固定規格86ページ×2枚)

Sec 3. 不動産

科目	摘要	B.V	会社評価	E.V	
土地		3,017,894		10,154,740	3.3
吉林工場	240,022坪	2,78,754		5,574,154	20.3
京城	163	40,993		65,200	1.6
群山工場	180,000	2,700,000		②3,400,000	1.6
山林部		3,077		15,385	5.0
建物		5,047,805		33,356,915	6.67
吉林工場	18,315坪	2,111,103		2,673,505	1.41
群山工場	3,600—	2,900,000		②1,000—3,500,000	1.2
山林部		36,602		183,410	5.0

大日本帝國政府

機械設備		6,648,706		5,332,891	2.7
吉林工場		3,572,058		3,720,580	10.0
群山工場		3,000,291		15,001,455	5.0
山林部		76,367		610,936	8.0
其他		8,365,250		34,170,444	4.0
吉林工場	構築物、給水設備投資固定拡張改設備及工木	4,574,634		15,266,071	3.3
山林部		490,314		2,451,570	5.0
群山工場		3,300,000		16,500,000	5.0
合計		24,077,580		137,022,407	5.7

(新上り固定減価償却率 ×××)

Sec 4 動産

商品	吉林工場 パルプ 4.022.036 瓩	B.V. 1695.701	会社評価 1695.701	E.V 5.087.103	3.0
基地		3.497.187		19.630.914	5.6
吉林工場	副産物 材料 半製品等	2.322.164	2.322.164	10.690.740	4.6
山林部	貯木	1.175.023		9.400.184	8.0
合計		5.192.888		24.718.017	4.7
動産内譯		B.V.	会社評価	E.V	
製品	4022036 瓩	1.695.701	1.695.701	5.087.103	3.0
人絹パルプ	25760 〃				
				大日本帝國政府	
晒パルプ	193.666 〃				
半晒パルプ	909.900 〃				
未晒パルプ	2892.682 〃				
副産物	粘結剤 アルコール	12587	12587	37.761	3.0
材料勘定	薬品 燃料 潤滑 修繕材料 防遏材料 設用品外	1.862.134	1.862.134	3.310.630	6.0
					10.690.740
半製品		88.634	88.634	265.902	3.0
酒精工場		258.510	258.510	776.530	3.0
粘結剤勘定		100.318	100.318	300.954	3.0

（折上ノ國定載格品ハ×××ニ拓）

Sec 5.	預金				
当座預金		B.V		E.V	
	商銀 吉林支店	¥36,596			
	〃 京城藥店	17,301	¥88,115	¥88,115	
	殖銀 城津支店	9,609			
	〃 京城本店	10,609			
計		¥88,115	¥88,115	¥88,115	
Sec 6					
假支出		¥99,079	¥99,079	¥99,079	
經営外事業費勘定		133,376	133,376	133,376	
計		¥232,455	¥232,455	¥232,455	

大日本帝國政府

Sec 7					
興殖拔業		¥1,190,149			
每日新報	40	1,000			
戰時融金庫	6	12,500			
朝鮮棟炭	2000	60,000			
〃	約3200	80,000			
朝鮮木材	6000	300,000	¥3,680,149	¥3,680,149	
京城薪炭	100	2,500			
吉林生活必需組合		2,000			
北鮮合同木材	26,240	1,311,200			
朝鮮棟炭	約1200	30,000			
計		¥3,680,149	¥3,680,149	¥3,680,149	

(折上り国定減価償却)

Sec 8					
保證金入担保					
立木竹ノ延納担保	茂山 咸興 城津各営林所	¥864.000	¥864.000	¥864.000	
納稅保証金	城津稅務署	¥775.200	¥775.200	¥775.200	
計		¥3.639.200	¥3.639.200	¥3.639.200	
Sec. 11					
現金		¥1.973	¥1.973	¥1.973	

在外財産報告書

第一號表

報告者，氏名又ハ商號

1. 氏名又ハ商號	合資會社豐林商會 代理人鐘淵紡績株式會社 取締役社長 倉知四郎
2. 住所	朝鮮平安北道江界郡滿浦邑 (代理人住所東京都品川区大井鹽町三四五)
3. 國籍	日本
4. 報告書作成現在日	
5. ~~報告書~~提出日	昭和廿一年十二月廿七日
6. 本報告者ト所有者ト異ル場合ハ所有者ト關係	同人

第貳號表

在外財產等報告總括表

（九經）

報告資產細目	通貨名	金	
1. 金銀貨幣			
2. 金、銀、白金、地金及合金			
3. 在外不動產			
4. 在外動產			
5. 在外銀行預金及其他預ケ金			
6. 外國居住者ノ負担トナルベキ勘定、受取手形及其他ノ貸金			
7. 在外事業ノ株式、組合出資及其他ノ出資			
8. 各表ニ於テ報告セラレザル債券、抵当證券、社債及其ノ他ノ投資證書			
9. 前各表ニ報告セラレザル支拂證書			
10. 著作權、特許權、「ライセンス」商標權及之ニ類スル無体財產權			
11. 外國通貨			
12. 外國ノ政府又ハ地方公共團体ノ發行スル債券其ノ他ノ債務証書			
13. 外國居住者ノ負担トナルベキ保険証券及年金			
14. 本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子會社			
15. 借地權又ハ財產ノ使用若ハ占有ニ関スル類似ノ權利			
16. 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ効力アル財產ニシテ本邦内ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ノ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財產			
合計			

第三　不動産（本邦外ニ所在スル土地、建物、工場、機械設備等）

財産ノ明細	財産ノ所在地	證書ノ種類及所在地	所有者ノ住所、氏名又ハ商號及國籍	帳簿價格	取得ノ時期及相手方	取得價額又ハ建設價額	營業財產ニ關スル權利取得ノ目的及ハ事業ニ關スル取極ノ内容	所有者以外ノ者ガ營業財產ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所、氏名又ハ商號及利害關係ノ内容	評價額

（各部隊所有、製工、機械、其ノ他ニ付キ本）　第　種　下　三　帝

第四　動　産（本邦外ニ所在スル原料品、半製品、製品及其ノ他ノ有形財産）

財産ノ明細	財産ノ所在地	数量（単位ヲ明記スベシ）	建者ノ種類及所在地	帳簿価額	取得価額	取得ノ時期及事由	評価額
							29,000
							11,000

第五　銀行預金及其ノ他ノ預ケ金

預金ノ種類	預ケ先ノ住所及氏名又ハ商號	預ケ先ノ主要業種	預ケ入ノ時及目的ノ期事	有ノ所名又ハ商號國籍	證書ノ種類及ビ所在地	社債其ノ他ノ有價證券ノ種類及ビ金額	同上ニ係ル金額
當座預金其ノ他	不詳						二十四万七
							二十四万七

第六　外國居住所ノ負担トナル勘定取手形及其ノ他ノ貸金、但シ投資證券、銀行預金及其ノ他ノ預ケ金ヲ除ク

明細（債權ノ種類、決濟日等）	債務者ノ住所及氏名又ハ商號	取得ノ期及由	債權者ノ住所氏名又ハ商號及國籍	證書ノ所在地	債權者ガ外國ノ者ガ當該財産ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所氏名又ハ商號及利害關係ノ内容	辨濟ヲ受クベキ通貨ニ依ル債權額
賣掛金						
立替金						
前渡金						

第七、在外事業ノ株式、組合出資及其ノ他ノ出資（第十四ニ於テ報告セラレザルモノヲ除ク）

（昭和二〇、三、一現在）　有限会社　営林ノ会

明細（銘柄、発行日、発行場所）	発行者ノ住所及氏名又ハ商號	所有者ノ住所氏名又ハ商號及関係	取得ノ時期及事由	所有者以外ニ当該財産ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ハ其ノ氏名又ハ商號及関係ノ内容	證書ノ数（株数又ハ口数）及所在地	帳簿価格及払込金額	取得価額	時價額
有価証券	不			不				二八、〇〇〇

負債（本邦内ニ居住スル者ガ外國ニ在リスル者ニ對シ負担スベキ一切ノ負債）

負債ノ種類	負債ノ明細	相手方ノ住所氏名又ハ商號及國籍	負債ノ原因及辨濟ニ關スル取極其ノ他負債ニ關シ參考トナルベキ事項	表示通貨ニ依ル金額
未拂金	下拂			
仮受金	〃			

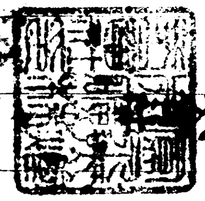

周公漢定禾鼎拓本

嘉定金石文字

創立　昭和九年二月九日

本社　朝鮮平安南道价川郡北面鳳泉

連絡　東京都麹町区丸内、丸ビル、七階

東京事務所

（九四、三、九八）

財産調

（昭和二十年三月三十一日現在）

資産

區分	取得又ハ帳簿価格	時価又ハ評価額	備考
一、不動産			
土地	壹八四、弐八、壱弐	参弐八、弐五弐、弐四	
建物	参弐参、四弐参、弐	七〇弐、八四〇、弐〇	
機械及装置	九八参、弐六四、一九	壱、九弐七、参弐八、八三八	
工具及什器	九、八七七、九九	四九参弐、九、九五	
二、動産			
雑蔵品	弐〇、八五九、弐	壱参〇、壱七、八〇四	
生産品	四五八参、四七弐、弐三	弐弐五壱八、参弐〇、七五	
預金	一五弐、四五参、弐七	一五弐、四五参、弐七	桃全閉当金 一参八、四九〇、七四

負債

區分	取得又ハ帳簿価格	時価又ハ評価額	備考
一、対外負債			
借入金	弐七五、〇〇〇、〇〇	弐七五、〇〇〇、〇〇	
短期負債			
預り金	弐四壱、参壱〇、弐弐	弐四壱、参壱〇、弐弐	
未払金	弐弐六、〇弐四、四八	弐弐六、〇弐四、四八	
銀行借越	壱、八弐弐、弐六	壱、八弐弐、弐六	
支払手形	壱、五〇〇、〇〇	壱、五〇〇、〇〇	
仮受金	四、参〇、九五、五五	四、参〇、九五、五五	

780193
449.693

明細表（時価又ハ評価額）

資産の部

科目	内訳	金額	科目	内訳	金額
土地		参六八、〇五六、二四	借入金		弐七五、〇〇〇、〇〇
	紫釜甲地	壱、四五五、八二		群銀平塚支店	六三四、一〇〇、〇〇
	六八筆、六〇、八四坪	↓		分行東城本社	四四〇、〇〇〇、〇〇
	隣路甲地				
	三二筆、五〇、二二坪	壱、壱、三五四、六四	預り金		二四八、三一〇、二六
	野紫甲地			社員親睦会	六七、一七三、七
	一三筆、七六、六八坪	二六、三五四、八八		社員貯金	四八、四八六、七二
	寮舎甲地			松葉貴金属平塚基金	一三二、四五〇、六
	七筆、五六、七三坪	四四、九〇八四二			
	事務所甲地		未払金		三六、八四四、六
	五筆、一、〇七三坪	八九、九五六四〇		旅費交通費	一、三四九、
				福井試作所	一五、〇〇〇、
建物				未収入金	六六七三九、六
	本社事務所外1棟				
	瓦葺鉄筋造	七〇、八四四、六〇			
	木線お込甲他				
	七棟 八、八坪	一、三五五、三八			

一屯積車輛	一〇台	七五、九六二、〇〇											
二屯積貨車	二三台	四八、〇三八、〇〇											
一屯積 〃	四台	四四、七四〇、〇〇											
ワイヤロープ	六五〇m	五四三、〇四九、〇											
白パイプ	七五五尺	二〇、四〇一、〇											
ガス管	五四九尺	二七、五八四、〇八											
エンドレス鐵	一式	五、九三二、六											
代燃機関	八台	七、六六四、〇〇											
オツシ振揺機	大	一四、七一八、〇〇											
鑿岩機	二九	八、八七〇、四八											
モーター類	七台	九、六一〇、〇〇											
測量器具外三点		一五、九八〇											
(三)車輛運搬具		(一九、三四五、四)											
自動車	四台	三、二三九、七六											
ダス倫機関車	一〇台	一五四、二五三、一											
木炭ガス発生機	一組	一、五七〇、〇〇											
機関車代用機関	八台	五、八〇〇、〇〇											
重錘及軸受類		六、四一一、二七											
工具及付器		四九、参八九、九五											
本社及工場		四七、二〇六、〇五											
東京事務所		二、一八三、九〇											

野蔵品													
木材類		一、二〇一、七一八、〇											
雑品類		四〇三、五五一、〇											
油類		二三、四七五、一											
火薬類		四、七二八、七											
道具類		三八、一一一、九											
金物類		一二七、〇五六、七											
機関車部分品		二六七、四〇六、三											
客車貨車部分品		八五、四二五、五											
電気部分品		七三、四二九、二											
自動車部分品		五、九四五、六											
生産品													
無煙炭	二一、六三三、八二六	二四五、三二〇、七											
黒鉛	一二、八四、四七五	五五、八四三、四											
積金													
銀行預金		三九〇、八八三、八〇											
振替貯金		二一〇、四二一、八〇											
株金準備積金		一〇、一七六、〇〇											
別段貯蓄預金		六七一七三、〇〇											

B、U ノコイ与

| | | |

22 (令) 22.4.28

在外財産報告

会社	東亜煙草株式会社
住所	東京都麹町丸ノ内二丁目二
本籍	日本
報告書作成	昭和20.11.8
〃 提出	20.12.11

第二号表　　総括表

在外不動産	~~日本~~ 国名	金額
土地	日本	二3,493.608円

Sec 3

土地(建物)	利用者名	取得ノ時期及其ノ方法	帳簿価額	時価金額
		1930年	1,639円	586,022円

大日本帝國政府

(縦十四糎×横二十糎標準紙)

1947.10.1 朝鮮製鐵 13設立

東洋製鐵株式会社

総括表

4. 47,250円

6. 136,653

7. 1,277,500

14. 5,225,730.

Sec. 6.

記事	借主氏名住所	取得時期方法	所有者氏名国籍住所	証券所在地	他利害関係人	請求額
短期借款	朝鮮化学工業K.K. 京城南大門通5丁目.	自1944-10-1 至1945-3-31.	同			730円.

Sec. 7.

大日本帝國政府

記事	振出人氏名及住所	所有者氏名国籍住所	取得時期及方法	他利害関係人	証券数及所在地	A.C.	B.V.	M.C.
ストック	朝鮮化学工業K.K. 京城南大門通5丁目.	同	1943-2-10 投資		15,000 ストック 東京	750,000円	750,000円	750,000円.

Sec. 14.

親会社名及住所 組織	支店名及所在地 組織	利益取得時期及方法	親会社及支店事業記事	外国会社に於ける投資形態及金額
同	東洋製鐵K.K. 釜山工場		鐵一切の種類製造及販売	1,362,765円.
	釜山セイカマチ 3-333			支店基本金.

貸借総計 借方 1,522,710円 貸方 〃 (釜山工場)

最近支店商品目録　釜山工場

資産種別	所在地	量	B.V.	E.V.
土地	釜山 青鶴洞 セイカクドウ 3-333.	1,0 エイカー ボ	103,709 円	518,545 円
建物	〃 木造瓦ブキ	3,292,6 スクエアーメーター 坪	122,234	1,036,800
備品	〃 (セメント)		718	7,180
機械	〃		253,520	798,523
船舶	〃		30,010	30,010
車輛運搬具	〃		4,034	51,038
器具	〃		39,922	473,130
材料	〃		261,499	1,568,994
消耗材	〃		102,357	350,142
製品	〃		135,025	570,100
半製品	〃		1,350	5,900
ガラクタ	〃		17,477	69,908
			大日本帝國政府	
短期借款貸倒付	〃		291,446.	291,446.
賃掛金	〃		128,197	128,197
前拂金	〃		7,876	7,876.
預金及現金	〃		13,223.	13,223.
假拂金	〃		4,013	4,013.
總計	〃		1,522,410.	7,155,325.

(第十六號様式(一)×148粍)

（第十二關係書類（イ）×1通）

神奈川県生田村王禅寺字十八番地

日本鋼管工業株式会社

B1.367

第十四項　支店及子会社

幸区堀川町鋼業株式会社在外資産

報告書

昭和二十年十二月十七日

大日本帝國政府		

昭21.12.13.M 26.12

如即清

2

第十二項	支店及子会社

幸政國コバルト鉱業株式会社

1、親会社ノ住所、商號及組織

商號　川崎重工業株式会社

住所　神戸市生田区脇浜海岸通小番地

組織　株式会社

2、支店子会社等ノ住所商號及組織

商號　幸政國コバルト鉱業株式会社

住所　本店　神戸市生田区脇浜海岸通小番地

鉱業所　朝鮮半島咸鏡北道慶興郡[illegible]

組織　株式会社

3、持分ノ取得ノ時期及事由

時期　昭和拾八年拾弐月廿壱日

事由　高級工具地金トシテノコバルトノ輸入ガ敵国ニ国産トナリコバルトノ自給ハ日本ニトリ必要トナリ、依リテ多量ノ高級工具ヲ使用スル川崎重工業ハ

[illegible]

営ヲ指揮シ軍当局ノ命ニ従ヒコレニ独立株式会社ヲ設立セルモノナリ

4、親会社、支店及子会社等ノ事業ノ明細

(1) 親会社　別紙ノ通リ

(2) 子会社ノ事業

第一　コバルト採鉱及精錬並ニソノ売買

第二　第一ニ附帯スル一切ノ事業

5、支店及子会社等ニ対スル投資額及其ノ態様

A　子会社ニ対スル投資額

イ、	資本金	¥6,000,000.00
ロ、	短期借入金	¥10,715,766.93
ハ、	債務引受額	¥3,622,329.16
	合計	¥20,338,096.09

B　外地工場ヘノ投資ノ態様

(1)	鉱区	¥1,600,291.50
(2)	土地	¥ 329,532.80
(3)	建物構築物	¥3,263,860.34
(4)	機械器具	¥ 324,135.39

(新十号定規)

(5)	車輛運搬具	¥ 157.154
(6)	建設仮勘定	¥ 1,150.865.32
(7)	材料	¥ 1,466.920.29
(8)	仕掛品	¥ 4,607.698.62
(9)	半製品	¥ 1,249,183.35
(10)	仮拂勘定	¥ 1,343.920.42
(11)	運転資金	¥ 68.200.00
(12)	其ノ他	¥ 1,701,234.00
	合計	¥ 20.330.095.09

6. 親会社、支店及子会社等ノ役員及主要社員ノ住所氏名及国籍

a 親会社　別紙ノ通リ

b 子会社

取締役会長	鐘令正輔	神戸市生田区北野町壹百九拾八番地
社長	川崎芳熊	神戸市生田区山本通壹丁目壹拾壹番
専務取締役	佐分利輝一	東京都目黒区中根弐百六拾四番地
取締役	西山彌太郎	兵庫縣武庫郡住吉村ノ六七壹番
監査役	松村守一	兵庫縣武庫郡魚崎町横屋百五拾八番地ノ壹
監査役	神馬新七郎	神戸市生田区永室町壹丁目五拾番地ノ壹

大日本帝國政府

7. 親会社支店及子会社等ノ最近ノ貸借對照表

a 親会社　別紙ノ通リ

b 子会社最近ノ貸借對照表

(折ト)ノ國定規格B6(ハ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(リ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(カ)(ヨ)(タ)(レ)(ソ)(ツ)(ネ)(ナ)(ラ)(ム)(ウ)(ヰ)(ノ)(オ)(ク)(ヤ)(マ)(ケ)(フ)(コ)(エ)(テ)(ア)(サ)(キ)(ユ)(メ)(ミ)(シ)(ヱ)(ヒ)(モ)(セ)(ス)

4

貸借對照表

昭和20年12月10日

A 借方ノ部

科目	金額
鑛區	¥ 1,600,291.50
土地	327,532.80
建物構築物	3,263,860.00
機械器具	3,241,135.29
車輛運搬具	157,151.47
開發費	70,840.66
建設假勘定	1,150,865.32
有価證券	3,455.50
貯品	1,469,710.29
仕掛品	607,698.02
半製品	1,249,183.35
創業費	44,000.00
賞揚金	93,043.50
假拂金	1,343,990.51
銀行預金	168,200.00
特殊預金	0
現金	0
京城出張所	2,764.52
未成鑛業所	14,700.00
支拂利子	444,508.20
雜支出費	12,055.20
前期繰越損金	1,075,496.47
合計	¥20,338,095.09
	18,673,367.47
	× 1,664,725.62

大日本帝國政府

(折上り國定規格B5(ハ)×七九枚)

5

B 貸方ノ部

科目	金額
資本金	¥6,000,000.00
川崎重工	10,715,706.83
前受金	1,147,716.80
買掛金	260,894.04
未拂ノ賃金	3,044.16
製作品未決算	58,866.21
仮受金	4,013.82
未拂金	2,111,792.59
合計	¥20,338,095.09

ホ. 親会社支店及子会社等ノ最近五ヶ年間ノ損益計算書

イ. 親会社　別紙ノ通リ

大日本帝國政府

ロ. 子会社ノ損益計算書　昭和拾八年ヨリ昭和廿年迄ノ間

科目之部	自昭和拾八年拾弐月 至昭和拾九年壱月	自昭和拾九年壱月 至昭和拾九年九月	自昭和拾九年拾月 至昭和廿年壱月
売上高	0	0	0
投資収入	0	0	0
雑収入	0	0	¥1,390.12
当期損失	¥120,179.42	¥93,980.61	¥261,336.46
計	¥120,179.42	¥93,980.61	¥262,726.58
損失之部			
売上原価	0	0	0
償却高	0	0	0
税金引当	0	0	0
配当金	0	0	0
雑支出	¥120,179.42	¥93,980.61	¥262,726.58
余剰	0	0	0
計	¥120,179.42	¥93,980.61	¥262,726.58

（折上リ國定價格ノ〇〇×〇〇%）

6.

9. 支店古流所其他営業所財産目録及其時価表
(財産種類、所在地、数量帳簿価格、評価額等明細)　Sec. 16

(1) 鉱區

番號	種類	数量(坪)	所在地	帳簿価格	取得価格
1443	金銀コバルト	670.000坪	耕餘慶寺北道慶山郡押梁面 蘆川洞	¥307,736.07	¥398,152.53
2805	〃	115,000	耕餘慶寺北道慶山郡押梁面 坪山洞	262,668.96	¥284,395.04
2435	〃	542,000	同上	367,736.07	398,152.53
1356	〃	445,000	耕餘慶寺北道慶山郡押梁面 南山面慶山洞	,00,000.40	,00,000.00
2835	〃	928,000	耕餘慶寺北道慶山郡南山面 新方洞	,00,000—	,00,000—
1457	〃	967,000	耕餘慶寺北道慶山郡押梁面 坪山、新方、南方洞	,07,00,00	,07,00,00
2770	〃	790,000	耕餘慶寺北道慶山郡安仁面	,00,000,00	,00,000,00
1073	〃	800,000	耕餘慶寺北道慶山郡南慶郡 加恩麻城面	80,000,00	80,000,00
1386	〃	1,000,000	耕餘慶寺北道慶山郡押梁面 油谷洞	20,000,00	20,000,00
5212	〃	850,000	耕餘慶寺北道慶山郡押梁面 乙洞	85,050,00	85,050,00
		7,207,600	合計	,600,294,50	1682,850,50

(2) 土地

細目	Sec. 3 所在地		帳簿価格	坪数
事務所及住宅敷地	耕餘慶寺北道慶山郡押梁面坪山洞		¥28,762.00	5.708
三號社宅敷地	全上	坪山洞	115,140.00	11.90
二號社宅敷地	全上	〃	23,942.00	3,428
一號社宅敷地	全上		17,415.00	2,385
社宅敷地	全上	天杜洞	13,507.05	4,505
慶山事務所敷地	全上	押梁面	16,730.00	6,692
浸透工場敷地	全上		42,424.00	18,55/
社宅敷地	全上	倒山洞	48,993.00	12,279
全工	全上		7,809.20	46,700
大邱敷地	耕餘大邱東雲山		¥5,200.00	1.49
東城出張所敷地	耕餘慶城府		¥2,500.00	50
社宅敷地	坪山、天杜		2,909.20	467
	計		¥325,532.80	
			335,442—	112.842

大日本帝國政府

(3) 建物及構築物

財産ノ目録		帳簿価格		取得価格	
本事務所並ニ附属建物	✓	¥ 23.296.57		¥ 25.717.50	
物置及倉庫	✓	20.519.49		22.220.00	
見張所及現場事務所	✓	23.424.30		25.695.00	
鉱治場		11.007.50		11.960.50	
四一九一工場		17.631.15		18.920.00	
反射炉建物家		17.503.69		18.785.00	
縦鉱炉建家		19.257.48		74.084.29	
圧縮機室		20.846.20		22.400.00	
四二四ポンプ小屋建物		8.010.61		8.429.50	
分析室		9.482.68		10.240.00	
雲道停留場		24.230.05		26.020.00	
慶山出張所		23.718.46		25.030.36	
変電所		6.919.50		7.070.88	
工作機械工場		11.751.03		12.470.23	
木工場		10.182.93		10.820.00	
配鉱所		12.575.07		13.828.20	
選鉱所	Sec 3	9.310.83		9.850.00	
錬成所		9.852.30	1531.426.88	10.367.50	1.658.096.47
社宅 本区	建物	185.994.59		200.426.88	
〃 坪山区		70.593.20		77.476.86	
〃 已洞		462.098.69		488.351.20	
社宅及宿所 栢泉門		61.332.46		63.486.18	
社宅 (大印)		16.915.40		17.900—	
坪山宇道場史化		4.755.64		5.004.23	
東城事務所	✓	10.929.53		11.500.07	
浮遊鉱工場		25.278.16		大日本帝國政府	
金属コバルト工場		106.380—		106.380.00	
倉庫(温式)		13.650.00		13.650.00	
反射炉(〃)建家		26.885.29		26.885.29	
社宅(慶山停留場所)	木	3.230.62		3.230.62	
金属コバルト精錬所		113.600.00		113.600.00	
精製工場		128.221.00		128.221.00	
ルツボ炉建家		5.800.00		5.800.00	
ボイラー室		18.781.25		18.781.25	
已洞竪坑	✓	66.819.24		71.816.69	
坪山斜坑	✓	54.123.84		58.892.42	
起業坑道	✓	248.885.57		335.014.16	
主要運搬坑道	✓	423.944.20		458.144.42	
火薬庫		12.305.73		13.375.73	
配線工事	✓	115.135.11		123.185.01	
揚水機	✓	16.000.20		17.306.30	
水槽	✓	9.721.05		10.488.00	
～～鉄管		74.568.20		76.916.93	
トロンメル		10.649.26		11.445.60	
オアーピン附帯設備		16.749.25		17.446.1	
焼鉱及焼室		94.221.84		101.321.20	1.789.373.11
堆焼炉		5.690.48	1672.046.23	6.116.02	
分銀炉		54.070—	1772.033.86	58.113.48	
反射炉		66.029.82		70.969.72	
風呂設備		1095.1		1.174.86	
素道設備		195.400.65		210.012.94	
レール(6362米)		74.337.29		79.896.33	
井戸給水装置		35.262.82		37.900.00	
分析室ムネ炉工事		3.440.66		3.697.86	
給水タンク		7.666.62		8.239.94	
インクライン		5.000.00		5.000—	
温式コバルト工場倉庫		1.000.—		1.000—	

折土ノ国定規格BB'イ×ロ×ハ×ニ

床張工事	5.826.00	5.826.00
地築工事	33.700.—	33.700.—
各種段造機	23.000.—	23.000.—
索道積卸場工事	1.600—	1.600.—
水耐化造機	61.000.—	61.000—
計	¥3.263.860.出	¥3.458.469.出

四 機械装置及工具器具備品 Sec 3 神納

種類	帳簿価格	取得価格
ポンプ類	25.696.35	27.323.63
捲揚機	26.149.16	29.805.10
シャフト	37.617.80	40.000.—
斤量機	1.504.71	1.600.—
クラッシャー	16.431.45	17.472.—
トロンメル	15.460.84	16.440.—
ベルトコンベヤー	22.652.56	24.087.02
クーラー	2.422.58	2.576.—
リングスピナー	6.470.26	6883.—
真空機	1.805.65	1.920.—
電動機	7211.64	3.200.—
ロスタンポット	21.866.72	23.251.57
送風機	11.990.31	12.756.—
送炭装置	8.464—	9.000.—
試験炉	28.213.35	30.000.—
熔鉱炉	43.560.10	46.324.92
焼鉱機	31.881.20	33.900.—
圧鉱機	4.628.6	4900.—
コンプレッサー	144.506.76	153.650.—
ブレイキクラッシャー	1880.88	1.880.88
モーター	9.010.41	9.584.—
電気溶接装置	601.66	639.76
電化産油装置	1.440.29	1531.50
炭素定量装置	2477.13	2634.—
ウォーターバス	758.42	806.52
電気乾燥器	2370.09	2520.19
電熱装置	1204.75	1.281.04
電気炉装置	3.000.17	3191.05
電気マッフル炉	492.09	523.25
木炭加熱蒸溜装置	508.31	540.50
索道運転装置	37.069.52	39.417.—
発電機	88.907.33	94.537.50
発電所設備	14.106.67	15.000.—
旋盤	7335.42	7.800.—
ボール盤及附帯設備	5.360.53	5.700.—
ベルトハンマー	2357.11	2.500.—
電気熔接器	1410.67	1.500.—
セーバー	3.291.56	3.500.—
送風機	564.27	600.—
旋盤材機	5492.44	5.500.—
オイルクーネス	3611.31	3.840.—
フローシート浮選機	84.650.—	84.650.—
ボールコールミル	47.560.—	47.560.—
トロンメル	23.289.43	23.289.43
ベルトコンベヤ	18.421.69	18.421.69
コークスクレシャー	18.000.—	18.000.—
フレートクラッシャー	7.794.80	7.794.80
ポンプ類附属設備	9.850.—	47.859.85
トルク型フラックファン	15.250—	15.250—
レックナー	33.370.45	33.370.45
コンベヤー	2900.—	2900.—

大日本帝國政府

316.582.30

294.431.16

（新上ノ國定税率品ニ付キ免税）

バケットコンベヤー	5,850.—	9,850.—
モーター	18,414.—	18,414.—
ロール フィダー	4,800.—	4,800.—
スクリュー フィダー	8,600.—	8,600.—
捲揚装置一式	2,379.12	2,379.12
浮遊水槽設備	2,780.—	2,780.—
浮遊選鉱運転	8,000.—	8,000.—
配線設備	5,565.28	5,565.28
ウイルフレーテーブル	18,697.20	18,697.20
ルツボ炉	9,539.—	9,539.—
モーター	6,482.—	6,482.—
鉱物鍋	18,750.—	18,750.—
ベーケガルバルベライザー	1,539.—	1,539.—
反射炉築炉工事	2,216.30	2,216.30
ボイラー築炉工事	12,587.—	12,587.—
煙道工事	37,600.—	37,600.—
鉄構架構基礎工事	540.—	540.—
マッフル炉煉瓦	9,492.04	9,492.04
石灰槽タンク	5,493.18	5,493.18
湿式精錬工事	6,433.57	6,433.57
浮選工場工事	1,757.02	1,757.02
反射炉	12,095.62	12,095.62
ボイラー	2,853.28	2,853.28
マッフル炉	139,000.—	139,000.—
フィルタープレス	673.675.65	673.675.65
変圧器	8,000.—	8,000.—
其他機械一式	250,505.60	250,505.60
3トンオブリック	3,005.43	3,235.20
ダイヤローラー	896.46	942.40
シングルスクリュー234	7,848.24	8,448.—
ウオーター タンク	2,992.72	3,200.—
ガイド シュー	5,689.24	6,124.80
ドクター	13,096.44	14,097.28
ストーパー	9,564.22	10,296.—
ハンマー	23,454.88	25,248.—
トラニット及レベル	3,613.20	3,890.—
台秤、天秤	4,974.58	5,355.—
鉱滓搬車	8,034.54	8,648.28
試料用粉砕機	2,384.50	2,566.80
ブラケット	22,945.28	24,700.—
索道搬器	12,095.30	13,020.—
エヤーコンプレッサー	1,021.88	1,100.—
電圧変流器	0,683.26	0,500.—
定盤	1,774.22	
平焼ウイング	11,771.7	12,200.—
グラインダー		352.—
机椅子ガ		300.—
絨毯毛		15,435.—
拡声器		1,500.—
電話		3,170.—
タイプライター		12,970.—
モーターサルー		2,125.—
金庫		4,400.—
ストーブ		3,779.—
計		1,050.—
ラボオ		300.—
其他諸器		299,105.02
計	¥3,241,135.39	¥3,430,689.24

大日本帝國政府

¥6,376,68

(坂上の固定機械器具ハ×印ヲ附ス)

40

五、	車輛運搬具			
Sec4 土地	鎖掛車	1	¥ 20,693.18	¥ 21,920.—
	運搬トラック自動車	2	¥ 29,310.32	¥ 31,048.—
		1	¥ 107,147.07	¥ 13,500.—
	計		¥ 157,151.07	¥ 166,468.—
六、	建設仮勘定内譯			
Sec3 土地	1. 温式精錬工場		¥ 902,380.14	¥ 902,380.14
	2. 社宅及寄宿舍		¥ 162,683.32	¥ 162,683.32
	3. 土ノ比		¥ 85,801.86	¥ 85,801.86
	計		¥ 1,150,865.32	¥ 1,150,865.32
七、	貯蔵材料			
Sec4 土地	鋼材		¥ 24,178.34	
	機械工具類		¥ 56,990.81	
	コンプレッサー部品		¥ 91,202.31	
	ドリルビット部品		¥ 94,187.23	
	鉱石		¥ 245,101.04	
	電気品		¥ 43,091.52	
	火薬類		¥ 4,050.51	
	燃料		¥ 43,326.28	
	木材類		¥ 77,536.21	
	車輛(自動車)部品		¥ 40,078.28	
	保護品		¥ 24,212.40	
	紙筆類		¥ 99,813.38	
			¥ 1,466,970.27	
Sec4 土地	八、仕掛品			
	1. コバルト乙ハイスク	106,144	¥ 1,249,183.35	
	2. 鉛	37,291,081	¥ 335,515.22	
	計		¥ 1,584,698.62	
Sec4 土地	九、銀行預金又ハ現ナ預金			
	① 種類 特殊預金	② 預入先 朝鮮大邱	③ 預金ノ名称、住所、国籍 朝鮮国コバルト鉱業 朝鮮慶尚北道慶山郡 押梁面	④ 書類ノ所在地 慶山所
	⑤ 毎年得ル得ル可キ通貨 丹通貨		⑥ 毎年得ル得ル可キ通貨ニ対スル債権額 日本 ¥ 38,200.— ¥ 62,000.— ¥ 100,000.—	
			合計 ¥ 200,200.—	

大日本帝國政府

(拓士ノ国定戦時帳 ×××)

第二號表

在外資產報國會總括表

	報告資產細目	通貨名	金額
1	金銀地金		0
2	金銀以外ノ地金及ビ金		0
3	在外不動產	吳ノ土地	12ヤ貨幣 18,000,000.—
		漢口土地	〃 17,834,000.—
4	在外動產		0
5	在外ノ株式又ハ社債金		0
6	公社債信託ノ受益證券ノ在外ノ元本又ハ收益金		0
7	在外事業ノ株式ノ出資又ハ出資		
	華中鐵道株式會社	〃	150,000.—
	揚子電氣鐵道株式會社	〃	35,000.—
	朝鮮電業株式會社	〃	25,000.—
8. 9 10 11 12 13	無		
14	本邦ノ在外事業出資ノ保有外國ノ在外子會社		
	大連工場	〃	3,169,933.39
	上海カネボウ工場	〃	21,488,078.22
	青島カネボウ第二工場	〃	2,308,102.67
	上海カネボウ第二工場	〃	3,830,995.09
	朝鮮カネボウ株式會社	〃	大日本帝國政府
	オレンヂ島會社	米國貨幣	1,600,000.—
15 16	無		

（折ノ上ノ圖定規格B5（八ツ×七ツ）ニ記入）

B 4453

一		東京芝浦電気株式会社
報告資産細目	通貨名	金額
1.		[illegible]
2.		10,067,137.42
3.	円	83,377,605.93
4.	〃	213,178,685.76
5.	〃	1,001,685.58
6.	〃	22,906,671.39
7.	〃	5,053,100.00
8.	〃	6,007.00
9.		
10.		100,000.00
11.		
12.		
		大日本帝國政府
13.		
14.	〃	52,320,730.10
	f	666,430.73
15.		
16.		
	計	¥407,716,960.97

E.V.
別紙 69 頁分

（折上り固定様式B5（八）×二三七）

第三 不動産

資産の区分	財産明細	財産所在地	証書の種類及所在地	所有者が当該財産の取得者と異なるときは其の者の氏名及住所又は商号及本店の所在地	帳簿価格	取得時期及相手方	取得価格建設価格	評価額
昭和二十年五月三十一日現在	土地	朝鮮仁川府北水町	種類 所在地	同人	593,466円27	不明	593,466円27	1,780,398円81
	工業用建物及附属設備並ニ構築物(建設中ノ分ヲ含ム)	仝上	〃	〃	4,664,940.57	〃	4,664,940.57	13,994,822.15
	工業用機械及装置	〃	〃	〃	1,543,446.90	〃	2,547,464.46	7,642,393.38
	工業用運搬設備運搬具	〃	〃	〃	64,305.61	〃	116,690.15	350,070.45
	工業用工具器具及備品	〃	〃	〃	154,647.14	〃	296,647.76	889,943.28
	(小計)				6,220,776.67		8,623,665.67	24,881,057.07
昭和二十年五月三十一日現在	工業用建物及附属設備並ニ構築物(建設中ノ分ヲ含ム)	朝鮮仁川府松月洞3番地	〃	〃	3,970,915.97	〃	3,970,915.97	11,912,747.91
	工業用機械及装置	〃	〃	〃	373,500.00	〃	373,500.00	1,120,500.00
	工業用運搬設備及運搬具	〃	〃	〃	4,550.00	〃	4,550.00	13,650.00
	(小計)				4,348,965.97	〃	4,348,965.97	13,046,897.91
昭和二十年五月三十一日現在	事務所用土地(敷地ニ60坪)	1)京城府龍山通4丁目 2)京城府桂洞	〃	〃	11,313.60	〃	11,313.60	33,940.80
	事務所用建物及附属設備	〃	〃	〃	71,975.77	〃	74,301.42	222,904.26
	事務所用什器及備品	〃	〃	〃	5,220.41	〃	20,880.60	62,641.86
	(小計)				88,509.78		106,495.64	319,486.92

大日本帝國政府

備考 1. 当該財産ニ関シ権利取得ノ口頭又ハ書面ニ依ル取極内容

10.65-8.25-2.24

購入 12,744,873

3.9

2. 所有者以外者ガ当該財産ニ付キ賃借権、地上権、質権、使用収益権又ハ抵当権ヲ有スル場合ニ於ケル其ノ権利ノ種類及ソノ権利ノ内容

ナシ

(折上リ国定規格B5「ハ」×「ニ」)

第四　動産

財産ノ明細	財産ノ所在地	数量(単位)	記号番号種類ノ有ル者ハ其ノ所在地	帳簿価格	取得価格	取得ノ時期及事由	評価額
電動機業用諸材料	朝鮮ニ川府元水町	不明	種類別ニ有ル者ハ所在地ニ記ス	1,099,809.81	1,099,809.81	自家生産	3,299,429.43
主要材料							
部分品	〃	〃	〃	101,089.09	101,089.09	〃	303,267.27
補助材料	〃	〃	〃	344,206.99	344,206.99	〃	1,032,620.97
消耗器具雑品	〃	〃	〃	44,305.20	44,305.20	〃	132,915.60
事務用度品	〃	〃	〃	26,166.49	26,166.49	〃	78,499.47
設備用材料	〃	〃	〃	1,492.29	1,492.29	〃	4,476.87
倉庫品其ノ他				686,550.79	686,550.79	〃	2,059,676.37
半製品							
誘導電動機起動抵抗器	〃	〃	〃	1,888,388.89	1,888,388.89	〃	5,665,166.91
製品							
誘導電動機	〃	304	〃	203,389.16	203,389.16	〃	610,167.48
変圧器	〃	1,231	〃	394,611.00	394,611.00	〃	1,184,033.00
制御機器	〃	118	〃	14,232.00	14,232.00	〃	42,696.00
(小計)			✓	4,804,385.79	4,804,385.79		14,413,061.37
通信機製造用諸材料	朝鮮ニ川府元石町二五番地	不明	〃 ✓	2,846,760.07	2,846,760.07	〃	8,540,280.21
製品							
電気計器	朝鮮京城府中区長谷川町74(通称[illegible]) 東京芝浦電気株式会社京城出張所	〃	種類別ニ有ル者ハ所在地ニ記ス	46,880.39	46,880.39	〃	140,641.17
一般照明器具		〃	〃	35,545.97	35,545.97	〃	106,637.91
(小計)			✓	82,426.36	82,426.36		247,279.08
作成年月日	昭和20年	5月31日		7,733,572.22			23,200,716.66
							3.0

大日本帝國政府

(折上ノ国定税率ニ依ル)

第五　銀行預金及其ノ他ノ預ケ金

預金ノ種類	預ケ先ノ住所及氏名又ハ商号	預ケ先ノ主要業務	預入ノ origin 及事由	預ケ先ノ住所及氏名又ハ商号	記号、種類及所在地	決済後ノ通貨	同上通貨ニ依ル金額
当座預金	朝鮮銀行 仁川支店	銀行業務	不明	同人	銀行預金通帳 仁川	円貨	¥7,729.86
	朝鮮銀行 住所不明（又ハ同仁川支店）	〃	〃	〃	〃		16,707.61
	朝鮮殖産銀行 仁川支店	〃	〃	〃	〃		30,000.00
	不明	〃	〃	〃	〃		
作成年月日	昭和20年4月30日						

大日本帝國政府

（折上ノ固定規格B5ノ1/2ニ代ル）

才六 外国居住者ノ負擔ニ關スル勅令ニ依リ取得シタル財産及其ノ他ノ資金ノ投資

証券銀行預金及其ノ他ノ預金ヲ除ク

	明細(債權ノ種類又ハ事業)	債權者ノ住所及氏名又ハ商号	取得ノ時期及事由	債權者ノ住所又ハ商号及國籍	証券ノ所在地	資産ノ全ベテ通貨ニ依ル債權額
	貸付金	京城府黄金町ノ一ノ一〇 朝鮮電業株式会社	契約日 八ノ一ノ二二	同人	川崎	五、二二四円00
2	〃	朝鮮平安南道鎮南浦府 三菱マグネシウム株式会社	二〇ノ六ノ三〇 〃	〃	〃	四〇、二〇〇、00
3	〃	京城府黄金町ノ一ノ一〇 朝鮮昭和製鉄株式会社	一九ノ一一ノ二三 〃	〃	〃	一六、000、00
4	〃	京城府中区南大門通四ノ一六 東洋生命保険株式会社	一六ノ七ノ三一 〃	〃	〃	六、一三六、六七
5	〃	朝鮮 順川郡順川 日本化成工業株式会社	一九ノ二ノ一五 〃	〃	〃	九、三九五、四五
6	〃	慶尚南道鎮海 鎮海海軍工作部	一九ノ三ノ〇一 〃	〃	〃	三九、四〇六、00
7	〃	小林鉱業株式会社京城製錬所		〃	〃	三五、二四〇、00
8	〃	朝鮮電業株式会社 長津江発電事務所		〃	〃	一二、00
9	〃	東京府 京城府刑務所		〃	〃	六〇二、00
10	〃	平壌府飯田町 中支陸軍航空廠		〃	大阪	八六七、00
11	〃	平壌府平川町 仁川陸軍造兵廠平壌製造所		〃	〃	一五〇、五七

大日本帝國政府

12	〃	平壌府幸洞町 朱立鉱業大同製錬所		〃	〃	二六〇、六九
13	〃	京城府光化門通 朝鮮総督府逓信局		〃	〃	六、三六九、一七
14	〃	京城府貞●町 朝鮮放送協会		〃	〃	一六、〇四四、〇九
15	〃	清津府西水下町 日本製鉄株式会社清津製鉄所		〃	〃	一八、六七
16	〃	京城府大和通二丁目 光鮮合同電気株式会社京城出張所		〃	〃	三八〇、四八
17	〃	京城府黄金町ノ一ノ一〇 カナヘ商会		〃	〃	八、六四六、一一
18	〃	京城府黄金町ノ一ノ一〇 朝鮮化学株式会社		〃	〃	五三八、七〇
19	〃	京城府黄金町ノ一ノ一〇 朝鮮鴨緑江水力発電株式会社		〃	〃	一八、七三六、一七
20	〃	京城府中区ノ一ノ一〇 朝鮮鉱業連合会		〃	〃	四二六〇、00
21	〃	京城府中区大門通二ノ一〇 株式会社昌洋製作所		〃	〃	四八、四〇
22	〃	京城出張所		〃	〃	
23	〃	日本窒素肥料株式会社 京城府黄金町ノ		〃	〃	一〇、〇五
24	〃	朝鮮合同電気株式会社		〃	〃	六二、五〇
25	〃	鐘ヶ淵朝鮮製鉄		〃	川崎	三〇、00

折上リ國定税率品ハ〇×〇・七ニ相当

明細	債権種類	債権者ノ住所及氏名又ハ商号	取得ノ時期及事由	債権者ノ国籍及国籍ノ有無又ハ訴訟ノ有無	債務ノ支払ヲベキ通貨ニ依ル債権額
26	貸掛金	朝鮮大同製鋼所		同人 川崎	1,510
27	〃	朝鮮化学薬品工業株式会社		〃 〃	4,869.00
28	〃	京城府西冷町 43/13 朝鮮理研鍍工業株式会社		〃 〃	365.00
29	〃	咸鏡南道興南所 日本窒素肥料株式会社興南工場		〃 〃	44,960.21
30	〃	仁川府日本町 仁川陸軍造兵廠		〃 〃	20,114.46
31	〃	京城府南大門通 2/1 辰己物産株式会社		〃 〃	1,488.19
32	〃	日本窒素肥料株式会社		〃 〃	3,025,269.15
33	〃	京城府中之長谷町 1/2 三井油脂工業株式会社		〃 〃	81,140.00
34	〃	平南道江東部晩面務湖里 朝鮮小野田セメント株式会社		〃 〃	314.60
35	〃	京城府南大門通 2/5 京城電気株式会社		〃 〃	274.00
36	〃	平壌府船橋町 46 西鮮合同電気株式会社		〃 〃	6.00
37	〃	京城府黄金町 漢江水電株式会社		〃 〃	93,891.00
38	〃	京城府漢江通 朝鮮鉄道局		〃 〃	45,693.81
					大日本帝國政府
39	〃	釜山府大倉町 朝鮮総督府釜山税関		〃 〃	25.00
40	〃	朝鮮製鉄株式会社		〃 〃	54,000.00
41	〃	京城府黄金町 1/ 鮮合同電気株式会社		〃 〃	763.35
42	〃	京城府黄金町 2/78 朝鮮有煙炭株式会社		〃 〃	2,770.35
43	〃	京城府光化門通 朝鮮総督府逓信局		〃 〃	101,671.70
44	〃	咸北道慶興郡所在各出張所		〃 〃	70.00
45	〃	60 朝鮮人造石油株式会社		〃 〃	402,305.99
46	〃	日本アルミニウム株式会社 平北道龍川郡北中面		〃 〃	244,664.35
47	〃	三井鉱山株式会社 東洋高圧株式会社		〃 〃	206,706.16
48	〃	〃 興南工場		〃 〃	35,841.20
49	〃	〃		〃 〃	647,737.21
50	〃	〃 多獅島工場 日本製鉄株式会社		〃 〃	22,362.50
	〃	兼二浦工場		〃 〃	18,706.37

（折十ノ国定量衡法ニ依リ換算ノ事）

	平北道義州郡古津面育水洞 日本窒素肥料株式会社	同人	川崎	6,977.20
	日本アルミニウム株式会社	〃	〃	170→49.00
44	雲峰金山	〃	〃	1,037.00
45	日本鉱業株式会社	〃	〃	1,160.00
46	東洋アルミニウム株式会社	〃	〃	10,994.70
57	京城府鍾路2丁目→191 東洋軽金属株式会社	〃	〃	159,050.00
58	〃 〃	〃	〃	10,353.00
59	日本窒素肥料株式会社	〃	〃	2,436.00
60	京城府長谷川町→ 朝鮮機械製作所	〃	〃	→96.72
61	順安砂金株式会社	〃	〃	1,310.50
62	平安黄龍金山事務所	〃	〃	341.60
63	朝鮮放送局龍山工場	〃	〃	930.00
64	朝鮮電力株式会社 金越火力発電所	〃	〃	792.69
			大日本帝國政府	
15	朝鮮放送協会	〃	〃	→26.10
			小計	5,997,194.91

備考

債権者以外者が当該財産に関し利害関係を有する場合は其の住所氏名又は商号及利害関係の内容	10	大阪	59	三井物産株式会社 機械部工具機課経由
	24	〃	63	〃
	25	川崎	64	石川島芝浦タービン 株式会社経由
	29	〃	65	〃
	30	三井物産株式会社 機械部電気課経由		
	51	〃		
	52	三井物産株式会社 機械部機械課経由		
	58	〃		

（第十号様式別紙）

株主総会決議	質権者、住所又は氏名又は商号	取得の時期及事由	質権者、住所又は氏名又は商号又は国籍	所在地		備考
一号	朝鮮仁川府花水町六の五 東京芝浦電気株式会社 仁川工場従業員		同人	仁川		59,021,00
一号	諸口		〃	〃		197,210,00

大日本帝國政府

（注意 用紙ハ日本標準規格A4ニ依ル）

才七 在外事業、株式、組合出資及其ノ他出資

作成年月日　昭和二〇年一一月一日

株式ノ発行日又ハ出資ノ払込ノ期日	発行者、住所、氏名又ハ商号	出資ノ口数又ハ番号	取得ノ年月日	所有ノ株式又ハ出資ノ当該期末ニ於ケル払込金額又ハ現況及其ノ内容	証書数、株数又ハ口数及所在地	取得価格	帳簿価格又ハ評価額	時価格
(1)発行場所	朝鮮平壌府船橋里46							
朝鮮								
(2)発行日	西鮮合同電気株式会社	同人	昭16.1.15	剰余金配当	300株	15,000円00	14,150円10	15,000円00
又ハ仮払ノ年月日					東京			
(1)朝鮮	京城府黄金町二ノ一七五			(32年回)	9,000株			
(2)昭14.6	朝鮮マグネサイト開発株式会社	〃	昭14.6.14		東京	450,000.00	450,000.00	450,000.00
(1)朝鮮	京城府中区昭和通				400株			
(2)昭16.11	京城電気工業株式会社	〃	昭16.11.1		東京	20,000.00	20,000.00	20,000.00
(1)朝鮮	京城府中区鋳物一丁目				400株			
(2)昭15.11	朝鮮電業株式会社	〃	昭15.11.1		東京	20,000.00	20,000.00	20,000.00
(1)朝鮮	京城府中区鋳物二ノ一〇七		旧昭17.8.1		旧 5,150株	257,500.00	257,500.00	257,500.00
(2)不明	朝鮮雲母開発販売株式会社	〃	新昭17.10.1		新 5,400株	135,000.00	135,000.00	135,000.00
(小計)						897,500.00	896,650.10	897,500.00
出資先	朝鮮京城府太平通四丁目一番地							
	朝鮮燃材合資会社	〃	昭15.9.13			300,000.00	300,000.00	600,000.00

大日本帝國政府

別記　当社特株中個人名義トナルアルモノ下表ノ如シ、而シテ右ハ名義株トシテ当該個人ニ当社ガ貸与セルモノニシテ、（判明分ノミ）

会社名	株数	氏名	
西鮮合同電株式会社	300	津守豊治	東京都大森区山王一丁目一五
朝鮮マグネサイト開発株式会社	100	津守豊治	〃
	100	金子堅次郎	京都市栗田口三保筋町16
	100	島田菊太郎	東京都田園調布三丁目111
朝鮮雲母開発販売株式会社	100	井田幸治	東京都淀橋区西大久保一丁目440
	100	小林虎治	東京都小石川区小日向台町一丁目一七
	100	蘆田貞蔵	不明
	100	岸　常二	京城府青葉町三丁目一一

（第十一種改第五種（一二×一八判））

第十四　支店及子会社（本邦所在企業ニ在リテハ内地外國所在支店ハ各所其ノ営業所及子会社）

会社ノ名称、住所、商号及組織	支店、子会社等ノ名称、住所、商号及組織	株式ノ取得ヲ必要トシタル時期及事由	親会社、支店、子会社等ノ事業ノ内容	支店及子会社等ニ対スル投資額及其ノ態様
住所 神奈川県川崎市堀ノ内	住所 仁川府花水町五番地五七番地	昭17.12.15	製品種類 電動機、発電機等電気機器	株式 ¥5,000,000.—
商号 東京芝浦電気株式会社	商号 朝鮮東芝電気株式会社		（親会社事業明細ハ本表ノ一欄参照）	貸付 ¥2,054,719.03
事業ノ内容 電気機械器具製造	住所 京城府中区本町二ノ三			株式 ¥50,000.—
2. 化学工業、金属工業	商号 朝鮮電気興業株式会社	昭14.2.1	電気機器販売業	貸付 ¥22,180.07
窯業鉱業、坑採取業	住所 釜山府西大新町二ノ四五		電球製造業	株式 ¥100,000.—
前号ノ外、機械器具製造業	商号 朝鮮合同電球株式会社			
3. 前各号ノ附帯又ハ関聯事業				
4. 前各号ノ営業ノ為ノ有価証券投資				

大日本帝國政府

註、1. 作成年月日　投資額欄ハ昭和20年12月1日

2. 朝鮮東芝電気株式会社ニ付テハ添附書類ナシ

（新十号様式規格A列4×11.3吋）

朝鮮電気興業株式会社

財産目録及評価額（昭和17年9月30日）

内訳、写し略ス

資産	計	556,088,32
負債	計	406,067,05
差引		149,971,27

朝鮮合同電球株式会社

其ノ一　貸借対照表（昭和17年2月28日現在）

内訳、写し略ス

借方	計	289,236,82
貸方	計	289,236,82

大日本帝國政府

其ノ二　財産目録及評価額（昭和19年2月28日）

内訳、写し略ス

資産	計	697,857,30
負債	計	130,703,37
差引		567,153,93

別表四号表

異動

異動種類	異動ノ明細	相手方ノ住所、氏名又ハ商号及國籍			異動ニ因リ及ヒ其ノ後ニ於ケル株主ノ異動ニ関シ参考トナルヘキ事項	表示通貨ニヨル金額
株式	旧株	新株	住所	氏名	国籍	
〃（新株）	1,050	1,050	朝鮮大邱府元町一丁目八一一	佐久 芳治	日本	78,750
〃	0	900	京城府龍山区青葉町二一四一	藏田知眞	〃	22,500
〃	450	450	京城府明治町一六一	大東証券株式会社取締役社長 小島政美	〃	33,750
〃	421	421	釜山府新町一六一	矢野定之進	〃	31,575
〃	380	380	京城府竹堂町九二一四	白石さだ	〃	28,500
〃	350	350	大邱府上町六	荻田義三郎	〃	26,250
〃	210	210	朝鮮全北金堤郡大仁町一五五	丸山仁栄	〃	15,750
〃	200	200	朝鮮元山府元町一八	木本芳輔	〃	15,000
〃	188	188	京城府永登浦区道林町六一三 朝鮮鉱業株式会社 駒井誠一方	駒井ミドリ	〃	14,100
〃	177	177	京城府南山町一一六	伊藤公樹	〃	13,275
〃	167	167	京城府竹添町三一三	竹井はる	〃	12,525
〃	158	158	釜山府草場町二一二三	遠山茂	〃	11,850
〃	200	100	朝鮮木浦府山望一八山西牧郎方	萱野茂	〃	12,500
〃	181	181	釜山府南富民町二三	為枝茂	〃	9,225
〃	125	125	朝鮮京城府竹堂町九一三六	佐久間確次郎	〃	9,375
〃	111	111	釜山府西大新町二一四五	河合嘉久藏	〃	8,325
〃	100	100	朝鮮忠南道大田府大興町四丁目一	竹内清次郎	〃	7,500
〃	100	100	京城府竹堂町三一四	上泉徹吉	〃	7,500
〃	100	100	朝鮮忠南道大田府本町二八六一	青柳八百造	〃	7,500
〃	105	105	朝鮮大邱府本町一一三	松本晴吉	〃	7,875
〃	100	100	朝鮮釜山府大倉町四一三大阪商船株式会社釜山支店気付	小沢長八	〃	7,650
〃	100	100	朝鮮元山府本町四一三田代方	吉泉りん	〃	7,500
〃	100	100	朝鮮大邱府南龍岡町六三	迫井武雄	〃	7,500
〃	100	100	朝鮮忠南道大田府本町一丁五四	鮮南証券株式会社社長 富士平平	〃	7,500

（新上ヲ国定規格第一二号ノ一（甲）（縦二四糎×横一八糎））

大日本帝國政府

株式の種類	資本の明細		株主の住所、氏名又は商号及び国籍			資本の増加又は減少に関する事項	表示通貨による金額
	普通株	特別株	住所	氏名	国籍		
〃	100	100	江原道春川郡春川邑本町三ノ一 積潤工業株式会社春川工場	高橋治夫	日本		7,500
〃	100	100	平壌府藤町五ノ一	武内靖	〃		7,500
〃	100	100	朝鮮木浦府福山町二ノ一	呂道長久夫	〃		7,500
〃	100	100	鳥山府京町二ノ二	堀田桂介	〃		7,500
〃	100	100	釜山府本町三ノ五	秦紀太雄	〃		7,500
〃	100	100	朝鮮仁川府花町三ノ一八	中川義男	〃		7,500
〃	100	100	京城府光化門通り一三	塩原平次郎	〃		7,500
〃	100	100	木浦府務安通六	橋本平八郎	〃		7,500
〃	0	300	京城府黄金町二ノ一九五 野口商会株式会社京城支店	加茂愛爾	〃		4,100
〃	100	100	京城府中已大和町三ノ七八	夏川富雄	〃		7,500
〃	100	100	朝鮮咸北清津府新岩町二ノ八三	大山郷東	〃		7,500
〃	53	53	慶南道泗陽邑内一番 朝鮮燐材合資会社内	須永建	〃		3,975
						大日本帝國政府	
〃	0	100	京城府中已明治町一ノ三四	内海商会株式会社 代締役社長内海清藏	〃		2,500
〃	50	50	京城府鐘路已弥栄町三ノ一	苑村美代子	〃		3,750
〃	50	50	京城府中已黄金町五ノ九	井口信二	〃		3,750
〃	100	0	京城府中已南木倉町五五	神矢水治郎	〃		5,000
〃	50	50	釜山府南浜町三ノ三	執行八十	〃		3,750
〃	100	0	京城府中已旭町一ノ四八	野口和謙三	〃		5,000
〃	50	50	釜山府大倉町四ノ三〇	串崎力次郎	〃		3,750
〃	100	0	平壌府山手町三一	山本磯八	〃		5,000
〃	50	50	釜山府草梁町一七四	西田孝治郎	〃		3,750
〃	43	43	朝鮮全北全州大町一五五	丸山俊一	〃		3,225
〃	36	36	京城府中已並木町五一八	境庄吉	〃		2,700
〃	50	0	釜山府草場町三ノ一〇六	河野藏	〃		2,500
〃	50	0	大邱府元町一ノ八一	後矢万治	〃		2,500
〃	22	22	釜山府福田町一八四	野野紫草	〃		1,650

（第十号様式別紙）

種類	員數ノ明細		相手方ノ住所氏名又ハ商号及國籍			員數ノ變動ニ關スル取締其ノ他員數ニ關シ參考ト	表示通貨ニ換算
	株式	旧株	新株	住所	氏名	國籍	
〃	〃	〃	京城府大和町三ノ四三	川原 義男	日本		1,650
〃	〃	〃	京城府杏堂町一八九	酒井 汎	〃		1,650
〃	〃	〃	京城府水登浦七番大方町四五八	小田 五郎	〃		1,650
〃	19	19	釜山府西大神町一ノ五六	岡坂 由平	〃		1,425
〃	9	9	京城府中已大和町一ノ二二	樋口 ハツ	〃		675
〃	9	9	京城府水登浦江道山三ノ一	松浦 秀夫	〃		675
〃	6	6	大邱府本町一ノ一三	松木 勲	〃		450
〃	10	0	京城府中已大和町三ノ八〇 東辺造酒株式会社	岩田 克美	〃		500
〃	0	10	京城府中已大和町三ノ四三	中馬 清彦	〃		250
〃	0	100	京城府中已黄金町二ノ九一	全鮮記券株式会社 取締役社長 金思植	朝鮮		2,500
計	200	200					550,900

大日本帝國政府

（第十号書式別紙甲ノ二ノ二）

才四号表　負債（本邦内ニ居住スル者ガ外国ニ居住スル者ニ対シ負担スベキ一切ノ債務）

負債種類	負債明細	相手方ノ住所氏名又ハ商号及国籍	負債発生又ハ弁済ニ関スル取極其ノ他負債ニ関シ参考トナルベキ事項	表示通貨ニ依ル金額
前受金	製品代	京城府黄金町 5-0		
	前受金	莞東 製作所		446,977.20
〃		〃		283.10
〃		〃		4,132.00
		京城府黄金町 1,180		
〃		朝鮮電業株式会社		7,000.00
〃		〃		50,240.00
〃		朝鮮製鉄株式会社		170,000.00
		咸南道 県府中央町 3,51		
〃		北鮮合同電気株式会社		6,783.00
〃		京城府黄金町 1,180		
〃		朝鮮黄緑江水力発電株式会社		7,444.00
				大日本帝國政府
		京城府鐘路区公平町 5,1		
〃		朝鮮住友金属株式会社		42,734.00
		京城府中区南大門通 4,79		
〃		東洋金属株式会社		3,633.12
〃		鎮海海軍施設部		21,070.00
〃		鎮海海軍工作部		23,465.82
〃		〃		75,644.54
〃		〃		15,00.12
〃		日本窒素肥料株式会社	三井物産株式会社機械部電気課経由	42,500.00
〃				
		京城府黄金町 1,180		
〃		朝鮮電業株式会社	〃	20,400.12
〃		朝鮮製鉄株式会社	〃	34,900.00

（第十七回変更後第一二×一四号）

債権種類	債権明細	相手方住所氏名又は商号及国籍	債権発生原因及弁済期限取得其他債権に関し参考となるべき事項	表示通貨に依る金額
前受金	製品代	京城府光化門通	三井物産株式会社機械部	
	前受金	朝鮮總督府遞信局	電気課経由	¥27.40
		京城府黄金町1丁目80	〃	
〃		朝鮮水力電気株式会社	〃	¥5,936.20
		京城府中区南大門通2丁目5		
〃		京城電気株式会社		¥3,516.00
		京城府義州通2丁目27		
〃		江界水力電気株式会社		¥95,814.54
		京城府鍾路区鍾路2丁目91		
〃		東洋軽金属株式会社		¥69,046.80
		〃		¥8,606.07
〃		日本窒素肥料株式会社	三井物産株式会社機械部機械課経由	¥800.00
			大日本帝國政府	
〃		朝鮮製塩株式会社	石川島芝浦タービン株式会社経由	¥30,054.12
			小計	¥6,463,709.80
従業員預り金		朝鮮仁川府花水町5丁目5		
		東京芝浦電気株式会社		
		仁川工場従業員		¥8,880.50
預り金	預り外設備費却金	仁川府花水町5丁目5		
		朝鮮東芝株式会社		¥4,560,114.00
保証金	立木転売取引保証金	京城府中区本町2丁目3		
		朝鮮電気興業株式会社		¥10,546.61
未払利子	従業員貯金ニ対スル利子	朝鮮仁川府花水町5丁目5		
		東京芝浦電気株式会社仁川工場従業員		¥43.20

（第十号の四様式第一枚×第一号様式）

京城生気株式會社

単位円

営業所在地域	通貨名	Sec 3 不動産 土地建物	機械設備	その他	計	Sec 4 動産 其他動産	Sec 5 預金	Sec 6 受取勘定貸金	Sec 7 材料出資	Sec 8 債券出資	Sec 11 繰越通貨	合計
朝鮮	日本	306.096.860	714.182.976	224.829.464	1245.109.300	70583.600	4850.000	2.800.100	6.395.680	2.460.769		1.293.402.449
〃	朝鮮										200.000	200.000
												1.293.402.449
	~~日本~~											
	日本	24303.100	429.460	115.839	80.811.560	61.000	4850.000	2.800.100	6.395.680	2.460.769	200.000	104.709.049

評價格算出要領説明

一、資料

一、昭和二十年九月三十日現在ノ以下作成ス但シ後ノモノ

一、書面ノ資産負債内容ハ昭和二十年十月末日現在ノ帳簿書類ニ依リ作成シ昭和二十六年三月二十三日改メテ教授七里義雄氏鑑定書ト照合シ即チ次ノ如ク訂正シタルモノヲ以テ最終ノ評価ヲ決定セリ

一、会社ノ現況ハ昭和二十一年一月ヨリ創立ニカカリソノ建設ノ為メ休業シ且ツ生産ノ為メ設備ヲ全ク稼働セザリシ為メ営業状況ハ全ク不明ニシテ千円ニ達スル実情ナルヲ以テ他事業会社ト同列ニ算定スルガ如キハ会社ノ現況ヲ無視シタル不当ノ評価ナリト認ム

一、株式ハ額面五〇円ノ一株ニツキ鑑定書ハ相当権威ア資料ト認メ一株ニツキ九〇円ヲ採用ス

一、右ノゴトク再建計画ニ基ク将来ノ収益ヲ予想シ評価ノ為メ帳簿価格ニ対シ二五七倍ニ相当スル一株ニツキ一二八円ヲ算定ス

一、株式ハ時価ヲ以テ評価スルヲ適当ト認メ時価ニ対シ一株ニツキ一〇円ヲ控除ス

旧株 二六、〇〇〇株

新株 二六、〇〇〇株

一株ニツキ九〇円

四、六〇〇、〇〇〇円

一株ニツキ一〇円

二六〇、〇〇〇円

一株ニツキ八〇円

二、〇八〇、〇〇〇円

一株ニツキ一〇円

二六〇、〇〇〇円

一株ニツキ一〇円

二六〇、〇〇〇円

一株ニツキ一〇円

二六

見目氏ノ記憶ニ依レバ終戦ハ大体ヲ左ノ如シ

十ヶ林金融組合新会社ニテ七千株 野村証券
三ヶ森 朝鮮殖産銀行 三万株 岡部
九ヶ北ヶ森 五千株 郵船
計 十九ヶ所 三十七万株

右ヨリ朝鮮ノ持株ハ終戦ノ際一以下ニ
ナリ且ツ殆ンド日本人ニヨッテ全
額ガ在外財産トシテ凍結セラレ
軌道各鉄道事業ノ評価
昭和七年清津港湾鉄道建設費一粁当五七万
円ナリ、終戦当時ニ於ケル物価ヲ百万円ノ下ニ見ルヲ妥当
ト認メ新ニ評価ス。

右社電気鉄道ニ鉄条網向一二十キロ、六二ルテ
従事業設備ノ会ヒテ粁当価格一〇五ヵ
ナリ。

電車軌道ノ営業
弘事業費ノ会ヒ粁当一二、九九九円ナリ。
七里十七鉄道設備状況他ノ事業
者ニモ一般ニ完備シアリ一部分ノ如キ寧ロ完ヘキ
ヨウナ観アリ新シク敷設スル電車設備ニ対シ宜シキ
ヲ以テ軌道設備ノ評価ニ当リテハ軌
道設備ノ評価格ノ会ヒテ評価セラレタシ
ニ対シ一八ノ割合ナリ。

A.

右諸点ヲ勘案シ
鉄道ニ附帯建設費百万円事業設備一二〇万円計二二〇万
電車
軌道〃 〃 一八〇万円 計二八〇万円
ト算定シ夫ニ近来数ヶ年ノ物価騰貴ノ状態ヲ参酌シ評価セリ

一、電気及瓦斯事業

昭和六年七里堀定點ヲ起点トシ物価指数一〇〇ヲ標準トシ評価セリ

一、道路改良工事

一七九九ノ帳簿価格ニ対シ九年ニ於ケル物価指数一五七ヲ以テ乗ジ本価ヲ算定セリ

一、都市計画事業設備

帳簿価格ニ対シ九年ニ於ケル物価指数一五七ヲ以テ乗ジ本価ヲ算定セリ

一、其他事業

其他事業ニ属スル拡張改良埋立工事ニ要スル土地建物ノ補償費ニ対シ
ソノ性質ニ応ジ適当ナル倍数ヲ以テ評価セリ

一、動産

動産ニ属スルモノハ機械器具ノ如キ営業ニ必要ナル設備ニ対シ
其ノ取得価格ヲ以テ評価セリ

一、貯蔵品

貯蔵品ニ属スルモノハ材料、薬品ノ如キ営業ニ必要ナル資材ニシテ
其ノ取得価格ヲ以テ評価セリ

一、電線、計量器、軌条、車輪、材料、等ノ如キ営業ニ必要ナル資材ニシテ
仁川、鉄道ニ於テハ水道、電気ニ於テモ相当
量ノ貯蔵品アルヲ以テ之ヲ取調ベ評価セリ

一、貯蔵品ニ属スルモノト雖モ営業ニ必要ナル資材ニアラザルモノハ
之ヲ評価セズ

京城電気株式會社

単位円

種別 / 事業別	Sec 3 不動産 土地建物	機械設備	其ノ他	計	Sec 4 動産 其他動	Sec 5 預金	Sec 6 受取地建 繰越金	Sec 7 特許権	Sec 8 繰延勘定	Sec 11 外国通貨	合計
電気事業	84.368.200	532.928.900		617.297.100							617.297.100
電車 〃	75.864.700	1.270.566	126.031.534	213.166.800							213.166.800
電鉄 〃	108.723.890	64.916.580	82.876.530	256.520.000							256.520.000
自動車 〃	6.929.500	644.000	2.279.000	9.902.500							9.902.500
瓦斯 〃	1.338.570	94.023.930		95.362.500							95.362.500
建設仮勘定	27.880.800	20.391.000	3.642.400	51.914.200	534.200						52.448.800
長期投資								6.395.680	2.460.769		8.856.449
貯蔵品					30.049.000						30.049.000
未収入金							3.800.100				3.800.100
厚生資金	946.200			946.200							946.200
預金						4.853.000					4.853.000
現金										200.000	200.000
合計	306.098.860	714.182.976	224.829.464	1.245.109.300	30.583.200	4.853.000	3.800.100	6.395.680	2.460.769	200.000	1.293.402.449

評価算定表

種別	帳簿価額	評価額	備考
電気供給事業	24,300,000円	617,297,100	既16.年度区土評価×等方倍率 2.571倍×7=17.997
電気軌道〃	9,364,100	213,166,800	1軒当軌道並設備×延軒数 280万円×76.121 22.1/10
電気鉄道〃	12,251,300	256,520,000	〃 〃 220万円×116.6 20.1/10
自動車〃	1,980,500	9,902,500	5倍
瓦斯〃	5,298,800	95,362,500	2.571×7=17.997倍
建設工事仮勘定	17,479,600	52,488,800	3倍 電気鉄軌事業等 3倍 各事業拡張修理共
長期投資	8,856,449	8,856,449	公債、社債、株式、
動産 器具	6,009,800	30,049,000	5倍 電線計量器軌道 材料
繰延勘定	3,800,100	3,800,100	電灯登録部品費 収
厚生資金	315,400	946,200	3倍 京電病院等 (寄附金45万円増) 万円)
[redacted]			
預金	4,852,000	4,852,000	京城商銀 3,463,000円 〃 組合 266,000
現金	200,000	200,000	
合計	104,709,049	1,293,402,449	12.35倍

3.

在外財産調書

（財産科目取捨整理帳簿価額整理）

財産の種類	帳簿価額	科目整理後帳簿価額	備考
土地法ニ掲ケル権利	円 34,300,000	円 34,300,000	
電気軌道〃	9,364,100	9,364,100	
鉄道〃	12,251,300	12,251,300	
自動車〃	1,980,500	1,980,500	
瓦斯〃	5,298,500	5,298,800	
建設工事仮勘定	17,249,900	17,479,600	繰延勘定仮払金ニ仮払工事費ニ仮払勘定ニ合併
長期投資	8,634,100	8,856,449	退職給与積立有価証券ヲ加ヘタルモノ
貯蔵品	6,009,800	6,009,800	
事業未収入金	3,591,700	3,800,100	諸未収入金ヲ合併
諸未収入金	208,400	—	事業未収入金ヘ繰入
短期貸付金	229,700	—	建設工事仮勘定ヘ繰入（元方）
厚生資金	685,400	715,400	京王病院勘定ヲ計上
仮払金	6,444,900	—	大部分ガ経費未精算分ニ付除
前払金	299,700	—	繰入金未経過利息ノ分ニ付削除
預金	4,853,000	4,853,000	
現金	200,000	200,000	
退職給与積立有価証券	222,500	—	長期投資勘定ヘ繰入
繰延勘定	408,600	—	株式工事費ノ分削除
合計	112,211,200	109,709,049	差引削除金額 7,502,151円
貸倒引当金	20,560,000		

在外財産調書

財産，種類	帳簿価額	評価額	備考
電気供給事業設備	24,300,000		1945年3.30現在出資ニ付述書ニ依ル 31,120,00 1945年3.31現在営業報告書ニ依ル 2,124,00
電気軌道 〃	9,364,100		31述書ニ依ル
電気鉄道 〃	12,980,800		営業報告書ニ依ル
自動車 〃	1,900,500		31述書ニ依ル
瓦斯 〃	5,298,800		〃
建設工事仮勘定	17,249,200		31述書ニ依ル 13,953,40 営業報告書ニ依ル 3,296,60
長期投資	8,634,100		31述書ニ依ル
貯蔵品	6,009,800		〃
事業未収入金	3,091,700		〃
諸未収入金	208,400		〃
短期貸付金	229,700		〃
厚生資金	165,400		〃
仮拂金	6,444,900		〃
前拂金	298,700		〃
預け金	4,893,000		〃
現金	200,000		〃
退職給与積立金預金	222,700		〃
産金繰上償還繰	408,600		〃
計	112,211,200	2,412,596,800	

在外財産等報告書

第一號表

Part I

報告者ノ氏名又ハ商號等 報告者氏名 小林鉱業株式會社

Identification of Reporter Name of Reporter Kobayashi mining Co. Ltd

1. 氏名又ハ商號 Name of Reporter: 小林鉱業株式會社 Kobayashi mining Co. Ltd ㊞ Sign

2. 住所 Address of Reporter: 東京都麹町丸ノ内丸ビル八階八四三號
843 Marunouchi-Bldg. Marunouchi Kojimachi-ku Tokyo

3. 國籍 Nationality (Country Citizen of): 日本 Japan

4. 報告書作成ノ現在日 Reporting date: 昭和二十年十一月八日
8th. Nov. 1945

5. 報告書提出日 Date report submitted:

6. 本報告者ト所有者ト異ル場合ハ所有者トノ關係 If reporter is not the owner of the property explain business connection of the reporter with the owner.
報告書ハ所有者ノ保管人ナリ
The reporter is taking daryo of the owner

朝鮮京城府中ノ町治町一丁目十番地小林鉱業株式會社ハ昭和二十年十月朝鮮米軍政廳ニ接收セラレ目下在鮮米軍當局ノ下ニ引續營セラレツツアリ依ツテ在鮮職員積立金ハ各々本人免本位セルヲ添付ノ如ク入營應召職員、ビルマ派遣員、京城、大阪出張所員ノ分ハ送金ノ方途ナキ爲本社ニ於テ保護管理セラレアリ
コヽニ在外資産トシテ所有者ニ代行シ提出スル次第ナリ

The oversigned Kobayashi mining Co, dtd, was overtook by united State, Army Forces in Kored at October 1945, and now Coming on the bucines under the Control of the Army. The company is halding the money of the all employees and paid off the part of members living in Kored at the and of the war. But the part of the maney and saving as we had no nethad to pay to. whom absent in Kored, is now keeping yet at the main office of the owners Then we here by report the case in behalf

第 二 號 表

Part II

在外財產等報告總括表

Summary of Reports on all external assets

報告者氏名

Name of Reporter

報告資產細目 Subject of Detailed R port	通貨名 Currency or Currencies in which reported	金額 Value
1. 金銀貨幣 Gold and Silver Coin		
2. 金，銀，白金ノ地金及合金 Gold, Silver and Platinum Bullion and alloys thereof		
3. 在外不動產 Immovable Property outside Japan		
4. 在外動產 Movable Property outside Japan		
5. 在外銀行預金及其ノ他ノ預ケ金 Bank deposits and other cash balances outside Japan	朝鮮銀行 Bank note of chosen	¥8,374.55
6. 外國居住者ノ負擔トナル勘定，受取手形及其ノ他ノ貸金 Accounts and Notes Receivable and other debt, owed to persons in Japan by persons outside Japan		
7. 在外事業ノ株式，組合出資及其ノ他ノ出資 Stocks,articipation in partnership and other Participations in business outside Japan, owed by persons in Japan		
8. 各表ニ於テ報告セラレザル債券，抵當證券，社債及其ノ他ノ投資證書 Bonds, Mortgages, Debentures and other evidences of investment not elsewhere reported	〃	¥43,338.60
9. 前各表ニ報告セラレザル支拂證書 Instruments of payment (evidences) not previously listed		
10. 著作權，特許權，「ライセンス」，商標權及之ニ類スル無體財產權 Copyrights, Patents, Licenses, Trademarks and similar intangible properties		
11. 外國通貨 Foreign Currency	〃	¥260,379.60
12. 外國ノ政府又ハ地方公共團體ノ發行スル債券其ノ他ノ債務證書 Bonds an other obligations of foreign governments and subdivisions thereof		
13. 外國居住者ノ負擔トナルベキ保險證券及年金 Insurance policies and pensions which are the obligations of foreign persons		
14. 本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子會社 Participations in the ownership of branch or subsidiary companies outside of Japan by enterprises located in Japan		
15. 借地權又ハ財產ノ使用若ハ占有ニ關スル類似ノ權利 Leaseholds and other similar rights over use and possession of property		
16. 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ效力アル財產ニシテ本邦內ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財產 Any property or property rights not previously included in this report which are located or effective outside Japan and are owned or controlled directly or indirectly, in whole or in part, by persons in Japan		¥312,092.65

第 三 號 表
Part III

外國爲替資產細目報告表
Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

第五 銀行預金及其ノ他ノ預ケ金
Sec. 5 Bank Deposits and Other Cash Balances

報告者氏名
Name of Reporter

預金ノ種類 Kind of Deposit or Balance	預ケ先ノ住所及氏名又ハ商號 Name, address of Dedpository	預ケ先ノ主要業種 Principal business of Depository	預ケ入ノ時期及事由 When and how acquired	所有者ノ住所，氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	證書ノ種類及所在地 Kind & location of evidences	辨濟ヲ受クベキ通貨 Currency in which payable	同上通貨ニ依ル金額 Amount in such currency
郵便貯金 Postal Saving	朝鮮京城 逓信局 Seoul Korea Communication Bureau	通信業務 Communication	貯金 Saving	小林鉱業株式會社 社員 (1) 入澤保君 (2) ビルマ出張員 (3) 東京出張所員 (4) 大阪出張所員 (5) 大阪百舌鳥工場勤務者 Employee of Kobayashi mining Co Ltd (1) Exhibited man (2) Burma dispotch (3) Tokyo-Branch (4) Oseka Branch (5) Oseka Hyakunen Factory	朝鮮京城府明治町一丁目十番地 小林鉱業株式會社事務所 10. 1-chome meiji-machi Seoul Korea Committee of Kobayashi mining Co. Ltd	日本銀行券 Bank note of Japan	¥1708.55
國債貯金 National Banks Savings	〃	〃	〃	〃	〃	〃	¥6.666-
						計	¥P.374.55

第八　各表ニ於テ報告セラレザル債券，擔當證券，社債及其ノ他ノ投資證書（外國ノ政府又ハ地方公共團體ノ發行スル債券ヲ除ク）

Sec. 8　Bonds, Mortgages, Debentures and other Evidences of Investment not elsewhere reported. (Except Foreign Government Bonds)

第三號表
Part III

外國爲替資產細目報告表
Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

報告者氏名

Name of Reporter

明細（發行日，發行場所，滿期日等） Description (including date and place of issue and date of maturity)	額面價額，拂込金額及帳簿價額 Denominations or paid up value	發行者ノ住所及氏名又ハ商號 Name and address of Issuer	所有者ノ住所，氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	取得ノ時期及事由 When and how acquired	所有者以外ノ者ガ當該財產ニ對シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所，氏名又ハ商號及利害關係ノ內容 Name & address of any person other than the owner who has an interest in the security and nature of such interest	證書ノ枚數及所在地 Number and location of evidences	取得價額 Acquired value	時價額 Current market value
證券朝鮮ニアリ詳細不明 Record in Korea Unknown	左ノ如シ Same as the left	左ノ如シ Same as the left	小林鑛業株式會社 北支 (1) 入京都R支 (2) ビルマ地方 (3) 東京地方 (4) 大阪地方 (5) 大阪市外 株主 重役 社員 (Employee Kobayashi mining C (4) Englst (2) Burma dispatch (3) Tokyo Branch (1) Osaka Branch (5) Osaka Hyakuno Factory	自 昭和十六年一月 至 昭和二十年八月 From Jan. 1941 To Aug. 1945	證券朝鮮ニアリ詳細不明 Record in Korea Unknown	朝鮮京城府中之明治町3丁目小林鑛業株式會社 10, 1-chome meiji-machi Nakaku Seoul Korea Kobayashi Committee of Kobayashi mining Co. Ltd	¥42,338.00	不明 Unknown

第八　各表ニ於テ報告セラレザル債券，擔保證券，社債及其ノ他ノ投資證書（外國ノ政府又ハ地方公共團體ノ發行スル債券ヲ除ク）

Sec. 8　Bonds, Mortgages, Debentures and other Evidences of Investment not elsewhere reported. (Except Foreign Government Bonds)

第三號表
Part III

外國爲替資產細目報告表
Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

報告者氏名
Name of Reporter

明細（發行日，發行場所，滿期日等） Description (including date and place of issue and date of maturity)	額面價額，拂込金額及候拂價額 Denominations or paid up value	發行者ノ住所及氏名又ハ商號 Name and address of Issuer	所有者ノ住所，氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	取得ノ時期及事由 When and how acquired	所有者以外ノ者ガ當該財產ニ對シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所，氏名又ハ商號及利害關係ノ內容 Name & address of any person other than the owner who has an interest in the security and nature of such interest	證書ノ枚數及所在地 Number and location of evidences	取得價額 Acquired value	時價額 Current market value
證券朝鮮ニアリ明 Record in Korea Unknown	右ノ如シ Same as the left	右ノ如シ Same as the left	小林鑛業株式會社 左記 (1) 入渠者ノ者 (2) ビルマ出張員 (3) 東京出張員 (4) 大阪出張員 (5) 大阪商事株式會社 Employees of Kobayashi mining Co. Ltd (1) Enlisted men (2) Burma dispatch (3) Tokyo Branch (4) Osaka Branch (5) Osaka Hyakuman Factory	自 昭和十五年一月 至 昭和二十年八月 From Jan. 1941 To Aug. 1945	證券朝鮮ニアリ明 不明 Record in Korea Unknown	朝鮮京城府中區明治町十丁目小林鑛業株式會社 10, 1-chome meiji-machi Nakaku Seoul Korea Kobayashi Committee of Kobayashi mining Co. Ltd	¥42,338.00	不明 Unknown

第三表 Part III

外國為替及證券所有報告書 PART III

外國為替及證券所有報告書

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

第十一 外國通貨（銀行券及政府紙幣）

Sec. 11 Foreign Currency (Bank Notes, Treasury Notes)

発行国又は発行銀行 Country or Bank of issue	所有者の住所氏名又は商號及国籍 Name, Address, nationality of owner	保管者の所在地 Depository (if any) and location	取得年月日及原因 When and how acquired	種類 Denomination	數量 Units of each	金額 Value
朝鮮銀行 Bank of Chosen	小林鉱業株式会社 社名 (1) 入営 徴兵者 (2) ビルマ出張者 (3) 東京出張所者 (4) 大阪出張所者 (5) 大阪百年稼働所者 Employees of Kobayashi mining Co.Ltd (1) Enlisted men (2) Burma-Dispatch (3) Tokyo-branch (4) Osaka-branch (5) Osaka-Hyakunen Factory	朝鮮京城初中町洞次町1-10 小林鉱業株式会社委員会 10. 1-chome meiji-machi nakaku Seoul Korea Committee of Kobayashi mining Co.Ltd	自昭和十六年一月 至昭和二十年八月 給料 From Jan. 1941 To Aug. 1945 Salary			¥.260,379.60

在外財産等報告書

第 一 號 表

Part I

報告者ノ氏名又ハ商號等 報告者氏名 小林鑛業株式會社

Identification of Reporter Name of Reporter Kobayashi mining Co. Ltd

1. 氏名又ハ商號 小林鑛業株式會社 ㊞
   Name of Reporter Kobayashi mining Co. Ltd Sign

2. 住所 東京都麹町區丸ノ内丸ビル八階八四三号 (日本)
   Address of Reporter 朝鮮京城府中區明治町一丁目十番地 (朝鮮)
   843, marunouchi-Bldg. marunouchi, Kojimachi-ku, Tokyo
   10, 1-chome, meijimic Naka-ku, Seoul, Korea.

3. 國籍 日本
   Nationality (Country Citizen of) Japan

4. 報告書作成ノ現在日 昭和二十年十一月八日
   Reporting date 8th, Nov, 1945

5. 報告書提出日 昭和二十年十二月二十七日
   Date report submitted 27th. Dec. 1945

6. 本報告者ト所有者ト異ル場合ハ所有者トノ關係 仝上
   If reporter is not the owner of the property explain business connection of the reporter with the owner. Same

當會社ノ朝鮮京城ニ本社ノ有スルモノヲ本報告書ノ東京出張所ニ於ル資料ニ基キ報告ス詳細且正確ナル内容ハ京城本社ニ備付ノ帳簿ニ於ルニ非レバ報告シ難シ仍テ帳簿価格ハ昭和二十年一月末現在、評價價格ハ仝年七月末現在、員數ハ仝年九月二十日現在ニ於ル報告ス、兩度ノ資産ノ異動ハ大ナラズ

A wave report is made from the data kept in the branch office of Tokyo, (main office of the firm being in Seoul, Korea) If, therefore, further and more fully report is required, all the data have to be transferred from the main office in Seoul. All assets is estimated as that of 31st Aug. present and book value of Jan. 31st present of 1945. The difference between that of July and that of January 1945 is hardly noticeable.

第 二 號 表

Part II

在外財產等報告總括表

Summary of Reports on all external assets

報告者氏名

Name of Reporter

報告資產細目 Subject of Detailed R port	通貨名 Currency or Currencies in which reported	金額 Value
1. 金銀貨幣 Gold and Silver Coin	朝鮮銀行券 Bank notes of Korea	none
2. 金，銀，白金ノ地金及合金 Gold, Silver and Platinum Bullion and alloys thereof		none
3. 在外不動產 Immovable Property outside Japan		190,893.54 ₹
4. 在外動產 Movable Property outside Japan		76.781.870 ₹
5. 在外銀行預金及其ノ他ノ預ケ金 Bank deposits and other cash balances outside Japan		1.048.164 61
6. 外國居住者ノ負擔トナル勘定，受取手形及其ノ他ノ貸金 Accounts and Notes Receivable and other debt, owed to persons in Japan by persons outside Japan		none
7. 在外事業ノ株式，組合出資及其ノ他ノ出資 Stocks, articipation in partnership and other Participations in business outside Japan, owed by persons in Japan		6.350.000 00
8. 各表ニ於テ報告セラレザル債券，抵當證券，社債及其ノ他ノ投資證書 Bonds, Mortgages, Debentures and other evidences of investment not elsewhere reported		none
9. 前各表ニ報告セラレザル支拂證書 Instruments of payment (evidences) not previously listed		none
10. 著作權，特許權，「ライセンス」，商標權及之ニ類スル無體財產權 Copyrights, Patents, Licenses, Trademarks and similar intangible properties		none
11. 外國通貨 Foreign Currency		1.840.449 33
12. 外國ノ政府又ハ地方公共團體ノ發行スル債券其ノ他ノ債務證書 Bonds an other obligations of foreign governments and subdivisions thereof		none
13. 外國居住者ノ負擔トナルベキ保險證券及年金 Insurance policies and pensions which are the obligations of foreign persons		none
14. 本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子會社 Participations in the ownership of branch or subsidiary companies outside of Japan by enterprises located in Japan		1.858.540 00
15. 借地權又ハ財產ノ使用若ハ占有ニ關スル類似ノ權利 Leaseholds and other similar rights over use and possession of property		none
16. 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ效力アル財產ニシテ本邦內ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財產 Any property or property rights not previously included in this report which are located or effective outside Japan and are owned or controlled directly or indirectly, in whole or in part, by persons in Japan		none

278.802.215.94

第 三 號 表

part III

外國爲替資產細目報告表

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

第三 不 動 產 (本邦外ニ所在スル土地, 建物, 工場, 機械設備等)
Sec. 3 Immovable Property (Land, buildings, factory machinery etc. located outside Japan)

報告者氏名
Name of Reporter

財產ノ明細 Description of Property	財產ノ所在地 Location of Property	證書ノ種類及所在地 Kind & Location of Evidences	所有者ノ住所, 氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	帳簿價額 Book value	取得ノ時期及相手方 When and from whom acquired	取得價額又ハ建設價額 Acquisition or construct on cost	當該財產ニ關スル權利取得ノ口頭又ハ書面ニ依ル取極ノ內容 Full facts concerning any oral, contractual or other arrangements affecting title in or interest in said property	所有者以外ノ者ガ當該財產ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所, 氏名又ハ商號及利害關係ノ內容 Name & adress of any person other than the owner having an interest in the property & nature of such interest	評價額 Estimated actual value	
(一) 土地 Land 事務用 Business 社宅用 Residental	朝鮮京城府中區明洞町一, 一〇 小林鑛業株式會社本社內一般 10, 1 chome, Meiji machi, Nakaku, Keijo. Korea main office and in another parts of Chosen	右記本社內所在權利記書 Note of Right in the main office in Korea	日本法人 小林鑛業株式會社 Japanese Corp. Kobayashi mining Co. Ltd	537,126 Yen	昭和九年二月以降ノ終戰ニ至ル期間隨時 From Feb. 1934 to the end of War.	不明 Unknown			1,074,252 Yen	250/100
(二) 建物 Buildings 事務用 Business 社宅用 Residental	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	260,647.	仝上 Ditto	仝上 Ditto			878,000	332/100
(三) 機械及裝置 Fixed machine and their supply materials	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	1148	仝上 Ditto	仝上 Ditto			74,700	65/100
(四) 鑛業權 mine-lot	朝鮮內各地 Korea	仝上 Ditto	仝上 Ditto	263,000	仝上 Ditto	仝上 Ditto			263,000	100/100
(七) 土地 Land 鑛業用 mining	朝鮮江原道寧越郡上東面及其他 Jotomen Neisetsugun Kogendo, Korea and another	仝上 Ditto	仝上 Ditto	53,243	昭和十六年以降ノ終戰ニ至ル間隨時 From 1941. to end of the War.	仝上			110,486	200/100

第 三 號 表

part III

外國爲替資產細目報告表

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

第三 不動産 (本邦外ニ所在スル土地, 建物, 工場, 機械設備等)
Sec. 3 Immovable Property (Land, buildings, factory machinery etc. located outside Japan)

報告者氏名
Name of Reporter

財産ノ明細 Description of Property	財産ノ所在地 Location of Property	證書ノ種類及所在地 Kind & Location of Evidences	所有者ノ住所, 氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	帳簿價額 Book value	取得ノ時期及相手方 When and from whom acquired	取得價額又ハ建設價額 Acquisition or construct on cost	當該財産ニ關スル權利取得ノ口頭又ハ書面ニ依ル取極ノ内容 Full facts concerning any oral, contractual or other arrangements affecting title in or interest in said property	所有者以外ノ者ガ當該財産ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所, 氏名又ハ商號及利害關係ノ内容 Name & adress of any person other than the owner having an interest in the property & nature of such interest	評價額 Estimated actual value	
(二) 建物 Building 鉱業用 mining	朝鮮江原道平城郡上東面及其他 Jolomen, Nicikangun, Kogendo Korea and another	右記本社内所在權利記書 Note of Right in the main office in Korea	日本法人 小林鉱業株式会社 Japanese Corp. Kobayashi Mining Co. Ltd	2.324.867	昭和十六年以降戰終ニ至ル間隨時 From 1941 to end of the War.	不明 unknown			10.444.700	449 / 100
(三) 機械及裝置 Fixed machines and their supply	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	2.191.033	仝上 Ditto	仝上 Ditto			6.710.300	306 / 100
(四) 構築物 Fixtures	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	662.731	仝上 Ditto	仝上 Ditto			3.326.909	502 / 100
(五) 鉱業權 mine-lot	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	5.534.789	仝上 Ditto	仝上 Ditto			103.186.583	1864 / 100
(一) 土地 Land 鉱業用 mining	朝鮮慶尚北道達城郡嘉昌面其他 Kasshomon Tatsugogun Keisho Hokudo Korea and other	仝上 Ditto	仝上 Ditto	41.957					83.974	200 / 100
(二) 建物 Building	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	642.229						561 / 110
(三) 機械及裝置 Fixed machines and their supply materials	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	410.737					2.301.345	438 / 180
(四) 構築物 Fixtures	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	373.219					2.001.366	509 / 100
(五) 鉱業權 mine-lot	仝上 Dillo	仝上 Ditto	仝上 Ditto	174.347					1.773.569	116 / 100
									2.035.236	

第 三 號 表

part III

外國爲替資產細目報告表

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

第三 不 動 產 (本邦外ニ所在スル土地, 建物, 工場, 機械設備等)
Sec. 3 Immovable Property (Land, buildings, factory machinery etc. located outside Japan)

報告者氏名
Name of Reporter

財産ノ明細 Description of Property	財産ノ所在地 Location of Property	證書ノ種類及所在地 Kind & Location of Evidences	所有者ノ住所, 氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	帳簿價額 Book value	取得ノ時期及相手方 When and from whom acquired	取得價額又ハ建設價額 Acquisition or construct on cost	當該財産ニ關スル權利取得ノ口頭又ハ書面ニ依ル取極ノ内容 Full facts concerning any oral, contractual or other arrangements affecting title in or interest in said property	所有者以外ノ者ガ當該財産ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所, 氏名又ハ商號及利害關係ノ内容 Name & adress of any person other than the owner having an interest in the property & nature of such interest	評價額 Estimated actual value	
(一) 土地 Land 鉱業用 mining	朝鮮黄海道海州郡伊安面其他 Inoimen Hokusengun Hokaido Korea and other	京城府北内所在權利書正書 Note of right in the main office of Korea	日本法人 小林鉱業株式會社 Japanese corporation Kobayashi mining Co. Ltd	~~[illegible]~~ ¥9,616					¥9,232	200/100
(二) 建物 Building	仝上	仝上	仝上	¥25,968					¥3,131,200	5/5
(三) 機械及裝置 Fixed machines and their supplymentaries	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	¥39,489					¥2,904,500	336/100
(四) 構築物 Fixtures	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	¥56,345					¥1,266,941	494/100
(五) 鉱業權 mine-lot	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	¥8,200,704					¥6,678,475	69/100
(一) 土地 Land 鉱業用 mining	朝鮮咸鏡南道咸州郡下岐川面及其他 Shimo Kisenmen, Kanshugun Kankyo mando Korea	朝鮮京城府中之明洞丁一, 一〇 小林鉱業株式會社權利証書 10, 1-chome Meiji-cho Nakaku, Seoul, Korea Kobayashi Mining Co. Ltd Note of Right in the main office of Korea	仝上 Ditto	0	昭和十五年ヨリ終戰ニ至ル間隨時 From 1940 to the end of the War	不明 unknown				
(二) 建物 Buildings				¥27,187					¥1,738,950	294/100
(三) 機械及裝置 Fixed machines and their supplymentaries				¥53,721					¥1,555,600	

第 三 號 表

part III

外國爲替資產細目報告表

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

第三 不動産 (本邦外ニ所在スル土地, 建物, 工場, 機械設備等)
Sec. 3 Immovable Property (Land, buildings, factory machinery etc. located outside Japan)

報告者氏名
Name of Reporter

財産ノ明細 Description of Property	財産ノ所在地 Location of Property	證書ノ種類及所在地 Kind & Location of Evidences	所有者ノ住所, 氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	帳簿價額 Book value	取得ノ時期及相手方 When and from whom acquired	取得價額又ハ建設價額 Acquisition or construct on cost	當該財産ニ關スル權利取得ノ口頭又ハ書面ニ依ル取極ノ內容 Full facts concerning any oral, contractual or other arrangements affecting title in or interest in said property	所有者以外ノ者ガ當該財産ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所, 氏名又ハ商號及利害關係ノ內容 Name & adress of any person other than the owner having an interest in the property & nature of such interest	評價額 Estimated actual value	
(四) 構築物 Fixtures	朝鮮慶尙南道 咸陽郡下柳面金地 Shimokiesanan Hamyangun Kankyo nando Korea	朝鮮京城府中區明治町一一一 小林鉱業株式會社內所在權利證書 111-1-chome Imijicho, Nakaku, Seoul, Korea. Kobayashi mining Co. Ltd. Note of Right in the main office of Korea	日本法人 小林鉱業株式會社 Japanese Corporation Kobayashi mining Co. Ltd.	18,733					¥1,027	502/100
(五) 鉱業權 min-lot	仝 Ditto 〃	仝 Ditto 〃	仝 Ditto 〃	0					100,000—	1000000/100
(一) 土地 Land 鉱業用 mining	朝鮮京畿道富川郡素砂邑 Sosagun Fusengun Keikido Korea			1478,299					2,956,584	200/100
(二) 建物 Buildings				3,212,398					11,248,386	350/100
(三) 機械及裝置 Fixed machines and				2,447,367					20,175,595	825/100
(四) 構築物 Fixtures				176,089					3,393,966	502/100

第 三 號 表

part III

外國爲替資產細目報告表

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

第三 不動產 (本邦外ニ所在スル土地, 建物, 工場, 機械設備等)
Sec. 3 Immovable Property (Land, buildings, factory machinery etc. located outside Japan)

報告者氏名
Name of Reporter

財產ノ明細 Description of Property	財產ノ所在地 Location of Property	證書ノ種類及所在地 Kind & Location of Evidences	所有者ノ住所, 氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	帳簿價額 Book value	取得ノ時期及相手方 When and from whom acquired	取得價額又ハ建設價額 Acquisition or construct on cost	當該財產ニ關スル權利取得ノ口頭又ハ書面ニ依ル取極ノ內容 Full facts concerning any oral, contractual or other arrangements affecting title in or interest in said property	所有者以外ノ者ガ當該財產ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所, 氏名又ハ商號及利害關係ノ內容 Name & adress of any person other than the owner having an interest in the property & nature of such interest	評價額 Estimated actual value	
(一) 土地 Land 鑛業用 mining	朝鮮內各地			19284					38.568	200/100
(二) 建物 Building				163.175					673'916	413/100
(三) 機械及裝置 Fixed machines and their supplimentaries				55.681					279.467	501/100
(四) 構築物 Fixtures				60.947					305.453	501/100
(五) 鑛業權 mine-lot				839.402					839.402	100/100

第 三 號 表
Part III

外國爲替資產細目報告表
Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

報告者氏名

Name of Reporter

第四 動 產 (本邦外ニ所在スル原料品, 半製品, 製品及其ノ他ノ有形財產)
Sec. 4 Movable Property (Stocks and inventories of raw materials, semi-finished and finished goods and other tangible personal property located outside Japan)

財產ノ明細 Description	財產ノ所在地 Location of Property	數量(單位ヲ明記スベシ) Quantity (specify unit used)	證書ノ種類及所在地 Kind & location of evidences	帳簿價額 Book value	取得價額 Acquisition cost	取得ノ時期及事由 When and Why acquired	評價額 Estimated actual value	
一. 車輛, 運搬具 Cars and Truck and other Transporting Tools	朝鮮京城府中ノ明洞町一丁目十番地 No. 1-chome Meiji-machi Nakaku Seoul	乘用車 二. 貨物自動車 四. 其他 cars 3 Trucks 4 other	朝鮮京城 小林鑛業株式會社本社 Kobayashi mining Co. Ltd Seoul Korea.	23,371	不明 unknown		108,000	462/100
二. 工具, 機具, 備品 Tools, portable machines, and Furnitures	〃 〃		〃 〃	520,167			909,290	17/100
三. 貯藏品 Stocks	〃 〃		〃 〃	4,420,652			22,191,673	502/100
四. 原料, 製品, 半製品 materials, semi-finished and finished goods	〃 〃		〃 〃	4,413,593		終戰時最終価格ニ依評価セリ As the book value is of the latest ones, it is same with the estimated value	4,413,593	100/100
一. 車輛, 運搬具 Cars and Trucks and other Transporting Tools	朝鮮江原道鐵原郡北上東面及北 Hokuto-men Tetsugen-gun Kogando and other	〃 〃	〃 〃	233,136			1,169,611	50/100
二. 工具, 機具, 備品 Tools, portable machines and Furnitures	〃 〃	〃 〃	〃 〃	114,331			472,188	413/100
三. 貯藏品 Stocks	〃 〃	〃 〃	〃 〃	2,497,057			12,535,226	502/100
四. 原料, 製品, 半製品 materials, semi-finished and finished goods	〃 〃	〃 〃	〃 〃	本社ニ包含ス Include in above No. 4				
一. 車輛, 運搬具 Cars and Trucks and other Transporting Tool	朝鮮慶尚北道達城郡基山面 Kisan-men Tatsujo-gun Keishokokudo Korea	〃 〃		55,918			168,000	300/100
二. 工具, 機具, 備品 Tools, portable machines and Furniture	〃 〃	〃 〃		37,945			156,715	413/100
三. 貯藏品	〃 〃	〃 〃		819,023			4,111,499	502/100
四. 原料, 製品, 半製品 material, semi-finished and finished goods	〃 〃	〃 〃	〃 〃	本社分ニ包含ス Include in above no. 4 (that of main office accounts)			本社分ニ包含ス	

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets
外國爲替資産細目報告表
Part III
第三號表

第三號表
Part III

外國爲替資産細目報告表
Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

報告者氏名

Name of Reporter

第四 動産 (本邦外ニ所在スル原料品, 半製品, 製品及其ノ他ノ有形財産)
Sec. 4 Movable Property (Stocks and inventories of raw materials, semi-finished and finished goods and other tangible personal property located outside Japan)

財産ノ明細 Description	財産ノ所在地 Location of Property	數量(單位ヲ明記スベシ) Quantity (specify unit used)	證書ノ種類及所在地 Kind & location of evidences	帳簿價額 Book value	取得價額 Acquisition cost	取得ノ時期及事由 When and Why acquired	評價額 Estimated actual value
一. 車輛. 運搬具 Cars and Trucks and other Transpating Tools	朝鮮黃海道北部伊[illegible]地 Jinsei-men Hokubu-gun Kokaido Korea			91.907			460.576
二. 工具. 機具備品 Tools, portable machines and Furniture	〃 〃			28,307			116,885
三. 貯藏品 Stocks	〃 〃			1.225.645			6.152.738
四. 原料. 製品. 半製品 material, semi-finished and finished goods	〃 〃			本社分ニ包含ス			本社分ニ包含ス
一. 車輛. 運搬具 Cars and Trucks and other Transpating Tools	朝鮮慶尚北道達城郡 東昌面外 Kacho-men Tatsujo-gun Keisohokudo Korea			55.918			168.000
二. 工具. 機具. 備品 Tools, portable machines and Furniture	〃 〃			37.945			156.715
三. 貯藏品 Stocks	〃 〃			818.023			4.112.499
四. 原料. 製品. 半製品 material, semi-finished and finished goods	〃 〃			本社分ニ包含ス Include in above Natl (that of main office account)			
一. 車輛. 運搬具 Cars and Trucks and other Transpating tools	朝鮮黃海道北部伊東面外 Jinsei-men Hokubu-gun Hokaido Korea			91.907			460.576
二. 工具. 機具. 備品 Tools portable machines and Furniture	〃 〃			28.307			116.885
三. 貯藏品 Stocks	〃 〃			1.225.645			6.152.738
四. 原料. 製品. 半製品 material, semi-finished and finished goods				本社分ニ包含ス			本社分ニ包含ス

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets
外國爲替資產細目報告表
Part III
第三號表

第三號表
Part III

外國爲替資產細目報告表
Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

報告者氏名
Name of Reporter

第四 動産 (本邦外ニ所在スル原料品, 半製品, 製品及其ノ他ノ有形財産)
Sec. 4 Movable Property (Stocks and inventories of raw materials, semi-finished and finished goods and other tangible personal property located outside Japan)

財産ノ明細 Description	財産ノ所在地 Location of Property	數量(單位ヲ明記スベシ) Quantity (specify unit used)	證書ノ種類及所在地 Kind & location of evidences	帳簿價額 Book value	取得價額 Acquisition cost	取得ノ時期及事由 When and Why acquired	評價額 Estimated actual value	
一. 車輛, 運搬具 Cars and Trucks and other Transporting Tools	朝鮮咸鏡南道咸州郡下咸川面外 Shimohsien-men Kanshu-gun, Kankyo-nando Korea			13,044			65,452	502/100
二. 工具, 機具, 備品 Tools, portable machines and Furnitures	〃 〃			8,788			36,295	413/100
三. 貯藏品 Stocks	〃 〃			781,113			3,924,188	502/100
四. 原料, 製品, 半製品	〃 〃			本社分ニ包含ス			本社分ニ包含ス	
一. 車輛, 運搬具 Cars, Trucks and other Transporting Tools	朝鮮京畿道高川郡楸洞 Sodaegu, Eneno-gun Keiki-do Korea	トラック入台 乗用車 二台 手車 十五台 Trucks 8 cars 2 15		128,546			1,257,000	975/100
二. 工具, 機具, 備品 Tools, portable-machines and Furnitures	〃 〃			245,782			1,015,057	413/100
三. 貯藏品 Stocks	〃 〃			2,887,838			14,416,827	500/100
四. 原料 materials				1,540,695		本件戰時最終個所ニ付評價セズ	1,540,695	1/1
五. 仕掛品 Goods in making	〃 〃			30,592			30,592	100/100
六. 半製品 Semi-finished goods	〃 〃			968,982			968,982	100/100
七. 製品 Finished goods	〃 〃			445,249			445,249	100/100
一. 車輛, 運搬具 Cars, Trucks and other Transporting Tools	上記以外朝鮮内一般 Korea			29,448			29,448	100/100
二. 工具, 機具, 備品 Tools, portable machines and Furnitures	〃 〃			10,904			45,037	413/100
三. 貯藏品 Stocks	〃 〃			本社分ニ包含ス			本社分ニ包含ス	
四. 原料, 製品, 半製品 materials, semi-finished and finished goods	〃 〃			仝 上			仝 上	

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets
外國爲替資産細目報告表

第 三 號 表
Part III

外國爲替資産細目報告表
Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

報告者氏名
Name of Reporter

第五 銀行預金及其ノ他ノ預ケ金
Sec. 5 Bank Deposits and Other Cash Balances

預金ノ種類 Kind of Deposit or Balance	預ケ先ノ住所及氏名又ハ商號 Name, address of Dedpository	預ケ先ノ主要業種 Principal business of Depository	預ケ入ノ時期及事由 When and how acquired	所有者ノ住所, 氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	證書ノ種類及所在地 Kind & location of evidences	辨濟ヲ受クベキ通貨 Currency in which payable	同上通貨ニ依ル金額 Amount in such currency
金融組合預金 Deposit	朝鮮京城 金融組合聯合會 Fenal and Financial guild Seoul Korea	金融組合 Bank	貯金 Savings	朝鮮京城府中之明治町一丁目十番地十林恒喜株式会社 10, meiji-machi 1-chome Nokaku Hayashi Kobayashi mining Co. Ltd	朝鮮京城 Seoul Korea	日本銀行券 Bank note of Japan	¥6,511.03
納稅準備預金 Tax preparing deposit	朝鮮京城 朝鮮殖産銀行 Seoul Korea Chosen Industrial Bank	銀行 Ditto	納稅準備預金ノ分 As Tax preparing deposit	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	¥830.984
特殊預金 Special deposit	朝鮮京城 朝鮮殖産銀行 Ditto	仝上 Ditto	特殊預金ノ分 As special deposit	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	¥156,837.57
振替貯金 Transferring deposit	朝鮮京城 遞信局 Seoul Korea Communication Bureau	通信関係 Communication	振替貯金ノ分 As Transferring deposit	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	¥12,040.50
郵便貯金 Postal deposit	朝鮮京城 京城中央郵便局 Seoul Korea Seoul Central post Office	仝上 Ditto	貯金ノ分 As deposit	仝上 Ditto	仝上 Ditto	仝上 Ditto	¥11,491.57
							¥1,005,166.61

第三號表（續）

PART III

第七　在外事業，株式組合出資及其ノ他ノ事業ニ關スル計畫（支店又ハ出張所ノ分ヲ除ク）

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

Sec.7 Stocks, Participations in Partnerships and other Participations in Businesses outside of Japan

(Except in branch or subsidiary firms reported in Section 4)

明細（銀行用預金ニ在リテハ預入銀行ノ名稱及預入地ヲ記入スルコト） Description (including date, place of issue, date of maturity)	取得ノ方法（買入ノ場合ハ買入先ノ住所及氏名又ハ商號） Name and address of vendor 及事由 When and Why acquired	所在地（住所及氏名又ハ商號） Name, address and nationality of owners	取得ノ時期及事由 When and why acquired Book value cost	所有者ノ住所及氏名又ハ商號及其ノ者ト本邦トノ關係 Name and address of any other person having an interest in such property, and nature of interest	數量（口數） Quantity (Number and Description of Evidences) Specify unit used	取得價額 Required value	帳簿價額（未上場ノ場合ハ拂込金額） Book value (If not available, paid up value)	時價 current Market Value	
朝鮮水電土木工業株式會社株式	朝鮮京城ニ於ケル設立ノ際ノ引受	朝鮮京城初中里二番地ノ一ノ一ノ一

第三號表

PART III

外國資產細目報告表

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

第十一 外國通貨（銀行券及政府紙幣）

Sec. 11 Foreign Currency (Bank-Notes, Treasury Notes)

發行國又發行銀行 Country or bank of issue	所有人姓名及國籍 Name and nationality of owner	保管處所及地點 Depository (if any) and location	取得時期及原因 When and how acquired	類別 Denomination	數量 Units of each	金額 Value
朝鮮銀行	朝鮮京城府中巳明治町一丁目十番地小林物產株式會社	朝鮮京城小林物產株式會社金庫	資金			¥1,840,499.33

第四號表III
PAA-IV

負債 (本邦内ニ住スル者ガ外国ニ住スル者ニ対シ負担スベキ一切ノ負債)

Detailed Reports of Foreign Exchange Assets

Name of Reporter

Debt
(any debt owed to persons outside the Empire by residents in Japan)

負債ノ種類 Kinds of debt	負債ノ明細 Description	相手方ノ住所氏名又ハ商號及国籍 Name, address, nationality of creditor	負債ノ原因及弁済ニ関スル特別ノ取極其ノ他負債ニ関シ参考トスベキ事項 Cause of debt, special arrangement with payment, or any information concerning debt	表示通貨ニ依ル金額 Amount of debt in currency in which payable
支払手形	長期借入金 小林百年鉱山財団担保	朝鮮京城訂中区南大門通 朝鮮殖産銀行	無シ	¥3,000,000
	短期借入金 朝鮮統鉄株式会社株式担保	仝上	無シ	¥1,500,000
	短期借入金 朝鮮咸北白土株式会社株式担保	仝上	無シ	¥1,800,000
	短期借入金 小林百年鉱山財団担保	仝上	無シ	¥12,700,000
	短期借入金	仝上 及朝鮮銀行	無シ	¥23,234,000
當座借越		朝鮮殖産銀行外	無シ	¥2,322,118.86
				¥44,556,118.86

小林鉱業株式會社

財産所在地域	會社名	Sec. 3. 土地	建物	機械設備	其他	計	Sec. 4 商品	什器	其他	計	Sec. 5	Sec. 6	Sec. 7
朝鮮	日本鉱業	8,393,932 (8,181,555)	60,834,934 (7,356,971)	88,018,566 (8,196,640)		157,247,432 (12,685,166)	36,975,555 (7,399,111)	12,242,800 (1,541,628)	126,658,302 (12,625,328)	175,876,657 (21,566,067)	1,048,164 (1,048,164)	1,505,084 (1,505,084)	6,380,000 (6,380,000)
		(3.54)	(8.26)	(10.8)		(8.89)	(5)	(8)	(10.03)	(8.15)	(1)	(1)	(1)

Sec. 11	Sec. 14	Sec. 16	合計
	1,858,840 (1,858,840)	680,008,321 (15,012,242)	1,023,944,498
			1,840,449
1,840,449 (1,840,449)			1,025,784,947 (66,896,012)
(1)	(1)	(45.3)	(15.3)

小林鉱業株式會社 (資本金 50,000,000円)

資産總額 帳簿價格 ~~66,896,012~~ ~~66,896,965~~円 評價格 1,025,784,947円 (帳簿價格 15.3倍)

Sec. 3. (不動産)

	帳簿價格	評價格		(前回評價格)
土地	2,181,655	8,393,932	約2倍	(4,363,096)
建物	7,356,971	60,834,934	2倍	(30,417,467)
機械及裝置	6,099,176	67,502,856	88,018,566 2倍	(44,009,283)
構築物	2,047,464	20,515,710		
計	17,685,166	157,247,432	2倍	(78,789,846)

Sec. 4 (動産)

		帳簿價格	評價格	
商品	(原料等仕掛品、半製品、製品等)	7,399,111	36,995,555	
什器	(車輛運搬具等)	575,410	6,739,818 2倍	(3,252,417)
	(工具、器具備品)	966,218	5,502,982 2倍	(2,751,491)
	計	1,541,628	12,242,800 2倍	(6,003,908)
其他	(貯蔵品)	12,625,328	126,658,302 2倍	(63,329,151)
合計		21,566,067	175,896,657	(76,731,870)

Sec. 5. (銀行預金及其他預金)

金融組合預金		6,811
納稅準備預金	(殖銀)	830,984
特殊預金	(〃)	156,837
振替貯金	(逓信)	12,040
郵便貯金		41,491
計		1,048,164

19.

Sec. 6. (貸金)

債務者 朝鮮重要物資営団	1,505,084

Sec. 7. (在外事業)株式、現金出資及其ノ他ノ出資

	取得價格	帳簿價格	評價格
朝鮮化性白土工業株式会社株式	(30,000株)	1,000,000	
朝鮮鉱業振興株式会社株式	(22,500株)	837,500	
朝鮮木材株式会社株式	(200株)	10,000	
廣品統制株式会社株式	(1,000株)	25,000	
朝鮮統鉄株式会社株式	(30,000株)	1,500,000	
中鮮合同木材株式会社株式	(150株)	7,500	
朝鮮重機工業株式会社株式	(50,000株)	2,500,000	
計			6,380,000

Sec. 11. (外國通貨)

朝鮮銀行券	1,840,449

Sec. 16. (本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ效力アル財産ニシテ本邦内ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ノ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル前各表ニ記載セザルモノ)

(鉱業権)

	所在地、帳簿價格	評價格	
		本回報告ニカカルモノ	今回新ニセシモノ
鮮内各地	263,000	263,000	263,000
江原、慶越、上東	5,534,789	103,186,583	631,491,888
慶北、遠城、書昌	174,347	2,035,236	12,455,644
黄海、谷山、伊峯	8,200,704	5,679,475	34,758,387
咸南、咸州、下岐川	0	100,000	200,000
鮮内各地	839,402	839,402	839,402
計	15,012,242	112,103,696	680,008,321

20.

Sec. 14. (支店及子會社)(本邦財在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店、出張所、其他ノ營業所又ハ子会社)

ビルマ　小林鑛業株式會社　マンダレー鉱業所

1942年5月ヨリ1945年8月マデノ投資額

物件及材料費	381,020
在外職員給與	1,310,534
本邦ニ於ケル事業管理費	167,290
計	1,858,844

10.

東京都千代田区丸ノ内弐丁目弐番地（丸ビル八階）

小林鐵業株式會社東京出張所

電話 丸ノ内 (二)五二八七 (二)九二八一番

電信電略 トウテツ イクヒシ マルコ ハチヒト

第 號

昭和 年 月 日

名称	所在地	帳簿	前評価	新評価
土地	本社	537,126	1,074,252 (X2)	2,148,504.—
建物	~~建物~~	260,647	878,000 (X2)	1,756,000.—
鉱業権		263,000	263,000	263,000.—
機械倉庫		1,148	74,700 (X2)	149,400.—
上棄 土地		65,243	110,486 (X1)	110,486.—
建物		2,324,869	10,444,700 (X2)	20,889,400.—
機械		2,191,033	6,710,300 (X2)	13,420,600.—
構築物		662,731	3,326,909 (X2)	~~6,653,818.—~~
鉱業権		5,534,789	103,186,583 (~~×8160~~ ×6,12)	~~620,446,614.—~~ 631,491,888.— 631,501,888.—
建設 土地		41,987	83,974.— (X1)	83,974.—
建物		642,229	~~2,284,345~~ (X2)	4,602,690.—

12,174,800

(建設仮勘定) 次期繰越 次期繰越 次期繰越

11.

東京都千代田区丸ノ内貳丁目弐番地（丸ビル八階）
小林鑛業株式會社東京出張所

② 昭和 年 慨 日 許 新許

建物 林業	410,737	2,001,366 (×2)	4,002,732.—
構築物	373,219	1,873,559 (×2)	3,747,118.—
鉱業権	174,347	2,035,236 (×6.12)	12,455,644.—
✓ 鉱業土地	49,616	99,232 (×1)	99,232.—
建物	525,968	3,131,200 (×2)	6,262,400.—
キ キ	839,489	2,904,500 (×2)	5,809,000.—
構築物	256,345.—	1,266,944.— (×2)	2,533,8882.—
鉱業権	8,200,704.—	5,679,475 (×6.12)	34,758,387.—
非鉱業土地	0.—	0.—	0.—
建物	227,687.—	1,739,950.—	3,479,900.—
キ キ	153,721.—	1,585,500.—	3,171,000.—
構	18,133.—	91,027.—	182,054.—
	11,229,966.—	22,408,036.—	91,501,349.—

12.

③

東京都

昭和　年　月　日

東京都千代田区丸ノ内貳丁目貳番地（丸ビル八階）
小林鑛業株式會社東京出張所
電話丸ノ内（二）五二八七・三二九番
電信番号カバヤ・トウキョウ・ヒソ・十六番

当社	0,—	100,000 (X2)	200,000,—
借家権 土地	1,478,299,—	2,956,584(X2)	5,913,168,—
建物	3,212,398,—	11,248,366(X2)	22,496,732,—
〃	2,447,367,—	20,195,595(X2)	40,891,190,—
構	676,089,—	3,393,966(X2)	6,787,932,—
借地 土地	19,284,—	38,568,(X1)	38,568,—
建物	163,175,—	673,916,(X2)	1,347,832,—
〃	55,681,—	279,467,(X2)	558,934,—
構	69,60,947,—	305,473,—(X2)	610,946,—
敷	839,402	839,402,—	839,402,—
	8,952,642	41,031,307	79,154,644

本社　新潟県東蒲原郡津川町大字津川甲四六番地
大阪出張所　大阪市東区備後町壱丁目壱番地（三井ビル）

13.

(4)

東京都千代田区丸ノ内貳丁目貳番地（丸ビル八階）

小林鐵業株式會社東京出張所

電話 丸ノ内 四（二五二）二七一三番

昭和　年　月　日

車社 車輛	23,371.—	108,000 (X2)	216,000.—
ｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ	520,167.—	909,290 (X2)	1,818,580.—
定宇兵品	4,420,653.—	22,191,673 (X2)	44,383,346.—
原料	4,413,593.—	4,413,593.— (X5)	22,067,965
上東 車輛	233,136.—	1,169,611 (X2)	2,339,222.—
工具	114,331.—	472,188.— (X2)	944,376.—
定宇兵品	2,497,057	12,535,226 (X2)	25,070,452.—
建機 車輛	55,918.—	168,000. (X2)	336,000.—
工具	37,945.—	156,715 (X2)	313,430.—
定宇兵品	819,023.—	4,111,499.— (X2)	8,222,998.—
日本 車輛	91,709.—	460,576.— (X2)	921,152.—
工具	28,391.—	116,885.— (X2)	233,770.—
	13,255,401	¥6,873,256.—	106,867,291.—

14.

(5)

東京都千代田区丸ノ内貳丁目貳番地（丸ビル八階）

小林鐵業株式會社東京出張所

電話番號 丸ノ内 (二)五二八一・二九番

電信番號 カブヂヤ イタヒ ハヤ コク ヤシ

東第　號

昭和　年　月　日

石炭	1,225,645.—	6,152,738.(X2)	12,305,476.—
鉄道車輛	13,044.—	65,482 (X2)	130,964.—
二号	8,788.—	36,295. (X2)	72,590.—
鉄	781,113.—	3,921,188.(X2)	7,842,396.—
貨車輛	128,546.—	1,251,000 (X2)	2,502,000.—
二号	245,782.—	1,015,081.(X2)	2,030,162.—
鉄	2,881,838.—	14,416,827 (X2)	28,833,654.—
資料	1,540,695.—	1,540,695.(X5)	7,703,475.—
仕掛品	30,592.—	30,592.—(X5)	152,960.—
半製品	968,982.—	968,982.— (X5)	4,844,910.—
製品	445,249.—	445,249.— (X5)	2,226,245.—
鋳物一般	29,448.—	29,448.—(X10)	294,480.—
	8,299,722	29,873,577.—	68,939,292

15.

東京都千代田区丸ノ内弐丁目弐番地（丸ビル八階）

大林組業株式會社東京出張所

電話番号 丸ノ内 四（二）五二 八七 一三 二九

電報略号 ムタナカグミ イサムビン ヒヤコバヤシ

㊞

電報

昭和　年　月　日

第四工事	10,904	45,037 (×2)	90,074—
総計			1,013,162,440
			~~1,012,543,250~~

本　社
大阪電報事務所
大阪電報局
名古屋電報局
広島電報局
福岡電報局
中国通信通知之控
訂正ニ付（訂正ノ上回答ヲ乞フ）

16.

東京都千代田区丸ノ内貳丁目貳番地（丸ビル八階）
小林鐵業株式會社東京出張所
電話丸ノ内（二三）五二八七 三一二九
受信電報 トウキョウ イチ ヒトサン ゴニハチナナ サンイチニキュウ

東第　　號

(5)　昭和　年　月　日

① 上来翰の山許価格、根拠り
前許価・脱高り 65% 稍許上下一円スケール付 % 125円, 55% 稍半物、特殊脱高 4500円トス即
125円−10円＝115円　115円×55＝6325円　6325円−4500円＝1825円……即 脱高収益 1825円ニテ撰集セリ
然レニ以上、儘カ加統制下ニ指定サレタル公定価格ニヨレモ、カノ終戦当時ノ価格ト脱 20,000円ヨリ 100,000ノ鉄工所ヨリ、此事実ト、当社総営報告計サレタル平均定価格 % 300円（65% モ 19,500円）ニヨリテモ当時、市価ノ約五分ノ一、仍テ許許価ト当時市場価格ノ平均定価格ノ差ニトリ算出セリ 即チ
300円−15円（Scaleヲヤヤ大ニ見ル）＝285円
285円×55＝15,675円　15,675円−4500円＝11,175円

17.

(四)　　東　　京

昭和　　年　　月　　日

東京都港区新橋六丁目十七番地（丸ビル八階）
小林鑛業株式會社東京出張所
電話丸ノ内（二五二）二七一三番
電信電話　トウキョウ　ニ七一三番

11,175円ト1,825円トニ比シ約6.12倍。

即チ埋蔵鉱量、一年ノ採掘量、実収率、品位、利率、償却率、鉱価等ヲ総テ同一ニ見做シテ103,186,583×6.12=631,491,888円トナル。

尚百年、遠キ場合ハ上表ノ如ク多クナルガ二ヨリ倍率ハ上乗ヨリ遥ニ大トナルモ十分ナル資料ナキヲ以テ上乗ト今暫ク倍セリ。

② 土地評価ハ市街地及近郊ニ在リテハ旧評価ガ約5倍地帯ニアリテハ2ノ倍セリ。

③ 他ノ評価ハ多クハ火災保険評価ニ従ヒタルモ実際ニ於テハ倍率ハ2ニヨリ2ノ倍ン本鉱区ニ於ケル一切ノ設備ト今後ノ鉱量ヲ以テスレバ5倍セリ

右申述ノ通リ相違無之候也

右申述人　橋本利夫　㊞

昭和22年4月12日

大阪市南區心齋橋筋壹丁目百拾八番屋敷 電話南(二二七四)(八二五五)(八)

Ⓜ 大丸四階

江商株式會社

大阪市南區心齋橋筋壹丁目百拾八番屋敷
株式會社大丸内

江商株式會社
經理部總務課

大藏省特殊財務部
在外財産調査会朝鮮部会
岸本清人殿

拝復

一、在外財産報告書(朝鮮)鳥送附件
三月二十六日附貴信ニテ御依頼相受候頭記件ニ関シ其鳥一部茲許
同封御送附申上候。尚同報告書ハ昭和二十年大藏省令第九十五号ニ
依リ作成提出済モノ中朝鮮関係モノ鳥ニ候ヘバ何卒宜敷御願
申上候。

敬具

完

寫

在外財産等報告書
（朝鮮）

大阪市南區心齋橋筋壹丁目百拾八番屋敷
株式會社大丸四階
江商株式會社

第一號表

報告者ノ氏名又ハ商號等

報告者ノ氏名又ハ商號等

一、	氏名又ハ商號	江商株式會社
二、	住所	大阪市南區心齋橋筋一丁目一八番地
三、	國籍	日本
四、	報告書作製ノ現在日	—
五、	報告書提出日	昭和二十年十二月十七日及昭和二十一年一月十日(在外財産全地区ヲ含ム)報告
六、	報告者ト所有者トノ關係	同人

第 二 號 表

在外財產等報告總括表

第二號表
在外財産等報告總括表

大阪市南區心斎橋筋北ノ丁目百拾八番屋敷
株式會社大丸四階
江商株式會社

報告資産細目	通貨名	金額
1. 金銀貨幣		
2. 金銀白金ノ地金及合金		
3. 在外不動産	日本圓	¥ 1,008,155.00
4. 在外動産		
5. 在外銀行預金及其ノ他ノ預ケ金	日本圓	¥ 1,600.00
6. 外國居住者ノ負擔トナルベキ勘定、受取手形及其ノ他ノ貸金		
7. 在外事業ノ株式組合出資及其ノ他ノ出資		
8. 各表ニ於テ報告セラレザル債券、抵當証券、社債及其ノ他ノ投資証書	日本圓	¥ 330,000.00
9. 前各表ニ報告セラレザル支拂証書		
10. 著作權、特許權、ライセンス、商標權及之ニ類スル無体財産權		
11 外國通貨		
12 外國ノ政府又ハ地方公共團体ノ發行スル債券其ノ他債務證書		
13. 外國居住者ノ負擔トナルベキ保険証券及年金		
14. 本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子会社	日本圓	¥ 10,073,983.42
15. 借地權又ハ財産ノ使用若クハ占有ニ関スル類似ノ權利		
16. 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ效力アル財産ニシテ本邦内ニ居住スル者ガ全部又一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財産。		
計		¥ 11,413,738.42 〃 10,220,129.00
合計		¥ 21,633,867.42

備考　支店、出張所其ノ他ノ営業所ノ財産(子会社ヲ除ク)
(財産目録、貸借対照表ノ資産ノ部ト同様ナルヲキ省略)

第 三 號 表

外國匯替資產細目報告表

第三号表ノ内 第三

第三　不動産（本邦外ニ所在スル土地・建物・工場・機械設備等）

大阪市南區心齋橋筋壱丁目[illegible]番屋敷
株式會社大丸四階
江商株式會社

財産ノ明細	財産ノ所在地	証書ノ種類及所在	所有者ノ住所及名称又ハ商号	帳簿価額	取得ノ時期及相手方	取得価額	評価額
朝鮮							
土地（宅地） 88坪	京城府新堂町432-10	権利証書所有	同人	¥ 5,700.00	昭和14.10.23 高森守夫 京城府新堂町432-10	¥ 5,700.00	¥ 17,600.00 ✓
同地上家屋（住宅）木造瓦葺 36〃	〃 〃 〃	〃 〃	〃	〃 4,835.60	〃	〃 7,000.00 ✓	〃 36,000.00
土地（宅地） 162〃	〃 〃 290-50/51	〃 〃	〃	〃 21,870.00	昭和17.3.17 鳥井権蔵 京城府新堂町290-50	〃 21,870.00	〃 32,400.00 ✓
同地上家屋（住宅）木造瓦葺 40〃	〃 〃 〃	〃 〃	〃	〃 10,614.80	〃	〃 11,900.00 ✓	〃 40,000.00
土地（宅地） 49〃	〃 南大門通一丁目79-1	〃 〃	〃	〃 5,000.00	昭和14.4.15 明珍錫 金浦郡金浦面北辺里375	〃 5,000.00	〃 39,200.00 ✓
同地上家屋（事務所）延132〃 鉄筋コンクリート	〃 〃 〃	〃 〃	〃	〃 35,815.00	〃	〃 41,150.00 ✓	〃 264,000.00
土地（畑地） 1,718〃	京畿道始興郡東面九先里504						
〃 （〃） 1,216〃	〃 〃 492	〃 〃	〃	〃 28,437.14	大正15.9.19 〃	〃 28,437.14	〃 74,850.00
〃 （林野） 60〃	〃 〃 山25						
〃 （田地） 826	〃 〃 502						
〃 （林野） 180	〃 〃 山26	〃 〃	〃	〃 29,377.00	昭和15.12.2 小林栄助 忠清南道康津郡陸征面雲山里276	〃 29,377.00	〃 50,560.00
〃 （〃） 1,020	〃 〃 山27						
〃 （畑地） 270〃	京城府上往十里町 163	〃 〃	〃	〃 18,978.27	昭和15.9.19 高森守夫 京城府新堂町432-10	〃 18,978.27	〃 43,200.00
土地（宅地） 510〃	京城府黒石町10-20	〃 〃	〃	〃 10,500.00	昭和16.12.20 清水勝 京城府青葉町一丁目89-77	〃 10,500.00	〃 81,600.00 ✓
同地上家屋（住宅）木造瓦葺 50〃	〃 〃 〃	〃 〃	〃	〃 14,284.20	〃	〃 17,842.00	〃 50,000.00
〃 （社宅） 68.26〃 〃 三棟	〃 〃 〃	下附申請中	〃	〃 36,341.60	昭和17.10.10 新築	〃 36,341.60	〃 68,000.00

第三号表ノ内　第三

大阪市南區心齋橋筋壱丁目百拾八番屋
株式會社大丸四階
江商株式會社

財産ノ明細	財産ノ所在地	証書ノ種類及所在	所有者ノ住所氏名又ハ商号及関係	帳簿価額	取得ノ時期及相手方	取得価額又ハ建設価額	評価額
土地(宅地) 97坪	京城府青葉町一丁目89-77	権利証本社保有	同人	¥ 6,790.00	昭和15.5.7 清水吉男 京城府青葉町一丁目89-77	¥ 6,790.00	¥ 15,520.00
同地上家屋(住宅) 62.85。	〃 〃 〃	〃 〃	〃	〃 10,870.43	〃	〃 21,491.19	〃 94,000.00
土地(宅地) 46.5〃	釜山府大倉町二丁目14	〃 〃	〃	〃 20,925.00	昭和18.9.1 稻木丈一 釜山府大倉町二丁目14	〃 20,925.00	〃 30,225.00
同地上家屋(事務所) 71.9。	〃 〃 〃	〃 〃	〃	〃 38,157.50	〃	〃 41,575.00	〃 71,000.00
				¥298,496.23		¥324,877.20	¥1,008,155.00

第三号表中ノ甲六

第六　外國居住者ノ負擔ト為ル勘定，受取手形其ノ他ノ資金

大阪市南區心齋橋筋壹丁目拾參番屋敷
株式會社大丸四番
江商株式會社

明細	債務者ノ住所及商号	取得時期及事由	債權者ノ住所及商号	証券所在地	辨濟ヲ受クベキ通貨ニヨル債權額
立替金	朝鮮，京城 朝鮮メリヤス株式会社	昭和 20. 8. 1. 商品買付立替金	同人	大阪	¥ 1,600.00

第三号表中 第九

第九　前各表ニ報告セラレザル支拂証書

大阪市[illegible]
株式會社
江商株式會社

明　細	債務者ノ住所及氏名又ハ商号	現在ノ所有者ノ住所氏名又ハ商号及國籍	証書ノ所在地	所有者以外ノ者ガ当該財産ニ対シ利害関係ヲ有スル場合ニハ其ノ住所氏名又ハ商号及利害関係ノ内容	証書ノ表示通貨ニ依ル券面金額
小切手発行日 昭和20.9.6. 一覧払小切手番號 下48/2	京城 帝國銀行 京城支店	大阪 江商株式會社 大阪本社 （日本）	大　阪	大阪 帝國銀行大阪支店 （支払委託銀行）	¥ 330.000.00

米三号表中ノ米十四

第十四(甲)支店

大阪市南區心齋橋筋壱丁目百拾八番屋敷
株式會社大丸内階
江商株式會社

本店ノ住所商号及組織	支店ノ住所商号及組織	設立時期	事業ノ明細	支店ニ対スル投資及其ノ態様（土地建物什器等ヲ除ク）
大阪市南区心齋橋筋一丁目一一八 江商株式會社 資本金 ¥23,150,000- 全額拂込済		大正六年一月 当社ハ明治三八年十二月棉花輸入ヲ目的トシ資本金四〇万円ヲ以テ設立セラルル江商合資會社ヲ母胎トスルモノニシテ其後社業ノ発展ニ伴ヒ上記ノ時期ニ株式會社ニ組織ヲ変更セルモノナリ.	(一) 各種物資ノ売買及貿易 (二) 保険運送等ノ代理業 (三) 米三国ニ於ケル棉花麻類其他農産物ノ蒐集及配給 (四) 米三国ニ於ケル麻類、人造絹糸、絹其他繊維製品ノ製造加工 (五) 米三国ニ於ケル屑鉄蒐集並ニ鉄鋼工作業 (六) 米三国ニ於ケル油槽ノ建設 (七) 米三国ニ於ケル製紙並ニ其ノ原料ノ栽培、蒐集	
	京城府南大門通一丁目九七 江商株式會社京城支店	大正十五年一月	(一)、(二)、(四)	長期投資 ¥300,000.00 短期投資 2,357,290.62
				計 ¥2,657,290.62

第十四(乙) 子會社

大阪市南區心齋橋筋壱丁目百拾八番屋敷
株式會社大丸四階
江商株式會社

親會社、住所、商号及組織	子会社、住所、商号及組織	持分ノ取得セル時期並ニ原因	事業、明細	會社ニ対スル投資額及其、態様
大阪市南区心齋橋筋一丁目一一八 江商株式會社 資本金 ¥23,150,000.- 全額拂込濟				
	京城府城東区上往十里町七六三 東和絹服株式会社(邦人株式)	昭和十四年十二月 設立	絹服類、製造加工及其、販賣	長期投資 ¥94,645.32 短期投資 39,689.06 〃 (支店ヨリ) 10,145.32
	大邱府新岩洞一二五五 東和織物株式会社(一〃一)	昭和十四年十一月 設立	織物、製造販賣、織物及織物原料、染色加工、織物原料、買買	長期投資 ¥161,729.21 短期投資 203,707.85 〃 (支店ヨリ) 74,229.21
	平壌府平壌府貨林町一八九ノ三 朝鮮メリヤス株式会社(一〃一)	昭和十八年四月 設立	メリヤス 製造販賣及其、加工品販賣	長期投資 ¥1,000,000.00 短期投資 208,386.60
	京畿道水原府櫻山町 鮮一絹織株式會社(一〃一)	昭和十七年二月 設立	絹織物製造販賣及撚糸加工販賣	長期投資 ¥487,500.00 短期投資 536,984.60
V 249	京城府中区黄金町二丁目一九九 (営業所) 京城府永登浦道林町三三六 株式会社朝鮮ホップ製作所(一〃一)	昭和十七年八月 設立	各種ホップ其、他諸機械器具、製造販賣	長期投資 ¥500,000.00 短期投資 40,000.00
	京城府永登浦道林町 共和撚糸工場(匿名組合)	昭和十六年十二月 設立	生糸及人絹糸撚糸、製造販賣	長期投資 ¥400,000.00 短期投資 1,044,435.53
	忠清南道高敞院 若松町六三 高敞織物工場(組合)	昭和十六年十二月 設立	絹織物人絹織物、製造販売	長期投資 ¥250,000.00 短期投資 —
	釜山府釜田里七〇 三和織物工場(一〃一)	昭和十七年四月 設立	絹織物、人絹織物、製造	長期投資 ¥20,000.00 短期投資 59,901.28

様式第十四号表中、第十四

(2)

第十四 (乙) 子會社

大阪市南區心齋橋筋壱丁目百拾八番屋敷
株式會社大丸四階
江商株式會社

親會社、住所、商号及組織	子會社、住所、商号及組織	持分ヲ取得シタル時期並ニ原因	事業、明細	會社ニ対スル投資額及其ノ態様
	釜山府流山町二五八 東洋珍法郷株式會社(朝鮮)	昭和十八年九月 設立	珍法郷鉄器ノ製造販賣、金物器物、雑貨、鉄工業、船舶業	長期投資 ¥124,200.00 短期投資 205,000.00
	平壌府鏡商町仁道町 東珍被服株式會社(〃)	昭和十九年八月 設立	被服類及布帛類雑貨、製造加工並ニ其ノ販賣	長期投資 ¥500,000.00 短期投資 50,000.00
	京畿道始興郡東面九老里二〇一 愛國織維株式會社(〃)	昭和十四年十二月 設立	紡績落棉、截断屑、糸屑、ボロ其ノ他綿織維、反毛、再紡糸、紡織及販賣	長期投資 ¥331,194.41 短期投資 923,750.00 〃(支店ヨリ) 151,194.41
				計 ¥7,416,692.80

第三号表中第四項添附書類

(1)

親會社、支店及子會社、役員、支店長、住所、氏名及國籍

大阪市南區心齋橋筋壹丁目百拾八番屋敷
株式會社大丸四階
江商株式會社

親會社、商号及所在地	支店、商号及所在地	子會社、商号及所在地	役員又ハ支店長、氏名		住所	國籍
江商株式會社(大阪)			取締役社長	駒村貨正	兵庫	日本
			專務取締役	三村直憲	奈良	〃
			常務取締役	渋谷友三郎	京都	〃
			取締役	風呂川米一	〃	〃
			〃	蜀瀬傳	兵庫	〃
			〃	小川清	京都	〃
			〃	高見重義	東京	〃
			〃	北信	兵庫	〃
			〃	朝長正男	〃	〃
			常任監査役	植田久三男	大阪	〃
			監査役	村田利之助	兵庫	〃
	江商株式会社京城支店(京城)		閉鎖中			
		東和破服株式会社(京城)	代表取締役	高森安夫	京城	日本
			專務取締役	金村興一郎	〃	〃
			取締役	加田敏郎	奈川	〃
			〃	李源泰	神京城	朝鮮
			監査役	崔楠	京〃	〃
			〃	西村利義	〃〃	日本
		東和織物株式会社(京城)	代表取締役	鈴廣隆和	京都	日本
			〃	金聖在	京城	朝鮮
			取締役	西村利義	〃〃	日本
			〃	小川善一郎	〃〃	〃
			〃	嚴成士	〃〃	朝鮮
			〃	崔文烈	〃〃	〃

第三号表中其ノ他添附書類　親會社、支店及子會社ノ役員、支店長ノ住所、氏名及國籍

（2）

大阪市南區心齋橋筋壹丁目五拾八番屋敷
株式會社大丸四階
江商株式會社

親会社ノ商号及所在地	支店ノ商号及所在地	子会社ノ商号及所在地	役員又ハ支店長ノ氏名		住所	國籍
		東和織物株式会社（京城）	監査役	安藤夫氏	京城	日本鮮
		朝鮮メリヤス株式会社（平壌）	代表取締役	安藤夫二	京城	日本
			常務取締役	森上俊吉	兵庫	〃
			取締役	安村清男	京城	〃
			〃	水田吉利	〃	〃
			〃	門田錬蔵	平壌	〃
			監査役	伊藤忠彌	京城	〃
			〃	加藤敏郎	神奈川	〃
		鮮一絹織株式会社（京城）	代表取締役	高安夫	京城	日本
			取締役	森安喜一郎	〃	〃
			〃	川大允優	〃	〃
			監査役	小尾邦之	兵庫	朝鮮
			〃	木石松	〃	日本
		株式会社朝鮮ホップ製作所（京城）	社長	中山一	大阪	日本
			取締役	岡部秀	京城	〃
			代表取締役	山本岩太	京城	〃
			取締役	渡部義	京城	〃
			〃	高森安	京城	〃
			〃	加田敏	神奈川	〃
			監査役	東尾秋	京城	〃
			〃	野正	〃	〃
		共和機糸工場（京城）	代表者	高安夫	京城	日本
			〃	西森安	〃	〃
			〃	小川喜一	〃	〃

第三号表中補充追附書類、

(3)

親會社、支店、及子會社、役員、支店長、住所、氏名及國籍

大阪市南區心齋橋筋壱丁目百拾八番屋敷
株式會社大丸四階
江商株式會社

親會社、商号及所在地	支店、商号及所在地	子会社、商号及所在地	役員又ハ支店長、氏名		住所	国籍
		高岩織物工場（京城）	代表者	高岩貞助	京城	日本
			〃	西村利義	〃	〃
			〃	高森宙夫	〃	〃
			〃	小川善一郎	〃	〃
		三和織物工場（釜山）	代表者	和田光豊	釜山	日本
			〃	中原弘光	〃	〃
		東洋琺瑯株式会社（釜山）	取締役社長	松田栄七	釜山	日本
			取締役	吉田久吉	〃	〃
			〃	森太郎	〃	〃
			〃	沈橋俔平次	〃	〃
			〃	加藤司馬太	〃	〃
			〃	森田宙夫	京城	〃
			〃	高松敏真熊	〃	〃
			監査役	吉合利武	釜山	〃
			〃	西田義敏	京城	〃
			〃	山村市太郎	釜山	〃
		東洋被服株式会社（京城）	代表取締役	後藤二義彌	兵庫	日本
			取締役	上村利忠	京城	〃
			〃	田中敏安	神戸	〃
			〃	伊藤達夫	釜山	〃
			監査役	加藤藏	京城	〃
			〃	高井	大阪	〃

第三号表中第十四項附属書類

(4)

親會社，支店及子會社，役員支店長，住所，氏名，及国籍

大阪市南區心齋橋筋壱丁目百拾八番屋敷
株式會社大九四階
江商株式會社

親会社，商号及所在地	支店，商号及所在地	子会社，商号及所在地	役員又ハ支店長，氏名		住所	国籍
		愛國鐵道株式會社（京鐵道）	代表取締役	高森宇夫	京城	日本
			取締役	伊豆田忠誠	〃	〃
			〃	清水吉男	京都	〃
			〃	西村利義	京城	〃
			〃	大平建二郎	京鐵道	〃
			監査役	宇治久雄	兵庫	〃

（[illegible]中第十四[illegible]）

貸　借　對　照　表

[illegible]江南株式会社東城支店　　江南[illegible]式會[illegible]

貸　方　之　部

科目	[illegible]9	時價(昭和20年9月末現在)	科目	[illegible]年9月末現在)	時價(昭和 年 月末[illegible])
[illegible]	¥ 1,884,908.18	¥ 1,884,908.18	支拂手形	¥ 5,816,975.26	
[illegible]	1,874,359.60		支拂手形	5,650,000.00	
[illegible]	10,548.58		銀行借越金	166,975.26	
[illegible]	-		借入金	-	
[illegible]有價[illegible]	258,420.61	258,420.61	支拂請負勘定	2,266,460.56	
受取手形	174,209.61		受入保證金	278,233.48	
國債	43,434.00		社內交互計算	1,651,054.24	
株券及社債	28,750.00		取引交互計算	-	
統制機關及[illegible]	12,027.00		仮受金	-	
受取諸勘定	800,109.57	800,109.57	預り金	337,172.84	
受入保證金	638,743.78		未拂經費	-	
社內交互計算	151,183.50		(保險料・利息)	-	
取引交互計算	3,345.20				
仮拂金	-		資本勘定		
預け金	3,496.98		資本金	508,958.22	
繰延資産	3,340.11		積立金(含引繼金)	300,000.00	
商品	2,026,414.84	3,595,690.00	剰余金	-	
繰越商品	2,026,414.84			208,958.22	
仕入	-		其他		
貸倒引當金	-				
未[illegible]金	3,595,690.64	3,595,690.64			
[illegible]計への[illegible]	-	-			
[illegible]					
固定資産	26,850.20	127,000.00			
土地	-				
建物	-				
什器備品	26,850.20				
減價償却引當金	-	-			
	¥ 8,592,394.04	¥ 10,220,129.00		¥ 8,592,394.04	

備考　(1)[illegible]ハ本表ノ[illegible]ナイトイフコトヲ[illegible]

(2)[illegible]ノ所在地ハ[illegible]ノ[illegible]ヲ[illegible]ナリ

（第三號表中第十欄關係會社）

14

貸 借 對 照 表

支店又ハ子會社ノ商號 東和紡服株式会社　　江商株式會社

資産之部

科目	帳簿價額（昭和20年6月末現在）	時價（昭和20年6月末現在）
銀行預金現金		
現金	¥ 193,969.34	¥ 193,969.34
銀行預金	188,534.39	
貯蓄勘定	② 9,434.95	
受取手形類及有價證券		
受取手形	34,947.70	34,947.70
國債證券	②34,947.70	
株券及社債券	-	
統制機關及資金	-	
受取諸勘定		
差入保證金	352,891.88	352,891.88
社内交互計算尻	11,046.56	
取引先交互計算尻	-	
収立金	279,991.21	
貸付金	-	
假拂金	-	
商品及製品	61,854.11	
原料品	697,140.96	
代用品	582,089.90	1,394,000.00
仕掛品	-	
委託加工品	115,051.06	
貯藏品	-	
有價證券（株券ノ投資）	X4,020.03	4,020.03
（保證料利息等）		
固定資産		
土地	63,732.39	192,000.00
建物	-	
其他	-	
諸勘定	63,732.39	
繰延資産	254,122.50	254,122.50
	¥ 1,600,824.80	¥ 2,425,951.45

負債之部

科目	帳簿價額（昭和20年6月末現在）	時價（昭和　年　月末現在）
支拂手形類	¥ 1,046,373.08	
支手・約手・爲手	389,572.81	
銀行借越金	-	
借入金	656,800.27	
支拂諸勘定	355,437.46	
受入保證金	-	
社内交互計算尻	1,297.00	
取引先交互計算尻	-	
收買資金借受金	-	
假受金	354,140.46	
預リ金	-	
未拂經費（保險料・利息等）	-	
資本勘定	199,014.26	
資本金	195,000.00	
積立金（含引當金）	16,200.00	
利益金	12,185.74	
損失金		
其他		
	¥ 1,600,824.80	

備考 1. 諸勘定ハ本表ノ注ノ如トーナルニヨリ作ス

2. 有價證券ノ所在ヘ本表ノ價ハ適當不充分ノタメ不記入ナリ

（[illegible]）

14

[illegible]

支店又ハ[illegible]ノ商號 東和織物株式会社

江商株式会社

資産之部			負債之部		
科目	(昭和20年6月末現在)	時價(昭和20年6月末現在)	科目	(昭和20年6月末現在)	時價(昭和 年 月末現在)
銀行預金及現金	¥ 20,432,10	¥ 20,432.10	支拂手形類	¥ 684,518.91	
銀行預金	20,180.93		支拂手形	-	
現金	0 251.17		銀行借越金	-	
貯蓄勘定	-		借入金	684,518.91	
受取手形類及有價證券	16,229.00	16,229.00	支拂諸勘定	57,571.27	
受取手形	-		受入保證金	-	
國債債券	16,229.00		社内交互計算尻	-	
株券及社債	-		取引先交互計算尻	13,697.09	
株前渡金及貸金	-		借受金	41,057.78	
受取諸勘定	171,514.28	171,514.28	預り金	2,816.40	
差入保證金	5,942.55		未拂經費	-	
社内交互計算尻	-		(保險料・利息)		
取引先交互計算尻	92,622.08		資本勘定	181,481.63	
貸付金	-		資本金	180,000.00	
仮拂金	-		積立金(含引當金)	11,108.44	
前渡金	72,949.65		繰越金	9,626.81	
商品	656,947.96		其他	-	
製品	384,130.08	1,614,000.00			
原料	-				
材料	272,817.88				
半製品	-				
仕掛品					
投資	¥ 5,731.50	5,731.50			
(株式)					
建物	37,841.49	113,000.00			
構築物	-				
機械裝置	-				
船舶					
車輛運搬具					
工具器具備品	0 37,841.49				
雜勘定	14,875.48	14,875.48			
建設仮勘定	14,875.48				
	¥ 923,571.81	¥ 1,655,782.36		¥ 923,571.81	

備考 (一) 財產目錄ハ本支店ノ[illegible]ニヨリ[illegible]ス

(二) [illegible]ノ[illegible]ハ本店[illegible]ノ[illegible]ハ通信不充分ノタメ不記入ナリ

（第三號書式中第十四號ノ四ニ準ス）

貸　借　對　照　表

18 支店又ハ子會社ノ場合ニハ 朝鮮メリヤス株式会社

紅商株式會社

資産之部 科目	決算期（昭和 年 6月末現在）	前決算期（昭和 年 6月末現在）	負債之部 科目	決算期（昭和20年6月末現在）	前決算期（昭和 年 月末現在）
銀行預金及現金			支拂手形類	¥ 509,127.66	
銀行預金	¥ 10,454.28	¥ 10,454.28	支手・約手・爲手	-	
現金	4,379.26		銀行借越	-	
貯蓄勘定	6,075.02		借入金	509,127.66	
受取手形及有價證券	-		支拂諸勘定		
受取手形	130,603.00	130,603.00	受入保證金	88,638.32	
國債債券	-		社内交互計算尻	-	
株券及社債券	-		取引先交互計算尻	-	
統制機關及資金	-		收買資金借受金	65,736.44	
	130,603.00		假受金	-	
受取諸勘定			預リ金	22,901.88	
差入保證金	108,043.09	108,043.09	未拂經費	-	
社内交互計算尻	-		（保險料・利息等）	-	
取引先交互計算尻	-		資本勘定		
收買資金	-		資本金	875,507.75	
立替金	6,094.64		積立金（含引當金）	1,000,000.00	
假拂	-		利益金・損失金	124,492.25	
	101,948.45		其他		
商品及貯藏品	472,051.55	944,000.00			
商品代行	333,796.14				
商品受入	-				
貯藏品	138,255.41				
資産					
（子會社ヘノ投資）					
（ ）	×3,366.32	3,366.32			
固定勘定					
土地	748,755.49	2,246,000.00			
建物	146,113.33				
其他	186,101.57				
計	416,540.59				
繰延勘定	-				
	¥ 1,473,273.73	¥ 3,446,266.69		¥ 1,473,273.73	

備考　（一）財產目錄ハ本表ノ末尾ニ添附スルコト

（二）×印ノ所在ハ本表ノ何處ニ於ケル何額ハ組織不充分ノタメ不明ナリ

（[illegible]中第十四添附書類）

17 支[illegible]又八子會社ノ商號 鮮一絹織株式会社

貸借對照表

江尻株式會社

資産之部

科目				
		帳簿價額（昭和 20 10 現在）		時價（昭和 20 10 現在）
銀行預金及現金				
	銀行預金	¥ 19,717.79	¥ 19,717.79	
	現金	2,483.58		
	貯蓄勘定	917,234.21		
		–		
受取手形類及有價證券		4,351.00	4,351.00	
	受取手形	–		
	國債證券	–		
	株券及社債券	4,351.00		
	納稅機關保證金	–		
受取諸勘定		86,210.07	86,210.07	
	差入保證金	–		
	社內交互計算尻	–		
	取引先交互計算尻	31,078.20		
	收益費用勘定	–		
	立替金	–		
	假拂金	55,131.87		
商品勘定		91,513.22	183,000.00	
	期末商品棚卸高	–		
	當期仕入高	91,513.82		
	當期賣上高	–	–	
未收收益勘定		–	–	
	（[illegible]）			
固定資産		1,181,449.22	3,544,000.00	
	土地	214,289.80		
	建物	512,548.91		
	什器	454,610.51		
	船舶	–	–	
		¥ 1,383,241.30	¥ 3,837,278.86	

（[illegible]ハ各別ノ一ノ「ノート」ニ記入スルコト）

（[illegible]ハ本表第[illegible]ノ備考ニ準ジ不足分ノタメ[illegible]）

負債之部

科目		帳簿價額（昭和 20 10 現在）	時價（昭和 年 月 日現在）
支拂手形類		¥ 1,006,984.60	
	支拂手形	–	
	銀行借越金	–	
	借入金	1,006,984.60	
支拂請勘定		22,435.52	
	受入保證金	–	
	社內交互計算尻	–	
	取引先交互計算尻	13,405.40	
	收益費用勘定	–	
	假受金	9,030.12	
	預り金	–	
未拂費		–	
	（[illegible]）		
資本勘定			
	資本金	353,821.18	
	積立金（含引當金）	–	
	當期利益金	500,000.00	
	當期損失金	146,178.82	
其他		–	
		¥ 1,383,241.30	

（[illegible]第十[illegible]）

[illegible]貸借對照表

[illegible]ノ子會社ノ[illegible] 朝鮮ポンプ株式會社　　江商株式會社

資産之部

科目	帳簿價額（昭和20年8月末現在）	時價（昭和20年8月末現在）
銀行預金及現金	¥ 61,010.36	¥ 61,010.36
銀行預金	59,880.68	
現金	1,129.68	
貯蓄勘定	-	
受取手形類及有價證券	2,399.83	2,399.83
受取手形	-	
國債債券	-	
株券及社債券	2,399.83	
統制機關及賃金	-	
受換諸勘定	116,009.13	116,009.13
差入保證金	-	
社內交互計算尻	-	
取引先交互計算尻	91,885.00	
收置賃金前渡金	-	
立換金	-	
仮拂金	24,124.13	
商品製品及原料	430,770.15	861,000.00
商品	387,904.22	
製品	-	
原料	42,865.93	
材料	-	-
仕掛品	-	-
固定資産	541,678.10	1,625,000.00
土地	84,703.91	
建物	164,065.26	
機械	292,908.93	
其他	-	-
	¥ 1,151,867.57	¥ 2,665,419.32

負債之部

科目	帳簿價額（昭和[illegible]年[illegible]月末現在）	時價（昭和[illegible]年[illegible]月末現在）
支拂手形類	-	
支手・約手・爲手	-	
銀行借越	-	
借入金	-	
支拂諸勘定	¥ 112,964.03	
受入保證金	-	
社內交互計算尻	-	
取引先交互計算尻	618,11	
收賣賃金借受金	-	
假受金	112,345.92	
預リ金	-	
未拂經費（保險料・利息等）	-	
資本勘定	1,038,903.54	
資本金	1,000,000.00	
積立金（含引當金）	17,460.00	
利益金	21,443.54	
其他		
	¥ 1,151,867.57	

（[illegible]）

（[illegible]）

（第三種郵便物認可）

16

貸　借　對　照　表

支店又ハ工場ノ名稱 高谷織物工場

江商株式會社

資產之部

科目	帳簿價額（昭和20年10月末現在）	時價（昭和　年　月末現在）
銀行預金及現金	¥ 16.92	¥ 16.92
銀行預金	16.92	
別口預金	-	
貯蓄勘定	-	
受取手形及有價證券	1,300.00	1,300.00
受取手形	-	
國債證券	-	
株券及社債券	01,300.00	
統制機關及資金	-	
受取諸勘定	14,364.59	14,364.59
差入保證金	-	
社內交互計算尻	-	
取引先交互計算尻	11,041.60	
收買資金前渡金	-	
立替拂金	-	
假拂金	3,322.99	
商品	48,307.66	96,000.00
製品	17,536.98	
貯藏品	-	
代行勘定	30,770.68	
委託品	-	-
前渡金	-	-
（作業費勘定への振替）		
（減價償却積立金）		
固定資產	151,792.54	455,000.00
土地	-	
建物	-	
什器備品	151,792.54	
其他	-	-
雜勘定	¥ 215,781.71	¥ 566,681.51

負債之部

科目	帳簿價額（昭和20年10月末現在）	時價（昭和　年　月末現在）
支拂手形勘定	¥ -	
支手・約手・爲手		
銀行借越金		
借入金		
支拂諸勘定	1,812.90	
受入保證金	-	
社內交互計算尻	-	
取引先交互計算尻	1,812.90	
收買資金借受金	-	
假受金	-	
預り金	-	
未拂經費		
（保險料・利息等）		
資本勘定	184,308.60	
資本金	175,000.00	
積立金（含引當金）	-	
利益金	9,308.60	
其他	29,660.21	
未拂金	29,660.21	
	¥ 215,781.71	

（財產目錄ハ本表ノ各ページノ下ニホチキストヂーナルニヨリ添附ス）

（備考）ノ欄ニ本表記載事項ノ他ハ記載不充分ノタメ記入セズ）

（[illegible]）

貸借對照表

11 支店又ハ工場ノ名称 共和燃糸工場　　[illegible]株式會社

資産之部			負債之部		
科目	決算期現在	時價（昭和20年10月末現在）	科目	決算期現在	時價（昭和　年　月末現在）
銀行預金及現金			支拂手形類	¥ 994,435.53	
銀行預金	–	–	支手・約手・爲手	–	
現金			銀行借越金	–	
貯蓄勘定			借入金	994,435,53	
受取手形及有價證券			支拂諸勘定	863.66	
受取手形	–	–	受入保證金	–	
國債債券			社内交互計算尻	–	
株券及社債券			取引先交互計算尻	–	
統制機關出資金			收買賃金借受金	–	
受取諸勘定			賃借受金	863.66	
差入保證金	¥ 10,472.68	¥ 10,472.68	賃貸料	–	
社内交互計算尻	–		未拂經費		
取引先交互計算尻	–		（保險料・利息等）	–	
收買賃金貸	6,502.68		資本勘定		
立替金	–		資本金	315,201.20	
假拂金	–		積立金（含引當金）	500,000.00	
商品及貯藏品	3,970.00		利益		
商品代行賣上	321,149.58	682,000.00	損失金	183,798.80	
商品受託賣上	313,646.27		其他	133,595.64	
前拂費	–			133,595.64	
設備	7,503.31				
（[illegible]社ヘノ投資）	–				
（[illegible]）					
固定資産					
土地	1,084,173.75	3,252,000.00			
建物	238,000.00				
機械什器	503,579.46				
其他	342,594.29				
雜勘定					
工場移轉費	29,300.02	29,300.02			
	29,300.02				
	¥ 1,445,096.03	¥ 3,933,772.70		¥ 1,445,096.03	

（[illegible]ハ[illegible]ノコト）トールニヨリテ[illegible]

（[illegible]ノ[illegible]ハ本表[illegible]ノ[illegible]ハ記載不充分ノタメ[illegible]）

（[illegible]）

19 支店又ハ子會社ノ商號 三和織物工場

貸借對照表

江商株式會社

資産之部

科目	帳簿價額（昭和19年5月末現在）	時價（昭和19年5月末現在）
銀行預金及現金		
銀行預金	¥ 859.02	¥ 859.02
現金	－	
貯蓄勘定	175.01	
	584,01	
受取手形及有價證券		
受取手形	1,517.50	1,517.50
國債債券	－	
株券及社債券	－	
統制機關及資金	917.50	
	600.00	
受取諸勘定		
差入保證金	52,822.28	52,822.28
社内交互計算勘定	1,162.69	
取引先交互計算勘定	× 6,752.53	
收買資金前渡金	1,675.00	
立替金	－	
假拂	－	
商品		
製品	43,232.06	
製品代行委託品	45,690.39	91,000.00
製品買受委託品	29,027.67	
試作費	－	
繰延勘定	16,662.72	
（[illegible]への投資）	－	－
（[illegible]）	－	－
固定財産		
土地	109,194.21	327,000.00
建物	（上）	
機械及什器其他	8,[illegible].49	
	101,090.72	
繰延勘定	－	－
	¥ 210,08[illegible].40	¥ 473,198.80

負債之部

科目	帳簿價額（昭和19年5月末現在）	時價（昭和 年 月末現在）
支拂手形勘定	¥ 75,014.47	
支拂手形		
銀行借入金	6,486.81	
借入金	1,327.12	
支拂諸勘定	67,200.54	
受入保證金	51,403.29	
社内交互計算勘定	－	
取引先交互計算勘定	－	
收買資金借受金	－	
假受金	－	
預リ金	50,728.10	
	675.19	
未拂經費（保險料・利息等）	－	
資本勘定		
（負債）資本金	83,665.64	
積立金（含引當金）	55,000.00	
利益金	14,510.75	
	14,154.89	
其他	－	
	¥ 210,083.40	

（十周年用ハ本支ノ[illegible]ノコンソリデーテッドバランスシート

（[illegible]ノ[illegible]ハ本年中ノ[illegible]ハ連絡不充分ノタメ[illegible]）

（[illegible]）

貸　借　對　照　表

19 [illegible] 八子會社ノ場合 東洋琺瑯株式会社

江商株式會社

資産之部			負債之部		
科目	帳簿價格（昭和 20 年 6 月末現在）	時價（昭和 20 年 6 月末現在）	科目	帳簿價格（昭和 20 年 6 月末現在）	時價（昭和 年 月末現在）
銀行預金及現金			支拂手形類		
銀行預金	¥ 27,668.80	¥ 27,668.80	支拂手形	¥ 150,000.00	
現金	27,163.27		銀行借越金	-	
貯蓄預金	505.53		借入金	-	
受取手形類及有價證券	-		支拂請負定	150,000.00	
受取手形	105,316.83	105,316.83	受入保證金	17.70	
國債證券	94,685.83		社內交互計算尻	-	
株券及社債券	-		取引先交互計算尻	-	
貸付金及預け金	10,631.00		收益金借受金	17.70	
	-		假受金	-	
受取諸勘定	81,962.86	81,962.86	預り金	-	
差入保證金	-		未拂經費（保險料・利息）	6,652.92	
社內交互計算尻	-		資本勘定		
取引先交互計算尻	-		資本金	414,111.11	
收益金貸付金	-		積立金（含引當金）	350,000.00	
假拂金	-		利益金	29,700.00	
	81,962.86		其他	34,411.11	
商品及貯藏品	87,861.50	167,000.00		1,232.79	
商品代金	19,139.18		前期繰越金	1,232.79	
商品委託販賣	-				
商品	64,722.32				
有價證券（投資）	5,500.00	5,500.00			
（[illegible]）	1,569.50	1,569.50			
固定資產					
土地	266,115.03	798,000.00			
建物	66,484.37				
機械其他	47,241.68				
繰延勘定	152,389.00				
	-	-			
	¥ 571,994.52	¥ 1,187,017.99		¥ 571,994.52	

（時價ニ關スル參考トシテ固定資產ノ時價ヲ記載スルコト）

（注）ノ場合ニ於テ本表ニ記載ノ價額ニ過不足ノ場合ハ其ノ理由ヲ附記スルコト

（[illegible]）

貸借對照表

19 支[illegible]年[illegible]月[illegible]日現在

東邦被服株式会社

江[illegible]株式會社

資産之部

科目	帳簿價額（昭和20年6月末現在）	時價（昭和20年6月末現在）
銀行預金及現金		
銀行預金	¥ 23,622.20	¥ 23,622.20
當座預金	19,809.93	
貯蓄預金	○2,456.07	
定期預金	1,356.20	
受取手形類及有價證券		
受取手形	6,390.00	6,390.00
國債證券	-	
株券及社債	-	
公債及社債	○6,390.00	
受取諸勘定		
差入保證金	42,731.49	42,731.49
社内交互計算尻	-	
取引先交互計算尻	-	
收入印紙	26,962.15	
立替金	-	
假拂金	-	
繰延資産		
開業費	15,76[illegible].34	
試驗研究費	-	
建設利息	-	
開發費	-	
試運轉費	-	
創立費	-	
商品製品及貯藏品		
商品	376,733.[illegible]	753,000.00
製品	217,338.04	
貯藏品	-	
代行品	159,395.31	
有價證券（[illegible]への投資）	-	-
不動産（[illegible]等）	¥4,208.26	4,208.26
固定資産		
土地	415,315.05	1,245,000.00
建物	39,486.40	
什器	130,335.00	
其他	245,493.65	
繰延資産		
創立費	3,897.08	3,897.08
	¥ 872,897.43	¥ 2,078,849.03

負債之部

科目	帳簿價額（昭和20年6月末現在）	時價（昭和 年 月末現在）
支拂手形類		
支拂手形	¥ 300,000.00	
約束手形	-	
銀行借入金	300,000.00	
支拂諸勘定	75,729.77	
受入保證金	-	
社内交互計算尻	-	
取引先交互計算尻	-	
收買資金借受金	-	
假受金	68,370.06	
預り金	7,359.71	
未拂經費（保險料・利息）	5,901.31	
資本勘定		
資本金	491,266,35	
積立金（含引當金）	500,000.00	
利益金	8,733.65	
損失金		
其他		
	¥¥ 872,897.43	

（[illegible]）

（[illegible]）

（第三號樣式第十四號附表關係）

貸借對照表

19 支店又ハ工場ノ名称 愛國纖維株式会社　　江商株式会社

資産之部

科目	昭和 10 年 月末現在	時價 20 10	科目	20 10 月末現在	時價(昭和 年 月末現在)
銀行預金及現金	¥ 5,720.49	¥ 5,720.49	支拂手形	¥ 960,741.19	
銀行預金	3,204.62		支手の手形の割引	725,000.00	
現金	858.55		銀行借越金	-	
貯蓄勘定	1,657.32		借入金	235,741.19	
受取手形類及有價證券	3,539.50	3,539.50	支拂諸引当	-	
受取手形	-		受入保証金		
國債證券	-		社内交互計算尻		
株券及社債券	3,539.50		取引先交互計算尻		
組合機關及資金	-		收益税引当金		
			假受金		
受取諸勘定	80,485.05	80,485.05	預り金		
差入保證金	-		未拂經費	60,147.53	
社内交互計算尻	-		（保險料の未拂高）		
取引先交互計算尻	1,140.00				
收益税引当金	-		資本金	193,214.45	
假拂金	-		當期利益金	180,000.00	
商品及製品	79,345.05		前期繰越利益金	5,000.00	
製品代金前拂	440,881.87	880,000.00		378,214.45	
材料及貯藏品	12,095.47		其	1,000.00	
材料	428,786.40		役員賞与金	1,000.00	
貯藏品	-	-			
未收入金（仲買人ノ預リ）	-	-			
（ ）					
固定資産	240,095.13	720,000.00			
土地	-				
建物	240,095.13				
機械及装置	57,952.23	57,952.23			
船舶	57,952.23				
繰延勘定					
	¥ 828,674.27	¥ 1,747,697.27		¥ 828,674.27	

（注意）ヘタクソノ ト ヒールルヘリ ス
（注意）其ノ他ノ事項ハ記載ニ依リ之ヲ明カニスルコト

（三菱電機十仙商事）

営業損益計算書

文房具の子会社ノ[illegible]江商株式会社京城支店

自昭和15年9月1日 至昭和16年9月30日
自昭和16年10月1日 至昭和17年9月30日
自昭和17年10月1日 至昭和18年9月30日
自昭和18年10月1日 至昭和19年9月30日
自昭和19年10月1日 至昭和20年9月30日

科目	自昭和15年9月1日 至昭和16年9月30日	自昭和16年10月1日 至昭和17年9月30日	自昭和17年10月1日 至昭和18年9月30日	自昭和18年10月1日 至昭和19年9月30日	自昭和19年10月1日 至昭和20年9月30日
売上高	134,160.39	287,968.15	623,944.72	638,384.55	598,732.77
[illegible]	24,809.00	38,167.33	68,629.43	75,700.82	12,764.04
計	¥ 158,969.39	¥ 326,135.48	¥ 692,574.15	¥ 714,085.37	¥ 611,316.81
[illegible]	19,792.36	25,180.61	113,116.03	169,309.08	167,238.95
[illegible]	5,645.21	22,271.74	33,038.44	24,750.17	17,123.19
[illegible]	15,133.01	34,600.53	72,929.54	29,834.04	31,063.15
[illegible]	53,744.50 ~~9,215~~	81,445.23	163,666.09	183,852.27	150,149.01
[illegible]	9,215.52	5,603.06	41,711.28	41,013.40	13,027.40
[illegible]	39,924.44	93,428.79	149,476.67	102,302.12	183,345.27
[illegible]	15,514.35	63,605.52	118,636.10	163,024.29	49,568.84
計	¥ 158,969.39	¥ 326,135.48	¥ 692,574.15	¥ 714,085.37	¥ 611,516.81

（第三號樣式第十[illegible]）

製造原価計算書

決算又ハ子会社ノ商號 東和被服株式会社　　自 [illegible] 至 [illegible]

科目	[illegible]5年4月 [illegible]6年3月	[illegible]6年4月 [illegible]17年3月	[illegible]17年4月 [illegible]18年3月	[illegible]18年4月 [illegible]19年3月	[illegible]19年4月 [illegible]20年3月
期首原料棚卸高	108,509.58	109,304.61	130,228.56	19,365.79	104,897.72
原料仕入高		213.63			
差引					36,631.27
計	108,509.58	109,518.24	130,228.56	19,365.79	141,528.99
期末原料棚卸高	16,831.11	18,037.78	25,727.47	4,216.03	75,036,52
労務費	3,870,82	4,064.09	3,358.03	1,482.50	7,970.84
減価償却費	1,101.42	779,67	1,259.35	7,48	1,653.09
賃借料	15,123.00	21,794.50	15,588.60	6,022.58	27,998.11
外注加工費	17,858.29	26,271.18	30,000.00		13,603.87
[illegible]	17,239.89	9,369.22	20,403.69	988.30	15,266.56
期末仕掛品棚卸高					
製造原価	36,485.05	29,201.80	33,891.42	6,648.90	
	108,509.58	109,518.24	130,228.56	19,365.79	141,528.99

（第三號[illegible]）

事業報告書

[illegible]又ハ子会社ノ状況　東和織物株式会社　　自昭和15年4月1日 至昭和20年3月31日

科目	自昭和15年4月1日 至昭和16年3月31日	自昭和16年4月1日 至昭和17年3月31日	自昭和17年4月1日 至昭和18年3月31日	自昭和18年4月1日 至昭和19年3月31日	自昭和19年4月1日 至昭和20年3月31日
[illegible] [illegible] [illegible] [

（第三号様式甲第十四号様式乙）

事業報告書類

支店又ハ子会社ノ商號 朝鮮メリヤス株式会社　　工場報告書類

科目	自昭和 18年4月 至昭和 19年3月	自昭和 19年4月 至昭和 20年3月	自昭和 年 月 至昭和 年 月	自昭和 年 月 至昭和 年 月	自昭和 年 月 至昭和 年 月
製造之部					
製品勘定	33,298.94	83,461.15			
期首棚卸高	496,81				
當期	70,049.43	34,483.54			
計	103,845;18	117,944.69			
損益之部					
期末棚卸高	28,805.53	40,190.73			
工場賃金	519.99	816.75			
修繕費	12,401.49	5,301.87			
運賃及保險料	31,885.73	50,529.18			
諸稅	30,232.44	21,106.16			
雜費					
當期利益					
計	103,845.18	117,944.69			

第201

（第三[illegible]）

事業損益計算書

[illegible]ヘ子会社ノ計画 鮮一絹織株式会社

科目	[illegible] 17年 9月 [illegible] 18年 3月	[illegible] 18年 4月 [illegible] 19年 3月	[illegible] 19年 4月 [illegible] 20年 3月	[illegible] 年 月 [illegible] 年 月	[illegible] 年 月 [illegible] 年 月	[illegible]
収益之部						
[illegible]	~~1,389.80~~	288,29	55,687.99			
[illegible]	4,389.80	45.05				
[illegible]	9,572.74	58,390.28	42,403.01			
計	13,962.54	58,723.62	98.091.00			
損失之部						
[illegible]		17,532.80	51,910.15			
支払利息	4.84	1,892.54	2,179.16			
給料手当	462.13	4,134.71	3,308.92			
諸税公課	2,536.00	20,572.47	24,992.53			
減価償却費	10,959.57	14,591.10	15,700.24			
利益						
	13,962.54	58,723.62	98,091.00			

（第三会社中間決算書）

貸　借　対　照　表

支店又ハ子会社ノ名称　株式会社朝鮮ポンプ製作所　　決算期　自昭和　年　月　至昭和　年　月

科目	自昭和17年8月 至昭和18年3月	自昭和18年4月 至昭和19年3月	自昭和19年4月 至昭和20年3月	自昭和　年　月 至昭和　年　月	自昭和　年　月 至昭和　年　月
（資産之部）					
現金預金	4,990.03	40,720.47	51,002.93		
売掛金（仮払金）	153,38	3,715.93	18,938.35		
製品	6,725.40				
計	11,868.81	44,436.40	69,941.28		
（負債之部）					
買掛金	3,010.89	7,186.34	16,482.21		
未払金	396.94	415.37	479.57		
借入金	920.42	1,026.33	1,023.40		
諸勘定	5,056.10	9,313.40	14,523.90		
資本金					
積立金	2,484;46	6,059.76	13,513.35		
利益金		20,435.20	23,918.85		
計	11,868.81	44,436.40	69,941.28		

（第三種甲乙丙號書式）

損 益 計 算 書

支出之部　共和織物工場　　収入之部

科目	自昭和17年6月 至昭和18年11月	自昭和18年12月 至昭和19年5月	自昭和19年6月 至昭和20年3月	自昭和 年 月 至昭和 年 月	自昭和 年 月 至昭和 年 月
営業之部 賃貸借差引収入					
〃	9,959.76	15,618.80	3,971.86		
計	9,959.76	15,618.80	3,971.86		
支出之部					
〃					
工場費	28.05		221.95		
給料	2,486.04		1,797.10		
諸税金	5,801.33	12,054.52	1,188.66		
減価償却					
雑費	1,644.34	~~3,564~~ 3,564.28	764.15		
利益					
計	9,959.76	15,618.80	~~5,971~~. 3,971.86		

（第三號樣式第十四條關係）

事業損益計算書

文店五ヘ子會社ノ部 高谷織物工場

科目	自昭和19年1月 至昭和19年3月	自昭和19年4月 至昭和20年3月	自昭和　年　月 至昭和　年　月	自昭和　年　月 至昭和　年　月	自昭和　年　月 至昭和　年　月
事業收益					
賣上金額	5,015.98	27,129.11			
營業雜收入					
〃		3,483.50			
計	5,015.98	30,612.61			
事業費					
給料	1,381.33	8,493.07			
旅費	207.15	880.15			
消耗品費	596.25	2,381.25			
修繕費	1,593.50	11,784.00			
保險料					
減價償却	829.98	7,074.14			
雜費	497.77				
	5,105.98	30,612.61			

（三九福申告十四號別表一）

建 物 計 算 書

直接又ハ子會社ノ場合 三和纖物工場

立 体 工 事 計

科目	自昭和19年5月 至昭和20年3月	自昭和 年 月 至昭和 年 月	自昭和 年 月 至昭和 年 月	自昭和 年 月 至昭和 年 月	自昭和 年 月 至昭和 年 月
鉄骨造					
鉄骨骨組	3,931.40				
鉄骨被覆	45.50				
計	3,976.90				
木造					
基礎	131.15				
土間	183.40				
床	926.64				
屋根	610.00				
壁	151.57				
建具	492.07				
計	1,482.07				
計	3,976.90				

（三、[illegible]）

[illegible]損益計算書

[illegible]の子会社ノ[illegible]東洋硫黄株式会社　　[illegible]計

科目	[illegible] 18年9月 [illegible] 18年12月	自昭和19年1月 至昭和19年6月	自昭和19年7月 至昭和19年12月	自昭和20年1月 至昭和20年6月	自昭和　年　月 至昭和　年　月
[illegible]					
[illegible]	465,826.01	383,548.84	179,156.29	148,167.27	
[illegible]	12,494.50	4,904.67	496.70	11,413.59	
[illegible]					
計	478,320.51	388,453.51	179,652.99	159,580.86	
[illegible]					
[illegible]					
[illegible]					
[illegible]					
[illegible]	9,957.04	13,085.41	12,326.68	10,506.86	
[illegible]	445,543.31	350,040.60	147,897.68	114,662.89	
[illegible]					
[illegible]	22,820,16	25,327.50	19,428.63	34,411.11	
計	478,320.51	388,453.51	179,652.99	159,580.86	

（注意事項十四項参照）

損　益　計　算　書

支隊系ノ子会社ノ為ノ [illegible] 愛國織維株式会社　　自 [illegible] 至 大東亜戦争終了時

科目	自昭和15年4月 至昭和16年3月	自昭和16年4月 至昭和17年3月	自昭和17年4月 至昭和18年3月	自昭和18年4月 至昭和19年3月	自昭和19年4月 至昭和20年3月
売上金額	56,862.30	84,927.31	115,699.74	128,280.76	1,028.47
[illegible]	20.04	100.00			34,118.22
[illegible]	9,873.35				55,177.78
計	66,755.69	85,027.31	115,699.74	128,280.76	90,324.47
売上原価					
[illegible]	9,592.12	9,247.17	10,033.31	15,677.79	21,909.62
[illegible]	6,894.80	6,474.57	5,179.64	3,393.63	3,471.30
[illegible]	1,839.94	2,408.47	4,688.59	5,625.31	4,646.30
[illegible]	35,101.35	33,300.00	36,769.00	37,988.50	41,801.80
[illegible]	99.75	69.77	1,932.72	1,968.80	6,096.25
[illegible]	13,227.73	8,263.32	11,474.47	17,787.09	12,399.22
[illegible]		25,264.01	45,622.01	45,839.64	
計	66,755.69	85,027.31	115,699.74	128,280.76	90,324.47

（第三号様式第十四関係）

土地建物等譲渡所得税額計算書

譲渡者八子商店ノ承継 東邦被服株式会社平壌工場

科目	自昭和19年8月 至昭和20年3月	自昭和　年　月 至昭和　年　月	自昭和　年　月 至昭和　年　月	自昭和　年　月 至昭和　年　月	自昭和　年　月 至昭和　年　月	合計
土地 [redacted]	17,280.74					
建物	5,168.48					
計	22,449.22					
控除額						
土地	3,240.00					
建物	269.17					
営業権	2,397.13					
運搬具	2,951.57					
什器	252.07					
機械	7,359.28					
計	22,449.22					

22,3,20

在外財産報告書

会社	合同酒精株式會社
住所	九州帝國四條通二十丁目一二二
名称	日本法人
報告期日以前	昭和二一、一二、七
〃 現在	〃 二一、一二、一〇、

第二號表　　總括表

~~Sec 7~~ 在外事業、財産、組合若ハ其ノ他ノ出資

通貨名	金額
円	一、〇五八、六二〇円

大日本帝國政府

Sec 7

住所	発行者ノ住所氏名又ハ名称	所在地及名称又ハ商號	取得時期及事由	株数又ハ口数	現在価格（帳簿価格）	評価額
住所 福岡縣糟屋郡粕屋村大字仲原字大谷一〇九五番地	在支那南京市中山路一〇二	合同酒精株式會社	昭和一二、一二、一〇	四三一株	二五、八六〇円	二五、八六〇
住所 福岡縣糟屋郡粕屋村大字仲原字大谷一〇九五番地	大連市聖徳街一丁目一番地	〃	一、二五八、一	八六二	六二、〇六〇	六二、〇六〇
	在支那南京市大中路一四番地	高野貞雄		二八 五六	一、四〇〇 二、八〇〇	一、六八〇 三、三六〇
	在支那南京市大中路一四番地	中野篤泰		一一 二一	五五〇 一、〇五〇	六六〇 一、二六〇
	在支那南京市大中路一四番地	河井太一郎		一〇 一五	五〇〇 七五〇	六〇〇 九〇〇
	在支那南京市大中路一四番地	峰谷勝也		一〇 一九	五〇〇 九五〇	六〇〇 一、一四〇
	在支那南京市大中路一四番地	入江新雄		四 一四	二〇〇 七〇〇	二四〇 八四〇
	在支那南京市大中路一四番地	石橋勝治		三 五	一五〇 二五〇	一八〇 三〇〇
	在支那南京市大中路一四番地	河井信夫		三 五	一五〇 二五〇	一八〇 三〇〇
	在支那南京市大中路一四番地	山崎喜作		一〇 二〇	五〇〇 一、〇〇〇	六〇〇 一、二〇〇

（第十一號様式第一欄×第二欄）

計 七六、四五〇

~~計 七六、四五〇~~

報告者ノ氏名又ハ商號等

1 氏名又ハ商號　帝國石綿株式會社

2 住所ノ　東京都日本橋區室町壹丁目壹番地

3 國籍　日本

4 報告書作製ノ現在日

5 報告書提出日　昭和二十年十二月十七日

6 本報告者ト所有者ト異ル場合ハ所有者トノ關係

仝人

在外財産等報告總括表

帝國繊維株式會社

報告資産細目	通貨名	金額
1 金銀貨幣 2 金銀白金ノ地金及合金 3 在外不動産 4 在外動産 5 在外銀行預金及其他ノ預ケ金 6 外國居住者ノ負擔トナル勘定、受取手形及其ノ他ノ貸金 7 在外事業ノ株式組合出資及其ノ他ノ出資 8 各表ニ報告セラレザル債券、擔當證券社債及其他ノ投資證書 9 前各表ニ報告セラレザル支拂證書 10 著作權、特許權『ライセンス』商標權及之ニ準ズル無体財産權 11 外國通貨 12 外國ノ政府又ハ地方公共團体發行スル債券其ノ他ノ債務證書 13 外國居住者ノ負擔トナルベキ保險證券及年金 14 本邦在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店及子會社 15 借地權又ハ財産ノ使用若クハ占有ニ關スル類似ノ權利 16 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ效力アル財産ニシテ本邦内ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財産	日本圓	2,930899
	日本圓	9,154215
	日本圓	31,846097

第三　不動産

在現日昭和二十年三月三十一日
帝國繊維株式會社

財産ノ明細	財産ノ所在地	賃借ノ種類及所在地	所有者住所又ハ名称商號	帳簿価額	取得ノ時期及相手方	取得価額又ハ建設価額	当該財産ニ關スル利害關係ノ有無	所有者以外ノ者ガ當該財産ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ氏名又ハ住所及商號又ハ名称及利害關係ノ内容	評価額
工業用土地 19418.9坪	朝鮮咸鏡南道	—	同人	471686円	1941年8月太陽レーヨン株式會社	471686円	ナシ	ナシ	471686円
工業用機械 紡績機械 精紡機11台 外29台 繊綿機74台外24台 撚糸紡機2台外1台 織布機76台外15台 工具雑品一式	スマトラ島ベンクーレン州パレンバン	—	同人	2017913	移出	2017913	ナシ	ナシ	2017913
建物2985坪	仝上	—	同人	441300	1945年3月	441300	ナシ	ナシ	441300
									2930899

第七　在外事業ノ株式・組合出資及其ノ出資

（昭和二十年十一月八日現在）

事業ノ種類（営業所・施設ノ場所）	発行者ノ住所及氏名又ハ商号	所有者ノ住所及氏名又ハ商号	取得ノ時期及事由	所有者以外ノ者ガ当該財産ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ハ其ノ住所、氏名又ハ商号及利害関係ノ内容	数額ノ数（株数又ハ口数）及所在場所	取得価額	帳簿価額及損失金額	時価
建設	京城府永楽通 区通林町 建設施工株式会社	全人	1943年10月 投資 1945年6月 増資新株	ナシ	5,000株 5,000〃 京城	500,000	500,000	500,000
〃	京城府新堂町 三五七ノ六 建設施工株式会社	全人	1940年10月 投資	ナシ	6,265 京城	126,250	126,250	126,250
〃	仁川府花園一丁目五八 京仁土建株式会社	全人	1943年10月 投資	ナシ	450 京城	22,500	22,500	22,500
〃	咸興府[illegible]二 会社	全人	1944年6月 投資	ナシ	630 京城	31,500	31,500	31,500
[illegible]	[illegible]	全人	1944年4月 投資	ナシ	10,000 全中	500,000	500,000	500,000
〃	全州府[illegible]一丁目 [illegible]	全人	[illegible] 投資	ナシ	1,000 全中	25,000	25,000	[illegible]
[illegible]	[illegible]	全人	1937年4月 投資	ナシ	100,000	5,000,000	5,000,000	[illegible]
通信	[illegible]	全人	1944年[illegible] 増資新株	ナシ	100,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
[illegible]	京城府[illegible]区 五丁目二十六 [illegible]	全人 全人	1943年[illegible] 投資 1944年[illegible]	ナシ ナシ	12,000 12,000	600,000 300,000	600,000 300,000	840,000 420,000
[illegible]	[illegible]	全人	1934年5月	ナシ	3,981	199,050	199,050	278,670
[illegible]	[illegible]	全人	〃	ナシ	2,237	44,740	44,740	78,295
						8,681,040	8,681,040	[illegible]

第四　支店及子會社等ノ在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店
（出張所其ノ他營業所及子會社）

帝國纖維株式會社

本會社ノ住所商號及組織	支店子會社等ノ住所及組織	持分ヲ取得セル時期及事由	親會社、支店及子會社等ノ事業ノ明細	支店及子會社等ニ對スル投資額及其ノ態樣
東京都日本橋區室町壹丁目壹番地 帝國纖維株式會社	朝鮮京城府中區太平通り二丁目一〇二 帝國纖維株式會社 京城支店	一九三四年設立	朝鮮ニ於ケル事業ノ指揮監督販賣業務	京城支店 10809,549圓 本店勘定ニテ計算
	仁川府龍眞町四三〇 帝國纖維株式會社 仁川工場	一九四二年	絹糸紡績及製織	仁川工場 12318,101圓 本店勘定ニテ計算
	釜山府[illegible]里五〇 釜山工場	一九三四年	製織	釜山工場 987,172圓 本店勘定ニテ計算
	忠清北道清州郡清州邑 清州工場	一九四五年	ロープ製造	[illegible]
	咸鏡南道豐山郡豐山面 豐山亞麻工場	一九三五年	[illegible]	合計 31,84[illegible],997
	〃 甲山郡甲山面 甲山亞麻工場	一九三七年	〃	[illegible]
	〃 三水郡峯水面 三水亞麻工場	一九三九年	〃	[illegible]
	〃 慶山郡雲興里 大五是川亞麻工場	一九四二年	〃	[illegible]
	〃 端川郡端川邑 端川亞麻工場	一九[illegible]一年	〃	
	〃 北青郡北青邑 北青亞麻工場	一九三六年	〃	
	平安南道成川郡成川面 成川亞麻工場	一九四二年	〃	
	〃 寶山郡玉泉面 北倉亞麻工場	一九四三年	〃	
	平安北道龍[illegible]郡[illegible]面 龍城亞麻工場	一九四三年	〃	

〃	等澎湖郡球場亞麻工場	建設中	〃
台灣台中市大正町一丁目四番國分商店株式會社台灣事業部		一九四二年	台灣ニ於ケル事業ノ監督指揮及販賣業務
台中州豐原街	台中工場	一九四四年	黃麻糸紡績及麻袋製造
台中州豐原郡豐原街	豐原亞麻工場	一九四二年	亞麻紡績ノ製造
〃	大屯郡烏日庄烏日亞麻工場		〃
	員林郡員林街員林亞麻工場	一九四二年	〃
	彰化郡和美街彰化亞麻工場	一九四四年	〃
	南投郡草化街草屯亞麻工場	建設中	〃
台南州[illegible]	善糖工場	〃	麻糸紡績
台南州斗六	斗六工場	〃	繊物製造

我會總、支部及子會社等ノ役員及
幹部社員ノ住所氏名及國籍

帝國繊維株式會社

（昭和二十年十一月八日現在）

會社の役員及重要使用人の住所氏名及略歴

役名	氏名	住所	國籍
社長	岩村清一	東京都世田谷區北澤二ノ六七	日本
副社長	田卷勝治郎	大阪市東區安土町四ノ五五	〃
專務取締役	大島亮治郎	東京都澁谷區下落合一ノ四七九	〃
〃	増田外十郎	〃 大森區山王一ノ二六八二	〃
常務取締役	藤本彌治郎	〃 世田谷區北澤四ノ五〇三	〃
〃	大貫吉之助	札幌市北六條東五ノ八	〃
取締役 台湾事業部長	山田圓藏	台中市大正町一丁目四	〃
取締役 京城事業部長	木村登之助	京城府水登浦區鷺梁津町三一四	〃
〃	堀澤友吉	京城府新堂町三四〇	〃
原料部長	國部重三	仁川府幸町四三〇	〃
仁川工場長	佐藤重信	金山府加德島五〇	〃
金山工場長	岡崎清太	台中州彰化郡彰化街	〃
台中工場長	佐野直市郎	忠清北道清洲郡清洲邑	〃
清洲工場長			

表照對借貸ノ近最ノ等社會子及店支、、社會親

貸借對照表

昭和二十年六月三十日現在　　帝國繊維株式會社

借方　　單位千圓

勘定科目	金額
未拂込資本金	14 053
固定資産	
土地	7 573
建物	26 277
構築物	2 340
機械裝置	24 055
船舶	245
車輛、運搬具	252
工具、器具、備品	1 112
建設假勘定	15 117
特許權	29
投資勘定	22 003
棚卸資産	
主要材料	25 240
補助材料	10 950
仕掛品	11 930
半副品、製品	24 559
副産物屑	382
當座資産	
有價證券	1 000
短期債權	3 981
賣上債權	34 385
前拂費用	1 434
預金、現金	27 085
假拂金	27 380
特定資産	
退職手當見返預金	1 397
從業者預リ金見返預金	2 669
合計	285 958

貸借對照表

帝國繊維株式會社

昭和三十年六月三十日現在

貸方	單位千圓
勘定科目	金額
資本金	100 000
法定積立金	4 606
任意積立金	
別途積立金	7 589
研究費積立金	1 800
長期負債	
社債	6 400
長期借入金	31 230
短期負債	
短期借入金	88 423
買入債務	836
前受金	9 194
預り金	11 750
未拂金	3 296
假受金	5 676
引當金	
納稅引當金	3 040
退職手當引當金	3 055
利益金	
繰越利益金	1 573
當期利益金	7 490
合計	285 958

貸借對照表

昭和二十年六月三十日現在

帝國纖維株式會社
京城支店

借方　　單位千圓

勘定科目	金額
土地	47
建物	69
仮築物	5
機械装置	2
工具・器具・備品	4
主要材料	2533
補助材料	84
前拂代金	11
未収入金	269
預金・現金	812
仮拂金	650
建設仮勘定	1850
明興工場勘定	5024
合計	11346

貸方

預金	268
未拂金	13
仮受金	155
本店勘定	10910
合計	11346

貸借對照表

昭和二十年六月三十日現在

帝國製繩株式會社
仁川工場

借方

單位千圓

勘定科目	金額
土地	500
建物	3125
構築物	421
機械裝置	1617
車輛運搬具	6
工具・器具・備品	43
主要材料	1702
補助材料	31
仕掛品	546
半製品・製品	536
副產物	20
使用者負益	4
前拂代金	28
未收入金	19
前拂費用	28
現金	78
假拂金	99
建設假勘定	3802
合計	12605

貸方

買掛債務	59
預り金	195
未拂金	33
本店勘定	12318
合計	12605

貸借對照表

昭和二十年六月三十日現在

帝國繊維株式會社
釜山工場

借方

単位千圓

勘定科目	金額
土地	9
建物	48
機械装置	30
主要材料	522
補助材料	105
仕掛品	95
半製品・製品	234
前拂費目	4
預金・現金	6
假拂金	13
合計	1066

貸方

預り金	21
未拂金	51
本店勘定	987
合計	1066

貸借對照表

昭和二十年六月三十日現在

帝國繊維株式會社
朝鮮亞麻工場

単位千圓

借方

勘定科目	金額
土地	79
建物	448
附属建物	83
機械装置	136
車輛運搬具	16
工具・器具・備品	10
主要材料	2395
補助材料	370
従業者貸金	25
前拂代金	96
未収入金	240
繭糸倉用	50
耕作者貸金	169
預金・現金	77
假拂金	142
建設假勘定	897
合計	5,233

貸方

預り金	202
工員退職手當引當金	7
京城支店勘定	5024
合計	5233

貸借對照表

昭和十九年十二月三十一日現在

帝國繊維株式會社
台灣出張所

單位千

借方

勘定科目	金額	
土地		2
建物		7 7
工具器具備品		2 0
主要材料		9 1
補助材料		5 0
前拂代金		1 5 9
貯蓄金		1 4 8
前拂金用		3 1
預金・現金		1 8 3
假拂金		1 4 4
建設假勘定	3	2 3 7
亞硫工事勘定	2	0 7 4
台中工場勘定	1	6 8 5
合計	7	9 0 1

貸方

預り金		2 2 5
未拂金		1 3
積受金		3 2
本店勘定	7	6 3 1
合計	7	9 0 1

貸借對照表

昭和十九年十二月三十一日現在

帝國繊維株式會社
台中工場

借方　　單位千圓

勘定科目	金額
土地	411
建物	131
構築物	6
機械裝置	114
工具器具備品	8
主要材料	1,261
補助材料	197
仕掛品	49
半製品製品	175
前拂代金	3
前拂費用	4
預金現金	31
假拂金	11
合計	2,031

貸方

買掛債務	13
借入金	148
未拂金	57
工員退職手當引當金	128
台灣軍需部勘定	1,685
合計	2,031

貸借對照表

昭和十一年十二月三十一日現在

帝國繊維株式會社
台灣亞麻工場

單位千圓

借方

勘定科目	金額	
土地		8 6
建物		4 3 1
構築物		6 1
機械裝置		8 0
工具器具備品		7
主要材料	1	3 6 7
補助材料		3 5
從業者貸金		3
前拂費用		1 7
預金現金		2
假拂金		2 7
合計	2	1 4 6

貸方

預り金		4 2
台湾事業部勘定	2	0 7 4
合計	2	1 1 6

親會社ノ資本及子會社ノ最近

五ケ年間ノ損益計算書

損益計算書

帝國纖維株式會社

単位千圓

摘要 ＼ 昭和	15/上	15/下	16/上	16/下	17/上	17/下	18/上	18/下	19/上	19/下	20/上
總收入	23720	25061	27850	38790	23652	25889	26966	29346	32515	37165	37708
總支出	21853	23137	25814	36290	21148	22984	23123	24097	26589	30171	30216
差引利益金	1867	1924	2036	2500	2504	2905	3943	5249	5926	6994	7492

損益計算書

帝國纖維株式會社
京城支店

單位千圓

摘要 ＼ 昭和	15/上	15/下	16/上	16/下	/	/	/	/	/	/
總收入	418	450	506	426	/	/	/	/	/	/
總支出	331	424	366	307	/	/	/	/	/	/
差引利益金	87	26	140	119	/	/	/	/	/	/

損益計算書

帝國繊維株式會社
仁川工場
單位千圓

摘要 ＼ 昭和	15/上	15/下	16/上	16/下	17/上	17/下	18/上	18/下	19/上	19/下	20/上
總收入	/	/	/	/	/	573	1.017	1.529	1.930	1.974	1.985
總支出	/	/	/	/	/	573	1.017	1.529	1.930	1.974	1.985
差引利益金	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0

損益計算書

帝國繊維株式會社
釜山工場

単位千圓

摘要 ＼ 昭和	15/上	15/下	16/上	16/下	17/上	17/下	18/上	18/下	19/上	19/下	20/上
總收入	85	176	/	161	295	372	472	288	229	/	772
總支出	94	175	/	161	295	372	472	288	229	/	772
差引利益金	9（損失）	3	/	0	0	0	0	0	0	/	0

損益計算書

帝國纖維株式會社
朝鮮亞麻工場

單位千圓

昭和 摘要	15/上	15/下	16/上	16/下	17/上	17/下	18/上	18/下	19/上	19/下	20/上
總收入	/	/	512	679	796	982	1,202	1,410	/	1,644	/
總支出	/	/	541	684	899	948	1,202	1,410	/	1,644	/
差引利益金	/	/	29	5	103	34	0	0	/	0	/
			損失								

支店、出張所其ノ他ノ營業所ノ財産目錄及其ノ時價額

No. 1

京城支店

財産ノ種類	所在地	数量		帳簿價額		評價額		
土地	京城府城東區新堂町	289	坪	11560	00	~~11560 00~~ 34680	00	40
〃	〃永登浦區衿大方町	311	74	9976	00	9976	00	32
〃	忠南燕岐郡鳥致院吉野町	863	—	17287	00	17287	00	20
〃	元山府馬村町	340	5	8400	00	8400	00	24
建物	建物二八社宅其他一切ノ附屬建物ヲ含ム	488	5	69163	00	~~69163 00~~ 174250	00	180
機械物				4985	00	4985	00	
備品				2083	00	2083	00	
工具器具備品				4400	00	4400	00	
原料								
重油繰越			噸	2,617,130				
正線		698891	—	906351	00	1467671	00	
粗線		455538	〃	241877	00	437316	00	
大麻								
皮麻		1817677	斤	925283	00	1217543	00	
精麻		412552	—	442104	00	701538	00	
其他		72915	〃	17340	00	28456	00	
補助材料用品類				84175	00	84175	00	

No.2

京城支店

財産ノ種類	所在地	數量	帳簿價額	評價額
前拂代金			910.55	
羽根板	山中德一郎支拂		6354 00	6354 00
堅板代	〃		5000 00	5000 00
未收入金				
スフ大麻混紡糸	朝鮮加工織布會社		103864 00	103864 00
晶代	〃		98210 00	98210 00
精底	陸軍平壤製造所		71581 00	71581 00
手紡屑	半島製紙會社		1564 00	1564 00
繰引原料仕掛品殘	宮本潤三		180 00	180 00
未經過保險料	未經過火災保險料		× 596 00	596 00
銀行當座			807.402	
安田銀行京城	京城		461,988 00	461,988 00
朝鮮銀行	〃		149375 00	149375 00
朝鮮商業銀行	〃		94689 00	94689 00
郵便局	南大門		10 00	10 00
〃	龍山		550 00	550 00
會議費	球場		740 00	740 00
通常貯金	京城撮書貯金局		96298 00	96298 00
現金			2746 00	2746 00
假拂金				
大和鐵工場他三十二口			△ 630276 00	630276 00
建設假勘定				
清州工場建設費	忠清北道清州郡清州邑 土地18604坪建物2330坪		1352301 00	1352301 00
球場工場〃	平安北道寧邊郡球場里 土地32361坪建物213坪		497617 00	497617 00
黃海道事務所〃			5832 00	5832 00
計			6322467 00	7840323 00 ~~7841116 00~~

仁川工場

財産ノ種類	所在地	數量	帳簿價額		評價額		
土地	仁川府鶴翼町	62146 坪	500000	00	1242920	00	8
建物	建物ニハ社宅其(他一切附屬建物ヲ含ム)	10503.53	3125380	00	15735295	00	3.00
構築物	仝上		420593	00	420593	00	
機械裝置	仝上	紡織機7044	1616714	00	7044000	00	お借入金
工具器具備品	仝上	外附屬機械設備	42830	00	42830	00	
車輛運搬具	仝上	貨物自動車1 乗用車1 自轉車5 手車リヤカー33台	6067	00	14800	00	
建設假勘定	仝上	土地4689 建物2167 16 構築物 精紡機12台 綿紡機32台 撚糸機25台 外附屬機械設備	3802281	00	3802281	00	
原料 大豆			2,367,545 1,824,131				
精紡	綿糸	112056 ㌔	93295	00	190495	00	
撚糸	綿糸	449445 ㌔	231744	00	301128	00	
其ノ他	綿糸	50714 ㌔	80770	00	89770	00	
織布	綿布	238380 ㌔	435690	00	500598	00	
雜品	正絲	273380 ㌔	155358	00	262444	00	
雜品	絹絲	63875 ㌔	87905	00	159680	00	
雜品	短絲	15603 ㌔	6680	00	6680	00	
マニラ麻		112500 ㌔	117704	00	117704	00	
スフ		17281	16977	00	16977	00	
棉花			695008	00	695008	00	
補助材料		172419 ㌔	546414	00	546414	00	
仕掛品			638647				
雜品	單糸	79703	216276	00	246554	00	
	撚糸	15200 封度	76677	00	87411	00	
	飾糸	17274 〃	30048	00	30048	00	
	ロープ	21891 〃	19148	00	24080	00	
	布	46682 米	104526	00	104526	00	
用度物		89349 ㌔	19966	00	44674	00	
			466.64				

474.64
466

No.1

仁　川　工　場

財産ノ種類	所在地	數量	帳簿價格		評價
從業者貸金	安田文愛他四十九名		4,077	00	4,[illegible]
前拂代金 繃帶用品代他	金山鐵工場他六口		28,500	00	[illegible]
未收入金 繃帶賣立替金他	中山組他十三口		19,390	00	19,390 [illegible]
繰延保險料	未經過火災保險料帝國・東京火災		28,285	00	28,[illegible]
銀行預金 朝鮮殖産銀行支店	仁　川		73,070 72,266	00	72,[illegible]
擔保貯金	京城振替貯金局		804	00	[illegible]
現金			5,254	00	5,[illegible]
假拂金 繃材料代他	七　口	△	99,252	00	99,[illegible]
計			2,605,679	00	31.995538 00

151,019
156,719

(19)

133[illegible]213

財産ノ種類	所在地	數量	帳簿價額	評價額
土地	釜山府[illegible]町里	3375 坪	2036 41	101250 00
建物	建物二六棟宅其他一切ノ附屬建物ヲ含ム	1175 〃	48251 12	470000 00
構築物	〃		282 86	282 86
機械、裝置	織機184台外附屬設備		29541 93	148205 00
工具器具備品	全所		317 46	317 46
原料	〃		721767	
大厩糸	〃	114985	475719 21	475719 21
重厩糸	〃	23850 綛	46090 85	46090 85
補助材料用品類	〃		105466 29	105466 29
什掛品	〃			
大厩糸	〃	12671 綛	52422 46	52422 46
重厩糸	〃	22884 〃	42070 45	42070 46
製品	〃		234,200	
敷地	〃	97848.5米	38399 69	97848 50
單機織布	〃	12534 〃	24277 80	37602 00
廣幅巾一號	〃	54491 〃	45408 89	68113 75
小巾晒地	〃	45768 〃	37773 95	57202 50
二等重厩布	〃	22723 〃	63562 64	54535 20
大厩敷設地	〃	23725 〃	19462 91	26070 00
大厩廣巾敷設地	〃	3033 〃	5319 57	7279 20
現金	〃		4924 77	4924 77
前拂保險料	安田火災		×4144 13	4144 16
前拂金	織物稅金		○ 13451 87	13451 87
銀行預金	安田銀行釜山支店		749 30	749 30
合計			1066973 52	18137458 6

朝鮮亞麻工場

No. 1

財産ノ種類	所在地	數量		帳簿價額		評價額		
豐山亞麻工場								
土地	咸鏡南道豐山面							土地
建物	建物ニハ社宅其他一切ノ附屬建物ヲ含ム)	61465	坪	1500	00	92197	00	工
構築物	ムーラン37台碎麻機2台ソノ他	2360	〃 47	40500	00	354070	00	建物
機械裝置				220	00	220	00	機械
車輛運搬具	トラック	2	台	2903	00	27300	00	車工
工具器具備品				691	00	4000	00	
亞麻塵				351	00	351	00	
生塵		644	斤 297	101680	00	101680	00	生
干塵		112	175	15205	00	15205	00	干
亞麻種子		223	607	49834	00	49834	00	219,436
補助材料用品類				43717	00	43717	00	
從業者貸金				3232	00	3232	00	
前拂代金	木炭代他六口			19600	00	19600	00	
未收入金	貸付種子運賃他一口			5317	00	5317	00	
前拂保險料	一口			×7198	00	7198	00	
銀行預金				0	—	0	—	
耕作者貸金	五口			63528	00	63528	00	
現金				○ 667	00	667	00	
假拂金	出荷亞麻纖維仲出運賃他一口			7252	00	7252	00	
合計				363,394	00	795,768	00	

98.9.29

No.2

財産ノ種類	所在地	數量	帳簿價額		評價額	
甲山亜鉛工場						
土地	成鏡南道甲山面	坪 44431	1100	00	62203	00
建物	(建物ニハ住宅其他一切ノ附屬建物ヲ含ム)	坪 1977.15	17272	00	23652	00
構築物			164	00	163	00
機械器具	(ムーラン35台 亜粉2台其他設備		1098	00	16965	00
車輛運搬具	乘用車1台トランク1台		1227	00	4000	00
工具雜具備品			54	00	54	00
亜鉛鉱		噸 958974	145693	00	145693	00
干鉱		33958	20265	00	20265	00
亜鉛種子		斤 158428	29841	00	29841	00
雜品用材料			35329	00	35329	00
			22,323			
繰越貸金			1196	00	1196	00
前期繰越金	木炭代他二口		2862	00	2862	00
未収入金	貸付種子運賃他一口		1080	00	1080	00
前期繰保険料金	一口		×4254	00	4254	00
仮払金			07070	00	7070	00
作業者貸金	二口		13372	00	13372	00
現金			03582	00	3582	00
仮払金	出荷亜鉛鉱輸送中出還賃他一口		3813	00	3813	00
合計			289772	00	648414	00

231,128

No.3

前 書 ノ 繰 越	京 在 地	数 量	帳簿価額ノ合 計
北清亜鉛工場			
土 地	敷設南道北清昌	21142	31710O 422860O
建 物	建物ニハ宅具他一切ノ付属建物ヲ含ム	24969	4068800 3764385OO
構 築 物			71600 717OO
機 械 装 置	ムーブバ5Cの各伴装来ク台丸他設備		57128OO 2949100
車輌運搬具工具器具備品	トラック1台目輌車1		11300 58OO 210000 17100
電 話			
生 花		7923652	8861200 8861200
千 葉		—	622200 622200
鉱 業 権		5178489	9494600 9494600
繊維原料用品類			7659200 7669200
雑 業 者 貸 金			7600 7600
前 渡 代 金	乗工具代他一口		1111900 1111900
未 収 入 金	大阪路鉄他一口		1028100 1028100
前 渡 保 険 料	一 口	46,034	X 8768200 8768OO
仮 行 預 金			O 16516000 16516000
新 作 事 実 金	五 口		2748800 8748800
預 金			O 8982600 8726OO
仮 預 金	出向社員給与控除口座貸仕丁口		2112360O 2112360O

ページ 計1 次ページへ繰越

No. 4

財産ノ種類	所在地	数量	帳簿價額	評價額
三水亜鉛工場				
土地	咸鏡南道三水郡 標水面	32089坪	96300	3850600
建物	建物ニハ社宅其ノ他一切ノ付屬建物ヲ含ム	18219	1651200	27328800
構築物			91300	91300
機械裝置	ムーラン40台碎鉱機2台其他設備		683000	8806000
車輛運搬具	トラクタノ台		53000	300000
工具器具備品			77700	77700
原鉱鉱				
生鉱		1060188	18816200	18816200
干鉱		213970	3622200	3622200
亜鉛種子		197063	3641200	3641200
補助材料用品類			3454100	3454100
從業者貸金			7525 00	7525 00
前拂代金	農工品他五口		1228900	1228900
未收入金	貸付種子諸掛他一口		422400	422400
前拂保險料	一口	43,19°	×391400	391400
銀行預金			○ 15400	15700
耕作者貸金	十口		1481200	1481200
現金			○ 81900	81900
假拂金	出荷亜鉛鉱種仲出運賃他一口		814400	814400
合計			35946 00	676,962 00

285,343

No.5

端川亜鉛工場

財産ノ種類	所在場	數量	帳簿價額	評價額
端川亜鉛工場				
土地	咸鏡南道端川郡端川邑	32472坪	4871 00	55205 00
建物	(建物ニハ電気其他一切ノ附屬建物ヲ含ム)	2139坪45	54351 00	320917 00
構築物			2853 00	2855 00
機械裝置	2台 ベーラン50台 亞鉛		14671 00	30188 00
車輛運搬具	トラック1台 自轉車3 リヤカー3		912 00	2450 00
工具器具備品			905 00	1816 00
亞鉛鑛				
生鑛		1300噸158	171624 00	171624 00
干鑛		43噸249斤	5872 00	5872 00
亜鉛種子		204斤198	36294 00	36294 00
補助材料用品類			38516 00	38516 00
營業者貸金			6526 00	6526 00
前拂代金				
未收入金	貸付種子諸掛他一口		2237 00	2237 00
前拂保險料	一口		×6896 00	6896 00
銀行預金			96078 00	6078 00
耕作者貸金	六口	111.999	15656 00	15656 00
現金			9126 00	126 00
假拂金	出荷亞鉛鑛輸送仲出運賃他九口		87580 00	87580 00
合計			455,968 00	790,831 00

252,306

No. 6

財産ノ種類	所在地	數量	帳簿價額	評價額
大王是川頭廠工場	———			
土地	慶尚南道慶山郡雲興里	25700坪	689600	2870000
建物	建物ニハ社宅其他一切ノ付屬建物ヲ含ム	196205	13806100	29535000
藥物			4296800	4296700
機械裝置	ムーランダ乾燥整機ノ台其他設備		4445300	4445300
車輛運搬具	トラックノ台		465000	800000
工具器具備品			320600	320600
原料葉				
生葉		2012679斤	28351000	28351000
干葉		261900斤	20428 00	20428000
原料種子		130735斤	2470900	2470900
補助材料用品類			3875600	3875600
養蠶者貸金			264200	264200
前拂代金	薪材他五口		3204300	3204300
未收入金	貸付種子諸掛他一口	112,132	5241100	5241100
前拂保險料	一口		×219 600	219600
銀行預金			○ 40100	40100
耕作者貸金	一口		25036 00	25035600
現金			○ 29200	29200
合計			718,175 00	849402

367,705

No. 7

成川亜鉛工場

財産ノ種類	所在地	數量	帳簿價額	評價額
成川亜鉛工場				
土地	平安南道成川郡成川面	坪 49192	60174 00	60174 00
建物	建物ニハ市宅其他一切ノ附屬建物ヲ含ム	〃 1942 63	140779 00	291394 00 ~~140779 00~~
構築物			35593 00	35593 00
機械裝置	ムーラン50台焙焼機2台ノ他設備		60069 00	60069 00
車馬運搬具	乗用1トラック1自轉車4		12209 00	12209 00
工具器具備品			5417 00	5417 00
亜鉛鉱				
生鉱		626 648	116792 00	116792 00
干鉱		172 〃 143	44850 00	44850 00
亜鉛精鉱		17 636	3366 00	3366 00
補助材料用品類			45896 00	45896 00
從業者貸金			1590 00	1590.00
前拂代金	木炭代他二口		9488 00	9488.00
未收入金	貸付種子他一口		82048 00	82048.00
前拂保險料	一口		×3772 00	3772.00
銀行預金			○ 27 00	27.00
耕作者貸金	三口		2780 00	2780.00
現金			9 60 00	60.00
假拂金	出荷運賃仲出運賃他二口		3256 00	3256.00
合計			628,166,00	778,781,00

99.16

210.90

No.8

財産ノ種類	所在地	數量	帳簿價額	評價額
北倉亞麻工場				
亞麻莖				
生莖		818 241	98200 00	98200 00
干莖		165 745	42659 00	42654 00
亞麻種子		209 7 5 斤	42473 00	42473 00
補助材料用品類			33776 00	33776 00
蔴袋			0	
繩代			0	
未收入金			42	
未拂給料			4842 00	
銀行預金			× 6158 00	
雜作者貸金			0 26 00	
雜損			291 00	
合計			0 807 00	
			14,977	
			10238 00	
			238,577 00	

217.08

NO, 9

龜城亞麻工場

財産ノ種類	所在地	數量	帳簿價額	評價額
龜城亞麻工場				
亞麻莖				
生莖		2592 385	527,464 UU	527,464 UU
干莖		97 183	17947 UU	17947 UU
亞麻種子其		849 086	159929 UU	159929 UU
補助材料用品類			22116 UU	22116 UU
雜業者貸金			1,09[illegible] UU	1[illegible] UU
雜損代金	馬鈴薯買掛十三口		81[illegible] UU	81[illegible] UU
未收入金	貸付種子他三口		381,8[illegible] UU	81[illegible] UU
前拂保險料	一口		×7040 UU	7040 UU
銀行預金			30290 00	[illegible] UU
耕作者貸金	十六口		10572 [illegible] UU	[illegible] UU
現金			9[illegible]38 UU	[illegible] UU
雜拂金	農會用品代他二口		22[illegible] UU	22[illegible] UU
合計			890,0[illegible] 0[illegible]	890,098 00

723,455

12~17

朝鮮亞麻工場

No. 16

建設假勘定	平安南道孟山郡北倉里北倉工場土地397畓8坪建物20 53坪ムーラン44台 平安北道龍城郡龍城面龍城工場土地36268坪建物20 91坪ムーラン44台ノ建設費	896,766	UU	896,766	UU
合計		5,2[illegible]425	UU	7,406,771	[illegible]

帝國纖維株式會社
台灣事業部

財產ノ種類	所在地	數量	帳簿價額	評價額
土地	台中市	170坪	2120 90	2120 90
建物	仝上	176坪257	76673 84	76673 84
家具什器電話	仝上	147點	19850 60	19850 60
人力車	仝上	1台	90 00	90 00
原料				
亞麻莖	仝上	537斤314	67632 67	67632 67
補助材料用品類	仝上		49980 54	49980 54
亞麻種子	仝上	135斤99	23869 34	23869 34
原料代前拂金	台中州配給組合外6件		16500 00	16500 00
精洗麻前拂金	台中州農會外4件		142267 28	142267 28
賣掛金	三井物產高雄支店外6件		148047 83	148047 83
前拂保險料	安田火災台北支店		31317 84	31317 84
銀行預金	彰化銀行		177763 40	178903 83
	台灣銀行		1140 43	
現金			3966 53	3966 53
假拂金			144012 21	144012 21
建設勘定	高雄工場斗六工場		1170223 73	3237171 86
	鹽原員林彰化草屯亞麻		2066948 13	
	工場建設費			
			4142405 27	4142405 27

帝國纖維株式會社
台中工場

No. 1

財産ノ種類	所在地	數量		帳簿價額		評價額	
土地	台中州豐原街	20478.73坪		41300	30	409574	00
建物	建物ニハ社宅其他一切ノ附屬建物ヲ含ム	4722	171	130988	58	2011107	60
構築物				5500	00	5500	00
機械裝置		精紡 22台 織機 112〃		114485	06	1072425	00
工具器具備品				7991	84	7991	84
原料			听				
台灣黃麻		6193	026	1250463	06	1250463	06
〃 幼麻		29	089	3871	46	3871	46
〃 粗麻		10	184	744	33	744	33
〃 正線		1	584	2345	81	2345	81
〃 粗線		4	647	4009	15	4009	15
補助材料用品類				196753	67	196753	67
仕掛品							
台灣黃麻		62	160	12531	46	12531	46
〃 正線			683	1011	59	1011	59
糸屑		82	556	11970	62	11970	62
端切		45	265	7695	05	7695	05
GB經 11听		5	876	1478	40	1478	40
〃 緯 32听		1	042	230	91	230	91
AT經 11〃		11	290	2840	56	2840	56
〃 32〃		1	937	438	93	438	93
黃麻シート地經		7	373	6793	76	6793	76
〃 緯			306	73	93	73	93
ミシン糸		3	309	915	27	915	27

No.

台中工場

[illegible]		2	674	碼	[illegible]	517	54
[illegible]		10	907	〃	[illegible]	2745	25
借品中製品							
未　　後		92	[illegible]		80178	105266	46
砂糖袋		65	[illegible]		76911	117455	08
[illegible]	未	26	115		10[illegible]	14685	50
[illegible]	ート地		113		7604	7604	40
借　　金	源興機械會社外4件				3385	3385	34
借當座預金	安田貴兎				[illegible]	4033	88
借 借 金	彰化銀行埔原支店				30095	30095	84
借 手 形 金					56	56	93
預　　金					550	550	01
仮　　金	[illegible]利人組合田中[illegible]				10486	10486	94
					2u315u1	[illegible]8654	50

50

財産ノ種類	所在地番	数量	帳簿価格		評価額	
土地	台中州大屯郡烏日庄烏日	84702坪61	63037	80	63037	80
建物	〃	5431坪83	451321	68	451321	68
繊維物			61275	12	61275	12
機械装置		台ブラ19台 供給機5台	79407	96	79407	96
工具器具備品			6677	41	6677	41
車輛運搬具			98	00	98	00
亜麻繊維	台中州大屯郡烏日庄	97872斤	248863	04	248863	04
正線	〃 員林郡員林	83578	205030	78	205030	78
	〃 豊原郡豊原街	30461	61894	51	61894	51
	〃 彰化郡彰化	884	4964	81	4964	81
	〃 大屯郡烏日庄	248962斤	193879	72	193879	72
粗線	〃 員林郡	158383	162667	93	162667	93
	〃 豊原郡	86647	71607	25	71607	25
	〃 彰化郡	1807	3381	06	3381	06
補助材料用品類	台中州烏日庄		29840	64	29840	64
	〃 員林郡		2800	33	2800	33
	〃 豊原郡		3374	81	3374	81
亜麻莖	台中州烏日	452196斤	45773	61	45773	61
	〃 員林	906703斤	122201	43	122201	43
	〃 豊原	1090496斤	131409	56	131409	56
	〃 彰化	921310斤	115566	47	115566	47
従業員貸金	烏日亜麻工場消費組合		3000	00	3000	00
前拂保険料	安田火災		1858	08	1858	08
現金	烏日亜麻工場		1665	35	1665	35
假拂金	〃 三口		27017	85	27017	85
			2116534	42	2116534	42

23.22.末7 今)

浅野セメント株式会社 麹町丸内ビル
浅野總一郎

第二号表 總括表

科目	通貨名	金額
現金	円	1,406,440
	満洲幣	1,930,700
預け金	円	1,051,153
	満洲幣	2,000
	中央準備券	10,669
有価証券		5,086,224
	満洲幣	1,365,575
貸付金及割引手形	円	300,000
仮払金		1,000,000

大日本帝國政府

(第二号様式×用紙縦長)

Sec 6 [illegible] 物ヲ受取リ又ハ其他ノ行為

科目	使用者ノ負担ニ帰スル	取引開始後	使用者ノ負担ニ	元請ノ指定ス	前項ノ外ノ行為ニ
二日酔	薬局ノ浅野ノ外ニ	材料売渡代	浅野ノ外	家主(浅野)	1,000.000
清酒	東亜工業ノ	特約店ノ	〃	主婦ノ	6,062yen
醤油ノ如キ物	薬局ノ浅野ノ外	材料売渡代金	〃	女主	160.424
加減売渡代	〃	材料売渡代	〃	〃	84.667

大日本帝國政府

	納入場所	主婦ストーア工場(浅野)(20.6.30)	
	分	借方	
	2,289.555	2,289.555	
		清津ストーア工場 (20.6.30)	
計	876.726	876.726	
		加平石炭採掘場 (20.6.30)	
計	647.018	647.018	
		北南石炭鉱業所(20.7.31)	
計	770.097	770.097	

¥1,606.524
¥1,603.396

財産目録　　浅野セメント京城スレート工場

	種類	所在地	B.V.	E.V.	
1	土地	京城府大通2/2	2105.63坪	2105.630坪	
2	建物		101,729	1,017,290	
3	構築物		14,910	149,100	
4	機械装置		85,695	856,950	✓
5	車輌運搬具		1,759	17,590	✓
7	器具備品		24,119	241,190	
8	建設仮勘定		15,358	153,580	
10	原料品		243,173	1,215,865	
11	貯蔵品		174,935	878,675	
12	製品		240,263	1,201,315	
13	有価証券		264	264	

大日本帝國政府

14	現金		2,137	2,137
15	当座預金		422,372	422,372
16	定期預金		2,456	2,456
17	貸付金		58,537	58,537
18	仮払金		1,299	1,299
19	仮払消費税		50,892	50,892
	前払金		14,946	14,946
20	未収収益		214	214
21	工場財団抵当		623,934	623,934
	計		2289555	9,010,226

(第十一種帳簿紙(1/4×4/4))

	財産目録		清津スレート工場 (24.6.30)	
	科目	所在地	B.V.	E.V.
1	土地	清津北寄町四九	—	—
2	建物		204,866	2,048,640
3	構築物		17,225	177,250
4	機械装置		117,741	1,177,410
6	車輌運搬具		—	—
7	工具器具備品		1203	12,030
8	建設仮勘定		—	—
10	原料品		138,179	695,893
11	製品		27,769	138,845
12	半製品		274,912	1,374,560
13	仕掛品		—	—
				大日本帝國政府
14	短期貸付金		42,125	—
15	売掛金		68,198	68,198
16	未収入金		~~3,000~~	—
17	立替金		6,035	6,035
18	預け金		1,330	1,330
19	前払金		19,248	19,212
	未収金		7,066	7,066
20	未入仕訳金		312	312
	貸倒引当金		—	—
	計		896,906	5,836,963

	財産目録	所在地	加平方派排撰場 (2016.20)	
	科目		B.V.	E.V.
1	土地	一筆減価計	12.363	123.530
2	建物		40.765	407.650
3	構築物		17.993	179.930
4	機械装置		68.502	685.020 ✓
5	器具備品		863	8.630 ✓
6	車両運搬具		1.551	15.550
7	工具器具備品		2.751	27.510
8	仮勘定		69.198	69.198
9	投資有価証券		2.562	2.582
11	子会社株式		58.261	291.305
12	出資金		203	1.015
				大日本帝國政府
12	繰延税金資産		269.552	1,347.760
16	未収入金		14.076	14.071
18	長期前払費用		53	53
19	土地再評価差額金		67.314	67.314
20	繰延ヘッジ損益		1.351	6.755
17	退職給付引当金		14.247	14.247
	計		647.018	~~2.258.457~~ 3,271,435

減価償却資産明細書

(20.7.31)

	種類	所在地	B.V.	E.V.	
1	土地	本店法律部	28,198	281,980	
2	建物		35,865	358,650	
3	構築物		9,535	95,350	
4	什器備品		39,454	396,540	✓
5	車輌運搬具		66,462	664,620	✓
6	工具器具		29,501	295,010	
7	開発費		96,404	96,404	
8	特許権		15,107	75,535	
9	ソフトウェア		139,666	698,330	
10	施設利用権		10,813	10,813	
11	敷金		1,117	1,117	
12	保険積立金		52,446	52,446	
13	合計		770,097	2,024,815	

大日本帝國政府

210,563
101,721
14,910
85,695
204,864
17,725
117,741
12,353
40,765
17,993
68,522
863
28,198
35,865
9,535
39,454
1,006,776
1,024,560

22
(2)

[illegible]報告

朝日新聞東京本社

東京都千代田区有楽町2丁目7番地

第二号表

Sec 5. [illegible] 日本円 2,246,000円00

Sec 9. [illegible] 22,000円00

[illegible]

22.2.20

第三不動産

財産明細	所在地	証書・書類及所在地	所有者・住所氏名又は名称	帳簿価格	取得の時期及相手方	取得価格又は建設に要した費用	評価額
住宅用地 [illegible]坪 [illegible]	[illegible]市城南カ門 一丁目 12番地一	売渡証書 (写) [illegible] 朝日新聞市場支局	同人	[illegible]	昭和[illegible]年4月1日 譲受け	不詳	89,000円00
住宅用地 34坪90 12株889	京城南カ門 二丁目 12番地ノ二	右に	〃	2,[illegible]円00	右に	〃	12,000円00
住宅用地 73坪 24株265	京城新堂町 253番地3 264 〃 9 253 〃 9	〃	〃	5,475円00	昭和17年9月20日 相互建物	6,184円01	27,000円00
住宅用地 104坪 243株72	京城新堂町 138番地3 五141番地 五147 〃	売渡証書 (写十沿革) 京城南カ門二丁目 朝日新聞市場支局	同人	23,088円00	昭19年4月20日 売主変更	24,224円70	116,000円00
住宅用地 約332坪 1,097株26	京城新堂町 山807番地 808 〃 813 〃	空+不明	〃	5,500円00	昭18年9月 京城 中・電井 Co. Ltd	〃	27,000円00
木造瓦葺二階住宅 並50坪24 166株043	京城南カ門 二丁目 12番地1 〃 〃 2	売渡証書 京城南カ門 朝日新聞社	〃	27,759円37	昭19年12月14日 竹中工務店	不詳	83,000円00

大里九基王南段	宅地	大里村	同人		村主使收	13,313.40	36,000.00
上ヶ谷	353番地	字味噌川					
109才米065		耕地整理地					
木造二階瓦葺					昭19年4月20日		
地下室付							
店舗1棟	宅地						
木造附葺平家	字味噌				全焼滅失	26,048.20	71,000.00
店2棟 6坪61	146番地	同人	〃	2,912.00			
木造瓦葺平家	147〃						
地下室付							
店1棟 33.10							

朝日鉱業株式会社

残高試算表	通貨	Sec. 3.					Sec. 4.				Sec 5.	Sec. 6.
		土地	建物	機械装置	其の他	計	商品	什器	其の他	計		
朝鮮	朝鮮	¥2,863,819	¥34,552,317	¥24,607,710	¥16,298,728	¥198,074,574	¥	¥1,096,325	¥5,121,955	¥34,111,000	¥80,736	¥148,982
B.V		(¥522,124)	(41,645,235)	¥21,743,690	(¥~~862,152~~)	(¥~~74,973,334~~)	(1,376,544)	(259,265)	(5,186,391)	(6,822,200)	¥1,736	148,982
					(3,264,455)	(71,175,504)						

Sec. 7.	Sec 11	合計
778,000	84,081	133,971,273.
774,000	(84,081)	(77,085,503)

帳簿価格 77,085,503円 ラ借

土地

	坪数	帳簿価格	評価額	査定額	取得年月	地所在
工場敷地	坪 147.543	坪¥1,187 円 177,021	177,021	~~177,021~~ 41	43年11月	平南江西新京津面
倉庫敷地		1,536,120	15,361,200	46,083,360 ×3		
私所敷地	180	坪¥257.50 46,350	463,500	46,350 ×1	43年11月	安州南片浦町
社宅敷地	1,893	¥99.59 196,633	1,676,330	508,899 ×3	43年11月 ～45年1月	安州南倉安町 三松通 口栄町 元本町
計	1,478.616	4,522,124	45,224,240	✓ 32,863,819	(土地)	
土木工事						
河川道路改修引込線下水工事給水施設等		✓ 4,062,182	40,624,820 ×4	✓ 16248,728	44年12月	

土地

建物

構造	坪数	帳簿価格 総額	坪当	評価額	査定 総額	査定 坪当	取得年月
鉄筋コンクリート	坪 13,336.5	¥ 8,178,419	¥ 613.25	81,784,190			43年11月
鉄筋コンクリート	558.1	2,379,585	4.26	23,795,850			45年8月
木造	2,366.6	1,557,129	658.13	15,571,290			
未決算勘定 共他		7,540,180					
建築年次		帳簿価格		査定額	係数		
19年以前		10,344,486		41,377,944	4		
20年中		1,873,624		3,747,248	2		
建築中		29,427,125		29,427,125	1	1	
計		41,645,235		✓ 74,552,317	1.8	(土地)	

電気設備

建設年次	帳簿価格	評価額	査定額	係数
昭和19年	865.557円	8.655.570円	2462.228円	4
〃 20年	4.083.530	40.835.300	8.167.060	2
建設中				1
計	4.949.087	49.490.870	11.629.288	

食塩精製食塩電解設備

建設年度	帳簿価格	評価額	査定額	係数
昭和19年	2.269.916円	24.699.160円	13.079.864	4
〃 20年	26.659	266.590	53.318	2
計	3.296.575	34.965.750	13.132.982	

マグネ電解原料処理排気処理設備及水酸化カリ設備

建設年次	帳簿価格	評価額	査定額	係数
昭和19年	3.541.226円	35.112.260円	14,044.904	4
〃 20年	123.675	1.236.750	247.350	2
計	3.634.901	36.349.010	14.292.254	

塩素処分塔設備硫酸濃縮設備

建設年度	帳簿価格	評価額	査定額	係数
昭和19年	201.837円	2.018.370	807.348	4
〃 20年	795.355	7.953.550	1590.710	2
計	997.192	9.971.920	2.398.058	

建設年度	帳簿価格	評価額	査定額	償率
昭和19年	1.144.415円	11.444.150円	457.660円	4
〃 20年	690.143	6901.430	1.380.286	2
計	1.834.558	18.345.580	0.957.946	
工作配管運搬設備				
昭和19年	530/.222円	5.301.222円	2/.204.888円	
〃 20年	108.020	1.080.200	216.040	
計	5.409.242	6.381.422 ~~57.092.242~~	2/.420.928	
機械設備				
不明	580.571円	5.805.710円	2.322.284円	4
倉庫設備				
不明	59.380円	593.800円	237.520円	4
研究設備				
昭和19年	16.653円	166.530円	66.612円	
〃 20年	366.403	3.664.030	732.806	
計	377.056	3.770.560	799.418	
時体設備	9.820円			
昭和19年	95820円	958.200円	39.280円	4
〃 20年	1.590円	5.900	1.180	2
計	10.410	104.100	40.460	

未焼瓦葺造設備

建設年度	性能概要	評価額・査定額	経年
昭和19年	35.400㎡	354.000円	1.416.000円	4
肚宅設備			
不明	205.603㎡	2.056.030円	822.412円	4
準耐設備			
不明	35.115㎡	351.150円	140.460円	4
合計		2.174.369円	2.174.369円	1.760.772円	(小)

動産　　朝日鉄工㈱

原材料

取得年次	帳簿価格	評価額	査定額	償率
昭和19年4月 －20年8月	995,263円	9,952,630円	4,976,315円	5
製品	298,210	2,982,100	1,906,405	5
鉄鋼素材				
45寸1号－7号	98,865	988,650	494,325	5
特殊合金				
不明	143,982	1,439,820	719,910	5
工具器具				
不明	241,495	2,414,950	1,207,475	5
電線電纜				
[redacted]				
不明	326,947	3,269,470	1,634,735	5
電気用品				
不明	191,603	1,916,030	958,015	5
鉄管継手類				
不明	199,794	1,997,940	998,970	5
釘類				
不明	88,554	885,540	442,770	5
特殊新品	4,404	44,040	22,020	5
鉄製品				
不明	96,936	969,360	484,680	5
非鉄金属材料				
不明	88,620	886,200	443,100	5

動物ヒト一般及

燃料				
不明	270.394円	3.903.940円	1.851.970円	5
油糞香精				
不明	105.385	1.053.850	1.526.925	
塗料香精				
不明	52.712	527.120	263.560	
薬品				
不明	67.653	676.530	338.265	
ゴム皮革製品	27.876	278.760	139.380	
繰り綿子	14.490	144.900	72.450	
繊維品	224.359	2243.590	1.121.795	
靴品	209.409	2.094.890	1.547.445	
[redacted]				
工場消耗品	127.783	1.277.830	638.915	
分析薬品	200.000	2.000.000	1.000.000	
用紙類	60.912	6.009.120	304.560	
被服類	232.980	2.329.800	1.164.900	
穀類	48.663	486.630	243.315	
副食品	60291	602910	301.455	
調味料	9.768	97.680	48.840	
雑品	146.441	1.464.410	732.205	
車輌トロッコ	77.855	778.550	389.275	
鉄鋼素材	184.240	1.842.400	921.200	
材機	1.019.031	10.190.310	5.095.155	
工具器具	42.429	424290	212.145	
	3.584.751	35847.510	17.923.755	

動産上の分類

陶器等類

購入年次	帳簿価格	評価額	査定額	償率
不明	210.117円	2.101.170円	1.050.585円	5
車輌運搬具				
不明	15.320	153.300	76.650	5
什器備品	30.310	303.100	151.550	5
事務用消耗品	19.481	194.810	97.405	5
薬品材料	20.111	201.110	100.555	5
工具器具	11.666	116.660	58.330	5
車輌運搬具	33.735	337.350	168.675	5
什器備品	28.955	289.550	144.775	5
	379.705	3.797.050	1.898.525	

13'4284・ 2,2 (会) 22 3.20

協同煙草株式會社

東京都麹町区丸ノ内二丁目二十番地ノ一

德拍表

Sec 3 左外不動産	通貨名	金額
	日本	99,777円22
Sec 14	日本	3,053,875円41
計		3,153,612.63

第三號表 不動産

大日本帝國政府

所有ノ明細	所有ノ所在地	所有ノ住所氏名	帳簿價格	取得價格	評價額	取得年月日
土地(住宅)	426年 東京市麹町区 敷地町164ノ1	同 上	17,042.00	17,042.00	17,042.00	大
建物住宅 二ノ内 二ノ外	〃	〃	32,735.22	35,000.00	32,735.22	〃
機械等 (倉庫用)	大印倉庫會社 倉庫内	〃	50,000.00	80,000.00	50,000.00	昭和16年3月入
計			99,777.22	132,042.00	99,777.22	

Sec 14

氏名ノ住所、商號又ハ法人	所有ノ場所ノ住所、商號又ハ法人ノ住所	持分ノ取得ノ時日及事由	登記ノ年月日	持分ノ割合	備考
東京都麹町区丸ノ内二丁目二十番地 協同煙草株式會社	東京市北区小石川區	昭和十二年十月 初期拂込ノ際	登記ノ事無シ	拂込額ノ全部	(Sec 3 ノ通)

㈱ 協同煙草株式會社

貸借對照表　　(昭和20.5.31.現在)

負債ノ部		資産ノ部	
株金	5000.000.—	事務所敷金	2.000.000.—
法定積立金	114.900.—	土地建物	49.777.22
別途積立金	231.000.—	什器	9642.02
前期繰越金	229.000.—	銘柄預金	7082.109.85
戰災退職積立金	149.000.—	現金	403.04
未拂配當金	3890.31	㈲ 東城事務所	993.—
未拂金	86.243.332.55	前渡金	3053.835.41
南洋開發會社	1946.000.—	假拂金	277.864.02
借入有價証券	4362.000.—	未收金	757.181.—
償却低減金	352.139.43	有價証券	35.000.—
		保証金利用返濟	144.012.896.—
		大日本帝國政府	
		繰越煙草	3.119.000.—
		葉煙草	14.575.470.00
合計	237.924.273.29	合計	237.924.273.29

(坂上ノ圖定規格85×115ミリ)

大倉組, 葉州鉱山要分離

B22

三井鉱山株式会社

Sec. 3.

明細	所在地	証券種類及所在地	所有者住所氏名又は名称国籍	B.V.	担保時期及相手方	M.P. C.C.	取極の有無	他利害関係人	E.V
土地	鍾路区北ニ町二或鉱業株式会社本社		京城 合名	131,499		131,499			197,248
〃	平北義州 義州鉱山		〃	30,000		30,000			45,000
〃	平北寧辺		〃	28,231		28,231			42,346
〃	忠南舒川 郡長項製錬所		〃	597,467		597,467			896,200
〃	平北龍城 三或鉱業所		〃	40,260		62,758			60,371
	平北龍川郡 龍岩浦製錬所		〃	23,425		23,425			35,137
	黄海道載寧郡 銀積鉱山			4,632.07		4,632.07			6,948.10
	平北朔州郡 水進鉱業所			103,349.14		105,946.95			158,920.42
	平南成川郡 成川鉱業所			54,608.46		44,960			77,652.69
	平北宣川郡 珠花鉱山			9986.42		14,940.93			14,979.63
	平北鉄山郡 海陽鉱山			14,106.71		14,106.71			21,160.06
	平北義州郡 中里鉱山			10,895.45		10,895.45			16,343.17
鉱業権及坑道	三或鉱業株式会社本社(統括工把項参照之ニ同ジ)			105,000					105,000
	三或鉱業所			164,464.63					164,464.63
	成川鉱業所			32,000					32,000

大日本帝國政府

(第十一回報告書一十六)

明細	所在地	証書種類及所在地	所有者住所氏名国籍	B.V	取得時期及相手	M.P C.C	取得内容	利害関係人	E.V
	義井鉱山			37.174.42					37.174.42
	銀積鉱山			14.589.00					14.589.00
	中台里鉱山			188.381.13					188.381.13
	新延鉱業所			878.582.46					878.582.46
事務所	城鉱業株式会社本社			209.668.10		221.902			1.027.020.50
	城鉱業所			48.715.71		112.778.06			240.570.56
	成川鉱業所			87.603.47		100.948.37			238.017.34
	義井鉱山			210.991.13		260.168.84			1.062.928.66
	鉄民鉱山			37.873.71		37.923.17			188.260.58
	桃苑鉱山			2.655.54		2.116.59			13.279.86
	海龍鉱山			4687		7.502.00			20.440.38
	中台里鉱山			18.932.00		76.662.00			94.662.00

大日本帝國政府

	新延鉱業所			47.188.00		63.941.45			277.[illegible]
	龍光冶業練所			272.185.26		80.743.10			1.385.806.[illegible]
	長項製錬所			132.465.62		458.977.70			2.167.[illegible]
工場及倉庫	三成鉱業所			63.963.41		164.060.83			311.860.08
	成川鉱業所			193.134.84		245.173.19			965.677.[illegible]
	義井鉱山			239.745.62		339.684.78			1.640.[illegible]
	鉄民鉱山			44.860.61		44.120.61			20.[illegible]
	桃苑鉱山			3.322.86		3.868.58			16.644.30
	海龍鉱山			3.440.14		3.941.84			17.[illegible]
	中台里鉱山			13.711.00		56.364.00			60.[illegible]
	新延鉱業所			188.[illegible]		247.[illegible]			980.[illegible]
	龍光冶業練所			286.[illegible]		390.[illegible]			1.[illegible]
	長項製錬所			462.[illegible]		472.[illegible]			2.[illegible]
構築物	三成鉱業所			8.860.46		9.088.45			6.581.30

（第十一号様式）

8

明細	所在地	記号種類及所在地	所有者住所氏名前回価格	B.V	取得時期及相手方	M.P C.C	取得内容	記載数量	E.V
	成川鉱業所			14.093.17		20.886.12			14.779.54
	義州鉱山			6.688.72		6.653.48			17.066.16
	新地鉱業所			77.284.36		90.436.38			31.762.08
	龍岩浦製錬所			334.867		337.484.66			1.004.488.94
	長項製錬所			288.246.36		290.534.32			864.739.00
車輛及運搬具	三成鉱業所			1.312.72		14.400.00			6.562.60
	成川鉱業所			36.283.65		41.561.50			18.418.24
	義州鉱山			57.475.53		67.269.00			27.377.64
	中台里鉱山			1.450.00		3.260.00			2.250.00
	新地鉱業所			7.015.26		10.185.90			36.076.30
	長項製錬所			36.653.60		38.786.80			108.260.10
工具	三成鉱業所			734.79		3.214.00			3.672.84

大日本帝國政府

	成川鉱業所			8.141.25		15.750.00			15.726.25
	義州鉱山			16.132.37		22.237.70			28.671.08
	新地鉱業所			2.523.70		5.630.00			10.470.50
	長項製錬所			39.884.53		42.460.00			119.460.24
器具及備品	三成鉱業所			4.449.71		8.178.00			22.460.25
	成川鉱業所			3.260.72		5.650.00			16.942.50
	義州鉱山			10.000.00		13.843.84			40.440.10
	海龍鉱山			84.00		105.00			420.45
	中台里鉱山			1.365.00		1.845.00			6.825.00
	新地鉱業所			3.667.90		5.252.06			10.999.00
	長項製錬所			40.196.44		41.670.71			93.820.00
鉱業権、固定資産	三成鉱業株式			184.584.07		353.767.00			772.824.25
	会社本社								
	三成鉱業所			257.976.55		580.000.00			1.009.000.00

（第十二回改訂様式（ロ）×11×11判）

明細	所在地	設備種類及所在地	所有者住所及商号国籍	B.Y	取得時期及相手方	作.P C.C	取得勿忍	死有害	E.Y
	成川鉱業所			833,838.37		1,061,083.44			416,681.84
	美林鉱山			995,038.62		1,193,593.10			497,022.11
	鉄民鉱山			22,363.90		22,363.90			111,817.50
	桃花鉱山			169.94		4,000.00			849.70
	海龍鉱山			7,352.62		8,441.10			36,763.00
	中台里鉱山			88,996.00		156,317.00			444,980.00
	新延鉱業所			708,304.89		1,148,407.53			3,911,524.45
非取得固定資産	龍岩浦製錬所			406,978.28		413,183.36			2,034,891.41
	長項製錬所			1,374,985.91		1,453,653.74			6874,929.54
				4,835,729.26					16,904,601.55

大日本帝國政府

註 1. 空欄ノ部分ハ現地ト連絡ノ上追ッテ報告ノ予定

2. 帳簿価額ハ昭和19年10月1日現在

第四　動産（本邦外ニ所在スル原料品、半製品、製品又其ノ他ノ有形財産）

財産ノ明細	財産ノ所在地	数量	証書ノ種類 所在地	帳簿価額	取得価額 取得ノ時期及事由	評価額
倉庫品	三成拓業株式会社各事業所		三成拓業株式会社各事業所	3,457,000.15		※ 10,241,240.45
原鉱（生銀鉛亜鉛精鉱原鉱）				569,835.03		569,835.03
製産品（生銀鉛亜鉛等）			〃	4,606,994.16		4,606,994.16
			合計	8,633,829.34		15,418,069.64

大日本帝國政府

※ 評価額ハ時価ヲ基準トシテ評価ヒ空白ノ欄ハ現地ト連絡取扱ノタメ詳細不明

（第十七號表様式（日本×日本判））

第五　銀行預金及其ノ他ノ預ケ金

預金ノ種類	預ケ先ノ住所又ハ名称又ハ屋号	預ケ先ノ業種	預金ノ通貨	所在地、住所又ハ名称又ハ屋号及国籍	記号、種類及所在地	現在高ノ円ベース通貨	同上通貨ニ依ル金額
銀行預金	朝鮮京城、中区南大門通二ノ九 帝国銀行株式会社京城支店	銀行業		朝鮮京城、中区黄金町 三ノ一鉱業株式会社、日本	朝鮮京城、中区黄金町 三ノ一鉱業株式会社	朝鮮銀行券	¥30,897.64
						計	¥30,897.64

註、空欄ノ部分現地ト連絡ノ上ナルベク詳細ヲ

大日本帝國政府

第六、外國居住者ノ負擔ニ歸スル利子、受取賃料及其ノ他ノ貸金ニ對スル投資証券、銀行預金及其ノ他ノ預ケ金ヲ除ク

明細（債権ノ種類、現在日等）	債務者ノ住所又ハ名称又ハ商号	取得ノ時期及事由	債権者ノ住所、氏名又ハ商号及国籍	記号、所在地	債権者以外ノ者ガ当該財産ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ノ其ノ住所、氏名又ハ商号及利害関係ノ内容	利子ノ円ベース通貨ニ依ル債権額
仮支払			朝鮮京城、中区黄金町三ノ一鉱業株式会社			¥5,470,665.73
未収入						6,489,511.47
						11,960,177.20

註　空白ノ欄ハ現地ト連絡ノ上ナルベク詳細ヲ

（第十一回改正昭十二・一一・一四）

第七　在外事業、株式、組合出資及其ノ他ノ投資

明細（発行日、発行場所、償還期日等）	発行者、住所又ハ商号	所有者、住所又ハ商号及国籍	取得、時期及事由	所有者ガ当該財産ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ハ其ノ者ノ住所又ハ商号又ハ名称及利害関係ノ内容	記号、数量（口数）及所在地	取得価額	帳簿価額又ハ出資金額	時価額
株式	西鮮中央鉄道株式会社	朝鮮京城府黄金町弐丁目参拾番地					120,000—	120,000—
土地	戦時省部省庁舎						12,500—	12,500—
							132,500	132,500—

註　空白ノ欄ハ現地ト連絡杜絶ノ為詳細不明

大日本帝國政府

第八　各表ニ於テ報告セラルヘキ債券、抵当証券、社債及其ノ他ノ投資証書（各庁、政府又ハ地方公共団体ノ発行ノ債券ヲ除ク）

明細（発行日、発行場所、償還期日等）	券面額又ハ株券番号	発行者、住所又ハ商号	所有者、住所又ハ商号及国籍	取得、時期及事由	所有者ガ当該財産ニ関シ利害関係ヲ有スル場合ハ其ノ者ノ住所又ハ商号又ハ名称及利害関係ノ内容	記号、数及所在地	取得価額	時価額
国庫債券			朝鮮京城府黄金町弐丁目参拾番地			朝鮮京城府黄金町弐丁目参拾番地		77.20—
投資証書		日本生命保険株式会社	〃			〃		1,250—
						合計		78,470—

註　空白ノ欄ハ現地ト連絡杜絶ノ為詳細不明

（第十二号様式甲（一）（日本標準規格A列4））

第十一　外國通貨

発行國又ハ発行銀行	所有者ノ住所、氏名又ハ商號及國籍	保管者及所在地	取得時期及原因	額面	数量	金額
朝鮮銀行	朝鮮京城ノ純黄金ノ減瓦斯株式会社	朝鮮京城減瓦斯株式会社				58,785.47
						58,785.47
註	空白ノ欄ハ現地十八連格私施ノ以詳細不明					

大日本帝國政府

（第十一號樣式　日本標準規格A4）

第四号表

負債

負債ノ種類	負債ノ内訳	相手方ノ住所 氏名又ハ商号及国籍	負債発生ノ原因及弁済ノ実況ノ取極其ノ他負債ニ関シ参考トナルベキ事項	表示通貨ノ価格ノ総額
預リ金	職員並ニ従業員預リ金	試験業株式会社職員並ニ従業員		836,696.96
未払金	経費未払金	試験業外		88,615.91
	買付物品未払金	〃		270,122.90
	基礎未払金	〃		1,855,727.32
支払手形		朝鮮京城所		4,100,000.00
		帝国銀行京城支店外		
長期借入金	産業資金並設備拡充資金	朝鮮京城所		6,310,000.00
		朝鮮興業振興会社		
			合計	14,231,161.79

大日本帝國政府

（第十号の三様式甲号）

在外財産等報告書

第一表

（個人ノ氏名又ハ名称）

1．氏名又ハ名称	三菱鉱業株式會社 取締役社長　小　村　千　太　郎
2．住所	東京都麹町區丸ノ内貳丁目四番地
3．國籍	日　本
4．報告書作成ノ現在日	
5．報告書提出日	昭和二十年十二月十七日
6．本報告書ト所有者ト異ル場合ハ所有者ト ノ關係	

第二號表

在外財產等報告總括表

三菱鑛業株式會社

報告資產細目	通貨名	金額
3. 在外不動産	圓	95,307,719[14]542
4. 在外動産		82,864,157[12]90
6. 外ニ在ル他者ノ負擔ニ屬スル債券及證書		734,544[17]83
7. 在外事業組合出資ノ他ノ出資		23,099,427[14]10
10. 無体財産权		3,516,785[14]70
14. 支店又ハ子會社貸借		110,251,915[14]93
		total ¥315,500,634772

第三 不 動 産

昭和二十年九月三十日

勘定科目及種類	所在地	数量	取得時期	帳簿価額	取得価額	評価額
鉄道事業分						
土地	釧路 網北道	坪 613,560	昭和12-17	925,853.88	988,200.50	9,882,005
建物						
鉄道用建造物	〃 10棟	776	15-19	173,754.92	247,422.41	618,556,025
事務所建物	〃 1〃	122	〃	16,548.30	21,697.67	54,244,175
職員社宅	〃 85〃	2,588	〃	722,274.78	893,240.68	2,233,101,700
鉄道従業員社宅	〃 290〃	6,782	〃	1,566,951.48	1,901,272.84	4,755,182,100
工場及上家	〃 40〃	6,025	〃	3,650,812.51	3,982,377.96	9,955,944,900
倉庫	〃 14〃	1,379	〃	140,718.76	178,876.55	447,191,375
雑建物	〃 55〃	1,875	〃	439,587.86	557,287.99	1,393,219,975
小計				6,710,648.61	7,782,175.90	19,455,439,750
機械装置						
動力設備	〃	一式	15-16	300,420.94	460,713.11	552,855,732
運搬〃	〃	〃	15-20	369,557.02	499,406.66	599,287,992
機械〃	〃	〃	〃	9,372,850.65	10,501,714.96	12,602,057,952
電話〃	〃	〃	15-18	8,371.40	14,097.02	16,916,424
分析〃	〃	〃	〃	6,162.26	11,280.59	13,536,708
消防衛生〃	〃	〃	〃	25,449.46	60,097.35	72,116,820
工場〃	〃	〃	15-20	170,388.92	239,480.77	287,376,924
小計		124種	昭15-19	10,253,200.65	11,786,790.46	14,144,148,552
構築物		一式		2,807		
原料槽及基礎				2,807,136.59	3,160,691.69	6,321,383,380
鉄筋コンクリート外						
車輌運搬具		24種	〃	644,297.46	959,613.20	1,055,574,520
プレスナー型式圓車外						
工具器具備品						
火床外		55種	〃	9,511.92	26,777.85	26,777.85
計				18,515,283.31	23,716,049.10	41,003,324,052

Sec 16

不　動　産

財産ノ種類	所在地	数量	取得時期	帳簿価額	取得価額	評価額
京城事務所						
下關鑛業所						
鑛業權		坪				
京城事務所	朝鮮京城府	18,809,000	昭18—15	62,674.53	62,674.53	62,674.53
青岩鑛山	朝鮮 鏡北道	1,680,000	〃	2,000.00	180,200.00	645,855.00
海州 〃	〃 黃海道	5,110,000	〃 6—14	2,850.00	8,770.00	1,240,426.00
月田 〃	〃 忠清北道	1,876,000	〃 8—15		666,478.90	666,478.90
鐵嶺 〃	〃 江原道	1,000,000	〃 9	470.87	85,872.17	85,872.17
咸花 〃	〃 慶尙北道	6,543,000	〃 9—14	77,926.72	85,902.72	85,902.72
三東 〃	〃 〃 南道	162,000	〃 16	854,088.07	854,088.07	854,088.07
永二浦 〃	〃 黃海道	7,462,000	〃 18	3,106.57	3,106.57	1,182,230.60
鐵嶺 〃	〃 〃	940,575	〃 10	209.13	209.13	585,785.50
下關 〃	〃 〃	7,278,000	〃10—16	5,024.94	12,515.07	10,802,484.00
端川 〃	〃 鏡南道	10,749,000	〃 10	33,765.67	37,048.57	1,500,590.00
計				1,042,116.50	1,994,864.57	17,710,378.49
主要坑道						
青岩鑛山	前揭	2,456	昭 7—19	28,506.62	177,606.62	188,000.00
海州 〃	〃	1,438	〃12—17	1,498.91	259,549.50	255,000.00
三東 〃	〃	251	〃16—19	31,125.00	31,125.00	55,000.00
下關 〃	〃	70	〃 15		14,700.00	15,700.00
端川 〃	〃	4,651	〃15—19	386,288.55	373,800.00	396,000.00
計				386,288.55	856,781.12	887,700.00
土地						
京城事務所	京城府外	19,966	昭10—18	251,537.12	251,537.12	330,000.00
青岩鑛山	鏡北道	19,556	〃 7—19	32,979.35	39,464.99	61,800.00
海州 〃	黃海道	95,556	〃10—17	48,110.87	48,110.87	65,000.00
月田 〃	忠清北道	306	〃 8—15	92.13	92.13	120.00

鐵橋 〃	汀線道	14㎞	昭和 11 — 9	4,52	4,52	5,00
道床 〃	唐崎南道	9,547	〃 11 — 12	9,713,22	9,713,22	12,800,00
停二場 〃	黄海道	41,897	〃 10 — 20	45,420,48	92,246,94	120,000,00
鐵事 〃	〃	15,127	〃 10 — 20	14,118,55	17,366,55	22,725,00
鐵道 〃	〃	21,244	〃 10 — 15	6,459,19	6,459,19	8,450,00
下場 〃	黄海道鉄事區	41,677	〃 10 — 19	52,756,90	56,150,28	73,600,00
鐵川 〃	新北道	21,916	〃 10 — 18	40,732,56	43,942,56	57,700,00
計				499,924,89	565,068,37	740,200,00
建物						
職員官宅外	京城鐵道局	72㎡682	〃 10 — 19	167,431,37	256,693,44	434,000,00
〃	青岩停車山	97〃2615	〃 7 — 18	78,230,52	360,827,04	440,000,00
〃	海州 〃	149〃2641	〃 8 — 18	109.068.74	284,843,52	483,000,00
〃	月田 〃	13〃158	〃 8 — 17	1.216.40	12,113,89	20,500,00
〃	鐵橋 〃	14〃142	〃 9 — 10	154.90	8,756,04	14,800,00
〃	連花 〃	22〃308	〃 11 — 18	15.211.00	19,141,00	32,300,00
〃	三章 〃	51〃597	〃 16 — 18	82.535.10	83,556,70	142,000,00
〃	停二場〃	108〃1661	〃 10 — 18	537.562.05	455,168,23	770,000,00
〃	鐵事 〃	564㎡2350	〃 10 — 16	4.776.807.68	5,302,986,58	8,980,000,00
〃	鐵道 〃	38〃737	〃 10 — 18	128.459.68	171,619,12	292,000,00
〃	下場 〃	519㎡3347	〃 10 — 19	3.597.841.05	4,454,274,16	7,534,000,00
〃	鐵川 〃	223〃3461	〃 15 — 19	1.172.048.16	1,280,886,16	2,140,000,00
				10.466.566.65	12,590,865,88	21,282,600,00
構築物						
レール外	鐵橋 〃	各種	〃 7 — 12	3.276.02	609,80	790,00
就業施外	青岩 〃	〃	〃 11 — 17	100.336.98	133,738,11	174,000,00
運搬軌道外	海州 〃	〃			171,981,49	224,000,00
軌道外	月田 〃	〃	〃 10 — 17		9,648,22	12,500,00

軌道及	豊花	各種	14–18	29,748.59	52,408.59	42,000.00
配電線路外	三春	〃	14–19	17,861.15	18,107.49	28,500.00
軌條外	須二浦	〃	10–16	8,955.63	64,919.69	111,000.00
〃	郡山	〃	10–18	18,045.69	73,194.31	98,200.00
〃	銀嶺	〃	10–17		2,926.59	3,550.00
〃	下野	〃	10–19	915,448.22	1,252,149.22	1,640,000.00
〃	蘆川	〃	17–18	645,455.00	700,990.10	910,504.00
計				1,756,613.38	2,480,471.61	3,257,044.00
機械装置						
✓ 分析設備外	京城事務所	一式	11–17	189.70	2,523.53	9,[illegible]9,580.00
✓ 變壓 〃	青岩郡山	〃	7–17	20,762.41	219,505.48	837,000.00
✓ 動力 〃	海州	〃	10–18	119,818.72	600,855.09	2,302,393.00
〃 〃	月田	〃	8–19	4,644.65	24,654.71	93,800.00
〃	鐵嶺	〃		1,950.	1,950.79	7,400.00
〃	三春	〃	16–19	42,315.92	52,820.39	201,000.00
〃	須二浦	〃	10–19	6,159.35	45,054.26	171,000.00
〃	郡山	〃	12–17	119,985.72	427,455.05	1,620,000.00
〃	銀嶺	〃	12–17	161.92	30,174.57	115,000.00
〃	下野	〃	10–20	322,602.10	767,299.95	2,920,000.00
〃	蘆川			476,255.54	570,022.61	2,170,000.00
計	計			1,112,888.85	2,742,510.41	10,447,175.00
				15,244,398.78	21,210,161.96	54,304,375.49

[illegible] 1,091,[illegible]31 [illegible] {21-24.2 / 460.713} {9,600.1-3 / 1-2.1-1.—

2980.992 [illegible]

動　　産

財産ノ種類	所在地	數量	取得時期	帳簿價額	取得價額	評價額
清算分						
機械設備		一式	昭和15—19	257,076.36	447,575.13	447,575.13
舊レンガ煙突建設準備費						
レンロータリーキルン回轉其他諸增設費改良工事		6件		18,164,006.75	18,164,006.75	25,~~429,~~009,~~450.00~~ 429,453,893円
社宅用地				2,874,449.62	2,874,449.62	4,024,289,468.00
買收農外		15件				
貯藏品				8,122,377.84	8,122,377.84	16,244,755,680.00
原料品，半製品				7,262,552.41	7,212,552.41	10,893,828,615.00
製品						
貸金				650,750.90	651,750.90	651,750,900.00
假拂金				375,131.45	375,131.45	375,131,450.00
未收入金				2,004,578.82	2,004,578.82	2,004,578,820.00
支拂未決準勘定				3,888,040.31	3,888,040.31	3,888,040,310.00
預金				4,840,000.00	4,840,000.00	4,840,000,000.00
（四月以降預金拾參萬圓）						
雜金				5,911.71	5,911.71	5,911.71
計				48,445,876.17	48,586,374.94	1兆252,317,179.84

Sec 11.

動　　産

財産ノ種類	所在地	數量	取得時期	帳簿價額	取得價額	評價額
車輛運搬具						
自動車	京城事務所		16		9,450.00	9,450.00
〃　車外	青　岩		7—18	41.44	38,155.43	38,155.43
自動車外	海　州		11—19	20,004.51	66,157.25	66,157.25
〃　車〃	月　田		10—17	101.99	1,019.92	1,019.92
貨物自動車〃	瑞　化		17—18	5,965.09	6,637.79	6,637.79
〃	三　東			4,642.37	4,887.44	4,887.44
〃	兼　浦		15—18	8,566.00	30,053.48	30,053.48
ガソリン機關車	載　寧		16—20	22,961.12	88,336.62	88,336.62
〃	下　皐		15—20	41,400.00	102,880.55	102,880.55
トラック　外	端　川		14—20	66,346.94	81,431.94	81,431.94
計				169,963.46	428,990.42	428,990.42
電氣ショベル	下皐鑛業所	一式鑛業用	15年9月	49,555.59	64,320.00	200,000.00
開發費			19			
採鑛開發費	青　岩	1件	19	2,290.69	2,290.69	3,820.00
〃	瑞　花	9件	10—19	240,043.78	250,095.47	416,000.00
〃	三　東	3件	11—19	271,654.26	271,654.26	455,000.00
〃	端　川	8件	15—20	1,708,965.86	1,881,243.39	3,147,830.00
				2,222,954.59	2,405,283.81	4,020,650.00
工具器具備品	京城事務所	各種	10—18	17,756.90	21,426.25	21,426.25
分析器具外						
〃	青　岩	〃	7—19	2,806.00	21,932.36	21,932.36
〃	海　州	〃	10—18	2,135.64	20,428.50	20,428.50
電話機外	月　田	〃	17〃	635.15	694.28	694.28
機　具　類	鐵　嶺		17—18		400.25	400.25
合　計　外	瑞　花	〃	14—18	1,342.00	1,322.80	1,342.80

電話線外	三　車	各　種	14 — 15	11,520.86	11,083.46	11,083.46
電力計外	倉二浦	〃	15 — 17	2,486.90	6,167.08	6,167.08
〃	坂　本	〃	12 — 19	4,320.20	7,118.34	7,118.34
〃	銀　龍	〃	17	669.00	669.00	669.00
〃	下　竜	〃	12 — 19	11,115.86	13,399.88	13,399.88
電話線外	鎗　川	〃		47,082.32	49,387.48	49,387.48
				101,688.85	153,969.68	153,969.68
具塵費個勘定						
石炭出開設工事外	青岩外	三　件	19 — 20	3,070,458.63	3,070,458.63	4,300,000.00
改良工事仮勘定	釜石鉱業所外			5,846,186.01		
電灯設工事外	〃	二七件	16 — 20	5,846,186.01	5,846,186.01	5,846,186.01
貯　蔵　品	三車外	各　種		1,451,567.76	1,451,567.76	2,923,743.00
供　給　品		〃		135,521.31	135,521.31	135,521.31
繰物勘定	青岩外			14,074,899.81	14,074,899.81	36,866,019.00
借　金	釜石鉱業所外			1,080,945.73	1,080,945.73	1,080,945.73
賃借代金	〃			6,832,177.06	6,832,177.06	6,832,177.06
假　受　金	〃			352,480.46	352,480.46	352,480.46
未收入金	〃			268,109.99	268,109.99	268,109.99
支拂未決算	〃			10,862,900.06	10,862,900.06	10,862,900.06
資　金	〃			8,400,000.00	8,400,000.00	8,400,000.00
振替貯金	〃			14.97	14.97	14.97
正　金	Sec 11			38,480.55	38,480.55	38,480.55

第四號表　　負　　債

財產ノ種類	所在地	數量	取得時期	帳簿價額	取得價額	評價額
退職積勞金				40,119.64	40,119.64	
勞務者退職手當基金				90,041.23	90,041.23	
施設保全基金				26,256.79	26,256.79	
假　預　金				28,496.61	28,496.61	
國民貯蓄組合預金				537,485.17	537,485.17	
未　拂　金				8,268,087.47	8,268,087.47	
收入未決算				259,800.48	259,800.48	
銀行當座				529,954.57	529,954.57	
本店取引				58,681,145.52	58,681,145.52	
借　入　金				752,000.00	752,000.00	
計				69,213,385.28	69,213,385.28	

第四號表　　負　　債

財產ノ種類	所在地	數量	取得時期	帳簿價額	取得價額	評價額
退職積勞金	京城事務所			129,095.58	129,095.58	129,095.59
勞務者退職手當基金	〃			631,207.67	631,207.67	631,207.67
施設保全基金	〃			390,715.27	390,715.27	390,715.27
✓ 假預金	〃			125,074.25	125,074.25	125,074.25
✓ 國民貯蓄組合預金	〃			1,360,554.30	1,360,554.30	1,360,554.30
✗ 豫拂金				2,827,207.61	2,827,207.61	2,827,207.61
✗ 借入金				5,179,000.00	5,179,000.00	5,179,000.00
○ 收入未決算				4,844,716.34	4,844,716.34	4,844,716.34
✗ 現務勘定				1,896,404.69	1,896,404.69	1,896,404.69
✓ 銀行勘定				1,200,000.00	1,200,000.00	1,200,000.00
本店取引勘定				51,570,772.31	51,570,772.31	51,570,772.31
計				70,152,748.02	70,152,748.02	70,152,748.02

第六　外地居住者ノ負債トナル指定受取手形及其ノ他ノ貸金但シ投資證券，銀行預金及其ノ他ノ預ケ金ヲ除ク

昭和二十年十一月八日現在

種類（債權ノ種類，決濟期限等）	債務者ノ住所及氏名又ハ商號	取得ノ時期及事由	債權者ノ住所氏名又ハ商號及屬性	證書ノ現在地	債權者以外ノ者ガ當該財產ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所氏名又ハ商號及利害關係ノ內容	辨濟ヲ受クベキ通貨ニ依ル債權額
賣掛代金	朝鮮京城府 朝鮮鐵軍倉庫	一九四二年七月以降一九四三年五月迄石炭賣渡ノ爲	東京都港區丸ノ內貳丁目四番地 三菱鑛業株式會社 日本	福岡市 三菱鑛業 福岡事務所		圓 65,330,95
同上	朝鮮京城府 三陵商會	一九四四年十二月以降一九四五年一月迄石炭賣渡ノ爲	同上	同上		圓 53,262,00
賣掛代金	朝鮮京城府 日本業京城支店	一九四三年[illegible]石炭賣渡ノ爲	同上	札幌市 三菱鑛業 札幌事務所		圓 307,802,60
立替拂金	朝鮮京城府 朝鮮石炭會社	一九四三年十一月以降一九四四年七月迄石炭販賣ノ爲	同上	北海道空知郡 赤平町 雄別炭礦鐵道 株式會社		圓 7,449,08
立替金	朝鮮京城府 朝鮮無煙炭會社	一九三九年三月 供託金	同上	東京都港區丸ノ內貳丁目四番地 三菱鑛業株式會社		圓 500,00

第七　在外事業ノ株式組合出資及其ノ他ノ出資　　昭和二十年十一月八日現在

明細（發行日發行場所滿期日等）	發行者ノ住所及氏名又ハ名號	所有者ノ住所氏名又ハ名號及關係	取得ノ時期及事由	所有者以外ノ者カ當該財產ニ關シ利害關係ヲ有スル場合ハ其ノ住所氏名又ハ名號及利害關係ノ內容	證書ノ數（株數及所在地）	取得價額	帳簿價額	時價
株式	朝鮮京城府太平通一丁目九〇 朝鮮鑛業振興株式會社	同人 名義人 麗影正嘉	昭和十五年投資 〃 昭和十八年一投資		11950 東京 50 京城 5000 東京 43500 〃	448,125 1,875 112,500 1,740,000	@ 37.50 〃 〃 @ 40.00	448,125 1,875 112,500 1,740,000
〃	朝鮮京城府中區本町一丁目五十三番地 山元北港株式會社	同人 名義人 小村千太郎	昭和十九年投資 〃　〃	三菱鑛業株式會社	59900 東京 100 〃	1,197,000 5,000	@ 20.00	1,197,000 5,000
〃	朝鮮平壤府若松町二番地 朝鮮中央鐵道株式會社	同人 名義人 池田乾治	昭和十三年投資 〃　〃	三菱鑛業株式會社	99900 東京 100 〃	3,996,000 4,000	@ 40.00	3,996,000 4,000
出資	朝鮮　鏡北道清津府水南町一〇〇 清津煉瓦事業匿名組合	同人 〃	昭和十六年投資			2,600,000	2,600,000	5,764,384

名外事業ノ為ス組合出資及其ノ他ノ出資

昭和二十年十一月八日現在

種類（銘柄別記載ヲ要スルモノハ銘柄別ニ記載）	発行者ノ住所及氏名又ハ商號	所有者ノ住所氏名又ハ商號及屆出印	取得ノ時期及理由	所有者以外ノ者ガ該財産ニ付シ利害関係ヲ有スル場合ニ其ノ住所氏名又ハ商號及利害関係ノ内容	數量ノ數（金額及券面金額）	取得價額	後價額	時價額
株式	朝鮮京城府中區本町一丁目五十三番地ノ一 朝鮮無盡株式會社	同人 名義人 東京都世田谷區三宿町一七一 小村千太郎	大正15 投資 〃 〃	三井信託株式會社	115180 株 100 株	5,245,446 4,554	●45,54 ●50 〃	8,025,046 6,970
〃	〃 〃 〃 太平通一丁目六十一番地 朝鮮石炭株式會社	同人 名義人 朝鮮京城府黄金町一丁目一八〇 三井信託京城事務所氣付 松浦政次	昭和16 〃 〃	三井信託株式會社	7900 株 100 〃	98,750 1,250	●12,50 〃	98,750 1,250
〃	〃 〃 〃 黄金町二丁目一九五番地 朝鮮マ[illegible]開發株式會社	同人 名義人 東京都 小村千太郎 名義人 朝鮮京城府黄金町一丁目一八〇 三井信託京城事務所氣付 尾形正嘉	昭和14 〃 〃 〃 〃	三井信託株式會社 〃	16900 〃 50 株 50 〃	845,000 2,500 2,500	●50 〃 〃	845,000 2,500 2,500
〃	〃 〃 古市町十四番地 朝鮮鐵道株式會社	同人 東京都大森區田園調布二ノ七三 池田乾治 同人	昭和9 〃 〃 〃 〃	三井信託株式會社	38585 株 300 〃 1000 〃	540,190 4,200 9,100	●14 15 〃 ●910 ●10	839,577 6,450 14,500

第一〇　無体財産権

財産ノ種類	所在地	数量	取得時期	帳簿価額	取得価額	評価額
清津						
特許権 クルップ式 レン法	朝鮮咸鏡北道	1件		1,517,080.00	3,516,785.70	3,516,785.70

第十四　支店及子會社

昭和二十年九月三十日現在

參會社ノ住所，商號及組織	支店，子會社等ノ住所，商號及組織	持分ヲ取得セル財產及價額	參會社，支店及子會社等ノ事業ノ明細	支店及子會社等ヘ對スル投資額及ソノ總額
東京都港區芝ノ内貳丁目四番地 三井鑛山株式會社	朝鮮咸鏡北道清津府兼水南町一〇〇 三井鑛山清津製鍊所		鑛山，族坑事業及ソノ附帶事業	58,681,145.52
	朝鮮黃海道鐵事郡下聖面大峰里 三井鑛山下聖鑛業所			51,570,772.31
	朝鮮京城府南大門通二丁目 三井物產株式會社內 三井鑛山京城事務所			

負債調書　　三井鉱業株式会社

負債（本　内ニ居住スル者ガ外地ニ居住スル者ニ対シ負担スベキ一切ノ負債）

（昭和二十年十一月八日現在）

負債ノ種類	負債ノ明細	相手方ノ住所氏名又ハ商号及国籍			負債ノ原因及弁済ニ関スル取極メ其ノ他参考トナルベキ事項	表示通貨ニ因ル金額
三井鉱業株式会社債券	旧株式　昭和十三年20株　十月十五日 新株式　昭和二十年20株　四月一日	井上　誠吉	朝鮮平　府須町九	日本	旧株式 一株五台割合額 現在 新株式 一株五台割四分ノ一現在	圓 1,250,00
同　上	旧株式　昭和十四年5,740株二月二十日 新株式　昭和二十年5,740株四月一日	株式会社朝鮮貯蓄銀行	朝鮮京城府本町一丁目五三ノ一	朝鮮	〃 〃	圓 752,750,00
同　上	旧株式　昭和十四年50株　二月二十日 新株式　昭和二十年50株　四月一日	小河　弘道	朝鮮京城府明治町五丁目廿一	日本	〃 〃	圓 3,125,00
同　上	旧株式　昭和十四年10株　二月二十日 新株式　昭和二十年10株　四月一日	鳥巣　正嘉	朝鮮京城府黄金町一ノ一八〇 三井朝鮮鉱業所内	日本	〃 〃	圓 625,00
同　上	旧株式　昭和十八年10株　四月三十日 新株式　昭和二十年10株　四月一日	川崎貫次郎	朝鮮全羅北道金提郡村里二一一	日本	〃 〃	圓 625,00
同　上	旧株式　昭和十四年60株　二月二十日 新株式　昭和二十年60株　四月一日	鈴木　善行	朝鮮全羅北道金山郡福星邑旭町二〇五	日本	〃 〃	圓 3,750,00
同　上	旧株式　昭和十四年250株　二月二十日	岡崎　唐助	朝鮮慶南鎮府三知町八七	日本	〃	圓 12,500,00
	旧株式　昭和十五年10株　八月卅一日 新株式　昭和二十年10株　四月一日	高橋市太郎	朝鮮平安南道江西郡草里面新仙里三井鉱業株式会社社宅	日本	〃 〃	圓 625,00

種類	負債ノ明細	相手方ノ住所氏名又ハ名称及国籍			負債ノ原因及弁済ニ関スル取極メ其他参考トナルベキ事項	表示通貨ニ因ル金額
三菱鉱業株式會社株式	舊株式昭和二十年五月三十日 300株	高橋 愛子	朝鮮江原道春川郡春川邑幸町三三〇	日本	舊株式 一株五拾圓全額拂込	15,000.00圓
仝上	舊株式昭和十四年 60株 二月二十日	辰巳物事株式會社	朝鮮京城府古市町四三	日本	〃	3,000.00
仝上	舊株式昭和十四年 20株二月二十日 新株式昭和二十年 200株 四月一日	松尾 澤吉	朝鮮慶尚北道慶山府琳天町一丁目四五 朝鮮貯蓄銀行支店内	日本	〃 新株式 一株五拾圓四分ノ一拂込	12,500.00
仝上	舊株式昭和十四年 10株 二月二十日 新株式昭和二十年 60株 四月一日	樋渡 重雄	朝鮮慶尚北道尚州郡尚州邑南町壹三七	日本	〃 〃	625.00
仝上	新株式昭和二十年四月一日 100株	島津 松代	朝鮮新義州府線町二ノ五 朝銀耐宅	日本	〃 〃	5,750.00
仝上	新株式昭和二十年四月一日 100株	申 聖均	朝鮮京城府明倫町三丁目二ノ三七	朝鮮	〃	1,250.00
仝上	舊株式昭和十八年十月廿一日 100株	渡邊仁左右	朝鮮京城府中區黄金町一ノ九七	日本	〃	5,000.00
仝上	舊株式昭和十七年 100株十月卅一日 新株式昭和二十年 100株 四月一日	伴 松王	朝鮮京城府三角町一一二	日本	〃 〃	6,250.00
仝上	舊株式昭和十五年 50株 六月六日	楠松 良一	朝鮮京城府青葉町二丁目十番地三一號	日本	〃	1,500.00

負債ノ種類	負債ノ明細	相手方ノ住所氏名又ハ名称及国籍			負債ノ原因及弁済ニ関スル取極メ其他参考トナルベキ事項	表示通貨ニ関ル金額
三菱鉱業株式会社株式	旧株式昭和十五年400株 二月廿日 新株式昭和二十年400株 四月一日	串馬 利哉	朝鮮全羅南道寶城郡[illegible]邑回春里大四五	日本	旧株式 一株五拾圓全額拂込 新株式 一株五拾圓四分ノ一拂込	25,000.00
全上	旧株式昭和十四年10株 二月二十日 新株式昭和二十年10株	今村繁雄	朝鮮清津府水南 三菱清津製煉所内	日本	〃 〃	625,00
全上	旧株式昭和十四年10株 二月二十日 新株式昭和二十年10株 四月一日	今村 繁雄	朝鮮平安南道順川郡新倉面 朝鮮無煙炭新倉炭坑社宅	日本	〃 〃	625.00
全上	旧株式昭和十九年100株十月二十日 新株式昭和二十年100株 四月一日	長谷川榮彦	朝鮮平安南道鎭南浦府龍沙町 三菱マグネ社宅 長谷川榮三方	日本	〃 〃	6,250,00
全上	旧株式昭和十七年200株九月廿八日	西村 政市	朝鮮慶城府黄金町一ノ九五	日本	〃	10,000.00
全上	旧株式昭和十六年120株八月廿三日 新株式昭和二十年120株 四月一日	千代 なつ	朝鮮忠清北道清州郡清州邑清水町一五八	日本	〃 〃	7,500.00
全上	旧株式昭和十四年1株二月二十日 新株式昭和二十年1株 四月一日	大原 正藏	朝鮮京城府明治町二ノ五七	日本	〃 〃	62.50
全上	旧株式昭和十六年十二月廿七日80株	岡野 浪江	朝鮮清津府羅南生駒町六	日本	〃	1,000.00
全上	旧株式昭和十四年40株 二月二十日 新株式昭和二十年40株 四月一日	川面 菊江	朝鮮全羅南道光州府林町一〇〇番地ノ二	日本	〃 新株式 一株五拾圓四分ノ一拂込	2,500.00

負債ノ種類	負債ノ明細	相手方ノ住所氏名又ハ名称及屋號			負債ノ原因及辨濟ニ關スル取極其他參考トナルベキ事項	表示通貨ニ因ル金額
三菱鑛業株式會社株式	舊株式昭和十六年100株四月十四日 新株式昭和二十年100株　四月一日	津[illegible]　輝	朝鮮京城府東四軒町二八番地ノ二一	日本	舊株式 一株五拾圓全額拂込 新株式 一株五拾圓四分ノ一拂込	6,250.00
仝上	新株式昭和十四年二月二十日 100株	根岸　喜一	朝鮮京城府龍山區二坂通二二六ノ一一	日本	〃	2,500.00
仝上	舊株式昭和十四年二月二十日 100株	中[illegible]　トシ	朝鮮京城府大和町二丁目七八	日本	〃	5,000.00
仝上	舊株式昭和十七年十月廿三日 100株	村上　市郎	朝鮮忠淸南道天安郡天安邑本町二三	日本	〃	5,000.00
仝上	舊株式昭和十八年40株三月十六日	曾野　千秋	朝鮮平[illegible]府新里町二〇三ノ一一	日本	〃	2,000.00
仝上	舊株式昭和十八年25株　十月九日 新株式昭和二十年25株　四月一日	甸田　操	朝鮮黃海道沙里院邑駒泉里一三五西鮮支場內	日本	〃 〃	1,562.50
仝上	舊株式昭和十四年10株二月二十日 新株式昭和二十年10株　四月一日	柳田書久子	朝鮮全羅南道靈城郡橋邑　橋里七六〇	日本	〃 〃	625.00
仝上	舊株式昭和十八年十二月廿一日 10株	藤井　賢進	朝鮮京城府城東區新堂町三七七ノ一八	日本	〃	500.00
仝上	舊株式昭和十八年十二月廿一日 10株	藤原　修一	朝鮮京[illegible]道水原郡日[illegible]面高等里七九	日本	〃	3,000.00

負債ノ種類	負債ノ明細	相手方ノ住所氏名又ハ名称及国籍			負債ノ原因及弁済ニ関スル取極メ其他参考トナルベキ事項	表示通貨ニ因ル金額
三菱鉱業株式會社株式	舊株式昭和十八年20株十二月廿三日 新株式昭和二十年20株 四月一日	小山竜太郎	朝鮮京城府南大門通二丁目一〇千代田ビル四階キリンビール株式會社	日本	舊株式一株五拾圓全額拂込 新株式一株五拾圓四分ノ一拂込	1,250.00
仝上	舊株式昭和十七年50株九月廿九日 新株式昭和二十年50株 四月一日	江浪芳太郎	朝鮮平　府黄金町二五	日本	〃 〃	3,125.00
仝上	舊株式昭和十四年20株 七月十日 新株式昭和二十年20株 四月一日	青木加都子	朝鮮慶尚南道興南邑柳亭里北[illegible]一一二	日本	〃 〃	1,250.00
仝上	舊株式昭和二十年200株 六月九日	秋田鑛業株式會社	朝鮮京城府明治町二丁目二二	日本	〃	10,000.00
仝上	舊株式昭和十七年100株十月廿七日 新株式昭和二十年100株 四月一日	鮎澤　常長	朝鮮京城府黄金町七ノ七	日本	〃 〃	6,250.00
仝上	舊株式昭和十九年50株四月十四日 新株式昭和二十年50株 四月一日	佐治　康藏	朝鮮全羅南道木浦府栄町一ノ一〇	日本	〃 〃	3,125.00
仝上	舊株式昭和十八年200株 六月九日 新株式昭和二十年200株 四月一日	佐治　勇作	朝鮮慶尚北道金山府東大新町二ノ三二七	日本	〃 〃	12,500.00
仝上	舊株式昭和十五年50株 八月卅一日 新株式昭和二十年50株 四月一日	菊池　享	朝鮮京城府新堂町三七七番地ノ一七號	日本	〃 〃	3,125.00
仝上	舊株式昭和十四年10株 二月二十日 新株式昭和二十年10株 四月一日	桐島　イト	朝鮮仁川府論　町朝鮮油脂社宅桐島信義方	日本	〃 〃	625.00

負債ノ種類	負債ノ明細	相手方ノ住所氏名又ハ商號及國籍			負債ノ原因及辨濟ニ關スル取極メノ其ノ他參考トナルベキ事項	表示通貨ニ因ル金額
三菱鑛業株式會社株式	舊株式昭和十五年五月三十日	宮脇 かと	朝鮮全羅南道光山郡松灯邑松灯里	日本	舊株式 一株五拾圓全額拂込 新株式 一株五拾圓四分ノ一拂込	圓 2,500.00
仝上	舊株式昭和二十年二月一日	森實島治郎	朝鮮京城府永登浦區上道町一	日本	〃	圓 5,000.00
仝上	舊株式昭和二十年八月晴一日	鈴本幸太郎	朝鮮慶南釜府龍川町四	日本	〃	圓 5,000.00
仝上	舊株式昭和十四年二月二十日 新株式昭和二十年四月一日	京谷 甚治	朝鮮咸鏡北道茂山郡茂山邑城川洞六一 茂山鑛山社宅一號	日本	〃 〃	圓 625.00
計						564,500.00